

# 西尾市行政評価委員会

平成29年度（第23次）報告書

（平成29年4月1日～平成30年3月31日）



平成30年8月

# 目 次

西尾市行政評価委員会－その役割－	1
行政評価委員のひとこと	2
1 西尾市行政評価委員会の活動状況	3
(1) 行財政改革の評価について	
(2) 発意に基づく意見陳述	
(3) 苦情申立ての受付処理	
(4) 市長の求めに応じて行う職務	
(5) 行政評価委員会の会議時間枠の拡大	
(6) その他	
2 西尾市行政評価委員会の所見	4
(1) 行財政改革の評価について	
(2) 苦情申立ての評価について	
(3) 教育委員会事業の評価について	
3 行財政改革の状況調査（平成29年度）	5
(1) 「第4次実行計画」総評	6
(2) 「第4次実行計画」進捗評価総括表	8
(3) 「第4次実行計画」評価表	17
4 苦情申立ての処理事例	134
5 西尾市教育委員会事業の評価所見	147
6 参考資料	
第1部 西尾市行政評価委員会要綱	149
第2部 西尾市行政評価委員会運営要領	154
第3部 西尾市行政評価委員会苦情申立て処理フロー	155
第4部 西尾市行政評価委員会の概要	156

# 西尾市行政評価委員会

## － その役割 －

平成7年4月に発足した本会の役割

- ① 行財政改革の監視・調査・公表についての評価を市長に報告すること。
- ② 市政全般について、自己の発意に基づく意見を市長に述べること。
- ③ 市政への苦情の申立てがあった場合に、公正かつ中立的立場から、苦情に対する市の処理について調査・検討・評価を行い、必要があると認めるときは、市長に意見を述べること。
- ④ 市長の求めに応じ、市への市民からの提言や要望等及び苦情にかかわる各種施策の問題点と改善の方策等について調査・検討し、市長に意見を述べること。



## 行政評価委員のひとこと



### 中長期目標をもつこと、自己点検すること

行政評価委員 伊澤光二

行政評価委員の職務の一つに行財政改革について評価することがあります。この作業をしながら思い出したことを記します。私が小中学校に勤務していたころ、文部科学省より「学校評価ガイドライン」が公表されて、学校は「中長期ビジョンをもつこと」や「目標の達成状況を自己点検し公表すること」が課せられました。教職員は日常の業務を行うことで手一杯のなか、新しい課題を教職員が研修し実行するのには困難と思いましたが、まずは校長らがリーダーシップを発揮しビジョンづくりと評価を具体化しました。学校の取り組みの中長期目標とその評価の方法をまとめて、教職員に周知すると、「この目標達成のために、私が担当する予算執行についても工夫しましょう」などと教職員から提案があり、1年間では達成できないことも数年かけて実現できることを経験しました。



### 行政評価委員会 24 歳、まだまだこれからです

行政評価委員 三浦真澄

今年で 24 年目、西尾市行政評価委員会は平成 7 年生まれです。行政改革推進のプロセスへの住民参加や進行管理における監視機能強化の為に「西尾市行政改革懇談会報告書(平成 6 年 11 月)」にて提言され誕生したのが当委員会なのです。はじめがきに『…地方自治体はこれまで以上にその自治能力を高め、その責任において住民の生活を重視しその要求を的確に把握し、複雑・多様化する行政需要に対応することが要請されています。…』とある報告書において期待された『より民主的で公正で効率的な住民自治に基づく行政の実現』に十分寄与できているとは残念ながら言えないようです。四半世紀も前の報告書で指摘を受けた課題の多くが新鮮さを保っているということは、いかに行革が難しいのかも物語っているようです。7 期目にしよやく『住民自治』という言葉の重みがわかってきたこの身を恥じつつも、四半世紀後には「変わったね!」と言われていることを目指したいです。



### 行政不服審査法の改正について

行政評価委員 坂田吉郎

長く懸案となっていた行政不服審査法の全面改正が平成 26 年 6 月国会で成立し、平成 28 年 4 月から施行されました。より国民に利用しやすい実効的な制度とすることを目的とし、審理手続を主宰し、裁決書の案を作成する職員(審理員)の資格や役割等を法定し、手続の透明性や公正性を高めるとともに、審査庁が外部有識者によって構成される附属機関(西尾市の場合「西尾市行政不服審査会」)に諮問し、その答申を得て裁決しなければならないこととする等の改正が加えられたものです。市民にとって極めて重要な法改正ですが、残念ながらほとんど知られておらず、審理員を務める職員の側の準備も必ずしも十分とは言えません。行政評価委員会の苦情評価制度とともに、行政不服審査制度は、市政を正すための重要なツールであり、市民の側がこれらを適切に理解し活用しなければ、自らの権利利益を守ることはできません。市民への広報とともに、市職員への研修等に努めてまいります。



# 1 西尾市行政評価委員会の活動状況

## (1) 行財政改革の評価について

中立的第三者機関として、公正、中立な立場での監視や調査、公表機能を持つ本委員会は、前述の視点に立ち、行財政改革の進捗状況の監視等に努めています。

平成29年度は、西尾市行財政改革推進計画（第4次実行計画）や、教育委員会所管事業の評価を行いました。

## (2) 発意に基づく意見陳述

諸問題について協議しましたが、本年度は発意までには至りませんでした。

## (3) 苦情申立ての受付処理

本委員会は、事務局を市役所企画部企画政策課内に置き、面談場所を市役所の11相談室に設け、原則として毎月第1、第3月曜日に、委員3人の輪番により面談を実施してきました。

申立て手続きについては、市民が容易に行えるように、リーフレットや苦情申立書を市役所内の事務局と市民課ロビーのほか、市内39か所の公共施設に配置するとともに（146頁参照）、市のホームページでも紹介しています。

また、平成28年度（第22次）報告書を公共施設に配置するとともに、市のホームページでも公開し、申立て内容等の公表に努めました。

苦情申立てについては、面談だけではなく、ファクス、郵送、代理人でも受け付けて、調査や検討を行い、評価しました。

平成29年度は、市長の所管する業務執行に関する事項、当該業務に関する職員の行為等に関する申立て及び相談は27件ありました。

## (4) 市長の求めに応じて行う職務

平成29年度は、市長から本委員会への求めはありませんでした。

## (5) その他

平成29年11月22日に総務省（東京都）で開催された「全国行政苦情救済・オンブズマン制度連絡会」に本委員会も出席し、全国の行政オンブズマン27団体と意見交換を行いました。

活動全般に渡っては、当然のことながら公正かつ中立的立場から、本会の役割を果たすことを基本方針として取り組みました。

## 2 西尾市行政評価委員会の所見

### (1) 行財政改革の評価について

平成23年度に策定された西尾市行財政改革推進計画（第4次実行計画）が、計画期間である5年を終えましたので、その計画の取組事項全107件に対して調査及び評価を行いました。

### (2) 苦情申立ての評価について

平成29年度中に12件の評価決定をしました。

その苦情の評価にあたっては、担当課に資料の提出を求め、公正・中立的な立場で事情聴取をし、3委員合議の上で申立人及び市長（担当課）あてに評価結果を通知しています。

平成29年度の苦情の処理件数は、27件であり、前年比3件増となりました。

一方では、本委員会で対応できない相談（市長が所管する業務以外の相談等）も増加しているため、本制度について、皆様に正しく理解していただけるよう周知していかなければならないと考えます。

この苦情申立てを利用して改善されることも多数あります。市民の皆様が直面した問題を解決することで、より住みやすい西尾市を創っていくことができるよう、この制度を積極的に活用していただきたいと心から願っています。

### (3) 教育委員会事業の評価について

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が一部改正され、教育委員会は、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに公表することとなりました。

西尾市教育委員会が所管する平成28年度の事業から6事業について、評価を行いました。

おわりに、本年度も本委員会の職務遂行にあたって、誠実に対応された関係各課の皆さんに感謝します。

代表行政評価委員	伊 澤 光 二
行政評価委員	三 浦 真 澄
行政評価委員	坂 田 吉 郎

### 3 行財政改革の状況調査（平成29年度）

#### 西尾市行財政改革推進計画（第4次実行計画）の評価

西尾市が行財政改革を推進するために策定した西尾市行財政改革推進計画（第4次実行計画）は、3つの基本方針に基づき6つの重点項目により実施されました。計画期間は平成24年度から平成28年度までの5年間としており、計画期間が終了したことからその取組事項を調査し評価しました。

調査の内容は、計画所管課の進捗状況調査結果及び自己評価を基に、当委員会から計画所管課への質疑応答を経て行政評価委員会の評価としました。調査の概要は次のとおりです。

#### 【計画の基本方針と重点項目】

- 基本方針1 市民と行政が協働・共有するまちづくり（該当重点項目ア、イ）  
基本方針2 財政基盤の確立と効果的・効率的な行政運営（該当重点項目ウ、エ、オ）  
基本方針3 持続可能な市民サービスの向上（該当重点項目カ）

#### 【調査対象取組事項】

重点項目		件数
ア	市民参加と協働によるまちづくり	6件
イ	開かれた市政の推進	5件
ウ	健全な財政運営の推進	34件
エ	合理的・効率的な事業実施	48件
オ	機能的な組織再編と職員の意識改革	8件
カ	市民サービスの向上	6件
計		107件

※個別評価表の右上に重点項目を記載

#### 【第4次実行計画の総評】

次ページ以降に掲載

#### 【評価総括表・評価票】

次ページ以降に掲載

#### ・評価表の評価方法

評価表は、取組事項、取組内容、実施スケジュール、効果額、目標（値）進捗状況・効果、効果額の積算・説明を設定しました。また、行政評価委員からの質問と回答、担当課の自己評価（ABC）及び具体的な評価理由、行政評価委員会評価（ABC）及び具体的な評価理由を記載しました。

評価総括表は、個別評価表を抜粋して一覧表としたものです。

## 西尾市行財政改革推進計画「第4次実行計画」総評

西尾市行政評価委員会

西尾市行政評価委員会の役割として「行財政改革の監視・調査・公表についての評価を市長に報告すること。」があります。平成23年度に策定した、西尾市行財政改革推進計画（第4次実行計画）は、計画期間が平成24年度から平成28年度までの5か年となっており、計画期間が終了した平成29年度に取組結果の調査及び評価を実施しました。

この第4次実行計画の効果額は約59億円とすでに公表されており、これによれば一定の成果は挙げられているものと評価できます。

また、計画策定時に、庁内だけでなく初めて民間からの委員を加え、15名の『西尾市行財政改革推進委員会』を立ち上げ西尾市行財政改革大綱を大きく見直し、行財政改革推進計画策定に臨まれるなど、新たな取り組みにチャレンジした姿勢は評価できますが、その計画の実効性においては些か疑問に感じられるものも多く見られました。

第4次実行計画での各取組の継続管理はもちろんのこと、目標策定の手法や進捗管理等、計画を実行して浮彫となった課題を、今後の行財政改革に繋げていただきたいと願います。

基本方針に対する評価や、今後の課題を下記のとおり示し、個別の取組に対する評価は、別紙個別評価票内にそれぞれ記載しました。

### 1. 行財政改革の3つの基本方針に対する評価

#### ① 市民と行政が協働・共有するまちづくりについて

市民と行政が協働・共有するまちづくりに関する項目については、その多くにおいて、真の意味で市政を市民に開こうとする強い意思は見出しがたく、通り一遍のおぞなりの改革という印象を持ちました。

#### ② 財政基盤の確立と効果的・効率的な行政運営について

全体として、財政基盤の確立と効果的・効率的な行政運営に関する項目を中心に、市民に身近な分野で、真摯に改革に取り組み、着実に成果を挙げていると評価できました。

健全な財政運営の推進に関する計画において目標数値が検討された跡が無いものがあることは残念です。

#### ③ 持続可能な市民サービスの提供について

分かりやすい窓口対応に努めたことは評価できますが、目標を数値で書けないも

のは、状態をしっかり検討しその状態を表す数値を盛り込む努力が足らなかったのではないのでしょうか。例えば市民サービスの向上などにおいては現状における市民満足度アンケートの結果があれば、その満足度を〇%アップさせるなどの目標の立て方もできます。今後の行革での取り組みに更なる工夫を求めたいと思います。

## 2. 今後の課題

### (1) 革新的取組

チャレンジ精神や前例主義にとらわれない斬新な発想、市区町村の垣根を越えた広域的視点が表れた取組みはほとんど見られず、5～10年先を見据えた攻めの改革というよりは、市民のニーズや社会の変化に対応するためのいわば受動的改革が多く、行政の常識の範囲内における地味な取組みに止まっている印象を受けました。

### (2) 改革案の設定

第4次実行計画に基づく改革に取り組んだ各課の責任ではありませんが、計画で取り上げるのに適さない些末な事柄を内容とする項目、あまりにも容易に達成できてしまう項目、過度に抽象的で科学的な効果測定の方法を欠く項目など、取り上げるべき項目の選定が必ずしも適切でないと認められる例が散見されました。

### (3) 目標値の設定

担当課によっては、事業、施策を紹介するのみでどのような目標としているか不明なもの、また成果を数字で表記できないものとし、どの程度の成果を期待するか明確にされていないものや、目標の考え方が適当でないものが見受けられました。数字として目標が立てづらい取組もあるとは思いますが、計画する際にその狙いをしっかりと議論せずに策定してしまったことが要因ではないかと考えます。取組に至った原因と改善の狙いをしっかりと定めた上で、その狙いを目標とし自己評価を行うこと、事業・施策の進行状況を管理し、取組を進めていくべきでありました。

### (4) 計画の中間評価

計画期間中における計画の見直しや軌道修正等を可能にするため、実施5年の中間の時期においても進捗調査及び評価を行うべきでした。

## 西尾市行財政改革推進計画(第4次実行計画)進捗評価総括表

	重点項目	整理番号	取組事項	取組内容	担当課	担当課評価	行政評価委員評価
1	ア 市民参加と協働によるまちづくりの推進	1-1	各種イベント(祭り等)の運営方法の見直し	合併により多くのイベントを実施していますが、旧幡豆郡3町においては行政が大きく関わっているのが現状です。 地域主体の運営を行うために、協議会、委員会等を設立して民間主導のイベント運営への移行を検討し、地域との調整ができたイベントから順次実施していきます。	商工観光課	A	B
2	ア 市民参加と協働によるまちづくりの推進	1-2	市民協働の推進	市民協働の仕組みづくりと市民活動団体への補助制度の見直しを行い、市と市民団体との協働事業の推進を強化します。 市民団体との協働事業を調査研究し、補助制度を推進します。	地域支援協働課	B	B
3	ア 市民参加と協働によるまちづくりの推進	1-3	校区コミュニティの推進	自治総合センターが社会貢献広報事業の一環として行っている宝くじ助成事業の選定団体を、コミュニティ組織に限定したものに検討のうえ切り替え、校区コミュニティの充実・強化に取り組みます。	地域支援協働課	B	B
4	ア 市民参加と協働によるまちづくりの推進	1-4	ボランティア活動の推進	市各課のボランティア募集の状況をホームページで分かりやすく公開するとともに、西尾市社会福祉協議会ボランティアセンターと連携して市民参加の拡大を目指します。 ボランティアの募集状況を分かりやすく公表することで、ボランティア活動への応募件数の増加を目指します。	地域支援協働課	B	B
5	ア 市民参加と協働によるまちづくりの推進	1-5	各種委員会、審議会への市民参加の促進	開かれた市政の推進を図るため、委員の改選時等に公募委員の登用促進を図ります。 男女双方の意見を広く市政に反映させるため、女性委員の登用促進を図ります。 関係団体から委員を選任する場合は、関係団体の代表に限らず団体内の多様な人材の推薦依頼を行うよう努めます。	全庁	C	C
6	ア 市民参加と協働によるまちづくりの推進	1-6	公園管理における市民参加の推進(都市公園の公園愛護会設立)	地域住民の活動団体による、公園維持管理業務への自発的な参加協力を促します。 年々多様化する公園への市民のニーズを行政が満たすことは難しくなっており、公園ごとの対応が求められるようになってきています。 この状況に対応するため、地域住民等で構成される愛護会(=市民団体:町内会、老人会、子ども会、地域団体等)により公園の維持管理を行うことで対応が可能になります。1公園あたり1愛護会とし、清掃、草刈り等作業を依頼し、報奨金を支払います。	公園緑地課	B	B
7	イ 開かれた市政の推進	2-1	公開会議の推進	市政の透明化と市民参画の推進を図るため、市民が委員になっている各種審議会等の会議について公開の基準等を定め、積極的に公開します。	全庁	B	C
8	イ 開かれた市政の推進	2-2	「市民の声」の公表	ホームページや公共施設等で受け付けている「市民の声」制度について、市政に対して寄せられた市民からの意見や要望及びそれらに対する行政の考えなどを示した回答をホームページや広報紙に公表し、市民との情報共有を図り、開かれた市政を推進します。	秘書課	B	B
9	イ 開かれた市政の推進	2-3	FAQ(よくある質問と回答)の公表	市に寄せられる質問等をもとに作成した「FAQ(よくある質問と回答)」をホームページに公表し、市民等の疑問に対して、迅速な解決を図ります。	秘書課	B	B
10	イ 開かれた市政の推進	2-4	監査委員による監査結果の公表	定期監査等の結果を全て公表します。 公表はホームページで行い、各監査結果の詳細を掲載します。	監査委員事務局	A	B
11	イ 開かれた市政の推進	3-1	新たな電子媒体を活用した情報発信	携帯電話やスマートフォンの普及により、新たな電子媒体を活用して市政情報やイベント情報、災害情報などの発信を検討します。 特に、市のホームページにつながりにくい状況に陥る可能性がある災害時には、情報発信だけでなく、市民からの情報の収集が期待できます。	秘書課	B	B
12	ウ 健全な財政運営の推進	4-1	企業誘致の推進	企業訪問を行い、企業のニーズの把握に努めるとともに、企業立地フェア等を活用してパンフレットの配布等を行い、企業誘致を積極的に推進し、税収の確保、雇用の安定、住工混在の解消等を図ります。  ※ 住工混在とは、住宅と工場などが混在して立地している状態をいいます。	企業誘致課	A	B
13	ウ 健全な財政運営の推進	5-1	広告収入の拡大	積極的な広告募集による歳入の確保を図るとともに、募集方法の見直しを検討します。	全庁	A	A
14	ウ 健全な財政運営の推進	6-1	市債権の回収(移管基準に基づく引受徴収)	市の未収債権の滞納処分や強制執行等の法的手続を専門的に行う組織を平成24年度から3年間を目途に設置します。 専門的組織では、債権管理担当課から移管基準に基づいた未収債権を引受け、過年度の未収債権の圧縮を図ります。	収納課	A	A
15	ウ 健全な財政運営の推進	6-2	口座振替の推進	市税等を納付する場合に、コンビニエンスストアでの納付は口座振替と比べ市の費用(市から支払われる手数料、郵送料)がかかることを周知するとともに、口座振替による納付依頼を推進し、経費の削減と歳入の確保を図ります。	収納課	B	B

## 西尾市行財政改革推進計画(第4次実行計画)進捗評価総括表

	重点項目	整理番号	取組事項	取組内容	担当課	担当課評価	行政評価委員評価
16	ウ 健全な財政運営の推進	7-1	補助金等の見直し	補助金チェックシートを活用し、合併以前から継続している補助金についても、均衡化を図るなど、見直しを行います。 また、その実効性を高めるため、有識者らによる第三者審査会の設置を検討します。	全庁	C	C
17	ウ 健全な財政運営の推進	7-2	社会福祉協議会助成金の見直し	社会福祉協議会は、多様化する福祉ニーズにきめ細かく対応し、自立と相互扶助を中心とした地域ぐるみの福祉の輪を広げるためにボランティア活動等の支援や、市からの受託事業を実施してきました。 受託事業は、行政が直接実施した場合と比べ、専門的かつ効率的に事業が展開できるメリットもあり、社会福祉協議会は、本市の地域福祉の向上に欠かせない組織となっています。 しかし、助成金の見直しは、市全体の課題となっていますので、社会福祉協議会が実施する事業内容等を精査し、検討します。…① また、社会福祉協議会を通じた福祉団体への助成金については、合併時の取り決め事項として旧西尾市、旧幡豆郡3町と平成23年度から平成25年度までに交付基準を合わせるにより削減を図ります。…②	福祉課	B	B
18	ウ 健全な財政運営の推進	7-3	商工会補助金の見直し	商工会議所と商工会への補助金は大きな格差があるので、同水準となるように商工会への補助金を段階的に見直します。	商工観光課	A	B
19	ウ 健全な財政運営の推進	7-4	各種団体補助事業の整理統合(農林水産関係団体)	農林水産関係団体補助金の整理統合を順次実施します。 また、関係補助団体と調整を図り、団体補助から事業補助へと補助内容の見直しを行います。	農林水産課	A	B
20	ウ 健全な財政運営の推進	7-5	住宅用太陽光発電装置設置費補助、低公害車導入補助の見直し	①住宅用太陽光発電装置設置費補助 補助金額を始めとする制度拡充を検討します。 ※当初の普及目標は達成しましたが、東日本大震災や浜岡原発の停止、再生エネルギー特別措置法の成立などの社会情勢の変化により、更なる自然エネルギーの普及が求められています。 ②低公害車導入補助 補助対象車両の見直しを含め検討します。 ※平成23年8月の新車販売台数の1位、2位をハイブリッド自動車に占め一定の普及がなされたと評価することができます。また、平成23年度後半には小型車ベースの安価なハイブリッド自動車の販売が開始されることで更なる普及が急速に進み、本制度の目的達成が見込まれるとともに財政的な課題も生じることが予想されます。	環境保全課	A	A
21	ウ 健全な財政運営の推進	7-6	浄化槽設置費補助の見直し	制度の廃止も含めた見直しを行います。 国の循環型社会形成推進交付金の計画(5ヵ年)が平成25年度に終了するため、それまでに検討し、平成26年度より実施します。 ※昭和63年から施行されている西尾市浄化槽設置費補助金交付要綱は、し尿及び生活雑排水を併せて処理する合併処理浄化槽の普及促進とし尿だけを処理する単独処理浄化槽からの転換促進を目的としてきました。 しかし、平成12年の浄化槽法の改正に伴い、単独処理浄化槽の新設が原則禁止(下水道予定処理区域を除く)となり、補助制度の有無に係わらず要綱の目的は達せられる状況です。	環境保全課	C	C
22	ウ 健全な財政運営の推進	7-7	民有地の緑化推進と保全	新たな緑化推進に係る交付金事業を実施して、市域の緑化推進と市民の緑化に対する意識の向上を図ります。 ※02110市街地の大部分を占める民有地の緑は減少しており、公有地の緑化整備のみでは緑の総量は減少傾向にあり、「グリーン倍増計画」に基づき、市街化区域及びその周辺で民有地の建物や敷地において、まとまった規模(面積80㎡以上)で優良な緑化工事(屋上緑化、壁面緑化、駐車場緑化、空地緑化)費に県からの交付金を支出し、快適な生活環境の整備を図ります。交付金は、事業者から申請のあった交付対象事業費の2分の1を超えない範囲で総額500万円を上限とします。	公園緑地課	A	B
23	ウ 健全な財政運営の推進	7-8	土地改良区補助金の見直し	合併による補助金の格差を検証し、均衡化を図るなど見直しを行います。 補助率を段階的に調整します。	土木課	A	B
24	ウ 健全な財政運営の推進	8-1	公共施設の利用者負担の見直し	公共施設によって利用者負担額の設定が異なり、同一敷地内において有料と無料の施設が立地するような格差が生じています。 このため、受益者負担の適正化を目的に、統一的な積算方法を検討した上で、公共施設の利用者負担額の公平性が図られるように全施設の料金体系を見直します。	企画政策課	C	C



## 西尾市行財政改革推進計画(第4次実行計画)進捗評価総括表

	重点項目	整理番号	取組事項	取組内容	担当課	担当課評価	行政評価委員評価
25	ウ 健全な財政運営の推進	8-2	水道料金の適正化	<p>県水供給に係る受水費などの増加額相当を水道料金に反映するなど、水道料金の適正化を図ります。</p> <p>※ 東海・東南海地震の発生に備えるため、上水道施設の耐震化及び老朽管更新を進めています。また、水質悪化等による自己水量の減少に対応するために、県水受水の割合が増加することは避けられない状況であり、これらにかかる工事費や受水費の増加などの要因により、現行の料金体系による収入の増加は見込まれず、このままの計画では数年後には赤字経営に陥る恐れがあります。</p> <p>一日でも早い施設等の耐震化を実現し、安全で安心な水を災害時においても安定して届けることを可能にするため、さらなる経費削減に取り組むとともに、水道料金の見直しが必要です。</p>	水道管理課	A	A
26	ウ 健全な財政運営の推進	9-1	オープンカウンタ(物品等の公開見積競争)の品目拡大	<p>西尾市では愛知県と県内自治体で共同運用している「あいち電子調達共同システム(物品等)」を利用して、物品・役務等の調達を従来の紙入札から電子入札へと移行していますが、随意契約の案件も入札案件同様に公平性及び透明性の向上を目的に電子による調達(オープンカウンタ)を推進しています。</p> <p>しかしながら、工事等と異なり、パソコンに不慣れな業者(業界)が若干あることと、電子での調達(見積提出)にまだ馴染みがないことにより、一度に全ての品目を対象案件とすることができないため、試行期間を交えながら順次品目の拡大を図ります。</p>	財政課	B	B
27	ウ 健全な財政運営の推進	10-1	延滞金の徴収	<p>市税や使用料等の債権の滞納について、納期限までに納付された方とそうでない方との公平性を保つため、適正な延滞金の徴収強化を図ります。</p>	収納課	A	B
28	ウ 健全な財政運営の推進	10-2	公有財産の活用と処分	<p>売払可能財産については、積極的に処分します。</p> <p>貸付財産については、可能な限り売却します。</p> <p>行政利用できる普通財産の種別替を積極的に行い、有効活用を図ります。</p> <p>※ 公有財産は、行政財産と普通財産に分類されます。行政財産は、原則、貸付や売却ができませんが、普通財産は、貸付や売却することができます。</p>	財政課	B	B
29 30	ウ 健全な財政運営の推進	10-3	自動販売機の設置に係る行政財産目的外使用の見直しと入札制度の検討	<p>自動販売機設置に伴う電気料等の設置者負担の明確化や、設置者選定に係る入札方式の検討を行い、歳入の確保を図ります。</p>	総務課	A	A
29 30	ウ 健全な財政運営の推進	10-3	自動販売機の設置に係る行政財産目的外使用の見直しと入札制度の検討	<p>自動販売機設置に伴う電気料等の設置者負担の明確化や、設置者選定に係る入札方式の検討を行い、歳入の確保を図ります。</p>	一色支所	C	C
29 30	ウ 健全な財政運営の推進	10-3	自動販売機の設置に係る行政財産目的外使用の見直しと入札制度の検討	<p>自動販売機設置に伴う電気料等の設置者負担の明確化や、設置者選定に係る入札方式の検討を行い、歳入の確保を図ります。</p>	吉良支所	C	C
29 30	ウ 健全な財政運営の推進	10-3	自動販売機の設置に係る行政財産目的外使用の見直しと入札制度の検討	<p>自動販売機設置に伴う電気料等の設置者負担の明確化や、設置者選定に係る入札方式の検討を行い、歳入の確保を図ります。</p>	幡豆支所	C	C
31	ウ 健全な財政運営の推進	10-4	インターネット公売の実施	<p>差押物品について、「官公庁オークション」サイトを活用し、インターネット公売を実施します。</p>	収納課	C	C
32	ウ 健全な財政運営の推進	10-5	債権管理条例に基づく収納強化(債権の適正管理)	<p>市の債権管理に関する事務の処理について、一般的基準やその他必要な事項を定めた西尾市債権管理条例及び同規則に基づき、債権管理の一層の適正化に向けた全庁的な取り組みを進め、歳入の確保を図ります。</p>	全庁	A	A
33	ウ 健全な財政運営の推進	10-6	督促業務の強化	<p>市税の未納者に対し、長期化を抑制するため電話催告を強化します。</p> <p>また、債権差押等を強化して、歳入の確保を図ります。</p>	収納課	B	B
34	ウ 健全な財政運営の推進	11-1	PPS(特定規模電気事業者)電力への切替えの検討	<p>公共施設の電気料金を削減するため、電力自由化で生まれたPPS(特定規模電気事業者)への切り替えを検討します。</p>	企画政策課	A	A
35	ウ 健全な財政運営の推進	11-2	庁舎維持管理コストの削減	<p>①光熱水費 電気使用量については、平成23年度は夏季から節電に取り組み前年度比20%程度の節電を達成しており、引き続き節電に取り組んでいきます。</p> <p>電気料金については、中部電力と随意契約を行っていますが、今後、PPS(特定規模電気事業者)も含めた入札方式を検討します。</p> <p>②維持管理業務 庁舎維持管理業務のうち、清掃業務、宿日直業務については庁舎管理業務と併せて一括で委託していますが、他業者であっても支障は少ないと思われるので、効果的な入札方式について検討します。</p>	総務課	A	A

西尾市行財政改革推進計画(第4次実行計画)進捗評価総括表

	重点項目	整理番号	取組事項	取組内容	担当課	担当課評価	行政評価委員評価
36	ウ 健全な財政運営の推進	11-3	議案書の作成部数の削減	議案書の作成部数を削減することにより、職員の事務負担の軽減と経費の削減を図ります。 課長級職員への議案書配布(約70部)を廃止し、市役所内部の情報ネットワークでの閲覧とします。	総務課	B	B
37	ウ 健全な財政運営の推進	11-4	庁舎敷地内の庭園管理費の削減	現在、庁舎敷地内の庭園管理は、入札によって造園業者に一括発注をしています。高木剪定などは専門知識や技術が必要と思われる。樹木は成長するため、剪定量、刈枝処分費用は年々増加するものと想定されことから、芝刈や除草など危険度も無く、知識や技術を必要としないものは、高木剪定とは分離して、シルバー人材センターなどに依頼することで経費の削減を図ります。	総務課	B	C
38	ウ 健全な財政運営の推進	11-5	県防災無線の活用方法の見直し	内線電話としても活用できる移動系防災無線を旧幡豆郡3町に整備し、現在、支所との連絡のために内線電話として活用している県防災無線を廃止して分担金の削減を図ります。	危機管理課	A	A
39	ウ 健全な財政運営の推進	11-6	各種印刷物(通知書等)の一括発注	業務(担当)ごとに発注している各種印刷物を、できる限り一括発注することにより、印刷経費の削減を図ります。	一色支所	A	A
39	ウ 健全な財政運営の推進	11-6	各種印刷物(通知書等)の一括発注	業務(担当)ごとに発注している各種印刷物を、できる限り一括発注することにより、印刷経費の削減を図ります。	吉良支所	A	A
39	ウ 健全な財政運営の推進	11-6	各種印刷物(通知書等)の一括発注	業務(担当)ごとに発注している各種印刷物を、できる限り一括発注することにより、印刷経費の削減を図ります。	幡豆支所	A	A
39	ウ 健全な財政運営の推進	11-6	各種印刷物(通知書等)の一括発注	業務(担当)ごとに発注している各種印刷物を、できる限り一括発注することにより、印刷経費の削減を図ります。	学校教育課	A	B
41	ウ 健全な財政運営の推進	11-7	不要物品の有効活用等	本庁機能から支所機能へ移行したことに伴い、不要となった物品の有効活用等を図ります。	一色支所	A	B
41	ウ 健全な財政運営の推進	11-7	不要物品の有効活用等	本庁機能から支所機能へ移行したことに伴い、不要となった物品の有効活用等を図ります。	吉良支所	B	B
41	ウ 健全な財政運営の推進	11-7	不要物品の有効活用等	本庁機能から支所機能へ移行したことに伴い、不要となった物品の有効活用等を図ります。	幡豆支所	A	B
42	ウ 健全な財政運営の推進	11-8	老人憩いの家の施設管理委託料(地元委託分)の廃止	施設により異なっている施設管理委託料(地元委託分)を廃止し、統一を図ります。	長寿課	B	C
43	ウ 健全な財政運営の推進	11-9	放置自転車の処分方法の見直し	放置自転車の処分については、従来は産業廃棄物処理業者に有料で依頼していましたが、今後は、クリーンセンターと調整のうえ無料で受け入れてもらうなど、処分費用の削減に努めます(クリーンセンターの場合、自転車はリサイクルや鉄資源として活用されます)。	地域支援協働課	B	B
44	ウ 健全な財政運営の推進	12-1	中長期的な財政計画・償還計画の策定	合併後における健全で持続可能な行政を実現するため、総合計画、新市基本計画等を踏まえた中長期的な財政計画・償還計画を策定します。	財政課	A	B
45	ウ 健全な財政運営の推進	12-2	支出費用の抑制と収益向上策の見直し	随意契約をしている業務の洗い出し、仕様内容の見直し、価格交渉、長期債務負担、入札などを実施することで、費用の削減を図ります。 医師の目標管理、収益加算の洗い出しによる加算申請の実施や、その他医業外収益の増収を図ります。	市民病院管理課	A	A
46	エ 合理的・効率的な事業実施	13-1	企業誘致における地元交付金の見直し	企業誘致における地元交付金を平成24年度に廃止します。  ※ 旧吉良町では、平成19年度から刻一刻と変化する企業ニーズや山積する課題等に対応するため、地元地権者を中心とする研究会等を立ち上げ、調査研究を行ってきました。これらの会議報酬等について、平成19年の会発足当時はボランティアにて行っていましたが、休日夜間の会議開催が多く、会議資料として会員の自己資料をコピーして持ち寄ることも多くなってきたことから、平成20年度途中から研究会等へは開発推進交付金として支出をしていました。	企業誘致課	A	B
47	エ 合理的・効率的な事業実施	13-2	国内交流事業の見直し	合併を機に、西尾市と友好都市提携を締結している福井県越前町(旧朝日町)と岐阜県恵那市(旧岩村町)との民間交流を促進する団体の活動のあり方(会員数増強策など)を見直します。 旧幡豆郡3町と友好関係にあった都市交流を促進する団体設立や運営に係る活動を支援し、民間主導型交流を実現します。 首長間交流は、民間活動を活発化させる上では欠かせないため、必要最低限で対応します。	秘書課	B	B

## 西尾市行財政改革推進計画(第4次実行計画)進捗評価総括表

	重点項目	整理番号	取組事項	取組内容	担当課	担当課評価	行政評価委員評価
48	合理的・効率的な事業実施	13-3	広報にしお発行事業の見直し	<p>広報の記事の中にはチラシで対応した方がよい内容も見受けられるため、担当課との協議を進めます。</p> <p>市民に伝えなければならない情報は年々増加しており、加えて合併により市域も広がり、益々増えていくと思われます。このため平成23年4月1日号からお知らせコーナーについては、1ページ4段から5段に変更し、ページの削減努力を行っていますが、今後掲載する記事を厳選し、掲載文も極力コンパクトにし、ページ数の削減を図っていきます。</p> <p>また、情報が的確に伝わるように、記事の内容、レイアウトなどの改善を図っていくとともに、広告収入を増やすため、企業等への働きかけを積極的に行います。</p>	秘書課	B	A
49	合理的・効率的な事業実施	13-4	決裁規程の見直し	<p>新たな行政課題や多様化する住民ニーズに的確かつ迅速に対応するため、決裁規程を見直し、意思決定の効率化・迅速化を図ります。</p>	総務課	B	B
50	合理的・効率的な事業実施	13-5	選挙事務の効率化	<p>旧西尾市と旧幡豆郡3町の選挙手法は、1市3町とも異なります。基本的には旧西尾市の手法に合わせ、調整していくことになります。当面は、旧幡豆郡3町の保有選挙備品の確認、今後の保管場所の集約などを中心に、効率的な選挙運営ができるよう準備・検討します。また、今まで個々に行っていた選挙執行における委託事業の一本化による経費節減、選挙当日の投票事務従事者の削減などの見直しを図ります。</p>	総務課	A	B
51	合理的・効率的な事業実施	13-6	行政情報コーナーの見直し	<p>行政情報コーナーの見直しを行います。</p> <p>行政情報コーナーは、来庁した市民が自由に資料を閲覧し、市に関する情報を得られる場として機能しています。市民の皆様にとっては、案内で尋ねたり、直接担当課に赴くのとでは違う気楽さからか安定的な利用があります。今後、いっそう市民の皆様にご利用していただけるように、関係課と協議して、魅力あるコーナーづくりを目指します。</p>	総務課	C	C
52	合理的・効率的な事業実施	13-7	明るい選挙推進事業の見直し	<p>事業仕分けの結果に基づき、事業の見直しを行います。</p> <p>内容としては、①明るい選挙推進協議会のあり方・活動について、②選挙啓発（常時啓発・選挙時啓発）活動についての柱を中心に、選挙管理委員会での協議・検討、明るい選挙推進協議会での説明・承諾という過程を経て見直しを図ります。</p> <p>時代が移り変わる中、慣例的な事業内容を見直し、投票率向上を目指します。</p>	総務課	B	B
53	合理的・効率的な事業実施	13-8	契約マニュアルの策定	<p>西尾市では従来から物品・役務等に関する発注や契約に関する事務の規定が存在しなかったため、工事に準じた規定等を準用する形で実務を行ってまいりました。</p> <p>しかし、今回の合併により、旧幡豆郡3町の職員に対してはもちろんのこと、旧西尾市の職員に対しても新西尾市として明文化した統一ルールを周知する必要があるため、物品等の調達に関する規定や契約事務の手引きなどを策定し、契約の適正化に努めます。</p>	財政課	B	B
54	合理的・効率的な事業実施	13-9	緊急通報システム設置事業の見直し	<p>事業仕分けの結果に基づき、事業の見直しを行います。</p> <p>旧西尾市と旧幡豆郡3町で異なっている通報装置を統一し、受信先を消防本部から民間受信センターへ移行し、運用コストの削減を図ります。</p> <p>※ 緊急通報システム設置事業は、ひとり暮らし高齢者等の緊急事態に対応するため、消防署へ通報できる緊急通報端末、ペンダント、熱感知器を設置する事業です。</p>	長寿課	A	A
55	合理的・効率的な事業実施	13-10	市民病院との連携強化	<p>市立看護専門学校として、市民病院の行事に積極的に協力し、1人でも多くの学生を市民病院に送れるよう数値目標を掲げるとともに、看護専門学校教員と市民病院看護師との交流を深め、主たる実習病院である市民病院との連携強化を図ります。</p>	看護専門学校	B	B
56	合理的・効率的な事業実施	13-11	六万石ぐるりんバス運行事業の見直し	<p>高齢者・障害者など交通弱者の移動を支援し、社会参加の促進及び地域の活性化を目的として、コミュニティバス（六万石ぐるりんバス）を運行しており、現在、市街地線、東廻り線、西廻り線の3路線を巡回しています。</p> <p>今後も、公共交通空白地対策の充実を目指して、コミュニティバス、路線バス、鉄道、タクシーなど様々な交通資源の活用を図る総合的な交通施策を検討していきます。そのなかで利用促進策、運行経費の抑制、住民ニーズの把握、利用者負担や運行形態の見直しなどを進め、コミュニティバスの効率的な運行に努めます。</p>	地域支援協働課	B	B

# 西尾市行財政改革推進計画(第4次実行計画)進捗評価総括表

	重点項目	整理番号	取組事項	取組内容	担当課	担当課評価	行政評価委員評価
57	合理的・効率的な事業実施	13-12	市営住宅の計画的な用途廃止と家賃補助制度の検討	市営住宅の長寿命化計画※1の見直しを行うとともに、木造住宅、老朽住宅の用途廃止や改築を含め、市営住宅の管理戸数の適正化を図ります。また、家賃補助制度※2についても検討を行います。 ※1 市営住宅の長寿命化計画とは、建替えるのか、修繕等を行うのかなど今後の活用手法を計画するものです。 ※2 家賃補助制度とは、低額所得者の住宅不足を緩和する目的で市営住宅を供給する代わりに民間住宅を活用し、家賃補助を行う制度です。	建築課	B	B
58	合理的・効率的な事業実施	13-13	民間住宅地震対策補助事業の見直し	民間住宅の耐震改修が進まない原因を究明し、高齢者・リフォーム補助との連携を図った取り組みを検討します。 また現行の建築物耐震改修促進計画の見直しを行い、耐震化率の向上を図ります。	建築課	A	B
59	合理的・効率的な事業実施	13-14	小中学校コンピュータ管理事業の見直し	事業仕分けの結果に基づき、事業の見直しを行います。 教育現場におけるこれまでのコンピュータ機器の活用方法を見直し、効率的な利用方法を検討したうえで、適切な機器の整備方針を計画します。	教育庶務課	C	C
60	合理的・効率的な事業実施	13-15	スポーツ教室開催事業の見直し	事業仕分けの結果に基づき、スポーツ教室の民間移行及び民間委託を進めます。 また、受託可能団体(体育協会、スポーツクラブ等)の育成・強化を図ります。	スポーツ課	B	B
61	合理的・効率的な事業実施	13-16	文化公演等開催事業の見直し	事業仕分けの結果に基づき、市民ニーズの把握に努め、文化公演等開催事業の見直しを図ります。	文化振興課	B	B
62	合理的・効率的な事業実施	13-17	地域文化育成講座事業の見直し	事業仕分けの結果に基づき、事業内容の更なる充実に努め、市民ニーズに沿った文化育成の推進を図ります。	文化振興課	B	A
63	合理的・効率的な事業実施	13-18	図書館利用促進事業の見直し	本館・分館共通で行う西尾っ子読書フェスティバル、図書館まつり、図書館講演会、ボランティア養成講座のほか、本館では第2次子ども読書活動推進計画策定に伴い推進講座や調べ学習講座等を企画します。 読書推進の場として、子ども・大人・親子向け行事のバランスや効果的な開催場所・方法を検討し、市民の読書意欲の高揚を図り、サービスの向上に努めます。 定例的なおはなし会や映画会はボランティアと協働で開催し、図書館講演会は、図書館講演会実行委員会等と連携しながら、行催事のより一層の充実を図ります。 ※ 本館…西尾市立図書館 分館…一色学びの館、吉良図書館、幡豆図書館	図書館	B	B
64	合理的・効率的な事業実施	13-19	ブックスタート事業の見直し	ブックスタート事業は、全国的に見ても10年程度の実施年数です。西尾市においては、平成16年度から、図書館の利用案内と絵本を介して親子のふれあいの大切さの話をするプレブックスタートを実施してきました。 平成23年度の合併を機に、話だけでなく絵本1冊とコットンバッグを手渡すブックスタートを開始しましたが、話、絵本、コットンバッグを手渡す意義と効果を見直し、平成24年度は選択式で絵本1冊と話をすることになります。 今後、話と絵本を手渡す効果をアンケート等を基に平成25年度末までに検討し、事業の見直し(廃止を含む)を行います。	図書館	A	A
65	合理的・効率的な事業実施	14-1	スーパークールビズの継続	平成23年度に実施したスーパークールビズの結果を踏まえ、節電対策として、今後も引き続き実施します。	人事課	B	B
66	合理的・効率的な事業実施	15-1	臨時職員給与システムの導入	臨時職員給与システムを導入し、これまで各部署で行われていた臨時職員給与支払い業務を一本化し、業務の効率化と経費の削減を図ります。 平成24年度にシステムの調査研究を行い、平成25年度から人事課にて臨時職員の一括賃金計算を実施します。	人事課	A	A
67	合理的・効率的な事業実施	15-2	設計積算システムの一本化(土木・都市計画・下水・農道等)	建設関係(土木・都市計画・農地・水道など)の積算システムを統合し、積算システムの方式とクライアント(端末機)数の見直しを行い、業務の効率化と経費の削減を図ります。 なお、下水道事業については、建設が概ね終わる頃に統合を図ります。	土木課	A	A

## 西尾市行財政改革推進計画(第4次実行計画)進捗評価総括表

	重点項目	整理番号	取組事項	取組内容	担当課	担当課評価	行政評価委員評価
68	エ 合理的・効率的な事業実施	16-1	(仮称)西尾市公共施設再配置実施計画の策定	公共施設が今後、更新時期を迎える中、次世代への財政負担をできる限り軽減し、かつ地域の行政サービスの低下を極力招かないことを目的とした公共施設の新たなマネジメント計画である(仮称)西尾市公共施設再配置実施計画を策定します。 実施計画は平成26年度から30年度までの5年間で第1次実施期間と定め、その基本方針となる西尾市公共施設再配置基本計画を平成23年度中に策定します。また、短期的に実現可能な施策についてはモデルとして24年度当初予算から反映させていきます。 なお、公共施設のより効率的・効果的な管理運営方法及び長寿命化についても計画の中で分析・検証を行っていく予定です。	資産経営戦略課	A	B
69	エ 合理的・効率的な事業実施	17-1	本庁と支所との業務区分の明確化と連携強化	本庁と支所の業務を明確にするとともに、支所の各担当と本庁担当課との連携の強化を図ります。 正しい情報を収集し、窓口マニュアルを作成し、窓口業務の円滑化を図ります。 また、行政ニーズの多様化に伴い、機構改革・法改正等で窓口業務も変更・複雑化することも考えられるため、その都度情報交換や打合せ会等を実施します。	一色支所	A	B
69	エ 合理的・効率的な事業実施	17-1	本庁と支所との業務区分の明確化と連携強化	本庁と支所の業務を明確にするとともに、支所の各担当と本庁担当課との連携の強化を図ります。 正しい情報を収集し、窓口マニュアルを作成し、窓口業務の円滑化を図ります。 また、行政ニーズの多様化に伴い、機構改革・法改正等で窓口業務も変更・複雑化することも考えられるため、その都度情報交換や打合せ会等を実施します。	吉良支所	B	B
69	エ 合理的・効率的な事業実施	17-1	本庁と支所との業務区分の明確化と連携強化	本庁と支所の業務を明確にするとともに、支所の各担当と本庁担当課との連携の強化を図ります。 正しい情報を収集し、窓口マニュアルを作成し、窓口業務の円滑化を図ります。 また、行政ニーズの多様化に伴い、機構改革・法改正等で窓口業務も変更・複雑化することも考えられるため、その都度情報交換や打合せ会等を実施します。	幡豆支所	B	B
70	エ 合理的・効率的な事業実施	17-2	事務室や駐車場の有効活用	各支所の空き事務室及び駐車場については、施設の現状把握と分析を行い、市民ニーズ及び地域性を把握した上で、有効活用を図ります。	一色支所	A	B
70	エ 合理的・効率的な事業実施	17-2	事務室や駐車場の有効活用	各支所の空き事務室及び駐車場については、施設の現状把握と分析を行い、市民ニーズ及び地域性を把握した上で、有効活用を図ります。	吉良支所	B	B
70	エ 合理的・効率的な事業実施	17-2	事務室や駐車場の有効活用	各支所の空き事務室及び駐車場については、施設の現状把握と分析を行い、市民ニーズ及び地域性を把握した上で、有効活用を図ります。	幡豆支所	A	B
71	エ 合理的・効率的な事業実施	17-3	こどもひろばの見直し	寺津ふれあいセンターの「こどもひろば」は、未就園児から中学生までが利用の対象となっているものの、現状では未就園児の利用がほとんどとなっていますので、利用層のニーズを検証し、各年代の子どもが学び遊べる屋内施設として活用するよう、見直しを図ります。	子育て支援課	B	B
72	エ 合理的・効率的な事業実施	17-4	子育て支援センターいっしきの有効活用	子育て支援センターいっしきの空室について、子育てサークル等の活用を促進する等、施設の有効活用を図っていきます。	家庭児童支援課	B	B
73	エ 合理的・効率的な事業実施	17-5	寺津出張所の運営方法の見直し	合併前後の寺津出張所の利用状況及び費用対効果を検証し、休日における住民票等の発行業務の可否を含めた運営方法等、最適な運営方法を検討し、市民サービスの向上を図ります。	市民課	B	C
74	エ 合理的・効率的な事業実施	17-6	西尾駅西再開発B地区内の西尾市所有の土地及び施設の有効活用	西尾駅西再開発B地区内における市所有の再開発事業用地及び事務所の活用方法を検討し、公有財産の有効活用を図ります。 平成26年度中に活用の方針と計画の策定を目指します。	都市計画課	C	C
75	エ 合理的・効率的な事業実施	17-7	西尾駅西再開発A地区の施設建築敷地の活用方針の策定	西尾駅西再開発A地区内における再開発事業により生み出された再開発事業用地(施設建築敷地)の活用方針を決定し、公有財産の有効活用を図ります。 平成26年度までに活用方針の策定を目指します。	企業誘致課	A	B
76	エ 合理的・効率的な事業実施	17-8	青年の家、働く婦人の家の用途の見直し	青年の家、働く婦人の家の用途を変更し、使用料を有料化します。	生涯学習課	A	A
77	エ 合理的・効率的な事業実施	17-9	ふれあいセンターの一部管理委託の見直し	現在、一部のふれあいセンターで実施している一部管理委託の見直しを行い、直営化することで、全体の管理運営体制の統一を図ります。	生涯学習課	A	A
78	エ 合理的・効率的な事業実施	17-10	資料館の運営方法の検討	現在の指定管理による運営方法等を検証し、直営化も含めて検討を行います。	文化振興課	C	C

西尾市行財政改革推進計画(第4次実行計画)進捗評価総括表

	重点項目	整理番号	取組事項	取組内容	担当課	担当課評価	行政評価委員評価
79	エ 合理的・効率的な事業実施	17-11	図書館の運営方法の検証と見直し	現在の運営方法を検証し、諮問機関である図書館協議会とともに見直しを進めます。 図書館システムの統合にあわせて、適切な人員配置を行います。 郷土レファレンス※など経験を要求される業務については、平成24年度にレファレンスツールを作成し、経験の浅い職員でも対応できるようにします。 本館と分館の事務分担を再構築します。  ※ レファレンスとは、図書館利用者が学習・研究・調査を目的として必要な情報・資料などを求めた際に、図書館職員がその情報や必要とされる資料を検索・提供・回答することによって、利用者に対応する業務です。	図書館	A	A
80	エ 合理的・効率的な事業実施	17-12	分署・出張所の見直し	各分署・出張所の配置及び出勤体制の見直しを検討します。 幡豆分署の幡豆支所内への移転(平成25年度)を目指します。	消防本部総務課	B	B
81	エ 合理的・効率的な事業実施	18-1	消防車両等の適正配置及び計画の更新	消防力の整備指針に基づき消防車両の選定、配置を見直すことにより、現状の消防力を減退させることなく保有する消防車両の削減を図ります。また、財源に国、県の補助金を最大限活用するため消防車両等の更新計画を策定し、計画的な更新を進めます。	消防本部総務課	B	A
82	エ 合理的・効率的な事業実施	18-2	橋梁長寿命化修繕計画の策定	市が管理する橋長15m以上の道路橋について、橋梁長寿命化修繕計画を策定し計画的な投資と施設の延命化を図ります。 平成23年度までに75橋の点検を終了し、その後、平成24年度に橋梁長寿命化修繕計画の策定及び公表資料の作成を予定しています。平成25年度以降は、修繕計画に基づき順次橋梁改修工事を実施し、計画的な投資と施設の延命化を図ります。	土木課	A	A
83	エ 合理的・効率的な事業実施	19-1	多文化共生推進協議会と外国籍住民会議の一本化	多文化共生推進協議会と外国籍住民会議の一本化を図ります。 一本化には、各団体の意見を調整しながら進めます。 外国籍住民の声や問題をスムーズに協議することが可能となり、問題等の早期解決に結びつけます。	地域支援協働課	B	B
84	エ 合理的・効率的な事業実施	19-2	水防団の見直し	現在、旧西尾市地区にある水防団・警防団について、消防団(機能別)への編成替を検討します。	消防本部総務課	B	B
85	エ 合理的・効率的な事業実施	20-1	文化会館敷地の借地関係の見直し	文化会館敷地について、買取りをするなどして借地関係の見直しを行い、借地料の削減を図ります。	文化振興課	B	B
86	エ 合理的・効率的な事業実施	21-1	保育園の民営化等実行計画に基づく民営化の検討	保育園の民営化については、国・県の財政支援等の状況を見極めながら、地域のバランスも考慮し、次のとおり検討を行います。 ① 施設の老朽化が進んでいる園については、改築時には民営化の検討を行います。 ② 小規模園の統廃合を行う際に移転改築を行う場合は、民営化の検討を行います。 ③ 西尾市における立地条件や児童数等において、保育園運営が可能な法人を見出します。	子ども課	C	C
87	エ 合理的・効率的な事業実施	21-2	市民活動センターの利用率の向上と指定管理の検討	市民活動の拠点としての機能を充実させ、市民活動センターの利用率の向上を図るとともに、利用状況を検証し、会議室等の利用形態の見直しを行います。 市民活動団体の育成と合わせて、市民団体の活動状況を発信するため、インターネットを利用した「市民活動情報サイト」の充実を図ります。 また、指定管理の検討を行います。	地域支援協働課	B	B
88	エ 合理的・効率的な事業実施	21-3	浄化センターの委託方法の検討	経費削減と業務の効率化を図るため、包括委託を含めた適切な管理運営方法を検討します。	環境業務課	B	B
89	エ 合理的・効率的な事業実施	21-4	水道事業の部分委託化の検討	水道事業における配水業務の一部について、民間への委託化を検討し、経費の削減を図ります。	水道整備課	A	A
90	エ 合理的・効率的な事業実施	21-5	体育施設の管理運営形態の見直し	体育施設の指定管理化を推進し、利用者サービスの向上と経費の削減を図ります。 また、既指定管理化施設については、管理状況の検証・見直しを行い、更なる経費削減と利用者サービスの向上を図ります。	スポーツ課	A	A
91	エ 合理的・効率的な事業実施	21-6	文化会館の指定管理者の検証	西尾市文化会館について、イベント開催等に精通した業者を指定管理者として、自主事業の開催等による施設の利用率の向上と市民の文化意識の向上を図ります。	文化振興課	B	B

# 西尾市行財政改革推進計画(第4次実行計画)進捗評価総括表

	重点項目	整理番号	取組事項	取組内容	担当課	担当課評価	行政評価委員評価
92	エ 合理的・効率的な事業実施	22-1	下水道接続率(水洗化率)の向上	① 水洗便所改造資金融資あっせん及び利子補給と雨水貯留浸透施設設置奨励補助の各制度について、引き続き実施するとともに、各制度の周知を図るため、年間を通じて広報に掲載し、制度の活用を促して水洗化率の向上を図ります。 ② 合併後において、著しく接続率の低い地域があるため、向こう5年間でこの水洗化率を他の地域と同程度まで引き上げることを目標とし、地域を分け、年間計画を立てて戸別訪問等を行い、未接続の原因究明をするとともに接続の向上を図ります。	下水道管理課	B	C
93	エ 合理的・効率的な事業実施	22-2	看護師の確保	助産師・看護師養成施設の在学生在に「修学資金貸与制度」(月額6万円。貸与期間と同期間の西尾市民病院勤務で返還免除)のPRを積極的に行い、修学資金の貸与を受ける者の増加を図り、優秀な人材の確保を図ります。	市民病院管理課	A	A
94	オ 機能的な組織再編と職員の意識改革	23-1	職員の定員適正化計画の策定	職員の定員適正化計画を新たに策定し、段階的に職員数、人件費の削減を図ります。 ※ 定員適正化の方針について ・ 市民サービス及び組織力を維持し、常勤職員数は抑制していきます。 ・ 業務の運営手法、体制の見直しを検討し、必要最小限の人員を確保します。 ・ 退職者の能力活用を進めて、ノウハウの継承や事務事業体制の強化を図ります。	人事課	A	A
95	オ 機能的な組織再編と職員の意識改革	24-1	職員提案制度の推進	職員提案制度と市政経営品質会議との区分を明確にするとともに、連携を強化し、改善意識の高揚を図ります。 また、提案方法や評価方法などの見直しを行い、提案件数の増加を図ります。	企画政策課	B	B
96	オ 機能的な組織再編と職員の意識改革	24-2	市政経営品質会議の見直し	職員が市長と直接話し合うことにより、市民サービス向上と業務の効率化を図る「市政経営品質会議」は、平成23年度から若手職員の市政への参画を進めるため、職員提案の方法を変更し、平成24年度までの計画に基づき実施しています。 今後も市政経営品質会議の制度を随時見直し、職員の積極的な参加と改善意識の高揚を図り、平成24年度を検討期間として平成25年度からの見直しを行います。	人事課	A	B
97	オ 機能的な組織再編と職員の意識改革	24-3	専門職の育成推進	専門職員の育成を推進し、市民ニーズへの対応を強化していきます。 育成については、自己申告書により職員の希望を把握し、人事異動に反映します。	人事課	A	B
98	オ 機能的な組織再編と職員の意識改革	25-1	行政需要に即した効率的な組織再編の推進	行政需要に迅速に対応し、効率的行政運営を図ることができるよう、長期的な視野に立った組織体制を確立します。	企画政策課	A	A
99	オ 機能的な組織再編と職員の意識改革	26-1	事業仕分けの実施	平成23年度に初めて実施した事業仕分けについて、その手法等を検証し、意義ある事業仕分けができるように検討し、適宜実施します。 実施時期については、隔年で行うなど、効果的な実施方法を検討します。	企画政策課	B	C
100	オ 機能的な組織再編と職員の意識改革	26-2	行政評価の実施	行政評価の方法等の研究・検証・検討を重ね、新たな行政評価を導入し、事務事業の見直し、事務の効率化等を図ります。	企画政策課	B	B
101	オ 機能的な組織再編と職員の意識改革	26-3	委託事業や指定管理事業の評価	委託事業や指定管理事業について、事業実績、コストなどを総合的・定期的に評価する体制を整備し、検証を強化します。	スポーツ課	B	B
102	カ 市民サービスの向上	27-1	学童保育(児童クラブ)実施施設の確保	学童保育(児童クラブ)実施施設が不足している地域には、早期に活動場所を確保し、市内におけるサービスの平準化を図ります。	子育て支援課	A	A
103	カ 市民サービスの向上	27-2	家庭児童相談拠点の集約化	総合福祉センター内で実施している児童相談及び母子家庭相談については、市役所の家庭児童支援課窓口の事業及び相談と関連する内容が多く、市役所内に集約し、事務の効率化と市民の利便性の向上を図る。	家庭児童支援課	A	A
104	カ 市民サービスの向上	27-3	土曜開庁の本格実施	平成21年4月から試行的に行っている土曜開庁を、平成24年度から本格実施し、引き続き、市民の利便性を図ります。	市民課	A	B
105	カ 市民サービスの向上	27-4	体育施設予約システムの整備	体育施設予約システムの早期整備を図ります。 整備にあたっては、施設ごとに順次行い、最終的には全施設のシステム整備を行い、市民の利便性の向上を図ります。	スポーツ課	A	A
106	カ 市民サービスの向上	27-5	図書館のネットワーク化	本館と分館のシステムを統合し、業務の効率化と利用者サービスの向上を図ります。	図書館	B	B
107	カ 市民サービスの向上	28-1	同報無線の統一と難聴地域の解消	現在、同報無線は旧西尾市と旧幡豆郡3町でそれぞれ運用していますので、緊急時の放送等に時間差が生じる可能性があります。 この問題を解決するため、市役所本庁舎に旧幡豆郡3町地域の同報無線を操作することのできる端末を整備し、本庁舎から市全域に緊急時の放送ができるようにします。 また、コミュニティFMの導入を検討し、同報無線の難聴地域の解消を目指します。	危機管理課	B	B



# 第4次実行計画 評価表

※効果額(千円)は、平成23年度と比較した額。

		担当課		商工観光課		
取組事項	各種イベント(祭り等)の運営方法の見直し					
取組内容	合併により多くのイベントを実施していますが、旧幡豆郡3町においては行政が大きく関わっているのが現状です。 地域主体の運営を行うために、協議会、委員会等を設立して民間主導のイベント運営への移行を検討し、地域との調整ができたイベントから順次実施していきます。					
実施スケジュール	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	結果
	順次実施	⇒	⇒	⇒	⇒	実施中
効果額(千円)	3,923	6,953	7,312	5,312	7,332	合計 30,832
目標(値)	民間主導への移行、行政との適切な役割分担による各種イベント(祭り等)の実施を目標とします。					
進捗状況 効果	平成25年度より民間主導できるものは順次移行し、削減に努めています。 例1イベントの交通規制看板の設置・撤去を民間業者の委託から、イベントの実行委員会が行うことで経費削減を図りました。 例2イベント従事者用の弁当を廃止して経費削減を図りました。					
効果額の 積算・説明	決算額 H23との比較 1 H23 : 40,594,000円 2 H24 : 36,671,000円 1-2=3,923,000円 3 H25 : 33,641,000円 1-3=6,953,000円 4 H26 : 33,282,000円 1-4=7,312,000円 5 H27 : 35,282,000円 1-5=5,312,000円 6 H28 : 33,262,000円 1-6=7,332,000円					
行政評価委員会 からの質問	見直し対象となったイベントごとへの補助額年次推移がわかる一覧をご提示下さい。 協議会・委員会を設立して委託している場合は委託額の推移もご提示ください。 効果額の内容についての一覧をご提示ください。平成26年度が大きい理由は何でしょうか。 今後の見直しスケジュールと削減予定額は決まっていますか？					
上記質問に 対する回答	イベント毎の補助額・委託料一覧及び効果額一覧については別添のとおりです。 平成26年度の効果額が大きい理由については、同年度に「ややや矢作古川舟遊び(254千円)」事業及び「うなぎレシピ・うなぎ絵手紙(105千円)」事業を廃止したためです。 今後も全庁の予算削減目標に合わせて暫時削減を行う予定です。					
評価	自己評価			行政評価委員会評価		
	A 大いに成果があった			B やや成果があったと評価する		
具体的な 評価理由	平成23年度と比較して、年700万円、17%の経費削減を実現しており、十分な効果があったものと考え			平成23年度と比較して年700万円の経費削減が出来たことですが、うち90万円は観光協会に移管または、三ヶ根予算に組み入れたものです。このように他予算に組み入れたもの等は外して検証すべきであり、大いに効果があったと満足することなく各種イベントへの行政の適切な関わり方を追求してください。また、全庁予算の削減目標に合わせて暫時削減を行う予定のことですが、一律に削減とせず事業内容や付随的な効果を検証の上適切に行えるようイベント等の評価方法を工夫してください。		

第4次実行計画 評価表

		担当課		地域支援協働課		
※効果額(千円)は、平成23年度と比較した額。						
取組事項	市民協働の推進					
取組内容	市民協働の仕組みづくりと市民活動団体への補助制度の見直しを行い、市と市民団体との協働事業の推進を強化します。 市民団体との協働事業を調査研究し、補助制度を推進します。					
実施スケジュール	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	結果
	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	実施中
効果額(千円)						合計
目標(値)	地域ぐるみの連携と行政との適切な役割分担による協働のまちづくりを目標とします。					
進捗状況効果	<p>西尾市市民活動推進事業補助金交付要綱に基づく市民活動団体への補助については、平成23年度の事業仕分けの判定結果を踏まえ、平成24年4月1日に改正要綱を施行し、同一団体への補助期間の制限を実施しています。また、市民活動推進業務を展開する「にしお市民活動センター」を広くPRし、利用促進を図ることで、市民活動の活性化と市民協働の推進を図っています。</p> <p>26年度に実施した「西尾市まちづくり市民会議」では、「西尾市における市民と行政との協働のあり方」について、「協働の理念」や協働を進めるための「基本原則」を確認し、考察した内容をまとめた報告書が市に提出されました。市民協働の推進を全庁的な取り組みとして捉え、この報告書を参考に、市民と行政との協働推進を図り、また先進自治体の取り組みを参考にしながら、引き続き本市における協働のあり方を広く論議し、協働事業の調査研究に取り組みます。</p> <p>市民との対話の機会である市民協働ガイドが定着しつつある中で、28年度のガイドは、市民と行政が、互いの役割と責任を明確にし、それを認識することを目的とし、これまで以上に対話を重視した「場」の提供に努めました。</p>					
効果額の積算・説明						
行政評価委員会からの質問	<p>西尾市まちづくり市民会議の報告書を参考にされ実行されたことは何ですか。 先進自治体のどのような取組みを参考にされ、何を実行されましたか。 協働事業の調査研究の成果はどのように発表されていますか。 実施された職員向け研修のテキスト等があれば拝見させて下さい。 今後の課題と実施計画、目標数値があればお聞かせください。</p>					
上記質問に対する回答	<p>西尾市まちづくり市民会議報告書は、協働の理念や基本原則を市民の皆さんと確認し合い、作り上げた報告書となっています。報告書作成までのプロセスを参考に、協働に対する市職員の意識改革と全庁的な協働事業の推進を図るための研修会を開催しました。</p> <p>先進自治体の取組については、近隣では、岡崎市の事例集などを参照し、災害時のボランティア受け入れ体制である西尾市ボランティア支援本部の設置、運営について、また、男女共同参画社会の実現を目指した推進事業について、市民活動団体との協働事業を実施しています。</p> <p>協働事業の成果については、男女共同参画推進事業については、年2回発行する情報誌を町内会へ回覧するなど、広く周知しています。</p> <p>職員向け研修のテキストについては、別紙のとおりです。</p> <p>市民協働の推進に向けた今後の課題は、市民参画による協働のまちづくりを行うことだと考えます。そのためには、行政と地域を結びつける中間支援組織等のコーディネーター育成や、協働のパートナーとして相互理解を深めることが必要であります。また、今後の地域運営、経営方法などの方向性や、行政の支援のあり方などについて、地域と行政が一緒になって、地域のあり方を改めて考える機会づくりが必要であると考えています。</p>					
評価	自己評価			行政評価委員会評価		
	B やや成果があった			B やや成果があったと評価する		
具体的な評価理由	<p>当課が所管する協働事業については、概ね目標を達成できた。しかし、全庁的な推進を考えると、職員の意識レベルを高める必要がある。また、市民、団体側については、未だ行政への依存意識が高く、限られた財源の中で、協働型まちづくりへの意識形成を図っていく必要がある。</p>			<p>行政と地域を結びつける中間支援組織等のコーディネーター育成や、地域と行政が協働のパートナーとして相互理解を深め一緒になって、地域のあり方を改めて考える機会作りについては、教育委員会、長寿課、子育て支援課その他地域住民と接する各課の協力を得て、積極的・計画的に展開していった下さい。</p>		

第4次実行計画 評価表

		担当課		地域支援協働課		
※効果額(千円)は、平成23年度と比較した額。						
取組事項	校区コミュニティの推進					
取組内容	自治総合センターが社会貢献広報事業の一環として行っている宝くじ助成事業の選定団体を、コミュニティ組織に限定したものに検討のうえ切り替え、校区コミュニティの充実・強化に取り組みます。					
実施スケジュール	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	結果
	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	実施中
効果額(千円)						合計
目標(値)	地域の自主的な活動による健全な発展を目標とします。					
進捗状況効果	宝くじ助成事業の選定団体を校区コミュニティ及び町内会を対象に助成していましたが、平成24年7月1日に西尾市コミュニティ助成事業補助金選定事務手続きを施行し、校区コミュニティを町内会より優先して選定することとしました。 地域コミュニティ活動に必要な備品等の整備を通じて、地域の自主的な活動の発展を支援しています。今後も引き続き、この助成事業のPRに努め、校区コミュニティの自主性・自立性の促進及びコミュニティ組織の充実・強化に取り組みます。					
効果額の積算・説明						
行政評価委員会からの質問	自治総合センターの助成金の活用について、これまでの実績(内容等)と助成事業のPRで工夫を重ねた点、を教えてください。 校区コミュニティを町内会に優先した理由は何ですか?幅広い分野で助成が行われているようですが、他分野についての広報は他課によって行われているのでしょうか?					
上記質問に対する回答	自治総合センター助成金の実績については、以下のとおりです。助成事業のPRについては、広報に示による周知の他、代表町内会長会議や校区コミュニティ連絡協議会など、地域のリーダー役を担う人たちが集う機会を活用しPRを行いました。 校区コミュニティを町内会より優先したことは、近年の少子高齢化の進行や人口減少社会の到来など社会経済情勢が大きく変化する中で、地域課題や市民ニーズの多様化、複雑化により、公助の対応には限界があるとの考えから示した「西尾市の校区コミュニティの推進方針」に基づくものです。本市では、地域力の強化と安定化を図るため、普段の活動でも基本的な単位として根付いている小学校区を単位とした校区コミュニティ活動に対し支援を行うことで、地域の課題は地域で解決する自主的な取組を推進し、住民自治や市民の市政参画を促進したいと考えています。このことから、町内会という単位ではなく、生活に根ざした小学校区という枠組みで地域づくり活動を捉えていることが理由です。なお、当課が所管する助成事業は、一般コミュニティ助成とコミュニティセンター助成ですが、他分野の助成については、他課が所管しています。 平成25年度…2件(一般コミュニティ助成) 平成26年度…2件(一般コミュニティ助成) 平成27年度…1件(一般コミュニティ助成) 平成28年度…3件(一般コミュニティ助成2件、コミュニティセンター助成1件) 平成29年度…1件(一般コミュニティ助成)					
評価	自己評価			行政評価委員会評価		
	B やや成果があった			B やや成果があったと評価する		
具体的な評価理由	コミュニティ助成事業の趣旨に基づき、コミュニティ活動に必要な備品の整備や集会施設の整備を行う事ができた。しかしながら、コミュニティ活動の事業内容は、交流、親睦、スポーツ振興を目的としたものが依然多いため、助成金の波及効果が期待できる事業の推進や地域の課題解決に住民が主体的に関わっていくことができる意識面(ソフト面)での醸成を図る必要がある。			平成27年7月策定の「西尾市の校区コミュニティの推進方針」は立派に作成されていますが、関係団体(子供会・老人会・消防団・町内会・町内会・学校・PTAなど)をどのように巻き込み活動を推進していくかの、具体的な行動計画や目標数値が明らかになっていません。是非行動目標を定め、前向きに取り組んでいってください。		

第4次実行計画 評価表

		担当課		地域支援協働課		
※効果額(千円)は、平成23年度と比較した額。						
取組事項	ボランティア活動の推進					
取組内容	市各課のボランティア募集の状況をホームページで分かりやすく公開するとともに、西尾市社会福祉協議会ボランティアセンターと連携して市民参加の拡大を目指します。 ボランティアの募集状況を分かりやすく公表することで、ボランティア活動への応募件数の増加を目指します。					
実施スケジュール	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	結果
	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	実施中
効果額(千円)						合計
目標(値)	ボランティア活動への市民参加の促進を目標とします。					
進捗状況効果	<p>平成26年4月1日に西尾市市民活動センターボランティア登録制度要綱を施行し、ボランティア活動の推進を図っています。「にしお市民活動情報サイト」にボランティア情報を掲載することで、ボランティア活動をしてみたい人とボランティアを集めたい人の結びつけ(マッチング)を行っており、マッチング率は、ほぼ100%です。また、アクティにしおの市民活動推進スタッフと市社協ボランティアセンタースタッフとの意見交換会を実施し、ボランティア活動促進のための情報共有を行い、中間支援組織としての組織強化に努めています。</p> <p>【ボランティア登録件数】年度末時点 24年度…109件、25年度…116件、26年度…127件、27年度…124件、28年度…122件 ※ボランティア活動ができる団体及び個人</p> <p>【マッチング件数】 24年度…18件、25年度…18件、26年度…34件、27年度…35件、28年度…46件</p>					
効果額の積算・説明						
行政評価委員会からの質問	<p>マッチング率はほぼ100%とのことですが、どのような内容ですか？ アクティ西尾と社協ボランティアセンターそれぞれの活動における課題は何ですか？その課題解決のために担当課として出来たことは何でしょうか？ ボランティア活動への市民参加促進についてこの5年間の成果と今後の取組み予定を教えてください。</p>					
上記質問に対する回答	<p>マッチングの内容は、例えば、特別養護老人ホーム等から慰問や季節ごとに開催されるイベントへの出演依頼を受け、音楽を特技とする個人ボランティアとのマッチング、また、参加できる活動を模索中の方のニーズを聞き、それに対応した活動団体を紹介するなどがあげられます。 アクティにしお及び市社協ボランティアセンターにおける活動の課題は、運営面だと考えています。市社協のボランティアセンターは、地域福祉の充実を目指した活動を行う団体が利用することが多く、一方、アクティにしおは、さまざまな分野における活動の広がりが見受けられます。市民サービス面から考えると、ボランティアに関する窓口の一本化が効果的であるとは考えますが、互いの強味を生かした支援の仕方もあると考え、現在は、窓口を分け、各種団体等の支援活動を行っています。そのため、担当者間で情報を共有するための場を設けるなど、スムーズな活動を行うことができるよう行政が間に入り良好な関係を保持しています。 ボランティア活動への市民参加については、アクティにしおへの登録団体数から考察すると、その数は増加傾向にあります。しかしながら、登録団体数の増加だけが参加促進を裏付ける数値では無いと考えています。ボランティア活動は、より良い社会づくりのために個人が自ら進んで行う活動です。個人の自己決定や意思決定の過程を重視することはもちろんのこと、支える側も支えられる側も充実感と満足感を得る必要があります。今後については、各種団体等の活動が、持続可能なものとして維持、強化するためニーズに応じた支援を行っていきたくと考えています。</p>					
評価	自己評価			行政評価委員会評価		
	B やや成果があった			B やや成果があったと評価する		
具体的な評価理由	<p>NPO、ボランティア活動などの市民活動の推進については、豊富な経験と実績を持つNPOに委託し、中間支援組織としてのノウハウを生かし、また、地域社会の動向を踏まえた事業に概ね取組むことができた。今後、協働のまちづくりを進めるためには、地域活動の担い手の育成を広く進めて行く必要がある。</p>			<p>現状におけるわが市のボランティア活動の育成、事業推進については、残念ながら決して十分とはいえません。ソーシャルビジネスを含む地域活動の育成については、先進他市を参考にするなど、市民の多様なニーズの充足や生きがいづくりを含めより多くの市民が活動に関心を持ち自ら団体を立ち上げたり、参加してみたりしやすい環境整備を、委託NPOに任せることなく、積極的かつ計画的に進めてください。</p>		

第4次実行計画 評価表

※効果額(千円)は、平成23年度と比較した額。

		担当課		全庁																				
取組事項	各種委員会、審議会への市民参加の促進																							
取組内容	開かれた市政の推進を図るため、委員の改選時等に公募委員の登用促進を図ります。男女双方の意見を広く市政に反映させるため、女性委員の登用促進を図ります。関係団体から委員を選任する場合は、関係団体の代表に限らず団体内の多様な人材の推薦依頼を行うよう努めます。																							
実施スケジュール	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	結果																		
	順次実施	⇒	⇒	⇒	⇒	実施中																		
効果額(千円)						合計																		
目標(値)	公募委員の総数は全体の3.0%以上を目標とします。(H23.10.1現在 2.6%) 女性委員の総数は全体の30%以上を目標とします。(H23.10.1現在 22.2%) (指標)1人当たりの重複就任は、3審議会等までとします。																							
進捗状況 効果	平成28年4月1日現在 ・各種委員会・審議会の数 58 ・委員数 932人 うち、女性227人(24.4%)、公募委員12人(1.2%) ・4つ以上重複就任している委員数 30人 引き続き女性委員の登用率の向上、多様な人材の登用に努めます。																							
効果額の 積算・説明																								
行政評価委員会 からの質問	女性委員及び公募委員の数(割合)の経年変化をお示し願いたい。いかなる委員会・審議会に公募委員の登用を考えているのか。																							
上記質問に 対する回答	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>女性委員数(割合%)</th> <th>公募委員数(割合%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成24年度</td> <td>216人(23.3%)</td> <td>24人(2.6%)</td> </tr> <tr> <td>平成25年度</td> <td>205人(23.8%)</td> <td>12人(1.4%)</td> </tr> <tr> <td>平成26年度</td> <td>214人(23.6%)</td> <td>21人(2.3%)</td> </tr> <tr> <td>平成27年度</td> <td>183人(21.6%)</td> <td>9人(1.1%)</td> </tr> <tr> <td>平成28年度</td> <td>227人(24.4%)</td> <td>12人(1.3%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>市民の市政への参画推進と公正で透明性の高い開かれた市政を実現するため、条例などに基づき設置された委員会や協議会など各種審議会等において、女性委員や公募委員の登用、また、同一人を重複して選任しないことに努めるよう「審議会等の基本的取扱いに関する基準」で定めている。</p>							女性委員数(割合%)	公募委員数(割合%)	平成24年度	216人(23.3%)	24人(2.6%)	平成25年度	205人(23.8%)	12人(1.4%)	平成26年度	214人(23.6%)	21人(2.3%)	平成27年度	183人(21.6%)	9人(1.1%)	平成28年度	227人(24.4%)	12人(1.3%)
	女性委員数(割合%)	公募委員数(割合%)																						
平成24年度	216人(23.3%)	24人(2.6%)																						
平成25年度	205人(23.8%)	12人(1.4%)																						
平成26年度	214人(23.6%)	21人(2.3%)																						
平成27年度	183人(21.6%)	9人(1.1%)																						
平成28年度	227人(24.4%)	12人(1.3%)																						
評価	自己評価			行政評価委員会評価																				
	C 成果があがらなかった			C 成果があがらなかったと思われる																				
具体的な 評価理由	委員の選任にあたっては、改選時なども含め、充て職の見直しや団体からの推薦、職域指定による選考方法の見直し、女性委員の枠を増やすなど、広く人材を求めることに努めるよう各課に通知しているが、同一人の選任、重複選任が未だ多く見受けられるため。			同左。具体的な成果を確認できなかった。計画の意義やコンセプトを再確認するとともに、女性委員や公募委員を選任すべき委員会等の選定、委員候補者のリストアップ方法等の計画を実現するための具体的な方策を十分に検討する必要があると思われる。																				

第4次実行計画 評価表

※効果額(千円)は、平成23年度と比較した額。

		担当課		公園緑地課		
取組事項	公園管理における市民参加の推進(都市公園の公園愛護会設立)					
取組内容	<p>地域住民の活動団体による、公園維持管理業務への自発的な参加協力を促します。年々多様化する公園への市民のニーズを行政が満たすことは難しくなっており、公園ごとの対応が求められるようになってきています。</p> <p>この状況に対応するため、地域住民等で構成される愛護会(=市民団体:町内会、老人会、子ども会、地域団体等)により公園の維持管理を行うことで対応が可能になります。1公園あたり1愛護会とし、清掃、草刈り等作業を依頼し、報奨金を支払います。</p>					
実施スケジュール	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	結果
	調整	⇒	完了			完了
効果額(千円)						合計
目標(値)	公園等が常時きれいで、利用者が安全かつ楽しく利用できることと、併せて公共施設愛護の精神を高揚することを目標とします。					
進捗状況効果	ボランティアとして活動するアダプトプログラムに登録している団体が増えてきているので報償費を払うことになる愛護会の設置については見送ることにし、引き続きアダプトプログラム制度の推進に取り組んでいきます。					
効果額の積算・説明						
行政評価委員会からの質問	<p>事業が完了とのことですが、その実施内容を教えてください。</p> <p>現在西尾市が管理している公園数とその管理体制の現状を教えてください。</p> <p>公園愛護会の設立を見送ったことにより、どのような効果がありましたか？</p> <p>アダプトプログラム推進のための施策とその効果は？</p>					
上記質問に対する回答	<p>近年、環境美化に対し市民意識が高まりつつあり、ボランティアにて公園等の草刈りをする団体が増えてきている。これを踏まえ、愛護会の新規設立を目指すのではなく、アダプトプログラム制度の更なる推進を図ることで自発的な参加を呼びかける。</p> <p>都市公園は63公園あり、遊具やフェンス等の公園施設の点検・修繕は専門業者、樹木剪定は造園業者、また、草刈り・清掃等はシルバー人材センターに委託しています。</p> <p>愛護会については、アダプトプログラム推進の観点から設置する予定はありません。</p> <p>市民の防災意識が高まる中、公園が一次避難場所として位置づけられるケースが増えてきており、それに合わせてアダプト登録への協力を依頼している。また、新たに建設される公園についても地元町内会等へ登録依頼をしている。その結果、毎年2～3団体の登録があり、平成29年4月末現在で14団体の登録があります。</p>					
評価	自己評価			行政評価委員会評価		
	B やや成果があった			B やや成果があったと評価する		
具体的な評価理由	愛護会設立とアダプトプログラム登録、手段は異なるが、目的とする公園美化と公園愛護の精神は高まりつつある。			当初愛護会に報奨金を支払うことを想定していた公園管理に、平成18年から要綱に基づいて実施されていたアダプトプログラム『まちの美化活動し隊』事業を活用することとしたようですが、積極的に目標値を定めるなどアダプトプログラムへの参加を求めるなどの動きが不十分であったため、平成29年4月現在14団体の登録に留まっているのではありませんか。この事業を完了とせず市民自治の推進、費用対効果の視点、地域コミュニティの活性化を支援する視点などを持ち、積極的に公園管理に市民が参加できるよう引き続き他課とも連携して推進していかれることを希望します。		

第4次実行計画 評価表

開かれた市政の推進 イ 2-1

※効果額(千円)は、平成23年度と比較した額。

		担当課		全庁																						
取組事項	公開会議の推進																									
取組内容	市政の透明化と市民参画の推進を図るため、市民が委員になっている各種審議会等の会議について公開の基準等を定め、積極的に公開します。																									
実施スケジュール	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	結果																				
	基準等作成実施	実施	⇒	⇒	⇒	実施中																				
効果額(千円)						合計																				
目標(値)	市政に対する市民の理解と信頼を深め、開かれた市政の推進を目標とします。																									
進捗状況 効果	平成25年度から会議公開制度を導入し、市政の透明化と市民参画の推進を行っています。会議を公開する場合、市ホームページで会議の名称、日時、場所、主な議題、傍聴定員を公表しています。 平成28年度実績 公開会議件数 55件、会議傍聴者数 22人																									
効果額の 積算・説明																										
行政評価委員会 からの質問	<p>各種会議の公開の件数(割合)の経年変化をお示し願いたい。委員会・審議会の公開や議事録の公開等については、どのように考えているか。</p> <p><u>公開(傍聴許可)された会議が年間に何件開催されたかの統計よりも、これまで傍聴を許していなかったのに新たに傍聴許可に踏み切った審議会等が各年度いくつつつ誕生したかが重要であるように思われる。その意味での統計資料を問う。</u></p> <p><u>傍聴を可能にすることも重要であるが、議事録の公開も重要と思われる。議事録公開の現状と推移を問う。</u></p> <p><u>公開を進めるためには、相当に強引な仕分けが必要ではないか。さらに公開を進展させるための具体的方策を問う。</u></p>																									
上記質問に 対する回答	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>公開会議数</th> <th>傍聴ありの会議数(割合)</th> <th>年間来場者数</th> <th>平均来場者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成26年度</td> <td>63</td> <td>19(30.2%)</td> <td>95人</td> <td>1.5人</td> </tr> <tr> <td>平成27年度</td> <td>47</td> <td>14(29.8%)</td> <td>74人</td> <td>1.6人</td> </tr> <tr> <td>平成28年度</td> <td>55</td> <td>9(16.4%)</td> <td>22人</td> <td>0.4人</td> </tr> </tbody> </table> <p>※データは平成26年度以降。非公開の会議は把握していないため、公開会議の割合は算出不可。</p> <p>この制度の趣旨は、会議を公開することで審議会などの透明性や公平性を確保して、開かれた市政を推進することである。公開会議の開催情報は、市のホームページで情報提供しており、実際に傍聴者が参加した会議は全体の約16~30%だった。平成28年度には16.4%(55件中9件)と傍聴者が減少していることから、会議の内容にも左右されるものの、より多くの方に傍聴していただけるような工夫が必要と考える。</p>							公開会議数	傍聴ありの会議数(割合)	年間来場者数	平均来場者数	平成26年度	63	19(30.2%)	95人	1.5人	平成27年度	47	14(29.8%)	74人	1.6人	平成28年度	55	9(16.4%)	22人	0.4人
	公開会議数	傍聴ありの会議数(割合)	年間来場者数	平均来場者数																						
平成26年度	63	19(30.2%)	95人	1.5人																						
平成27年度	47	14(29.8%)	74人	1.6人																						
平成28年度	55	9(16.4%)	22人	0.4人																						
評価	自己評価			行政評価委員会評価																						
	B やや成果があった			C 成果があがらなかったと思われる																						
具体的な 評価理由	<p>事業開始の平成25年度以降、一定の傍聴者があった。しかし、年々来庁者数が減少していることから、やや成果があったと判断。</p> <p>公開会議の情報提供方法は、制度開始当初から変わっていないことから、傍聴者数は公開される会議の内容に左右される傾向がある。しかし、市政の透明化と市民参画の推進するため、最低限、今後も現行どおり進めることとする。</p>			<p>具体的な成果を測定する手段がない上、取組みや検討の努力や工夫が十分になされていることも確認できなかった。</p>																						



第4次実行計画 評価表

開かれた市政の推進 イ 2-2

※効果額(千円)は、平成23年度と比較した額。

		担当課		秘書課		
取組事項	「市民の声」の公表					
取組内容	ホームページや公共施設等で受け付けている「市民の声」制度について、市政に対して寄せられた市民からの意見や要望及びそれらに対する行政の考えなどを示した回答をホームページや広報紙に公表し、市民との情報共有を図り、開かれた市政を推進します。					
実施スケジュール	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	結果
	完了					完了
効果額(千円)						合計
目標(値)	主な「市民の声」を分野別に公表し、市民と行政との情報共有を図ります。					
進捗状況効果	平成24年度から公表。市民と行政との情報共有により、市政への理解を深めてもらうことができました。公表件数は、平成24年度123件、平成25年度64件、平成26年度60件、平成27年度58件、平成28年度73件。					
効果額の積算・説明						
行政評価委員会からの質問	公表に要する経費の増加状況如何。どのような手法により効果を測定したのか。アンケート調査等を行ったのか。市民から好意的な反響があったのか。寄せられる件数が増えたのか。寄せられた市民の声（公表されなかったものを含む）の件数の経年推移（平成24年度以前も）をご教示ください。					
上記質問に対する回答	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公表に要する経費の増加はありません。</li> <li>・アンケート調査等による効果の測定は行っておりませんが、よくあるご意見や市政運営の参考となる意見等を公表することは、市政への理解を深めてもらう方法の一つであると考えております。市民から好意的な反響は特にありません。</li> <li>・寄せられた意見の経年推移であります。合併後の平成23年度から平成28年度までの投書件数は次のとおりです。 平成23年度 361件、平成24年度 410件、平成25年度 338件 平成26年度 269件、平成27年度 298件、平成28年度 342件</li> </ul>					
評価	自己評価		行政評価委員会評価			
	B やや成果があった		B やや成果があったと評価する			
具体的な評価理由	よくあるご意見や市政運営の参考となる意見等を公表することは、市政への理解を深めてもらう方法の一つであると考えており、市民に対するアンケート調査等による効果の測定は行っていないものの、市ホームページでの公開に併せ、年2回の広報に市おへの記事掲載による効果は少なからずあるものと考えます。		効果を科学的に実証することは困難であるが、制度開始以来、相当数の投書及び公表件数が継続しており、着実に市民に浸透しつつあることが明らかである上、公表されている「市民の声」の内容も参考になるものが多い。ただし、この問題に対する従前の当委員会による関与の経緯等に照らせば、実行に移すのが遅きに失した感が否めない。			

第4次実行計画 評価表

開かれた市政の推進 イ 2-3

※効果額(千円)は、平成23年度と比較した額。		担当課		秘書課		
取組事項	FAQ(よくある質問と回答)の公表					
取組内容	市に寄せられる質問等をもとに作成した「FAQ(よくある質問と回答)」をホームページに公表し、市民等の疑問に対して、迅速な解決を図ります。					
実施スケジュール	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	結果
	検討	⇒	完了			完了
効果額(千円)						合計
目標(値)	ホームページの閲覧により、市民等の疑問に対して、迅速な解決を図ります。					
進捗状況効果	平成26年12月から市ホームページで公表し、市民等の疑問に対して迅速な解決を図ることができました。全263件。					
効果額の積算・説明						
行政評価委員会からの質問	FAQ公表に要する経費の増加状況如何。この施策の効果をどのように測定されているか。市民アンケート等を実施するなどしたか。ホームページの該当部分の閲覧者数を把握されているなら、その推移をお示しください。					
上記質問に対する回答	<ul style="list-style-type: none"> <li>公表に要する経費の増加はありません。</li> <li>アンケート調査等による効果の測定は行っておりませんが、よくある質問と回答を公表することは、市民等が疑問に対して迅速に解決を図る方法の一つであると考えております。</li> <li>ホームページのFAQのアクセス者数は、年度単位での集計は行っていないですが、開設してから平成29年9月14日現在の累計は364,189件です。</li> </ul>					
評価	自己評価		行政評価委員会評価			
	B やや成果があった		B やや成果があったと評価する			
具体的な評価理由	よくある質問と回答を公表することは、市民等が疑問に対して迅速に解決を図る方法の一つであると考えており、市民に対するアンケート調査等による効果の測定は行っていないものの、アクセス件数からも効果は少なからずあるものと考えます。		効果を科学的に検証することは難しいが、ホームページのFAQについては、相当数の閲覧者がいるようであり、費用をかけることなく、市民に対する情報提供を質量ともに豊かにしたという意味で相当の成果があったものと評価できる。			

第4次実行計画 評価表

開かれた市政の推進 イ 2-4

※効果額(千円)は、平成23年度と比較した額。

		担当課		監査委員事務局		
取組事項	監査委員による監査結果の公表					
取組内容	定期監査等の結果を全て公表します。 公表はホームページで行い、各監査結果の詳細を掲載します。					
実施スケジュール	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	結果
	完了					完了
効果額(千円)						合計
目標(値)	監査情報の提供、開かれた市政推進を目標とします。					
進捗状況効果	市政が適正に運営されているか市民が確認する基礎となりうる定期監査等の情報を十分かつ迅速に提供することができました。その結果、市民とともに市政運営の透明性、公平性、効率性を図り、開かれた市政推進が実現できました。(平成27年度より「定例監査」に名称変更しました。)					
効果額の積算・説明	開かれた市政推進ということで、数字での効果額は、判定しがたい。					
行政評価委員会からの質問	監査結果の公表について過年度分の公表期間など方針が決めていますか。					
上記質問に対する回答	方針については取り決めはありませんが、概ね5年間分を公表しております。					
評価	自己評価			行政評価委員会評価		
	A 大いに成果があった			B やや成果があったと評価する		
具体的な評価理由	市政に対する市民の信頼を確保するためには、市民に対する積極的な行政情報の提供や行政運営におけるチェック機能の強化が必要である。そこで、情報公開の積極的な推進や、監査機能の充実・強化を図り、公正で透明な行政運営を推進しました。			定期監査(定例監査)の結果が公表されるので、市政に関心のある市民にとって情報のよりどころになります。また、事務局にとっても慎重な対応を進めることができるので有効と考えます。情報が公開されることが日常となった昨今ですので、反響にも留意し一貫した方針で取り組むことを期待します。		

# 第4次実行計画 評価表

開かれた市政の推進 イ 3-1

※効果額(千円)は、平成23年度と比較した額。

		担当課		秘書課		
取組事項	新たな電子媒体を活用した情報発信					
取組内容	携帯電話やスマートフォンの普及により、新たな電子媒体を活用して市政情報やイベント情報、災害情報などの発信を検討します。 特に、市のホームページにつながりにくい状況に陥る可能性がある災害時には、情報発信だけでなく、市民からの情報の収集が期待できます。					
実施スケジュール	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	結果
	一部実施	完了				完了
効果額(千円)						合計
目標(値)	平常時にも有益情報を発信することで利用者の拡大を図り、特に災害時には多くの市民に情報の送受信ができる体制を築くことを目標とします。					
進捗状況効果	平成24年4月からSNS「ツイッター」による情報発信を開始。平成28年度末時点で、約2,000件のフォロワー(閲覧登録者)を有しています。 現在、不審者情報、市ホームページ新着情報、広報にしお掲載の申し込み不要のイベント情報、災害情報などの情報を発信しています。					
効果額の積算・説明						
行政評価委員会からの質問	ツイッターでの発信システムに要した経費の状況如何。1500人というフォロワー数をどのように評価しているか。費用対効果としてどう考えているか。					
上記質問に対する回答	ツイッターの登録及び運用にあたっての経費は発生していません。フォロワー数は決して多いとは言えませんが、フォロワーからフォロワー以外の利用者に情報を拡散してもらえらるため、フォロワー数以上に情報の伝達ができます。 費用が掛かっていないこともありますが、情報の発信・受信が携帯電話のできることで、災害時(停電時)に有効ですし、状況の変化に応じて即時的な情報発信ができるなど、実施する効果は高いと考えます。					
評価	自己評価		行政評価委員会評価			
	B やや成果があった		B やや成果があったと評価する			
具体的な評価理由	災害時などに有効な情報伝達手段の一つとして活用が期待できるため。		フォロワー数は必ずしも多いとはいえませんが、災害時における活用の可能性等に鑑みると、情報発信が開始されたことに意義があると評価できる。			

第4次実行計画 評価表

		担当課		企業誘致課		
※効果額(千円)は、平成23年度と比較した額。						
取組事項	企業誘致の推進					
取組内容	<p>企業訪問を行い、企業のニーズの把握に努めるとともに、企業立地フェア等を活用してパンフレットの配布等を行い、企業誘致を積極的に推進し、税収の確保、雇用の安定、住工混在※の解消等を図ります。</p> <p>※ 住工混在とは、住宅と工場などが混在して立地している状態をいいます。</p>					
実施スケジュール	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	結果
	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	実施中
効果額(千円)						合計
目標(値)	税収の確保、雇用の安定、住工混在の解消等を目標とします。					
進捗状況効果	<p>企業の立地動向を把握するため、企業訪問等をし、産業用地や優遇制度等の情報提供を行うとともに、東京・大阪で開催される大規模な展示会に市内企業と共同出展し、企業の経営基盤の強化とビジネスマッチングを支援する企業誘致プロモーション活動を展開しています。</p> <p>【新規に操業した企業数】※カッコ内は市外の企業数                      平成24年度：4社(2社) 平成25年度：9社(1社) 平成26年度：15社(6社)                      平成27年度：11社(3社) 平成28年度：13社(2社)</p> <p>【企業訪問等活動実績】                      平成24年度：177件 平成25年度：164件 平成26年度：203件                      平成27年度：254件 平成28年度：287件</p>					
効果額の積算・説明	<p>企業数は新設又は増設を行い、年度内に操業をした企業の件数を計上している。                      企業訪問等活動実績は、年度内に訪問又は来庁された企業の件数を計上している。</p>					
行政評価委員会からの質問	<p>5年間の取組みによってどのような成果があらわれましたか？新規操業した企業のリストはありますか？                      新規操業によって増えた税収額、雇用人数を年度ごと（市内企業の移転については移転前との差純増分）を教えてください。                      今後の課題と解決策は？</p>					
上記質問に対する回答	<p>○5年間で新たに進出、拡張した企業の総数は52社(14社)となり、それに伴い約6億2千8百万円の税収増と560人の新規雇用がありました。                      ○リストはあります。                      ○各年度の税収増と雇用人数は、下記のとおりです。                      なお、市内企業の移転について、移転前と移転後の差（純増分）は把握していません（把握困難なため）。                      H24年度：約2千4百万円、16人                      H25年度：約1億3千万円、65人                      H26年度：約1億3千4百万円、28人                      H27年度：約2億3百万円、241人                      H28年度：約1億3千7百万円、210人</p> <p>注1)「税収増」は償却資産の減価償却及び法人市民税は考慮せず、投資額から推計をした賦課初年度における固定資産税額を税収増とみなして算出。                      注2)「雇用人数」は補助金等の申請書類等の「新規雇用者数」から算出。                      ○今後の課題は、企業からの用地ニーズに速やかに対応できる土地の確保が十分でないため、上位計画の位置付けの見直しや用地造成を計画的に進めて行き、企業用地を速やかに情報提供できるようにして行く。</p>					
評価	自己評価			行政評価委員会評価		
	A 大いに成果があった			B やや成果があったと評価する		
具体的な評価理由	<p>税収及び雇用の維持拡大、市外企業の誘致と市内企業の流出防止が図れた。</p>			<p>市内企業の移転を含め、雇用者数の推移や法人市民税の推移なども把握し市民に有効な投資であったことを示すとともに、進出企業のニーズによりスピーディに対応できるよう体制を整え更なる雇用拡大、税収増を目指して下さい。</p>		

第4次実行計画 評価表

健全な財政運営の推進 ウ 5-1

※効果額(千円)は、平成23年度と比較した額。

		担当課		全庁		
取組事項	広告収入の拡大					
取組内容	積極的な広告募集による歳入の確保を図るとともに、募集方法の見直しを検討します。					
実施スケジュール	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	結果
	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	実施中
効果額(千円)	7,918	7,466	18,959	7,709	9,710	合計 51,762
目標(値)	広告収入による歳入の確保を図ります。					
進捗状況 効果	<p>広報にしお、市ホームページ、各種封筒などに広告を掲載することで歳入の確保を図っています。また、新たな広告媒体の導入も随時検討しており、平成24年度末には、広告付き案内地図を設置しました。</p> <p>なお、ネーミングライツの導入についても具体的な候補をあげて検討しましたが、実現に至らなかったため、引き続き検討していきたいと考えています。</p>					
効果額の 積算・説明	<p>広告金額実績</p> <p>H24年度 7,917,780円</p> <p>H25年度 7,466,480円</p> <p>H26年度 18,959,380円</p> <p>H27年度 7,709,040円</p> <p>H28年度 9,710,367円</p>					
行政評価委員会 からの質問	現状における広告媒体の種類と媒体ごとの広告料の概要、媒体ごとの広告料収入の経年変化をお示し願いたい。今後、どのような媒体に広告を拡大していく考えか。					
上記質問に 対する回答	<p>広告媒体の種類と媒体ごとの広告料の概要、媒体ごとの広告料収入の経年変化(別資料参照)現在、行革関係(庁内)の説明会などで広告収入の拡大についてアナウンスしている。今後は、公共施設などのネーミングライツを検討する予定。</p>					
評価	自己評価			行政評価委員会評価		
	A 大いに成果があった			A 大いに成果があったと評価する		
具体的な 評価理由	<p>第4次実行計画期間中に、約5,100万円の広告収入を得られたため、大いに成果があったと考える。ネーミングライツについては、過去に広告主が見つからなかった経緯があるが、対象施設の幅を広げるなどして、新たな広告収入が得られるように努力していく。</p>			<p>着実に計画が実施され、具体的な成果に結びついていると評価する。第5次計画における「ネーミングライツ制度の導入」に期待する。</p>		

第4次実行計画 評価表

※効果額(千円)は、平成23年度と比較した額。		担当課		収納課		
取組事項	市債権の回収(移管基準に基づく引受徴収分)					
取組内容	市の未収債権の滞納処分や強制執行等の法的手続を専門的に行う組織を平成24年度から3年間を目途に設置します。 専門的組織では、債権管理担当課から移管基準に基づいた未収債権を引受け、過年度の未収債権の圧縮を図ります。					
実施スケジュール	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	結果
	実施	⇒	完了			完了
効果額(千円)	16,797	31,313	78,520			合計 126,630
目標(値)	過年度の未収債権の圧縮を図ります。					
進捗状況効果	平成24年度に債権回収対策室を設置し、平成24年度は16,796,631円、平成25年度は31,312,923円、平成26年度は78,519,591円の債権回収を行いました。なお、平成26年度末をもって債権回収対策室は廃止となりました。					
効果額の積算・説明	平成24年度は72,936,198円の債権移管を受け16,796,631円を徴収。平成25年度は90,371,719円の債権移管を受け31,312,923円を徴収。平成26年度は140,610,354円の債権移管を受け78,519,591円を徴収。					
行政評価委員会からの質問	債権回収対策室が回収した実績は理解できるが、同室設置以前の各課室による回収額と比較することは可能か。成果が上がっているのに、同室をなぜ廃止したのか。そもそもなぜ時限設置としたのか。					
上記質問に対する回答	市税以外の市債権の収入未済額を比較しますと、対策室設置前の平成23年度より平成28年度では8,661万円程減少しています。債権回収対策室は、市の債権に関して『過年度の未収債権に対する取組』と『新たな未収債権を発生させない取組』を柱として、債権管理の適正化に向けた取組をすることを目的に、平成24年度から3年間の時限設置をされました。『過年度の未収債権に対する取組』として実施していました移管基準に基づく引受徴収につきましては、3年間で収入未済額の圧縮が図られ一定程度の成果があったものと判断しました。また、『新たな未収債権を発生させない取組』としては、債権所管課の職員を対象として、スキルアップ研修等を年間約7~8回開催し、100人以上の債権回収担当者に、各種財産調査の方法、折衝のノウハウ、滞納処分及び強制執行の手続、債権放棄の方法を学んでいただきました。このことから、以後は各所管課での債権管理が適当であると判断し、対策室は廃止しました。					
評価	自己評価		行政評価委員会評価			
	A 大いに成果があった		A 大いに成果があったと評価する			
具体的な評価理由	各担当課では徴収困難な案件を引受け、専門組織にて徴収を実施し、126,630千円の債権を回収することができた。		着実に計画を実施し、具体的な成果を挙げたものと評価できる。			



第4次実行計画 評価表

		担当課		収納課		
※効果額(千円)は、平成23年度と比較した額。						
取組事項	口座振替の推進					
取組内容	市税等を納付する場合に、コンビニエンスストアでの納付は口座振替と比べ市の費用(市から支払われる手数料、郵送料)がかかることを周知するとともに、口座振替による納付依頼を推進し、経費の削減と歳入の確保を図ります。					
実施スケジュール	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	結果
	実施	⇒	⇒	⇒	完了	完了
効果額(千円)						合計
目標(値)	口座振替の推進により、滞納繰越額の減少を図ります。					
進捗状況効果	市税等の納付する場所における手数料が口座振替の方がコンビニエンスストアより安いことを、ホームページや市税等の納期一覧にてPRしています。口座振替の推進により滞納繰越額は減少しています。					
効果額の積算・説明						
行政評価委員会からの質問	口座振替の件数や口座振替率を把握できているか。滞納繰越額の金額の具体的推移を問う。 <u>滞納繰越額の減少は、ウ6-1など他の項目による成果とも考えられるところであり、口座振替の割合が横ばいであるとすれば、成果が上がっていないと評価すべきではないか。</u>					
上記質問に対する回答	税目別に口座振替の件数及び振替率を把握しています。国保税を含めた市税の滞納繰越額は以下のとおりです。 平成23年度 3,159,409,963円 平成24年度 3,197,415,095円 平成25年度 3,074,000,006円 平成26年度 2,663,609,628円 平成27年度 2,339,411,841円 平成28年度 1,894,923,949円					
評価	自己評価			行政評価委員会評価		
	B やや成果があった			B やや成果があったと評価する		
具体的な評価理由	口座振替の割合は税目ごとでバラツキがあるものの、概ね横ばいで推移しているが、滞納繰越額は年々減少しており、一定の効果はあったものと考えている。			相応の成果は挙げられていると思われるが、口座振替件数や口座振替率において顕著な成果が見られない。		

第4次実行計画 評価表

健全な財政運営の推進 ウ 7-1

※効果額(千円)は、平成23年度と比較した額。

担当課	全庁
-----	----

取組事項	補助金等の見直し					
取組内容	補助金チェックシートを活用し、合併以前から継続している補助金についても、均衡化を図るなど、見直しを行います。 また、その実効性を高めるため、有識者らによる第三者審査会の設置を検討します。					
実施スケジュール	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	結果
	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	実施中
効果額(千円)						合計
目標(値)	補助金等の適正化を図ります。					
進捗状況効果	当初予算案作成時において、補助金チェックシートを活用しています。例えば、各種団体への補助金について、繰越額が補助金を上回る場合などに見直しを行っています。 第三者審査会の設置を含め、第5次実行計画において補助金の適正化計画を検討しています。					
効果額の積算・説明						
行政評価委員会からの質問	全補助金の相手方、金額、用途の一覧及び補助金の数と金額の合計数の経年変化をお示し願いたい。市長交替は良い機会であり、実際に第三者審査会を設置して、大胆な「補助金仕分け」を行うべきではないか。また、逆に本項目の存在が必要な補助金の新設に萎縮の効果を及ぼしている虞はないか。					
上記質問に対する回答	全補助金の金額、補助金の数及び金額の合計数の経年変化は別紙のとおりです。 現在作成中の第5次実行計画において「ゼロ・リセット」の補助金見直しを検討中です。この計画内容は、既存の補助金で5年を経過したものは、いったん白紙に戻し、新規の補助要望と同じく「ゼロ・リセット」での要望を前提とし、第三者による審査を経て、補助金交付の是非、予算配分の優先順位などを判断するものとするものです。					
評価	自己評価			行政評価委員会評価		
	C 成果があがらなかった			C 成果があがらなかったと思われる		
具体的な評価理由	補助金チェックシートを活用し、合併以前から継続している補助金についても、均衡化を図るなど、見直しを行っていますが、まだまだ十分とはいえません。 有識者らによる第三者審査会の設置については、第5次実行計画において設置を検討します。			同左。目標や計画の決め方にも問題があったと思われるが、特段の成果が見られなかった。第5次計画に期待する。		

第4次実行計画 評価表

		担当課		福祉課		
※効果額(千円)は、平成23年度と比較した額。						
取組事項	社会福祉協議会助成金の見直し					
取組内容	<p>社会福祉協議会は、多様化する福祉ニーズにきめ細かく対応し、自立と相互扶助を中心とした地域ぐるみの福祉の輪を広げるためにボランティア活動等の支援や、市からの受託事業を実施してきました。</p> <p>受託事業は、行政が直接実施した場合と比べ、専門的かつ効率的に事業が展開できるメリットもあり、社会福祉協議会は、本市の地域福祉の向上に欠かせない組織となっています。</p> <p>しかし、助成金の見直しは、市全体の課題となっていますので、社会福祉協議会が実施する事業内容等を精査し、検討します。…1</p> <p>また、社会福祉協議会を通じた福祉団体への助成金については、合併時の取り決め事項として旧西尾市、旧幡豆郡3町と平成23年度から平成25年度までに交付基準を合わせることににより削減を図ります。</p>					
実施スケジュール	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	結果
	1 検討	1実施	1完了			完了
	2 実施	⇒	2完了			完了
効果額(千円)	971	1,924	1,904	1,919	2,061	合計 8,779
目標(値)	社会福祉協議会助成金の見直しを図ります。					
進捗状況効果	<p>社会福祉協議会を通じた福祉団体への助成金については、合併時の取り決め事項として旧西尾市、旧幡豆郡3町と平成23年度から平成25年度までに、新たな交付基準に合わせることににより削減を図り、平成26年度以降については、団体の実績、会員数、会費などで見直しを図りました。</p> <p>また、社会福祉協議会が実施する事業内容を検討した結果、同内容の助成を実施することになりました</p>					
効果額の積算・説明	補助額については、各団体の事業実績並びに会費や会員数に応じた積算					
行政評価委員会からの質問	<p>① 現在、社会福祉協議会に西尾市が委託している事業とその委託料総額はいくらですか？</p> <p>② 社会福祉協議会から各団体に支払っている助成金の内容と額はいくらですか？</p> <p>③ 見直しにより削減された額が190万円とのことですが、行財政改革の視点でみてこれで十分ですか？</p>					
上記質問に対する回答	<p>① 西尾市社会福祉協議会補助金に含まれる委託事業については、平成28年度実績で、①障害者福祉団体活動事業補助金（障害者ふれあいレクリエーション事業190,000円、重度障害者交流事業20,000円）、②福祉まつり事業260,000円、③福祉車両貸出事業510,948円の合計980,948円となっています。</p> <p>② 社会福祉協議会から各団体へは、西尾市からの補助金に加算する形で、西尾市遺族連合会882,000円、西尾保護区保護司会658,000円、西尾市更生保護女性会220,000円、西尾市母子寡婦福祉会82,000円、手をつなぐ育成会142,000円、身体障害者福祉協会712,000円、西尾市保育園父母の会会長連絡協議会22,000円、西尾市老人クラブ連合会107,000円、特定非営利活動法人みつね会22,000円みつね会（家族会）24,800円、西尾市子ども会育成連絡協議会52,000円、公益財団法人不老会西尾地区152,000円の合計3,075,800円が助成されています。</p> <p>③ 今回の助成金算定の見直しにより平成26年度完了後も減額傾向にあり、平成28年度には206万円の削減に繋がりましたが、各団体からは会員の高齢化などにより会員数は毎年減少傾向にあるため、これ以上の減額が続くと団体存続も難しいとの意見もあり、団体の運営方法等についても一緒になって検討していく必要があると考えます。</p>					
評価	自己評価			行政評価委員会評価		
	B やや成果があった			B やや成果があったと評価する		
具体的な評価理由	<p>助成金の算定基準も明確でなかったため、今回の取り組みで明確な算定根拠を示すことができるようになりました。</p> <p>また、会員数を助成金の根拠に加えたことで、会員募集を含めた団体運営の自助努力も促すことができました。</p>			<p>本市の社会福祉協議会は、多様化する福祉ニーズにきめ細かく対応し地域ぐるみの福祉の輪を広げるためにボランティア活動等の支援や、市からの受託事業を実施し、専門的かつ効率的な事業展開により地域福祉の向上に欠かせない組織となっているとのことですが、近年では住民・福祉関係者との協働による自由で民間性に富む地域福祉活動の展開が期待されるようになってきています。今後は行政の下請け的機関とならないよう十分留意し、他課とも協働して役割分担・連携強化を図って行って下さい。</p>		

第4次実行計画 評価表

※効果額(千円)は、平成23年度と比較した額。

		担当課		商工観光課		
取組事項	商工会補助金の見直し					
取組内容	商工会議所と商工会への補助金は大きな格差があるので、同水準となるように商工会への補助金を段階的に見直します。					
実施スケジュール	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	結果
	実施	⇒	⇒	⇒	完了	完了
効果額(千円)	4,525	11,652	17,477	23,303	29,127	合計 86,084
目標(値)	平成28年度を目標に同水準とします。 ※旧幡豆郡3町商工会の合併の動向により目標が変動する場合があります。					
進捗状況 効果	商工会への補助金について、段階的に商工会議所への補助水準に合わせるように見直しを行いました。 平成28年度完了しました。					
効果額の 積算・説明	目標どおり					
行政評価委員会 からの質問	商工会補助金の見直しが完了したとのことですが、今後更に見直す予定はありますか？ 各商工会議所・商工会の会員数・予算額ならびに会費収入・西尾市からの補助金はどれくらいですか？					
上記質問に 対する回答	これ以上の削減は、商工会事業に支障を及ぼすことも考えられます。見直しについては慎重に事業内容を精査し考慮します。  商工会議所、各商工会の会員数等（平成28年度末）					
	団体名	会員数	予算額	会費収入	補助金	
	・西尾商工会議所	1,990名	714,850,000円	46,074,250円	6,500,000円	
	・一色町商工会	599名	60,242,000円	8,412,000円	6,500,000円	
	・西尾みなみ商工会	839名	84,542,000円	13,902,300円	6,500,000円	
評価	自己評価			行政評価委員会評価		
	A 大いに成果があった			B やや成果があったと評価する		
具体的な 評価理由	各商工会とも、下部団体に対し補助金の削減をするなど事業を削減し自主運営を行っていました。その趣旨を評価しました。			合併前の三町の商工会への補助の削減に関しては、成果があったと認められますが、当市が商工会議所・商工会に期待する役割を明らかにし、費用対効果の視点で更に検証し、各組織への補助の必要の有無ならびに配分方法につき再検討されたい。		

第4次実行計画 評価表

健全な財政運営の推進 ウ 7-4

		担当課		農林水産課		
※効果額(千円)は、平成23年度と比較した額。						
取組事項	各種団体補助事業の整理統合(農林水産関係団体)					
取組内容	農林水産関係団体補助金の整理統合を順次実施します。 また、関係補助団体と調整を図り、団体補助から事業補助へと補助内容の見直しを行います。					
実施スケジュール	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	結果
	実施	⇒	完了			完了
効果額(千円)	659	835	997	997	997	合計 4,485
目標(値)	補助内容を精査し、時代に即した事業のみに補助を行います。					
進捗状況効果	補助金の統廃合や運営費補助から事業費補助への変更を行った結果、補助事業の廃止、事業費補助への切替、補助金の整理により、補助金の削減を図りました。					
効果額の積算・説明	<p>8つの補助金について、整理統合、廃止、運営費補助から事業費補助への切替などにより削減しました。</p> <p>8補助金の補助金合計額と対H23年度削減額</p> <p>H23年度 合計額4,239,000円</p> <p>H24年度 合計額3,579,750円 削減額▲659,250円</p> <p>H25年度 合計額3,404,000円 削減額▲835,000円</p> <p>H26～28年度 各合計額3,242,000円 各削減額▲997,000円</p>					
行政評価委員会からの質問	<p>削減できた8つの補助金とは何ですか？額と内容は整理統合・廃止・事業費補助のうちどれですか？</p> <p>関係補助団体に現在行っている補助金の総額はそれぞれいくらですか？</p> <p>時代に即した事業とはどのような事業ですか？</p>					
上記質問に対する回答	<p>(削減できた8つの補助事業)</p> <p>特産物育成事業 H23 1,280,000円 運営費補助から事業費補助に見直し</p> <p>いちじく新規栽培者助成事業 H23 47,000円 廃止</p> <p>農業後継者育成対策事業 H23 706,000円 減額</p> <p>施設園芸振興事業 H23 1,561,000円 特産物育成事業・いちご振興事業へ振分け</p> <p>いちご振興事業 H24 710,000円 事業費補助</p> <p>生活改善実行グループ育成事業 H23 396,000円 廃止</p> <p>技術交流改善補助事業内の一色町海苔研究会補助金 H23 187,000円 廃止</p> <p>吉良水産振興活動事業費補助金 H23 62,000円 廃止</p> <p>(現状)</p> <p>特産物育成事業 H28 1,697,000円</p> <p>農業後継者育成対策事業 H28 510,000円</p> <p>いちご振興事業 H28 674,000円</p> <p>時代に即した事業とは、運営費補助から事業費補助に移行することと考えます。</p>					
評価	自己評価			行政評価委員会評価		
	A 大いに成果があった			B やや成果があったと評価する		
具体的な評価理由	補助金の統廃合、運営費補助から事業費補助への変更を行った結果、大きく補助金を削減できた。			補助金の統廃合、運営費補助から事業費補助としたことにより大きく補助金を削減できたことですが、補助金については、第二次行革の際に交付期間は最長5年とするサンセット方式を採用しており、5年を経過したものは新たに新設と同様の審査を義務付けています。補助金の交付による効果・達成目標値を明らかにし、その成果を市民と共有できるように、交付期間内は毎年その目標達成度合い等を細かく管理するなどして、費用対効果の高い事業への補助を有効に行って下さい。		

第4次実行計画 評価表

		担当課		環境保全課		
※効果額(千円)は、平成23年度と比較した額。						
取組事項	住宅用太陽光発電装置設置費補助、低公害車導入補助の見直し					
取組内容	<p>1住宅用太陽光発電装置設置費補助 補助金額を始めとする制度拡充を検討します。 ※当初の普及目標は達成しましたが、東日本大震災や浜岡原発の停止、再生エネルギー特別措置法の成立などの社会情勢の変化により、更なる自然エネルギーの普及が求められています。</p> <p>2低公害車導入補助 補助対象車両の見直しを含め検討します。 ※平成23年8月の新車販売台数の1位、2位をハイブリッド自動車が占め一定の普及がなされたと評価することができます。また、平成23年度後半には小型車ベースの安価なハイブリッド自動車の販売が開始されることで更なる普及が急速に進み、本制度の目的達成が見込まれるとともに財政的な課題も生じることが予想されます。</p>					
実施スケジュール	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	結果
	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	完了
効果額(千円)	23,863	23,733	-989	-5,755	-5,608	合計 35,244
目標(値)	国・県の補助制度と連携して、普及を図ります。					
進捗状況効果	<p>1住宅用太陽光発電装置設置費補助 平成24年度に自然エネルギーの更なる普及のため、補助単価を1kwあたり2万円から3万円に増額しました。また、再生可能エネルギーの固定価格買取制度導入や設置価格の低下などにより普及が進み、CO2の排出量削減による地球温暖化防止が各家庭単位で行われています。今後は、国や県の動向を注視しながら制度の見直しを図っていきます。 申請件数 24年度…623件、25年度…629件、26年度…396件、27年度…371件、28年度…364件</p> <p>2低公害車導入補助 平成24年度より一定の普及がなされたハイブリッド自動車を補助対象から除外し、電気自動車またはプラグインハイブリッド自動車に変更しました。平成27年度に燃料電池自動車を補助対象に追加しましたが、今後は充電インフラ整備など、社会情勢の変化を見極めながら制度を見直します。 申請件数 24年度…56件、25年度…52件、26年度…57件、27年度…36件、28年度…36件</p>					
効果額の積算・説明	1平成29年度 152件(6.26現在) 2平成29年度 23件(6.26現在)					
行政評価委員会からの質問	国・県と連携した補助金とのことですが、現状と今後の見通しを教えてください。西尾市が支払った補助額と、国・県の補助額はそれぞれいくらですか？西尾市として支出した各年度の補助金の額はいくらですか？					
上記質問に対する回答	<p>1 平成29年度住宅用地球温暖化対策設備導入補助金交付要綱を新設し、愛知県への補助対象施設を4施設追加しました。平成33年度までの期限付きで、補助金額は、見直し等を検討します。平成29年度西尾市の太陽光発電設備の補助額は、1kw当たり2万円で上限8万円、HEMS 1万円、燃料電池システム10万円、リチウムイオン蓄電システム10万円、電気自動車等充給電設備 5万円です。愛知県からの補助額は、市の補助額の1/4です。</p> <p>2 低公害車普及促進事業は、対象車種、補助額の見直しを毎年検討しております。低公害車補助額は、電気自動車、プラグインハイブリッド車10万円、燃料電池自動車30万円、愛知県の補助は無しです。</p> <p>年度別補助金支払い額 1 太陽光発電 24年度70,387千円、25年度70,657千円、26年度45,435千円、27年度42,569千円、28年度41,116千円 2 低公害車 24年度5,600千円、25年度5,200千円、26年度5,700千円、27年度3,800千円、28年度5,400千円</p>					
評価	自己評価			行政評価委員会評価		
	A 大いに成果があった			A 大いに成果があったと評価する		
具体的な評価理由	太陽光発電設備については申請件数が減少しているが、補助制度によるインセンティブ効果もあり、設備導入が進んでおり、一定の効果が出ていると考えられる。低公害車についても、発売される車種により変動はあるが、補助制度の一定の効果が出ていると考えられる。			一定の申請件数が上がったことは、評価できます。しかし、事業の補助額は28年度でも4650万円となっていますが、太陽光発電や低公害車に関しての啓蒙普及は既に大いに成果があったものと考えます。よって国・県の補助が連動していることを理由に補助制度を安易に継続することのないよう要綱の廃止も視野に置いて貴重な財源の使い道を再検討されてははいかがでしょうか。		

第4次実行計画 評価表

※効果額(千円)は、平成23年度と比較した額。

		担当課		環境保全課		
取組事項	浄化槽設置費補助の見直し					
取組内容	<p>制度の廃止も含めた見直しを行います。</p> <p>国の循環型社会形成推進交付金の計画(5ヵ年)が平成25年度に終了するため、それまでに検討し、平成26年度より実施します。</p> <p>※昭和63年から施行されている西尾市浄化槽設置費補助金交付要綱は、し尿及び生活雑排水を併せて処理する合併処理浄化槽の普及促進とし尿だけを処理する単独処理浄化槽からの転換促進を目的としてきました。</p> <p>しかし、平成12年の浄化槽法の改正に伴い、単独処理浄化槽の新設が原則禁止(下水道予定処理区域を除く)となり、補助制度の有無に係わらず要綱の目的は達せられる状況です。</p>					
実施スケジュール	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	結果
	検討	⇒	完了			完了
効果額(千円)	-5,238	-5,690	-4,434	-7,818	-7,818	合計 -30,998
目標(値)	浄化槽設置費補助制度の廃止も含めた見直しを行います。					
進捗状況効果	<p>より一層の公共用水域の水質汚濁防止を進めるため、生活雑排水を未処理のまま放流する単独処理浄化槽及び汲み取り便槽から合併処理浄化槽への早急な転換を促すことを目的とした新たな制度として、西尾市高度処理型浄化槽転換整備事業補助金を終期を設定した上で平成26年度に創設しました。</p> <p>また、従来の補助制度である西尾市浄化槽設置費補助金については、制度改正の激変緩和措置として平成26年度に廃止しました。</p> <p>※終期の設定</p> <p>西尾市高度処理型浄化槽転換整備事業補助金 平成31年3月31日(平成30年度)まで</p> <p>西尾市浄化槽設置費補助金 平成27年3月31日(平成26年度)まで</p> <p>○浄化槽設置費補助金 申請件数 24年度…26件、25年度…22件、26年度…26件</p> <p>○高度処理型浄化槽転換整備事業補助金 申請件数 26年度…2件、27年度…0件、28年度…0件</p>					
効果額の積算・説明	平成29年度 0件(6.26現在)					
行政評価委員会からの質問	終期を設けた受け皿補助金を創設し、従来の補助金を廃止する手法は他の補助金でも活用できるものではありませんか？					
上記質問に対する回答	環境保全課では、平成29年度施行した住宅用地球温暖化対策設備導入補助金交付要綱も終期を平成34年3月31日(5年間)としており同様であります。					
評価	自己評価			行政評価委員会評価		
	C 成果があがらなかった			C 成果があがらなかったと思われる		
具体的な評価理由	平成26年度から施行の高度処理型浄化槽転換整備事業補助金は、下水道事業区域の拡大により対象者が減少したことによる申請の減少と考えます。			今後も環境保全のための補助金については、その目的と補助を行う終期を明確にし費用対効果の明らかなものに絞って実施されるべきと考えますがいかがでしょうか。		

第4次実行計画 評価表

※効果額(千円)は、平成23年度と比較した額。

		担当課		公園緑地課		
取組事項	民有地の緑化推進と保全					
取組内容	<p>新たな緑化推進に係る交付金事業を実施して、市域の緑化推進と市民の緑化に対する意識の向上を図ります。</p> <p>※02110市街地の大部分を占める民有地の緑は減少しており、公有地の緑化整備のみでは緑の総量は減少傾向にあり、「グリーン倍増計画」に基づき、市街化区域及びその周辺で民有地の建物や敷地において、まとまった規模(面積80㎡以上)で優良な緑化工事(屋上緑化、壁面緑化、駐車場緑化、空地緑化)費に県からの交付金を支出し、快適な生活環境の整備を図ります。交付金は、事業者から申請のあった交付対象事業費の2分の1を超えない範囲で総額500万円を上限とします。</p>					
実施スケジュール	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	結果
	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	実施中
効果額(千円)						合計
目標(値)	市単独経費を抑制した市域の緑化推進と緑化意識の向上を図ります。					
進捗状況効果	<p>H24年度2件(個人1件、法人1件) 281.1㎡                      H25年度3件(個人3件) 367.8㎡                      H26年度5件(個人4件、法人1件)4,180.04㎡                      H27年度3件(個人1件、法人2件)1,906.82㎡                      H28年度4件(個人1件、法人3件)3,147.24㎡</p> <p>効果が見られます。法人からの申請は、緑化面積が多く、市街地の緑化推進に効果があると思われます。また、愛知県が「あいち森と緑づくり事業」をH30年度まで継続することになっているので、引き続き緑化推進を進めていきます。</p>					
効果額の積算・説明						
行政評価委員会からの質問	<p>「グリーン倍増計画」の成果は平成22年どのようなものがありますか？西尾市としての支出はいくらですか？                      24年～28年に申請のあった内容と活用交付金の額はいくらですか？                      現在、国・県の交付金・補助金を活用できる緑化推進策はどのようなものがありますか？</p>					
上記質問に対する回答	<p>グリーン倍増計画の成果としては、親子で楽しめる公園をはじめとする都市公園を10箇所設置しました。</p> <p>民有地の緑化として申請のあった内容は、個人と法人の敷地緑化で高中木や低木及び芝などの地被です。また、活用交付金の額は、H24年度；874,000円、H25年度；2,336,000円、H26年度；7,949,000円、H27年度；3,025,000円、H28；3,705,000円で、あいち森と緑づくり交付金事業を活用しています。</p> <p>活用できる緑化推進事業としましては、社会資本整備交付金事業、愛知県市町村土木補助事業の公園整備や、あいち森と緑づくり事業があります。</p>					
評価	自己評価			行政評価委員会評価		
	A 大いに成果があった			B やや成果があったと評価する		
具体的な評価理由	民有地の緑化推進にあたり、愛知県の補助メニュー(あいち森と緑づくり事業；補助率1/2)を活用することで、市費を投入することなく緑化推進が図られた。			次世代に受け継ぐ環境整備として市内の緑化推進と保全は西尾市にとって大切な事業です。国・県の補助を上手に活用することは当然のことながら、継続的に計画的に緑化事業が推進されるために担当課として何か出来るかを引き続き検討実施されることを望みます。		



第4次実行計画 評価表

健全な財政運営の推進

ウ

7-8

※効果額(千円)は、平成23年度と比較した額。

担当課	土木課
-----	-----

取組事項	土地改良区補助金の見直し					
取組内容	合併による補助金の格差を検証し、均衡化を図るなど見直しを行います。補助率を段階的に調整します。					
実施スケジュール	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	結果
	実施	⇒	⇒	完了		完了
効果額(千円)	2,487	2,504	2,845	3,026	3,206	合計 14,068
目標(値)	西尾市の補助率に統一します。					
進捗状況効果	抜本的な見直しをし、旧西尾市の補助率に統一した土地改良区補助金交付要綱を制定しました。					
効果額の積算・説明	事業事務費等の補助金を削減し、3,026千円削減できた。					
行政評価委員会からの質問	現在補助金の対象となる土地改良区はいくつありますか？ 300万円ほどの削減が出来たとのことですが支出している補助金総額はいくらですか？ 補助金の支出目的は何ですか？西尾市の補助率とはどのような内容ですか？					
上記質問に対する回答	「矢作川南部土地改良区」、「吉良土地改良区」、「高橋用水土地改良区」、「幡豆土地改良区」の4組織で、平成28年度の事業事務費等の補助金総額は約69,000千円とのことですが、近年運営費の補助を見直す市町村もあるようです。助成・補助がその市民の理解の得られる適切なものとなるよう、今後も原則構成員の利益に資する活動を行っている団体となります。 支出目的としては、土地改良区が行う土地改良事業に要する経費及び運営に要する経費に対して補助金を交付することにより、農家負担の軽減を図るとともに農業生産基盤の整備及び生産性の高い農業の育成を図ることを目的としています。 補助率については、別紙「交付対象事業及び交付基準」のとおりです。					
評価	自己評価			行政評価委員会評価		
	A 大いに成果があった			B やや成果があったと評価する		
具体的な評価理由	合併前の旧市町の交付基準において、各土地改良区の補助金に格差が生じていたため、西尾市の基準に統一したことにより均衡化が図られた。			抜本的な見直しをし、新しく土地改良区補助金交付要綱を制定し大いに成果を上げたとのことですが、現在の4組織で平成28年度の事業事務費等の補助金総額は約69,000千円とのこと。原則構成員の利益に資する活動を行う団体に対する補助として、近年運営費の補助を見直す市町村もあるようです。本市においても、構成員以外の市民の理解も得られるよう、農業生産基盤の整備及び生産性の高い農業の育成予算として、より費用対効果の高い方法を他課との協働して検討してはいかかでしょうか。		

第4次実行計画 評価表

※効果額(千円)は、平成23年度と比較した額。

		担当課		企画政策課		
取組事項	公共施設の利用者負担の見直し					
取組内容	公共施設によって利用者負担額の設定が異なり、同一敷地内において有料と無料の施設が立地するような格差が生じています。このため、受益者負担の適正化を目的に、統一的な積算方法を検討した上で、公共施設の利用者負担額の公平性が図られるように全施設の料金体系を見直します。					
実施スケジュール	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	結果
	検討・準備	⇒	⇒	⇒	⇒	実施予定
効果額(千円)						合計
目標(値)	受益者負担の適正化を目的とした統一的な積算根拠による公共施設の利用者負担額の見直しを図ります。					
進捗状況 効果	平成26年度の公開事業診断において、一部の施設使用料について診断しましたが、具体的な使用料に見直しには至らなかったため、消費税率に関連した使用料及び手数料検討と合わせて、検討していくこととなった。 その結果、平成29年度策定の第5次実行計画において、市内の公共施設の利用料を見直す計画を策定することとなった。					
効果額の 積算・説明						
行政評価委員会 からの質問	<p>そもそもコメントに値しない。なぜ第4次計画に載せたのか。載せておきながら、なぜ、平成28年まで実態調査すらしなかったのか。消費税率と何の関係があるのか。</p> <p>「受益者負担の適正化」と一口に言っても、見直しの視点が分からない。具体的にどのような見直しの視点、基準をもって臨むつもりか。</p> <p>結果として、利用者負担増を目指すのか。負担軽減を目指すのか。</p> <p>第5次計画に盛り込む理由如何。バラツキがあっても良いのでは。本当に見直す必要があるのか。</p>					
上記質問に 対する回答	<p>兼ねてから市内公共施設の使用料の設定には、基準がなく、バラツキがあることが問題となっていた。この問題を解決するために第4次実行計画に載せました。</p> <p>平成26年、消費税率が8%に引き上げられたことをタイミングとしてとらえ、市の主催する公開事業診断にかけ、市民の意見を聞こうとしたが、議論が別の方向に進み、意図する効果が得られなかった。その後、実態調査に取り掛かろうとしたが、調査が大掛かりになること、その他業務との兼ね合いから、第5次実行計画で取り組むこととした。</p>					
評価	自己評価			行政評価委員会評価		
	C 成果があがらなかった			C 成果があがらなかったと思われる		
具体的な 評価理由	検討したところ、担当課が複数の課にまたがるため、取りまとめできなかった。よって、第5次実行計画で計画策定されることとなった。			自己評価のとおりと思料。今後の取組みに期待する。		

第4次実行計画 評価表

※効果額(千円)は、平成23年度と比較した額。

担当課	水道管理課
-----	-------

取組事項	水道料金の適正化					
取組内容	<p>県水供給に係る受水費などの増加額相当を水道料金に反映するなど、水道料金の適正化を図ります。</p> <p>※ 東海・東南海地震の発生に備えるため、上水道施設の耐震化及び老朽管更新を進めています。また、水質悪化等による自己水量の減少に対応するために、県水受水の割合が増加することは避けられない状況であり、これらにかかる工事費や受水費の増加などの要因により、現行の料金体系による収入の増加は見込まれず、このままの計画では数年後には赤字経営に陥る恐れがあります。</p> <p>一日でも早い施設等の耐震化を実現し、安全で安心な水を災害時においても安定して届けることを可能にするため、さらなる経費削減に取り組むとともに、水道料金の見直しが必要です。</p>					
実施スケジュール	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	結果
	検討	⇒	⇒	⇒	⇒	未定
効果額(千円)						合計
目標(値)	水道料金の適正化を図ります。					
進捗状況効果	<p>本市の水道事業では、高度経済成長期に整備された水道施設の老朽化が進行し、更新時期を迎えております。また、南海トラフ巨大地震の発生が懸念される中、水道施設の耐震化も急務となっております。工事には莫大な資金が必要です。さらに、平成29年5月に自己水の一部を廃止し、県営水道に切り替えることにより、県水受水費用の増加も見込まれています。</p> <p>片や水道料金収益は、市民の節水意識の向上や節水機器の普及により、人口が微増にもかかわらず微減で推移しております。今後もこの状態が継続すると見込んでいます。</p> <p>現状、有収率の向上や承認基本給水量の見直しによる県水受水費用の抑制、水道事業の効率的な運営による人件費削減に努めた結果、黒字経営が続いています。しかし、近い将来、本市にも大幅な人口減社会が訪れる恐れがあるため、常に水道料金の見直しを視野に入れておく必要があります。</p>					
効果額の積算・説明	効果額は実施後に積算したい。					
行政評価委員会からの質問	<p>長期的な施設の耐震化、老朽管の更新などの計画を含めた水道事業の長期経営計画を明らかにした上で、水道料金の適正化＝値上げへの理解を市民に求めることが必要となります。現段階での水道事業計画をお聞かせ下さい。</p>					
上記質問に対する回答	<p>水道事業の中長期計画である水道ビジョンは、平成18年度に策定し、5つの目標を掲げ、目標毎にさまざまな指標を設定しております。施設の耐震化は、浄水施設、配水池、ポンプ場の耐震化率といった指標を定めて進捗状況を確認しながら進めています。また、老朽管の更新については、地震防災施設整備計画から管路の耐震化率を定め、計画的に老朽管の布設替を行い、管路の更新を行うようにしています。</p> <p>なお、新水道ビジョンについては、平成29年度中に策定予定で平成30年度から10年間の長期計画を策定する予定です。</p>					
評価	自己評価			行政評価委員会評価		
	A 大いに成果があった			A 大いに成果があったと評価する		
具体的な評価理由	<p>水道事業については黒字経営が続いており、水道料金の適正化が図られています。有収率の向上や承認基本給水量の見直しによる県水受水費用の抑制、水道事業の効率的な運営による人件費削減に努めたことによるものです。また、施設の耐震化についても、概ね完了しており、今後、志貴野水源浄水場で施設の耐震化を行う予定となっております。その他、重要管路の耐震化や老朽管更新を計画的に進めておりますが、常に水道料金の見直しを視野に入れながら適正化を図ります。</p>			<p>黒字経営を維持するために点検、監視等の業務を民間委託することにより維持管理人件費を大幅に削減されたことは評価できますが、大いに成果があったとするだけでなく、長期ビジョンによる安心安全な水の確保を行った上で、更なる経営努力により水道料金の値下げなどで市民に有効に還元できるような努めてください。</p>		

第4次実行計画 評価表

※効果額(千円)は、平成23年度と比較した額。

		担当課		財政課		
取組事項	オープンカウンタ(物品等の公開見積競争)の品目拡大					
取組内容	西尾市では愛知県と県内自治体で共同運用している「あいち電子調達共同システム(物品等)」を利用して、物品・役務等の調達を従来の紙入札から電子入札へと移行していますが、随意契約の案件も入札案件同様に公平性や透明性の向上を目的に電子による調達(オープンカウンタ)を推進しています。 しかしながら、工事等と異なり、パソコンに不慣れな業者(業界)が若干あること、電子での調達(見積提出)にまだ馴染みがないことにより、一度に全ての品目を対象案件とすることができないため、試行期間を交えながら順次品目の拡大を図ります。					
実施スケジュール	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	結果
	実施	完了				完了
効果額(千円)						合計
目標(値)	あいち電子調達共同システム(物品等)のオープンカウンタ適用可能な全品目の調達を目指します。					
進捗状況 効果	平成24年度から、リース業務などの品目を拡大して電子入札を実施しています。平成25年度から、役務の調達を含めて全品目について電子入札を実施しています。また、随意契約についても電子で見積徴収できるように推進しており、物品については、全品目について対応可能となっています。 あいち電子調達共同システムの構成と課題 【構成】 1 CALS/EC(公共事業支援統合情報システム)、2 物品等 【機能】(1)電子入札、(2)随意契約のための電子による見積徴収(オープンカウンタ) 【課題】 ※1者随契は共同システムではできない。(物品等のみ) ※電子入札の環境が整っていても、事業所がパソコンを操作できない、市職員で操作手順を取得していないなど、人のスキルによって、この共同システムを活用できていない場合がある。					
効果額の積算・説明						
行政評価委員会からの質問	全品目について電子入札が可能になったということと、実際に電子入札が行われたかどうかは別問題と思われる。電子入札による発注額の推移、あるいは電子入札実施率の推移等についての統計があれば開示願いたい。【課題】に記載されたことをどのような方法で克服していく予定か。 オープンカウンタの実施により、真の意味で、公平性・透明性が高まっていると評価しているのか。 最終的により安価な発注に結びついているのか。					
上記質問に対する回答	オープンカウンターの実施状況については、平成25年度 124件、平成26年度 123件、平成27年度 123件、平成28年度 116件の実績となっています。課題1については、共同システムのため、西尾市だけの意見では改修することができません。システム改修には加入団体の同意が必要で費用も発生することから、今後もシステムを管理する愛知県に対し改修要望をしていきたいと考えています。また、課題2については、操作手順のマニュアルの周知や必要によっては説明会の開催など職員のスキルアップを図りたいと考えています。					
評価	自己評価			行政評価委員会評価		
	B やや成果があった			B やや成果があったと評価する		
具体的な評価理由	契約担当課以外の課においてもオープンカウンタを利用し電子入札を実施しているため、ある程度の成果があったと考える。			対象品目を拡大しさえすれば完了という計画の立て方に問題があったと思われるが、実施件数は横ばいに止まっている上、本計画の実施により、安価な調達に結びついたかどうか判断できない。		

第4次実行計画 評価表

健全な財政運営の推進 ウ 10-1

		担当課		収納課		
※効果額(千円)は、平成23年度と比較した額。						
取組事項	延滞金の徴収					
取組内容	市税や使用料等の債権の滞納について、納期限までに納付された方とそうでない方の公平性を保つため、適正な延滞金の徴収強化を図ります。					
実施スケジュール	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	結果
	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	実施中
効果額(千円)						合計
目標(値)	適正な延滞金の徴収強化を図り、公平性と歳入の確保に努めます。					
進捗状況効果	当時より適正な徴収をしており、平成24年度66,393千円、平成25年度97,712千円、平成26年度144,377千円、平成27年度115,462千円、平成28年度114,189千円の徴収実績です。					
効果額の積算・説明						
行政評価委員会からの質問	<p>具体的にどのような方法によって延滞金の徴収強化を図っているのか。  <u>第4次実行計画の実施以前と比較してどう変わったのか、具体的にどのような徴収強化策が取られたのか分からない。</u>  <u>「A」と自己評価した根拠が理解できない。</u></p>					
上記質問に対する回答	厳格な納税折衝を継続するとともに、必要な場合は財産調査や差押を行っています。					
評価	自己評価			行政評価委員会評価		
	A 大いに成果があった			B やや成果があったと評価する		
具体的な評価理由	適正な延滞金の徴収強化により、平成28年度には114,189千円を徴収するなど、納期内納税者との公平性及び歳入の確保につながった。			相応の成果は挙げているものと思われるが、取組内容や目標が抽象的であるため、実施内容も具体性に欠け、効果額との結び付きも実証されていない。		

第4次実行計画 評価表

健全な財政運営の推進 ウ 10-2

※効果額(千円)は、平成23年度と比較した額。

		担当課		財政課		
取組事項	公有財産の活用と処分					
取組内容	<p>売払可能財産については、積極的に処分します。                      貸付財産については、可能な限り売却します。                      行政利用できる普通財産の種別替を積極的に行い、有効活用を図ります。                      ※公有財産は、行政財産と普通財産に分類されます。行政財産は、原則、貸付や売却ができませんが、普通財産は貸付や売却することができます。</p>					
実施スケジュール	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	結果
	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	完了
効果額(千円)	114,176	76,177	74,942	142,331	54,920	合計 462,546
目標(値)	未利用財産などを売却し、歳入の増加を図るとともに管理コストの削減を図ります。					
進捗状況効果	<p>一般競争入札により平成24年度は、3件の土地を、82,888千円で、平成25年度は1件5,498千円で売却しております。平成27年度において一色地区の官地拝借地事業による土地89件、77,974千円の売却を実施しました。また、普通財産の土地で整地工事等を実施し、中央児童館駐車場や福地中学校グラウンド等の行政財産に種別替をして、公有財産の有効活用を図っています。平成28年度においては、24件、46,683,660円の土地売却を実施しました。</p>					
効果額の積算・説明	財政課財産担当(旧資産経営課資産管理担当)における土地売払い収入と土地貸付収入の合計。					
行政評価委員会からの質問	<p>効果額の算定根拠を問う。公用財産(動産)の売却にネットの官公庁オークションを利用する考えはあるか。  <u>第4次実行計画の前と比較すると、効果額は伸びているのか。</u>  <u>効果額が今一步伸びていない原因をどのように分析しているか。</u></p>					
上記質問に対する回答	<p>効果額は、財政課財産担当(旧資産経営課資産管理担当)における土地売払い収入と土地貸付収入の合計であります。                      公用財産(動産)の売却における官公庁オークションについては、旧一色町バス及び旧吉良町のバスの売却において利用実績があり、旧一色町バスは平成23年度に653万円、旧吉良町バスは平成25年度に823万円で売却しております。平成26年度以降は、多くの歳入が見込める動産の売却予定がありませんでしたので利用実績がありませんが、官公庁オークションについては今後も適宜利用していきたいと考えております。</p>					
評価	自己評価			行政評価委員会評価		
	B やや成果があった			B やや成果があったと評価する		
具体的な評価理由	歳入の増加と管理コストの削減により、財政状況の改善において一定の役割を果たすことができたため。			成果が挙げられなかったと判断する材料はなかったが、計画実施以前との実績の比較により効果を実感することができず、厳密に効果額を測定する手段もなかった。		

第4次実行計画 評価表

健全な財政運営の推進 ウ 10-3

		担当課		総務課		
※効果額(千円)は、平成23年度と比較した額。						
取組事項	自動販売機の設置に係る行政財産目的外使用の見直しと入札制度の検討					
取組内容	自動販売機設置に伴う電気料等の設置者負担の明確化や、設置者選定に係る入札方式の検討を行い、歳入の確保を図ります。					
実施スケジュール	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	結果
	検討	実施	⇒	⇒	⇒	実施中
効果額(千円)		47	71	66	88	合計 272
目標(値)	自動販売機の設置による歳入の確保を図ります。					
進捗状況効果	自動販売機設置に伴う電気料の設置者負担の明確化として個々に電気メーターを設置し、実費徴収としたことで、年間で66千円の増額となりました。					
効果額の積算・説明	自動販売機3台の平成24年度実績と平成27年度実績の比較にて積算。平成24年度実績72,000円 25年度…118,621円 26年度…142,817円 27年度…138,317円 28年度…160,729円					
行政評価委員会からの質問	自販機の種類、設置台数、設置場所等の現状と今後の方向性についてご教示ください。自販機に類するような行政財産の目的外使用による収益確保を何か具体的に検討されているか。					
上記質問に対する回答	自動販売機の種類は全て飲み物で設置台数は1階市民課付近に2台、1階行政情報コーナーに1台、6階議員談話室に1台の計4台です。現状は行政財産目的外使用により設置を許可しているが、平成29年度から入札による貸付に変更し歳入の確保を図ります。今後の収益確保について具体的な計画はありませんが、庁舎利用者に有益な事例や要望があれば検討していきます。					
評価	自己評価			行政評価委員会評価		
	A 大いに成果があった			A 大いに成果があったと評価する		
具体的な評価理由	電気メーターを設置し、実費徴収としたことで、増収となった。			同左。着実に計画を実施し、大いに成果を挙げていると評価できる。第5次計画による一層の「行政財産の有効活用」に期待する。		

第4次実行計画 評価表

※効果額(千円)は、平成23年度と比較した額。

		担当課		一色支所																
取組事項	自動販売機の設置に係る行政財産目的外使用の見直しと入札制度の検討																			
取組内容	自動販売機設置に伴う電気料等の設置者負担の明確化や、設置者選定に係る入札方式の検討を行い、歳入の確保を図ります。																			
実施スケジュール	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	結果														
	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	実施中														
効果額(千円)	3	9	36	1	0	合計 49														
目標(値)	自動販売機の設置による歳入の確保を図ります。																			
進捗状況効果	支所内に飲料水自動販売機を設置しているため、目的外使用料を徴収しています。また、電気料については、自販機に子メーターを設置し、電気使用量に応じ設置者より電気料を徴収しています。一色支所、吉良支所については、平成27年度末で飲料水自動販売機を撤去しました。																			
効果額の積算・説明	<p>目的外使用料は、自動販売機1台使用面積を1㎡とし、支所敷地の固定資産評価額を基に算出している。また、電気料は子メーターの使用量から算出している。</p> <p>H23年度との比較(目的外使用料+電気料金)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>(単位：千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一色支所</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>11</td> <td>0</td> <td>0</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>							H24	H25	H26	H27	H28	(単位：千円)	一色支所	0	0	11	0	0	
	H24	H25	H26	H27	H28	(単位：千円)														
一色支所	0	0	11	0	0															
行政評価委員会からの質問	自動販売機の経費に着目したのは、よかった。利用数が少ない自販機は、撤去される仕組みになったのですか。																			
上記質問に対する回答	一色支所については、平成29年度に一色町公民館内に移転となったことと、利用数が少ないことから平成27年度末をもって撤去されました。																			
評価	自己評価			行政評価委員会評価																
	C 成果があがらなかった			C 成果があがらなかったと思われる																
具体的な評価理由	<p>談話室に設置してあったため、昼休憩又は支所で打合せを開催した折に利用してきたが、支所の職員数も年々減り利用件数も減となり撤去となった。その結果歳入の確保ができなくなった。</p>			<p>利用数が少ない自販機が、放置されずに撤去されたのはよかった。</p>																



第4次実行計画 評価表

※効果額(千円)は、平成23年度と比較した額。

		担当課		吉良支所																
取組事項	自動販売機の設置に係る行政財産目的外使用の見直しと入札制度の検討																			
取組内容	自動販売機設置に伴う電気料等の設置者負担の明確化や、設置者選定に係る入札方式の検討を行い、歳入の確保を図ります。																			
実施スケジュール	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	結果														
	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	実施中														
効果額(千円)		7	26	1	0	合計 34														
目標(値)	自動販売機の設置による歳入の確保を図ります。																			
進捗状況効果	支所内に飲料水自動販売機を設置しているため、目的外使用料を徴収しています。また、電気料については、自販機に子メーターを設置し、電気使用量に応じ設置者より電気料を徴収しています。一色支所、吉良支所については、平成27年度末で飲料水自動販売機を撤去しました。																			
効果額の積算・説明	<p>目的外使用料は、自動販売機1台使用面積を1㎡とし、支所敷地の固定資産評価額を基に算出している。また、電気料は子メーターの使用量から算出している。</p> <p>H23年度との比較(目的外使用料+電気料金)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>(単位:千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>吉良支所</td> <td>0</td> <td>7</td> <td>26</td> <td>1</td> <td>0</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>							H24	H25	H26	H27	H28	(単位:千円)	吉良支所	0	7	26	1	0	
	H24	H25	H26	H27	H28	(単位:千円)														
吉良支所	0	7	26	1	0															
行政評価委員会からの質問	自動販売機の経費に着目したのは、よかった。利用数が少ない自販機は、撤去される仕組みになったのですか。																			
上記質問に対する回答	利用者数の減少により採算が取れないため、業者の意向により撤去されたものです。																			
評価	自己評価			行政評価委員会評価																
	C 成果があがらなかった			C 成果があがらなかったと思われる																
具体的な評価理由	飲料水自動販売機の設置場所が食堂で職員のみ出入りできる場所だったため、職員も年々減り利用数が減り撤去となり、歳入の確保ができなくなってしまったため。			利用数が少ない自販機が放置されずに撤去されたのはよかった。																

第4次実行計画 評価表

※効果額(千円)は、平成23年度と比較した額。

		担当課		幡豆支所																
取組事項	自動販売機の設置に係る行政財産目的外使用の見直しと入札制度の検討																			
取組内容	自動販売機設置に伴う電気料等の設置者負担の明確化や、設置者選定に係る入札方式の検討を行い、歳入の確保を図ります。																			
実施スケジュール	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	結果														
	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	実施中														
効果額(千円)						合計														
目標(値)	自動販売機の設置による歳入の確保を図ります。																			
進捗状況 効果	支所内に飲料水自動販売機を設置しているため、目的外使用料を徴収しています。また、電気料については、自販機に子メーターを設置し、電気使用量に応じ設置者より電気料を徴収しています。																			
効果額の 積算・説明	<p>目的外使用料は、自動販売機1台使用面積を1㎡とし、支所敷地の固定資産評価額を基に算出している。</p> <p>また、電気料は子メーターの使用量から算出している。</p> <p>H23年度との比較(目的外使用料+電気料金)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>(単位:千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>幡豆支所</td> <td>△2</td> <td>△2</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>△13</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>							H24	H25	H26	H27	H28	(単位:千円)	幡豆支所	△2	△2	1	1	△13	
	H24	H25	H26	H27	H28	(単位:千円)														
幡豆支所	△2	△2	1	1	△13															
行政評価委員会からの質問	自動販売機の経費に着目したのは、よかった。利用数が少ない自販機は、撤去される仕組みになったのですか。																			
上記質問に対する回答	利用者数の減少により採算が取れないため、平成28年9月末で業者の意向により撤去されたものです。																			
評価	自己評価			行政評価委員会評価																
	C 成果があがらなかった			C 成果があがらなかったと思われる																
具体的な 評価理由	飲料水自動販売機の設置場所が庁舎北側で主に職員が出入する場所だったため、職員も年々減り利用数が減り撤去となり、歳入の確保ができなくなってしまったため。			利用数が少ない自販機が放置されずに撤去されたのはよかった。																

第4次実行計画 評価表

※効果額(千円)は、平成23年度と比較した額。

		担当課		収納課		
取組事項	インターネット公売の実施					
取組内容	差押物品について、「官公庁オークション」サイトを活用し、インターネット公売を実施します。					
実施スケジュール	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	結果
	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	
効果額(千円)						合計
目標(値)	より高値での売却を行い、歳入の確保を図ります。					
進捗状況効果	公売に向けて動産を一点押えました。					
効果額の積算・説明	1件5万円程度(テレビ、バイク、車等オークションのため金額は想定金額)					
行政評価委員会からの質問	費用対効果の観点から、公売に向けた具体的手続とその業務量を問う。効果額の予想はもっと高く掲げるべきではないか。					
上記質問に対する回答	公売に向けた手続としては、ガイドラインの整備、オークションサイトへの出品登録、公売代金の収納、オークション手数料の支払い等があげられるが、その業務量は現時点で未出品のため、不明です。 効果額については、車等の出品のためには保管場所の確保が必要であるため、当面は1件あたり5万円程度と考えています。					
評価	自己評価		行政評価委員会評価			
	C 成果があがらなかった		C 成果があがらなかったと思われる			
具体的な評価理由	公売未実施のため		同左。今後の取組みに期待する。			

第4次実行計画 評価表

健全な財政運営の推進 ウ 10-5

※効果額(千円)は、平成23年度と比較した額。		担当課		全庁		
取組事項	債権管理条例に基づく収納強化(債権の適正管理)					
取組内容	市の債権管理に関する事務の処理について、一般的基準やその他必要な事項を定めた西尾市債権管理条例及び同規則に基づき、債権管理の一層の適正化に向けた全庁的な取り組みを進め、歳入の確保を図ります。					
実施スケジュール	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	結果
	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	実施中
効果額(千円)						合計
目標(値)	債権管理の適正化と歳入の確保を図ります。					
進捗状況効果	平成24年度から債権管理条例及び同規則を施行し、法令で定められていない督促状の発送期限や、裁判所手続きに至るまでの期間を規定することにより、債権管理の一層の適正化に取り組みました。なお、平成26年度末をもって債権回収対策室は廃止となりました。					
効果額の積算・説明	債権管理条例の施行によって、直接的に増加する歳入(効果額)を算出することは不可能(債権管理条例が施行されなくても歳入はあるため)。よって、効果額は記入しないこととする。					
行政評価委員会からの質問	具体的に、債権管理・回収の在り方について、この4年間で何がどう変わったのかを分かりやすくご教示願いたい。各種債権ごとの回収率の経年変化をお示し願いたい。条例施行の効果であるかどうかはさておき、何らかの客観的指標は立てられるはずではないか。					
上記質問に対する回答	<p>23年度はプロジェクトチームが債権管理条例・規則の整備や、債権管理マニュアルの作成などを行い、翌年度以降の準備を整えた。24年度、債権回収対策室に機構改革。各課から債権の移管を受け、対策室が未収金を圧縮するとともに、弁護士による業務相談やスキルアップ研修・学習会などを実施し、徴収力の強化を図った。蓄積された未収金の圧縮で各課職員の負担が軽減するとともに、徴収ノウハウの習得で新たな未収金を生まないという、適正な債権管理の体制を整えることができた。</p> <p>各種債権ごとの回収率は別資料参照。</p> <p>指標を立てる代わりに、新たな滞納を発生させない取り組みとして、各課職員に徴収の研修を行い、各担当課で現年度(新規発生)分の徴収を強化し、過年度(過去からの滞納)分を債権回収対策室で徴収することで、全体の滞納を圧縮した。</p>					
評価	自己評価			行政評価委員会評価		
	A 大いに成果があった			A 大いに成果があったと評価する		
具体的な評価理由	移管債権の回収により、未収金を圧縮することができた。また、条例・規則の整備やマニュアル・手引きの作成により、各課が適正に債権管理できるよう体制を整えることができた。			着実に計画を実施し、大いに具体的な成果を挙げたものと評価する。今回の取り組みを契機に、恒常的・継続的な取り組みを期待する。		

第4次実行計画 評価表

※効果額(千円)は、平成23年度と比較した額。		担当課		収納課		
取組事項	督促業務の強化					
取組内容	市税の未納者に対し、長期化を抑制するため電話催告を強化します。 また、債権差押等を強化して、歳入の確保を図ります。					
実施スケジュール	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	結果
	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	実施中
効果額(千円)						合計
目標(値)	市税の収納率の向上を図ります。					
進捗状況効果	市税の収納率の向上を図るため、初期段階の滞納者に対し、日中及び月に一度夜間に電話催告を実施し、24年度445件、25年度633件、26年度1,120件、27年度1,470件、28年度1,091件の差押実績です。					
効果額の積算・説明						
行政評価委員会からの質問	実際にどのような人員・体制で電話による督促業務を実施しているのか。市税の収納率は数値として把握されているのか。把握されているのであれば、その推移をお示し願いたい。					
上記質問に対する回答	<p>日中の電話催告は、初期滞納担当の2名、月に一度の夜間電話催告は、当番制で1名で実施しています。                      収納率は把握しています。国保税を含まない市税（現年課税分）の収納率の推移は以下のとおりです。</p> <p>平成23年度 98.6%                      平成24年度 98.5%                      平成25年度 98.7%                      平成26年度 98.9%                      平成27年度 99.0%                      平成28年度 99.1%</p>					
評価	自己評価		行政評価委員会評価			
	B やや成果があった		B やや成果があったと評価する			
具体的な評価理由	電話催告については、人員の問題もあり効果は限定的であるが、差押については、平成28年度には1,091件行方など、収納率の向上につながっている。		計画通りに実施され、顕著な成果とはいえないが、それなりの成果を挙げている。			

第4次実行計画 評価表

健全な財政運営の推進 ウ 11-1

※効果額(千円)は、平成23年度と比較した額。		担当課		企画政策課		
取組事項	PPS(特定規模電気事業者)電力への切替えの検討					
取組内容	公共施設の電気料金を削減するため、電力自由化で生まれたPPS(特定規模電気事業者)への切り替えを検討します。					
実施スケジュール	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	結果
	完了					実施予定
効果額(千円)	10,839	26,093	37,916	39,791	83,412	合計 198,051
目標(値)	電気料金の削減を図ります。					
進捗状況効果	平成24年10月から、電力供給元を中部電力からPPS(特定規模電気事業者)に切り替えて、電気料金の削減を図っています。 切り替えは当初75施設でしたが、平成27年度中では施設は94施設となり、高圧受電施設のほとんどを切り替えて削減に努めています。 ただし、平成27年度において、電力需給契約の相手方の経営破綻により、18施設について1月中に契約を解除、75施設について3月末に契約を解除しました。					
効果額の積算・説明	中部電力の料金と比較した削減額 H24年度(10月～3月 75施設) 10,839千円 H25年度(75施設、12月から+20施設) 26,093千円 H26年度(1施設減の94施設) 37,916千円 H27年度(4月～1月は94施設、4月～3月は76施設)39,791千円 H28年度(79施設…70,688千円、18施設…12,724千円)					
行政評価委員会からの質問	この問題についての総務課との役割分担の状況、業者経営破綻による影響について問う。契約中の業者が、従来の中電に比してのみならず、現状における他のどの業者よりも優位であると立証可能か。今後の継続的な業者見直しシステムについてのお考え如何。					
上記質問に対する回答	この取り組みに関しては、企画政策課が全庁的に取りまとめているため、総務課との役割分担はありません。 経営破綻により、直接、市の歳出に影響はなかったものの、債権者集会に出席する等、その対応に多くの時間(人件費)を費やした。 現在契約中の業者は、新電力の事業者の中でも全国的に実績上位の業者等7者で指名競争入札を行っているため、優位と考えています。今後も、毎年、指名競争入札を行うことにより電気料金を削減していきたいと考えています。					
評価	自己評価			行政評価委員会評価		
	A 大いに成果があった			A 大いに成果があったと評価する		
具体的な評価理由	市内の公共施設のうち、高圧受電施設を取りまとめて一括して、PPS(特定規模電気事業者)と需給契約したため、西尾市全体の電気料金を大きく削減することができた。			歳出削減の具体的な成果を挙げている。		

第4次実行計画 評価表

※効果額(千円)は、平成23年度と比較した額。		担当課		総務課		
取組事項	庁舎維持管理コストの削減					
取組内容	<p>&lt;1 光熱水費&gt; 電気使用量については、平成23年度は夏季から節電に取り組み前年度比20%程度の節電を達成しており、引き続き節電に取り組んでいきます。電気料金については、中部電力と随意契約を行っていますが、今後、PPS(特定規模電気事業者)も含めた入札方式を検討します。</p> <p>&lt;2 維持管理業務&gt; 庁舎維持管理業務のうち、清掃業務、宿日直業務については庁舎管理業務と併せて一括で委託していますが、他業者であっても支障は少ないと思われるので、効果的な入札方式について検討します。</p>					
実施スケジュール	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	結果
	一部実施	実施	⇒	⇒	⇒	実施中
効果額(千円)	5,110	4,970	2,680	835	465	合計 14,060
目標(値)	維持管理業務については、平成24年6月頃の入札実施を目指します。					
進捗状況効果	<p>1平成24年10月分より、電力供給業者を中部電力からPPS(特定規模電気事業者)の日本ロジック協同組合へ切り替えた。また、平成28年4月から丸紅新電力へ切り替えた。平成25年12月より契約電力を950kwから900kwへ変更し、基準年度である平成22年度と平成27年度を比較すると、643,607kwhのコスト削減を図っている。また、西尾市節電・エネルギー対策実行計画を推進し、節電・省エネに取り組んでいます。</p> <p>2平成24年5月に清掃業務、宿日直業務及び庁舎管理業務を併せて一括入札したことに伴い、前年度比の委託契約金額約510万円が削減となりました。</p> <p>3今後、平成29年度に予定されている公共施設包括マネジメント事業を踏まえた委託、契約方法を図っていくべきと考えています。</p> <p>3H29年度から公共施設再配置第1次プロジェクト事業(維持管理・運営費)として契約。事業の推移を見守りながら効率的な業務が行えるよう調整する。</p>					
効果額の積算・説明	<p>電気料金の削減については、節電による使用量減少及び料金削減につながっているが、料金については、PPS切り替えの取組との区分が明確に算出できないため、維持管理業務のみの効果額とする。</p> <p>平成23年度契約金額に対する各年度の契約金額の差額を効果額とする。</p> <p>H23年度 78,771,000円 H24年度 73,661,158円 削減額▲5,109,842円                      H25年度 73,798,200円 削減額▲4,972,800円                      H26年度 76,086,864円 削減額▲2,684,136円                      H27年度 77,936,256円 削減額▲ 834,744円                      H28年度 78,305,616円 削減額▲ 465,384円</p> <p>人件費単価増や消費税率アップにより削減幅は減少。H29契約金額 60,002,402円</p>					
行政評価委員会からの質問	電力業者の変更について、企画政策課との役割分担の状況及び前項目と同様の疑問を問う。庁舎維持管理業務の一括入札の参加業者数は、一括入札によるサービスの質の低下は見られないか。					
上記質問に対する回答	この取り組みに関しては、企画政策課が全庁的に取りまとめているため、総務課との役割分担はありません。サービスの低下を感じることは特に見られません。					
評価	自己評価			行政評価委員会評価		
	A 大いに成果があった			A 大いに成果があったと評価する		
具体的な評価理由	特に電気料金については、平成28年度夏季の平均最高気温が前年比1.5℃～2℃ほど上昇したため、年間電気使用量は約4.6%増加したが、年間電気使用料金は約9%減少し約350万円の削減となった。			同左。着実に計画を実施し、大いに成果を挙げたものと評価できる。		

第4次実行計画 評価表

※効果額(千円)は、平成23年度と比較した額。

		担当課		総務課		
取組事項	議案書の作成部数の削減					
取組内容	議案書の作成部数を削減することにより、職員の事務負担の軽減と経費の削減を図ります。課長級職員への議案書配布(約70部)を廃止し、市役所内部の情報ネットワークでの閲覧とします。					
実施スケジュール	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	結果
	完了					完了
効果額(千円)	200	200	200	200	200	合計 1,000
目標(値)	職員の事務負担の軽減と経費の削減を図ります。					
進捗状況効果	平成24年度から議案配布対象者の見直しにより、70部の削減をしていますが、これまでのところ混乱や不都合な点は無く、今後も現状を維持していくことができます。					
効果額の積算・説明	数値は概算見込み額(参考：平成25年度印刷費実績) 議案書総ページ数：686 コピー代：686×70部×1.5円×税=75,931円 用紙代：686÷2×70部×0.5円×税=12,605円 人件費：@2000円×10h=20,000円(直接の印刷時間のみ) ※このほか予算書・決算書など付随する物の部数削減、仕分け配布にかかる事務負担の軽減が見込める。					
行政評価委員会からの質問	市政全般におけるペーパーレス化の状況と課題についての認識及び目指すべき方向性等について問う。 <u>そもそも議案書の配布先を減らすということが、実行計画に上げるほどのことか。</u>					
上記質問に対する回答	平成29年4月から庶務管理システムが本格稼働し、出張命令書や休暇申請書、時間外勤務申請書等がシステム化され電子決裁されることで、ペーパーレス化に寄与していると思われていますが、その他市政全般につながるものは現在のところありません。 現在総務課では、西尾市行財政改革推進計画第5次実行計画において掲げられている「文書管理システムの導入」について検討しており、その中でペーパーレス化につながる電子決裁等も含めて稼働を考えていきます。 <b>【文書管理システム】</b> 公文書の收受から起案、施行、保存、廃棄までの一連の流れをシステム化したもので、決裁の効率化、文書検索の簡便化、ペーパーレス化等の効果が見込まれる。					
評価	自己評価			行政評価委員会評価		
	B やや成果があった			B やや成果があったと評価する		
具体的な評価理由	議案書作成部数の削減自体は一定の効果があったと思われる。しかしながらペーパーレス化については、個別の削減には限界があるので、文書管理システム等の市政全般に係る文書管理の仕組みを検討していく必要がある。			同左。計画として取り上げるには小さすぎる事項ではなかったかと思われる上、ペーパーレス化全体の状況を見るとまだまだ道半ばと言わざるを得ない。第5次計画における「総合文書管理システムの導入」と併せ、さらなるペーパーレス化等の進展を期待する。		



第4次実行計画 評価表

※効果額(千円)は、平成23年度と比較した額。

		担当課		総務課		
取組事項	庁舎敷地内の庭園管理費の削減					
取組内容	現在、庁舎敷地内の庭園管理は、入札によって造園業者に一括発注をしています。高木剪定などは専門知識や技術が必要と思われます。樹木は成長するため、剪定量、刈枝処分費用は年々増加するものと想定されことから、芝刈や除草など危険度も無く、知識や技術を必要としないものは、高木剪定とは分離して、シルバー人材センターなどに依頼することで経費の削減を図ります。					
実施スケジュール	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	結果
	検討	⇒	⇒	⇒	完了	完了
効果額(千円)						合計
目標(値)	樹木選定依頼先を見直すことで、庭園管理費の削減を図ります。					
進捗状況効果	シルバー人材センターなどへの樹木剪定依頼先の見直しは、芝刈や特定の草などの除草に関し、その作業内容や作業時期のタイミングの見極めを必要とします。また、天候による順延時のスケジュールの再構築の融通などを考慮する必要がある。平成29年度からの公共施設包括マネジメント事業の中で、実施することになりました。					
効果額の積算・説明						
行政評価委員会からの質問	この問題について造園業者側の意向はどうか。分離発注により具体的にどの程度の経費削減効果が期待できるのか。 結局5年もかけて先送りを決定しただけのことであり、なぜ、「C」でなく「B」という自己評価になるのか。 庭園管理費の経年推移はどうなっているか。入札による一括発注なのに毎年定額なのか。					
上記質問に対する回答	造園業者の意向 分離発注してしまうと、全体的なバランス・仕上がりが崩れてしまう。一括発注ではそのスケールメリットを活かして、気候や気象状況に合わせた柔軟な管理が行え、一体的に美しく仕上げることができる。 契約金額の内、芝刈や除草にかかる経費(H28年度契約 3,456,000円) 契約金額の内訳は把握していないので、設計額の内、芝刈や除草にかかる経費の割合から推察すると 設計額(直接業務費)の内、芝刈り(3,132㎡×2回)、除草(人力 3,208㎡×1回)に係る割合は約19% 契約金額3,456,000円×19%=656,640円					
評価	自己評価			行政評価委員会評価		
	B やや成果があった			C 成果があがらなかったと思われる		
具体的な評価理由	平成29年度公共施設包括マネジメント事業の積算と平成28年度の契約を比べると、内容は変わらず、費用を抑えることができた。			時間をかけて検討し、先送りを決定しただけと評価することができるし、具体的な成果を実感できない。		

第4次実行計画 評価表

※効果額(千円)は、平成23年度と比較した額。

		担当課		危機管理課		
取組事項	県防災無線の活用方法の見直し					
取組内容	内線電話としても活用できる移動系防災無線を旧幡豆郡3町に整備し、現在、支所との連絡のために内線電話として活用している県防災無線を廃止して分担金の削減を図ります。					
実施スケジュール	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	結果
	実施	⇒	完了			完了
効果額(千円)	2,448	3,661	3,684	3,691	3,700	合計 17,184
目標(値)	県防災無線を廃止して分担金の削減を図ります。					
進捗状況効果	平成24年度から平成26年度にかけて、災害時の通信手段である防災行政無線(移動系)をこれまで整備されていなかった旧幡豆郡3町に整備しました。その結果、本庁、各支所、指定避難所など、市内全域の防災拠点で相互連絡が可能となりました。 旧幡豆郡3町の県防災無線については、防災行政無線(移動系)の整備に伴い、平成24年度に地上系回線、平成25年度に衛星系回線を廃止し、分担金の削減に努めました。					
効果額の積算・説明	県防災無線分担金決算額(平成23年度比削減額) 平成23年度 5,234,995円 平成24年度 2,787,767円(2,447,228円) 平成25年度 1,574,052円(3,660,943円) 平成26年度 1,551,831円(3,683,164円) 平成27年度 1,544,192円(3,690,803円) 県防災無線分担金予算額(平成23年度比削減見込額) 平成28年度 1,534,416円(3,700,579円)					
行政評価委員会からの質問	定期点検日に対象箇所が、旧3町分増えたということですね。質問事項はありません。					
上記質問に対する回答						
評価	自己評価		行政評価委員会評価			
	A 大いに成果があった		A 大いに成果があったと評価する			
具体的な評価理由	一色・吉良・幡豆地区の支所や避難所等に移動系無線を整備し、災害時の情報連絡体制の確立を図ることができた。また、移動系無線の整備に伴い、県防災行政無線を廃止し、分担金の削減を図ることができた。		旧幡豆郡3町に防災行政無線(移動系)を平成24年度から平成26年度にかけて整備し、市内全域の防災拠点で相互連絡が可能となったことを評価します。この取組は合併に伴い行うべき優先度の高いものです。			

第4次実行計画 評価表

※効果額(千円)は、平成23年度と比較した額。

		担当課		一色支所		
取組事項	各種印刷物(通知書等)の一括発注					
取組内容	業務(担当)ごとに発注している各種印刷物を、できる限り一括発注することにより、印刷経費の削減を図ります。					
実施スケジュール	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	結果
	検討・準備	実施	⇒	⇒	⇒	実施中
効果額(千円)		9	9	9	9	合計 36
目標(値)	各種印刷物の印刷経費の削減を図ります。					
進捗状況効果	平成24年度まで印鑑登録関係書類等を支所において発注してましたが、平成25年度からは市民課で一括発注することにより、事務の効率化と印刷製本費の削減を図りました。					
効果額の積算・説明	印鑑登録用シール印刷代 H24年度からの削減効果額 2,940円×3支所=3千円×3支所=9千円					
行政評価委員会からの質問	一括発注とし、経費削減の意識を高めたことを評価します。					
上記質問に対する回答						
評価	自己評価			行政評価委員会評価		
	A 大いに成果があった			A 大いに成果があったと評価する		
具体的な評価理由	市民課にて一括で行うことにより、事務効率、在庫の調整及びコスト低減の面からも効果があると思われる。			市民課で一括発注することで、事務効率を改善できた。引き続き在庫調整を確実に行われたい。		

第4次実行計画 評価表

※効果額(千円)は、平成23年度と比較した額。		担当課		吉良支所		
取組事項	各種印刷物(通知書等)の一括発注					
取組内容	業務(担当)ごとに発注している各種印刷物を、できる限り一括発注することにより、印刷経費の削減を図ります。					
実施スケジュール	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	結果
	検討・準備	実施	⇒	⇒	⇒	実施中
効果額(千円)		9	9	9	9	合計 36
目標(値)	各種印刷物の印刷経費の削減を図ります。					
進捗状況効果	平成24年度まで印鑑登録関係書類等を支所において発注してましたが、平成25年度からは市民課で一括発注することにより、事務の効率化と印刷製本費の削減を図りました。					
効果額の積算・説明	印鑑登録用シール印刷代 H24年度からの削減効果額 2,940円×3支所=3千円×3支所=9千円					
行政評価委員会からの質問	一括発注とし、経費削減の意識を高めたことを評価します。					
上記質問に対する回答						
評価	自己評価		行政評価委員会評価			
	A 大いに成果があった		A 大いに成果があったと評価する			
具体的な評価理由	一括発注することで経費の削減、事務の効率化が図られたため。		市民課で一括発注することで、事務効率を改善できた。引き続き在庫調整を確実に行われたい。			

第4次実行計画 評価表

※効果額(千円)は、平成23年度と比較した額。		担当課		幡豆支所		
取組事項	各種印刷物(通知書等)の一括発注					
取組内容	業務(担当)ごとに発注している各種印刷物を、できる限り一括発注することにより、印刷経費の削減を図ります。					
実施スケジュール	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	結果
	検討・準備	実施	⇒	⇒	⇒	実施中
効果額(千円)		9	9	9	9	合計 36
目標(値)	各種印刷物の印刷経費の削減を図ります。					
進捗状況効果	平成24年度まで印鑑登録関係書類等を支所において発注してましたが、平成25年度からは市民課で一括発注することにより、事務の効率化と印刷製本費の削減を図りました。					
効果額の積算・説明	印鑑登録用シール印刷代 H24年度からの削減効果額 2,940円×3支所=3千円×3支所=9千円					
行政評価委員会からの質問	一括発注とし、経費削減の意識を高めたことを評価します。					
上記質問に対する回答						
評価	自己評価		行政評価委員会評価			
	A 大いに成果があった		A 大いに成果があったと評価する			
具体的な評価理由	市民課で一括発注することにより、職員の事務負担の軽減、在庫の調整、コスト低減に効果があった。		市民課で一括発注することで、事務効率を改善できた。引き続き在庫調整を確実に行われたい。			

第4次実行計画 評価表

※効果額(千円)は、平成23年度と比較した額。		担当課		学校教育課		
取組事項	各種印刷物(通知書等)の一括発注					
取組内容	業務(担当)ごとに発注している各種印刷物を、できる限り一括発注することにより、印刷経費の削減を図ります。					
実施スケジュール	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	結果
	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	実施中
効果額(千円)						合計
目標(値)	各種印刷物の印刷経費の削減を図ります。					
進捗状況 効果	市マーク入り賞状の印刷について、平成24年度まで担当ごとの発注であったが、平成25年度から一括発注とし経費削減に努めることとしました。					
効果額の 積算・説明	平成24～28年度の実績額は下記のとおりであるが、年度により発注枚数が違うため効果額は不明。 平成24年度 2,200枚×38円=83,600円 1,800枚×35.5円=63,900円 1,800枚×38円=68,400円 平成25年度 100枚×100円=10,000円(前年度残数有り) 平成26年度 3,635枚×39円=141,765円 平成27年度 4,000枚×39円=156,000円 平成28年度 4,320枚×39円=181,958円					
行政評価委員会 からの質問	一括発注とし、経費削減の意識を高めたことを評価します。これに続くものがありますか。					
上記質問に 対する回答	平成28年度より上記の賞状の賞品用に市販の大学ノートに表紙印字をしていたが、印字なしのノートを配ることとした。 平成27年度 10,000冊 572,400円(印刷 配送料込) 平成28年度 8,717冊 438,641円(印刷なし配送料込)					
評価	自己評価			行政評価委員会評価		
	A 大いに成果があった			B やや成果があったと評価する		
具体的な 評価理由	印字を無くしたことで余分に注文することなく、購入方法も必要数で一括購入でき、単価も安価となり、時間、手間も改善されました。			業務担当者ごとに発注していた市マーク入り賞状を一括発注により経費や手間を改善したことを評価します。また、賞品として使う大学ノートの表紙への印字を取りやめた試みも評価します。		

第4次実行計画 評価表

※効果額(千円)は、平成23年度と比較した額。		担当課		一色支所													
取組事項	不要物品の有効活用等																
取組内容	本庁機能から支所機能へ移行したことに伴い、不要となった物品の有効活用等を図ります。																
実施スケジュール	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	結果											
	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	実施中											
効果額(千円)		188		2,075	4,227	合計 6,490											
目標(値)	不要物品の有効活用により、歳出の削減を図ります。																
進捗状況効果	一色支所 不要となった備品(ロッカー、折りたたみ椅子、テーブル、長机、書棚等)を必要とする各施設等に提供し有効活用を図りました。 H28年度…消防署一色分署、幡豆支所、鶴城小学校、一色中学校、西尾中学校、吉良中学校、学校教育課、スポーツ課、土木課、総務課、地域支援協働課、図書館、ごみ減量課、資産経営戦略課、佐久島振興課、生涯学習課 平成27年度は、環境事業所に更衣ロッカー、福祉課に椅子、事務机、書籍ロッカー、収納課に椅子、教育庶務課にテーブル、椅子を提供し有効活用を図りました。																
効果額の積算・説明	※効果額は備品台帳上の価格で積算。ただし、一部不明あり。 (単位：千円) <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一色支所</td> <td>-</td> <td>188</td> <td>-</td> <td>2,075</td> <td>4,227</td> </tr> </tbody> </table>						H24	H25	H26	H27	H28	一色支所	-	188	-	2,075	4,227
	H24	H25	H26	H27	H28												
一色支所	-	188	-	2,075	4,227												
行政評価委員会からの質問	不要な備品は、ひとまずなくなったのか。今後の対象物品がありますか。																
上記質問に対する回答	平成29年7月18日から一色町公民館内に一色支所が移転したことにより、移転前に不要な備品は各施設に提供し有効活用を図りました。																
評価	自己評価		行政評価委員会評価														
	A 大いに成果があった		B やや成果があったと評価する														
具体的な評価理由	不要な備品を各施設に提供し、有効活用を図り各施設の歳出の削減に努めた。		不要な備品を各施設に提供し、有効活用したことを評価します。														

第4次実行計画 評価表

※効果額(千円)は、平成23年度と比較した額。		担当課		吉良支所													
取組事項	不要物品の有効活用等																
取組内容	本庁機能から支所機能へ移行したことに伴い、不要となった物品の有効活用等を図ります。																
実施スケジュール	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	結果											
	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	実施中											
効果額(千円)	896	108	218	158		合計 1,380											
目標(値)	不要物品の有効活用により、歳出の削減を図ります。																
進捗状況効果	吉良支所 合併により不要となった備品や物品(ソファ、テーブル、ロッカー、応接セットなど)を、必要とする各施設等に提供し、有効活用を図りました。 24年度…消防署幡豆分署、吉良中学校、矢田小学校、商工観光課、図書館 25年度…消防署幡豆分署、土木課 26年度…家庭児童支援課、下水道管理課、図書館、スポーツ課 27年度…ごみ減量課、健康課、子ども課、図書館、商工観光課																
効果額の積算・説明	※効果額は備品台帳上の価格で積算。ただし、一部不明あり。 (単位：千円) <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td></td> <td>H24</td> <td>H25</td> <td>H26</td> <td>H27</td> <td>H28</td> </tr> <tr> <td>吉良支所</td> <td>896</td> <td>108</td> <td>218</td> <td>158</td> <td>-</td> </tr> </table>						H24	H25	H26	H27	H28	吉良支所	896	108	218	158	-
	H24	H25	H26	H27	H28												
吉良支所	896	108	218	158	-												
行政評価委員会からの質問	不要物品は、ひとまずなくなったのか。今後の対象物品がありますか。																
上記質問に対する回答	耐用年数を経過した机があります。現在、支所としてはスペースがあるため、机は作業台として活用しておりますが、支所が移転した場合には不要となります。また、支所が移転した場合には、スペースの関係で不要となる物品があると考えます。																
評価	自己評価		行政評価委員会評価														
	B やや成果があった		B やや成果があったと評価する														
具体的な評価理由	吉良支所では、不要となった物品が他の施設等で有効活用されているため。今後も不要となった物品等は、他の施設等で有効活用されるように努めていく。		不要な備品を各施設に提供し、有効活用したことを評価します。														



第4次実行計画 評価表

※効果額(千円)は、平成23年度と比較した額。		担当課		幡豆支所													
取組事項	不要物品の有効活用等																
取組内容	本庁機能から支所機能へ移行したことに伴い、不要となった物品の有効活用等を図ります。																
実施スケジュール	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	結果											
	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	実施中											
効果額(千円)	199	524	162	454	41	合計 1,380											
目標(値)	不要物品の有効活用により、歳出の削減を図ります。																
進捗状況 効果	<p>幡豆支所 合併により不要となった備品や物品(ソファ、テーブル、ロッカー、応接セットなど)を、必要とする各施設等に提供し、有効活用を図りました。</p> <p>24年度…26品(幡豆保育園、ごみ減量課) 25年度…21品(福祉課、消防署幡豆分署、長寿課) 26年度…13品(市民課、長寿課一色いきいき健康プラザ、ごみ減量課吉良地区常設資源ステーション) 27年度…22品(一色南部小、鶴城小、矢田小、平坂小、吉田小、消防西分署) 28年度…10品(一色支所)</p>																
効果額の積算・説明	<p>※効果額は備品台帳上の価格で積算。ただし、一部不明あり。 (単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>幡豆支所</td> <td>199</td> <td>524</td> <td>162</td> <td>454</td> <td>41</td> </tr> </tbody> </table>						H24	H25	H26	H27	H28	幡豆支所	199	524	162	454	41
	H24	H25	H26	H27	H28												
幡豆支所	199	524	162	454	41												
行政評価委員会からの質問	不要物品は、ひとまずなくなったのか。今後の対象物品がありますか。																
上記質問に対する回答	<p>耐用年数を経過したスチール製机、ロッカー等が10本程度ありますが、ほとんどが、相当いたんでいるもの、変色しているもの、汚れが取れないものです。</p> <p>現在、支所庁舎としてはスペースがあるため、机は作業台として活用しておりますが、「変色していても、程度が悪くても良いから欲しい。」という要望があれば、対応可能です。</p>																
評価	自己評価		行政評価委員会評価														
	A 大いに成果があった		B やや成果があったと評価する														
具体的な評価理由	幡豆支所で不要となった物品が、他の施設等で有効活用されているため。		不要な備品を各施設に提供し、有効活用したことを評価します。														

第4次実行計画 評価表

※効果額(千円)は、平成23年度と比較した額。		担当課		長寿課		
取組事項	老人憩いの家の施設管理委託料(地元委託分)の廃止					
取組内容	施設により異なっている施設管理委託料(地元委託分)を廃止し、統一を図ります。					
実施スケジュール	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	結果
	調整	⇒	⇒	完了		完了
効果額(千円)						合計
目標(値)	老人の家鶴城会館及び高齢者交流広場と同様に施設管理委託料を廃止します。					
進捗状況効果	各施設の管理体制を比較検討した結果、施設によって異なるため、統一することが困難であると判断しました。他の施設の管理状況を比較し地元管理委員会との協議を行った結果、それぞれの施設の利用状況や管理状況に合わせた委託料とすることを、平成27年度に決定しました。					
効果額の積算・説明						
行政評価委員会からの質問	対象となる老人憩いの家は何件ありますか？現在の各施設の管理状況はどのようになっていますか？ 一旦廃止を目指したものを撤回することになったのは、何故ですか？					
上記質問に対する回答	対象となる施設は8施設です。 5施設は、除草や剪定、清掃、予約、鍵管理を地元管理で行っております。1施設は、施設の一部をシルバー人材センターの作業場として使用しているため地元への予約と鍵管理をお願いしています。2施設は、地元での受け手がなく、支所にて予約と鍵管理をしております。 各施設の除草、剪定、清掃を民間委託した場合、地元への委託よりも経費が係ることから撤回となりました。 また、老人の家鶴城会館は、管理委員会との協議の結果、地元で管理するためには委託料が必要との声が強く平成28年度から復活しました。					
評価	自己評価		行政評価委員会評価			
	B やや成果があった		C 成果があがらなかったと思われる			
具体的な評価理由	管理を業者へ委託するより、地元へ委託することで経費を抑えることができた。		老人憩いの家の在り方については、他の自治体でも利用料の有料化や建て替え、廃止などを含めアンケートを実施するなどして検討しているようです。他の施設を含めた総合的な視点での活用方法の見直しをした上で、管理方法や管理料を見直しははいかがでしょうか。			

第4次実行計画 評価表

※効果額(千円)は、平成23年度と比較した額。

		担当課		地域支援協働課		
取組事項	放置自転車の処分方法の見直し					
取組内容	放置自転車の処分については、従来は産業廃棄物処理業者に有料で依頼していましたが、今後は、クリーンセンターと調整のうえ無料で受け入れてもらうなど、処分費用の削減に努めます(クリーンセンターの場合、自転車はリサイクルや鉄資源として活用されます)。					
実施スケジュール	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	結果
	完了					完了
効果額(千円)	315	315	315	315	315	合計 1,575
目標(値)	自転車の再利用により資源の有効活用を図るとともに、啓発等に努め放置自転車の解消を目指します。					
進捗状況効果	平成24年度からクリーンセンターで放置自転車を無料で受入れてくれることとなり、これまでの処分費用を削減できました。 24年度は423台、25年度は342台、26年度は260台、27年度は235台、28年度は344台を処理しました。					
効果額の積算・説明	26,250円×12 t分					
行政評価委員会からの質問	放置自転車の処理が有料から無料になったとのことですが、クリーンセンターとの調整のきっかけは何だったのでしょうか？ 行財政改革の計画策定まで実施されなかったのは何故でしょうか？					
上記質問に対する回答	従来の処理業者の事業所の移転にともなって、事務事業の見直しを検討していく中、クリーンセンターとの調整が整い、処分方法を変更することになりました。市町合併によって3町での処分方法を振り返ったことも見直しの検討の要因となったと思われます。					
評価	自己評価			行政評価委員会評価		
	B やや成果があった			B やや成果があったと評価する		
具体的な評価理由	従来の処分方法を見直し、リサイクルや資源化にも目を向けられ、一定の効果は得られたと考えます。			放置自転車の処分方法の見直しを行革案としたことにはいささか疑問があります。 今後は日々の業務を常に見直し、時代の変化を的確に捉え各種情報の分析や活用などにより、担当する各事業において最少予算で最大サービスとなるよう業務改善を怠らない仕組づくりをお願いします。		

第4次実行計画 評価表

健全な財政運営の推進 ウ 12-1

※効果額(千円)は、平成23年度と比較した額。		担当課		財政課		
取組事項	中長期的な財政計画・償還計画の策定					
取組内容	合併後における健全で持続可能な行政を実現するため、総合計画、新市基本計画等を踏まえた中長期的な財政計画・償還計画を策定します。					
実施スケジュール	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	結果
	完了					完了
効果額(千円)						合計
目標(値)	中長期的な財政計画・償還計画を策定します。					
進捗状況効果	平成25年3月に、平成25年度～平成34年度(10年間)の長期財政計画を策定。市債残高の推移や普通交付税における合併算定替終了後の状況等、中長期的な視点から、今後の歳入・歳出の推計を把握することができました。					
効果額の積算・説明						
行政評価委員会からの質問	西尾市長期財政計画はホームページで公表されているが、何人くらいの市民の目に触れているのか。同計画をどのように活用したか。今後のフォローアップをどのように行っていく予定か。 <u>5か年計画の最初の年度で完了してしまうような事項を実行計画に上げることがそもそも適当だったのか。もともと、長期計画の青写真はできており、容易に達成できることを計画に上げただけではないか。</u> <u>出来上がった長期財政計画が正しいものだったのかについて評価できる材料がない。</u>					
上記質問に対する回答	長期財政計画のホームページ閲覧件数は、データのある平成28年9月以降の直近1年間で約3,100件となっております。しかしながら、現在の長期財政計画は平成28年2月に見直しを行い、新聞等にも取り上げられたため、データはありませんが、3,100人よりずっと多くの市民の方に見ただけでいるものと考えています。 活用については、この計画をもとに3か年実施計画や予算編成を進めるため、中長期的な視点に立った財政運営を行うために非常に有効であったと考えています。 またフォローアップについては、平成24年度に策定した計画を消費税引き上げ延期等の社会情勢の変化に伴って平成27年度に見直しを行ったように、当初の計画期間にとらわれず状況の変化があれば必要に応じて修正等を図っていく予定です。					
評価	自己評価		行政評価委員会評価			
	A 大いに成果があった		B やや成果があったと評価する			
具体的な評価理由	3か年実施計画や予算編成において、中長期的な視点から判断する材料となっているため。		中長期的財政計画・償還計画を策定すること自体が目標で、策定しさえすれば完了という計画の立て方に問題があったように思われる。大きな成果と認めるだけの判断材料がない。			

第4次実行計画 評価表

※効果額(千円)は、平成23年度と比較した額。

担当課	市民病院管理課
-----	---------

取組事項	支出費用の抑制と収益向上策の見直し					
取組内容	随意契約をしている業務の洗い出し、仕様内容の見直し、価格交渉、長期債務負担、入札などを実施することで、費用の削減を図ります。 医師の目標管理、収益加算の洗い出しによる加算申請の実施や、その他医業外収益の増収を図ります。					
実施スケジュール	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	結果
	検討・実施	⇒	⇒	⇒	⇒	実施中
効果額(千円)	1,094	2,280	898	898	3,213	合計 8,383
目標(値)	病院経営の健全化を図ります。					
進捗状況 効果	効果額の積算説明	【機器保守点検業務委託の削減】機器の老朽化、保証期間切れ等のため、保守契約が増加したが、今後同一業者等で契約をしている場合は一括で契約することにより価格交渉を円滑にし価格を抑える。		取組の効果として、27年度当初予算より2,104千円削減した。		
		【電気料金の削減】H24年度に正面玄関へLEDを設置し、光熱水費やランプ交換費用を削減した。		ランニングコスト削減額 年間625千円 H24は7月から、H25以降は年間		
		【清掃業務委託の削減】病棟改編検討委員会により方針決定し、平成24年度に入札を実施(6月～)したが、平成25年度に請負業者廃業により8月に再度入札を実施(10月～)した。今後は5年経過後の平成30年度に指名競争入札を予定している。		H23実績を基準にH24入札実施以降の実績を差引 H23 49,960,260円、H24 49,381,815円(入札:7月～) H25 48,352,500円(入札:10月～)業者廃業にて H26 49,734,000円<税8%> H27 49,734,000円、H28 49,523,400円		
		【DPC分析システムヘルプデスク委託料】委託内容を精査し、不要と判断したため。		H23年度執行額47千円の減額		
		【医師の目標管理制度の適切な運用】当院を取り巻く医療環境の急激な変化に対応していくため、今後の改革プランの策定で検討していく。				
		【収益加算の洗い出しによる加算申請の実施】適宜、施設基準を継続して申請している。		収益加算額＝診療報酬×一定額。毎年、診療報酬は毎年変動するため、平成23年度ベースの効果額として算出は不可能。		
		【その他医業外収益の増収策】行政財産目的外使用や不用品売却収益などのように、収益が見込めるものは積極的に検討していく。		H24年度当初予算計上額525千円を減額した。		
行政評価委員会からの質問	医師の目標管理制度の適切な運用について、実施の第一歩はいつごろですか。					
上記質問に対する回答	医師の目標管理制度の具体的なルール化につきましては、今年度中の整備に向けて検討を進めておりますが、先行して、各診療科部長には、市民病院中期計画や改革プランに沿って、年次目標の設定を義務化いたしました。 なお、院長ヒアリングでは、内容確認を行うとともに、各医師から病院経営上有効な提案があった場合には、経営戦略会議を通じて、方針決定をする運用としております。					
評価	自己評価			行政評価委員会評価		
	A 大いに成果があった			A 大いに成果があったと評価する		
具体的な評価理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民病院中期計画や改革プランなど病院の経営方針に沿って、各医師が目標を立てる仕組みを構築したことは、組織の一体化につながれたものと評価している。</li> <li>医療機器保守について、契約の内容の見直し等により、一定の効果をあげることができた。</li> <li>不用品売却について、収益が見込まれるものについて売却を行った。</li> </ul>			支出費用の抑制し、収益向上をめざし地道に取り組んだことを評価します。西尾市議会で取り上げられているところであり、市民病院中期計画や改革プランのもと改善を進められたい。		

## 第4次実行計画 評価表

合理的・効率的な事業実施 エ 13-1

※効果額(千円)は、平成23年度と比較した額。		担当課		企業誘致課		
取組事項	企業誘致における地元交付金の見直し					
取組内容	<p>企業誘致における地元交付金を平成24年度に廃止します。</p> <p>※ 旧吉良町では、平成19年度から刻一刻と変化する企業ニーズや山積する課題等に対応するため、地元地権者を中心とする研究会等を立ち上げ、調査研究を行ってきました。これらの会議報酬等について、平成19年の会発足当時はボランティアにて行っていましたが、休日夜間の会議開催が多く、会議資料として会員の自己資料をコピーして持ち寄ることも多くなってきたことから、平成20年度途中から研究会等へは開発推進交付金として支出をしていました。</p>					
実施スケジュール	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	結果
	完了					完了
効果額(千円)	266	266	266	266	266	合計 1,330
目標(値)	企業誘致における地元交付金を廃止し、経費の削減を図ります。					
進捗状況効果	平成24年度より地元交付金を廃止し、経費削減を図りました。					
効果額の積算・説明	<p>交付金の廃止に伴う経費削減 2地区交付金266千円</p> <p>1宮迫樫木地区工業用地開発推進交付金 108,800円</p> <p>2駿馬瀬戸地区工業用地開発推進交付金 156,400円</p> <p>計 265,200円→266千円</p>					
行政評価委員会からの質問	同様な経緯で安易に支出することを決定し、継続している交付金等は他にありませんか？					
上記質問に対する回答	○ありません。					
評価	自己評価			行政評価委員会評価		
	A 大いに成果があった			B やや成果があったと評価する		
具体的な評価理由	既に平成24年度に廃止しており、経費の削減が図られた。			<p>予定どおり地元交付金の見直し削減が図られたことは評価しますが、合併による調整的性格を持つ当事業を行革案とし大いに成果があったとしたことには疑問が残ります。</p> <p>今後も安易に交付金等を支出することのないよう努めてください。</p>		

第4次実行計画 評価表

		担当課		秘書課		
※効果額(千円)は、平成23年度と比較した額。						
取組事項	国内交流事業の見直し					
取組内容	合併を機に、西尾市と友好都市提携を締結している福井県越前町(旧朝日町)と岐阜県恵那市(旧岩村町)との民間交流を促進する団体の活動のあり方(会員数増強策など)を見直します。 旧幡豆郡3町と友好関係にあった都市交流を促進する団体設立や運営に係る活動を支援し、民間主導型交流を実現します。 首長間交流は、民間活動を活発化させる上では欠かせないため、必要最低限で対応します。					
実施スケジュール	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	結果
	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	実施中
効果額(千円)	702	1,150	1,125	2,667	1,082	合計 6,726
目標(値)	国内交流事業の経費の削減を図ります。					
進捗状況 効果	1市職員に向けて民間団体の活動を広く周知し、賛同を得ることで会員数の増強に努めています。 また、3都市と友好都市提携を結び、それぞれの民間団体で交流活動が盛んに行われています。首長や民間団体の来西時には、行政からも市の観光名所、イベント、特産品等をご案内する機会が多くあり、観光都市としての西尾市のPRに努めています。 ※会員数の状況 (H29.3月現在) 西尾・朝日友好の会…会員数368人うち市職員104人 西尾・岩村友好の会…会員数318人うち市職員103人 吉良・米沢親善交流会…会員数206人うち市職員104人 2民間主導の交流事例 西尾・朝日友好の会…ハワイアンフェスティバル、あさひまつり、ゴルフ大会、ソフトボール大会 吉良・米沢親善交流会…ハワイアンフェスティバル、米沢上杉まつり、上杉雪灯籠まつり、吉良公毎歳忌					
効果額の積算・説明						
行政評価委員会からの質問	経費削減効果を数値でお示し願いたい。経費削減が、国内交流事業を萎縮させないか懸念。国外交流事業の現状と方向性を問う。					
上記質問に対する回答	H25年度に市制60周年記念式典において山形県米沢市との姉妹都市提携を締結し、H27年度に「第2回吉良サミット」を開催するという、2つの大きなイベントによる経費の増加がありました。これらの実施により、経費削減という形に直接的には表れていないものの、民間団体を主体とした交流活動がより活発化する契機となって今に至ります。 なお、首長の相手市町への訪問等経費の伴う交流については、当初から最小限にとどめています。 また、国際交流については、H25年度に当時の市長が姉妹都市のニュージーランド・ポリルア市を渡航した以降、首長間交流ははされていません。					
評価	自己評価			行政評価委員会評価		
	B やや成果があった			B やや成果があったと評価する		
具体的な評価理由	友好関係を結ぶ3都市のうち、越前町、恵那市への交流内容は現状維持としています。 米沢市との交流については、H25年度に姉妹都市提携を結んで以来、安定した友好関係を築いております。 このため、H28年度から、年2回ご招待のあるイベントへの首長参加を1回に減じ、両市の民間団体を中心とした交流活動をさらに促進していきたいと考えています。			経費削減効果は顕著とはいえないが、民間主導型の交流が着実に推進されているものと評価できる。		

第4次実行計画 評価表

合理的・効率的な事業実施 エ 13-3

※効果額(千円)は、平成23年度と比較した額。

		担当課		秘書課		
取組事項	広報にしお発行事業の見直し					
取組内容	<p>広報の記事の中にはチラシで対応した方がよい内容も見受けられるため、担当課との協議を進めます。市民に伝えなければならない情報量は年々増加しており、加えて合併により市域も広がり、益々増えていくと思われます。このため平成23年4月1日号からお知らせコーナーについては、1ページ4段から5段に変更し、ページの削減努力を行っていますが、今後掲載する記事を厳選し、掲載文も極力コンパクトにし、ページ数の削減を図っていきます。</p> <p>また、情報が的確に伝わるように、記事の内容、レイアウトなどの改善を図っていくとともに、広告収入を増やすため、企業等への働きかけを積極的に行います。</p>					
実施スケジュール	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	結果
	完了					完了
効果額(千円)	1,440	1,451	1,498	1,512	1,534	合計 7,435
目標(値)	広報にしおの効果的、効率的な発行を目標とします					
進捗状況効果	<p>平成24年4月1日号より紙面のレイアウト変更や記事の簡素化などによるページ数の削減を実施し、毎月2ページの削減を行い、印刷製本費の削減に効果を生んでいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○目次・特集導入ページの廃止</li> <li>○「岩瀬文庫コレクション」「西尾の古を探る」の隔月化</li> <li>○「いい人発見」を当面見合わせる</li> <li>○「今月の講座案内」の内容の簡素化等</li> </ul>					
効果額の積算・説明	<p>(効果額)</p> <p>平成24年度 (2色印刷) 1.07円×24ページ×53,400部×1.05=1,439,877円</p> <p>平成25年度 (2色印刷) 1.07円×24ページ×53,800部×1.05=1,450,663円</p> <p>平成26年度 (2色印刷) 1.07円×24ページ×54,000部×1.08=1,497,657円</p> <p>平成27年度 (2色印刷) 1.07円×24ページ×54,500部×1.08=1,511,524円</p> <p>平成28年度 (2色印刷) 1.07円×24ページ×55,300部×1.08=1,533,712円</p>					
行政評価委員会からの質問	<p>広告収入の具体的な金額の推移をご教示ください。広報にしおの内容等について、市民の声を汲み上げるシステムの現状と方向性、専門業者・有識者の関与の現状と方向性を問う。</p>					
上記質問に対する回答	<p>広告収入の推移</p> <p>平成24年度 (広報にしお) 5,045,000円 (ホームページ) 1,860,000円 (合計) 6,905,000円</p> <p>平成25年度 (広報にしお) 4,137,000円 (ホームページ) 1,920,000円 (合計) 6,057,000円</p> <p>平成26年度 (広報にしお) 3,785,000円 (ホームページ) 1,750,000円 (合計) 5,535,000円</p> <p>平成27年度 (広報にしお) 3,797,000円 (ホームページ) 1,440,000円 (合計) 5,237,000円</p> <p>平成28年度 (広報にしお) 3,707,000円 (ホームページ) 1,380,000円 (合計) 5,087,000円</p> <p>平成25年度から西尾市広報サポーター制度を導入し、市民の中から公募で選考したサポーターに毎月広報紙の内容についてアンケートを実施しています。また、市政世論調査で広報紙を読む頻度や広報紙の満足度の調査を毎回実施しています。これらから市民の声を汲み上げており、今後も継続する予定です。</p> <p>次に、広報にしおの内容等について、専門業者や有識者は現在、関与しておりません。県や日本広報協会が開催する研修への参加や先進地への視察により、広報紙の改善を図っています。今後も現状と同じ方向性で考えています。</p>					
評価	自己評価			行政評価委員会評価		
	B やや成果があった			A 大いに成果があったと評価する		
具体的な評価理由	<p>取り組みを完了した平成24年度において、広報紙のページ数が平成23年度と比較すると32ページ削減したことにより、印刷製本費の削減ができたことに対しては、一定の成果があったといえる。広告収入も平成23年度と24年度で比較すると約290万円増額したことから、成果があったといえる。</p>			<p>計画を着実に実行し、大いに成果を挙げている。自己評価が謙抑的すぎると思われる。</p>		



第4次実行計画 評価表

		担当課		総務課		
※効果額(千円)は、平成23年度と比較した額。						
取組事項	決裁規程の見直し					
取組内容	新たな行政課題や多様化する住民ニーズに的確かつ迅速に対応するため、決裁規程を見直し、意思決定の効率化・迅速化を図ります。					
実施スケジュール	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	結果
	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	実施中
効果額(千円)						合計
目標(値)	決裁規程を見直し、意思決定の効率化・迅速化を図ります。					
進捗状況効果	毎年、継続的に権限の見直しを行い事務の効率化・迅速化を図っています。					
効果額の積算・説明						
行政評価委員会からの質問	<p>実際にどのような決裁規程の見直しを検討し、実行したのか。誰が、どのような手法で検討したのか。  <u>組織改編や法令改正に対応するための受動的な決裁規程見直しばかりであり、意思決定の効率化・迅速化を図るための自主的な見直しはなされていないのではないか。</u>  <u>そもそも実行計画に上げることが適切であったのか</u></p>					
上記質問に対する回答	<p>行政組織改革や事業の新設・移管・改廃に基づくもの、また決裁権限の移譲を目的とした見直しを行っています。具体例として、資産経営戦略局資産経営戦略課の創設、行政不服審査法の改正に伴う改正（H28.4月施行）、債権関係条文の追加（支払督促、債権放棄、不能欠損処分等）、工事施工と物品の管理・調達の明確化を図るための改正（H25.4月施行）等を行っています。改正する際は、総務課が各課へ改正要望を照会し、総務課との協議を経て行っています。</p>					
評価	自己評価			行政評価委員会評価		
	B やや成果があった			B やや成果があったと評価する		
具体的な評価理由	<p>組織改革や事業統廃合に伴う決裁区分の見直しについては、ほぼ毎年度行われており、遺漏なく実施されている。一方で、決裁方法について分かりにくい部分があるため、簡素化を含めた改正をしていく必要がある。</p>			<p>一定の成果は認められるが、組織改編や法令改正等に伴う決裁規程の見直しに止まり、意思決定の効率化・迅速化のための自主的かつ戦略的な見直しが十分に行われなかった憾みがある。</p>		

第4次実行計画 評価表

合理的・効率的な事業実施 エ 13-5

		担当課		総務課		
※効果額(千円)は、平成23年度と比較した額。						
取組事項	選挙事務の効率化					
取組内容	旧西尾市と旧幡豆郡3町の選挙手法は、1市3町とも異なっています。基本的には旧西尾市の手法に合わせ、調整していくことになります。当面は、旧幡豆郡3町の保有選挙備品の確認、今後の保管場所の集約などを中心に、効率的な選挙運営ができるよう準備・検討します。また、今まで個々に行っていた選挙執行における委託事業の一本化による経費節減、選挙当日の投票事務従事者の削減などの見直しを図ります。					
実施スケジュール	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	結果
	完了					完了
効果額(千円)	3,450	6,900	6,900	3,450	3,450	合計 24,150
目標(値)	平成25年度の西尾市議会議員一般選挙までに見直しを図り、その後も検証を行い、引き続き経費節減、事務の効率化を図ります。					
進捗状況効果	平成24年12月の衆議院議員総選挙より、選挙運営手法・当日の投票事務従事者の人員配置は原則、旧西尾市に合わせて執行しました。また、同選挙執行前までに旧西尾市及び旧幡豆郡3町の保有選挙備品は、本庁舎及び室場総合倉庫へ集約し、適切な運営管理を行うと共に、委託事業に関しても一本化を図りました。 委託事業:ポスター掲示場の設置、投開票所への資材運搬、開票所の設置など。					
効果額の積算・説明	1回の選挙執行に伴い、当日の投票事務従事者削減分及び選挙システム業務委託料を約3,450千円として積算。					
行政評価委員会からの質問	成果については理解できるが、今後の課題についてどう考えているか。					
上記質問に対する回答	旧西尾市及び旧幡豆郡3町の保有選挙備品を集約したことにより、投票箱の規格が不揃いなために選挙名表示紙の作成に手間がかかることや、選挙備品を集約したことによる保管場所の確保等が課題として考えられる。					
評価	自己評価			行政評価委員会評価		
	A 大いに成果があった			B やや成果があったと評価する		
具体的な評価理由	旧西尾市に合わせた投票事務従事者の配置により、人件費の削減ができたことや、委託事業を一本化したことによる選挙事務の削減ができたため。			相応の成果があったことは認められるが、未だ顕著な成果とは認め難いし、第5次計画によるさらなる効率化・合理化に期待する。		

第4次実行計画 評価表

※効果額(千円)は、平成23年度と比較した額。

		担当課		総務課		
取組事項	行政情報コーナーの見直し					
取組内容	行政情報コーナーの見直しを行います。 行政情報コーナーは、来庁した市民が自由に資料を閲覧し、市に関する情報を得られる場として機能しています。市民の皆様にとっては、案内で尋ねたり、直接担当課に赴くのと違う気楽さからか安定的な利用があります。今後、いっそう市民の皆様にご利用していただけるように、関係課と協議して、魅力あるコーナーづくりを目指します。					
実施スケジュール	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	結果
	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	実施中
効果額(千円)						合計
目標(値)	行政情報コーナーの充実を図ります。					
進捗状況効果	市民が常に新しい情報を得られるように、新規資料等の積極的な提供を関係各課に依頼するとともに、定期的に古い情報源を削除しています。 また、快適に過ごしていただけるよう、整理整頓に努め、机の配置を工夫するとともに、平成24年度に清涼飲料水の自動販売機を設置しました。 行政情報コーナー利用件数 23年度…6,828件、24年度…7,972件、25年度…8,187件、 26年度…7,702件、27年度…6,573件、28年度…6,622件					
効果額の積算・説明						
行政評価委員会からの質問	行政情報コーナーについての市民のニーズをどのように把握してきたか、具体的にどのような改善を行ったか。利用件数をどのように評価しているか。必ずしも多くないという評価であるとするれば、件数が伸びない理由をどのように考えているか。 <u>どの程度時間をかけ、どの程度の人員で、どのようなスキームで検討を行ったのか。真剣に検討したのか。</u> <u>そもそも魅力あるコーナー作りなどという定量的な成果把握が困難な内容を計画に上げたことが間違いだったのではないか。</u>					
上記質問に対する回答	市政情報をお伝えする手段のひとつとして、市役所内に「行政情報コーナー」を設置していますが、市政情報を積極的に取得したい方は市ホームページでの検索が主であり、市役所に諸用でお越しいただいた方の2次的利用が主なものであると考えています。利用を促進するための具体的な改善として、書架の増設による情報量の増大を検討しましたが、土曜開庁業務等の実施場所でもあるため、実施には至りませんでした。 また、利用件数は、平成28年度もこれまでと大きな変化はなく一定の利用がありますが、本来の設置目的である情報の取得利用件数としては必ずしも充分ではないと感じています。 現在行政情報コーナーがある西玄関付近は、来庁者の人通りも少なく目に止まりにくい場所です。来庁者の2次的利用が主であることから考えれば、このことが利用が伸びない主な要因であると考えます。					
評価	自己評価			行政評価委員会評価		
	C 成果があがらなかった			C 成果があがらなかったと思われる		
具体的な評価理由	安定的な利用継続はあったものの、根本的な改善に至らず、本来の設置目的である情報取得のための利用件数が伸びなかったため。			同左。具体的な成果に結びついていない。第5次計画による場所の移動により、より市民にとって利用しやすく、有益な存在とされることを期待する。		

第4次実行計画 評価表

合理的・効率的な事業実施 エ 13-7

		担当課		総務課		
※効果額(千円)は、平成23年度と比較した額。						
取組事項	明るい選挙推進事業の見直し					
取組内容	事業仕分けの結果に基づき、事業の見直しを行います。 内容としては、1明るい選挙推進協議会のあり方・活動について、2選挙啓発(常時啓発・選挙時啓発)活動についての柱を中心に、選挙管理委員会での協議・検討、明るい選挙推進協議会での説明・承諾という過程を経て見直しを図ります。 時代が移り変わる中、慣例的な事業内容を見直し、投票率向上を目指します。					
実施スケジュール	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	結果
	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	完了
効果額(千円)	104	216	182	360	360	合計 1,222
目標(値)	慣例的な事業内容を見直し、投票率向上を目指します。					
進捗状況効果	公職選挙法第6条の選挙に関する啓発、周知等にもとづき、事業を進めています。 市明るい選挙推進協議会委員へアンケート調査を行い、委員謝礼の減額を始め、勉強会の開催、小学校における選挙出前トークへの委員の積極的な参加など事業充実を図り、費用対効果を高めました。					
効果額の積算・説明	市明るい選挙推進協議会委員謝礼を6,800円から2,000円へ減額し、積算。					
行政評価委員会からの質問	誠に失礼ながら、明るい選挙推進協議会の活動の意義につきご教示願いたい。投票率との連関について科学的な根拠があるのか。 <u>もっと思い切った改革が必要だったのではないか。</u> <u>自己評価の理由として挙げられている事情は、実行計画の成果とは到底評価できないものではないか。</u>					
上記質問に対する回答	公職選挙法第6条により実施する選挙に関する啓発・周知等について、選挙管理委員会委員長からの委嘱を受けて活動しており、選挙が公明且つ適正に行われるように、常にあらゆる機会を通じて選挙人の政治常識の向上に努めるとともに、特に選挙に際しては投票の方法、選挙違反その他選挙に関し必要と認める事項について選挙人への周知に努めています。 明るい選挙推進協議会の活動が投票率の向上に直ぐに繋がるわけではありませんが、活動により、選挙人の政治意識が向上し、投票所へ足を運ぶきっかけとなり投票率の向上につながると思います。					
評価	自己評価			行政評価委員会評価		
	B やや成果があった			B やや成果があったと評価する		
具体的な評価理由	選挙出前トークを経験した子供たちが選挙人となる年となり、政治意識の向上に寄与したと考えられるため。			計画が具体性に欠け、直接の効果測定が困難であるなど、計画の立て方に問題があったように思われるが、委員謝礼の減額を始め一定の具体的成果が挙げられていることを評価できる。		

第4次実行計画 評価表

※効果額(千円)は、平成23年度と比較した額。

		担当課		財政課		
取組事項	契約マニュアルの策定					
取組内容	西尾市では従来から物品・役務等に関する発注や契約に関する事務の規定が存在しなかったため、工事に準じた規定等を準用する形で実務を行ってきました。 しかし、今回の合併により、旧幡豆郡3町の職員に対してはもちろんのこと、旧西尾市の職員に対しても新西尾市として明文化した統一ルールを周知する必要があるため、物品等の調達に関する規定や契約事務の手引きなどを策定し、契約の適正化に努めます。					
実施スケジュール	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	結果
	完了					完了
効果額(千円)						合計
目標(値)	契約マニュアルを策定し、契約の適正化に努めます。					
進捗状況効果	「物品・役務」の契約事務の手引を平成24年4月1日から制定し、職員に周知徹底することにより、契約事務の平準化・適正化を図っています。年々、物品及び役務の契約事務等の適正化が図られています。					
効果額の積算・説明						
行政評価委員会からの質問	契約事務の手引きがホームページで閲覧できなかったが、公表されているのか。内容のフォローアップ、改訂については、どのように考えているか。 5か年計画の最初の年度で完了してしまうようなマニュアル策定を実行計画に上げることがそもそも適当だったのか。もともと、マニュアルの原案はできており、容易に達成できるものを計画に上げただけではないか。 策定されたマニュアルが正しいものであったのかどうかについて、評価できる材料がない。					
上記質問に対する回答	契約事務の手引きについては、内規のためホームページでは公表はしていません。内容のフォローアップ、改訂については、法律等の改正などが行われ実情に合わない場合は随時改訂を行っています。また、今後も契約事務等の適正化が図られるよう周知徹底を図っていきたいと考えています。					
評価	自己評価			行政評価委員会評価		
	B やや成果があった			B やや成果があったと評価する		
具体的な評価理由	マニュアルについて周知徹底が図られていない部分もあるが、マニュアルを策定したことにより契約事務等の平準化・適正化について、ある程度成果があったと考えます。			マニュアルを策定すれば計画を実行したことになるという計画の立て方に問題があると思われる。マニュアルのさらなる充実・活用に努め、行政サービスの向上や調達価格の減少に結び付ける努力を求めたい。		

第4次実行計画 評価表

※効果額(千円)は、平成23年度と比較した額。

		担当課		長寿課		
取組事項	緊急通報システム設置事業の見直し					
取組内容	事業仕分けの結果に基づき、事業の見直しを行います。 旧西尾市と旧幡豆郡3町で異なっている通報装置を統一し、受信先を消防本部から民間受信センターへ移行し、運用コストの削減を図ります。 ※ 緊急通報システム設置事業は、ひとり暮らし高齢者等の緊急事態に対応するため、消防署へ通報できる緊急通報端末、ペンダント、熱感知器を設置する事業です。					
実施スケジュール	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	結果
	完了					完了
効果額(千円)	153	862	812	676	600	合計 3,103
目標(値)	通報装置を統一するとともに、受信先を民間受信センターへ移行し、運用コストの削減を図ります。					
進捗状況 効果	平成24年6月から委託先を民間受信センターへ変更しました。民間委託したことにより、コストの削減を図ることができ、以前と比較し、より一層安否確認が充実しました。					
効果額の 積算・説明	民間受信センターへ移行したことで運用コスト減となった。H23年度と各年度の運用コストの差を効果額とする。H24年度は移行年のため削減額は少ない。 H23 【比較元】 351台 運用コスト12,012円/台 H24 307台 運用コスト11,512円(対H23 ▲500円) 効果額=500円×307台=153,500円 H25 276台 運用コスト8,887円/台(対H23 ▲3,125円) 効果額=3,125円×276台=862,500円 H26 250台 運用コスト8,764円/台(対H23 ▲3,248円) 効果額=3,248円×250台=812,000円 H27 217台 運用コスト8,893円/台(対H23 ▲3,119円) 効果額=3,119円×217台=676,823円 H28 187台 運用コスト8,802円/台(対H23 ▲3,210円) 効果額=3,210円×187台=600,270円					
行政評価委員会 からの質問	事業仕分けの結果が反映されコスト削減につながったことは喜ばしいことですが、コストの最小化、市民サービスの最大化の観点から事業経費の見直しを行うにあたり、他にも削減可能性のある事業はありませんか？					
上記質問に 対する回答	現在実施している事業で検討した結果、削減可能性のあるものはありません。					
評価	自己評価			行政評価委員会評価		
	A 大いに成果があった			A 大いに成果があったと評価する		
具体的な 評価理由	民間委託することによって、大幅に運用コストを削減できたうえに、機器の点検も兼ねて民間受信センターから定期的に伺い電話を行うようになった。そのため通報のない利用者もある程度の状況の把握ができるようになり、より細やかなサービスにつながったため。			今後のコストの削減可能性や市民サービス向上については、長寿課内の横断的連携や他課とのコラボレーションなどの観点からも、定期的に検討する機会を設けるなど技術進歩や環境変化に対応する仕組み作りをお願いします。		

## 第4次実行計画 評価表

合理的・効率的な事業実施 エ 13-10

※効果額(千円)は、平成23年度と比較した額。		担当課		看護専門学校		
取組事項	市民病院との連携強化					
取組内容	市立看護専門学校として、市民病院の行事に積極的に協力し、1人でも多くの学生を市民病院に送れるよう数値目標を掲げるとともに、看護専門学校教員と市民病院看護師との交流を深め、主たる実習病院である市民病院との連携強化を図ります。					
実施スケジュール	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	結果
	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	実施中
効果額(千円)						合計
目標(値)	西尾市民病院就職数の増加を図ります。					
進捗状況効果	<p>数値目標を平成24年度から27年度は「市民病院への就職者数を卒業者数の50%以上」、平成28年度は「市民病院への就職者数を募集人数の70%以上」と掲げ、市民病院の災害訓練等各種行事へ学生の参加、市民病院の看護部長や卒業生が市民病院の魅力の説明する就職ガイダンスの開催、学校の教員と市民病院の実習指導者との年6回ほどの会議の開催により学校と病院との連携強化を図りました。</p> <p>その結果、平成24年度から27年度までの実績は、卒業生の合計人数135名の内、市民病院への就職者の合計人数は68名で、率は50.4%となり、目標を達成しています。</p> <p>また、平成28年度は市民病院の募集人数10名に対し、8名が市民病院に就職し目標を達成している。</p>					
効果額の積算・説明	<p>平成24年度 19名                      平成25年度 10名                      平成26年度 15名                      平成27年度 24名                      平成28年度 8名</p>					
行政評価委員会からの質問	着実に成果が上がっている事業といえますが、その後の勤続年数はどのようになっていますか？					
上記質問に対する回答	卒業生の現在の勤続年数でございますが、平成24年度19名中、14名在籍で5年目。平成25年度10名中、7名在籍で4年目。平成26年度15名中、13名在籍で3年目。平成27年度24名中20名在籍で2年目。平成28年度8名中7名在籍1年目であります。					
評価	自己評価			行政評価委員会評価		
	B やや成果があった			B やや成果があったと評価する		
具体的な評価理由	<p>該年度の卒業生の合計人数135名中、西尾市民病院への就職者の合計人数は68名で50.4%でした。目標値の50%は達成することができましたが、今後も引き続き努力を重ねる必要があります。</p>			<p>市民病院への就職数を目標を立て、努力されたことは評価できますが、現在の在籍者は53名、39.2%とのこと。多額の助成を行っている事業ですから、卒業生の離・転職先や理由についても調査し、改善が必要であれば積極的に取組んで下さい。</p>		

## 第4次実行計画 評価表

合理的・効率的な事業実施 エ 13-11

※効果額(千円)は、平成23年度と比較した額。

		担当課		地域支援協働課		
取組事項	六万石くるりんバス運行事業の見直し					
取組内容	<p>高齢者・障害者など交通弱者の移動を支援し、社会参加の促進及び地域の活性化を目的として、コミュニティバス(六万石くるりんバス)を運行しており、現在、市街地線、東廻り線、西廻り線の3路線を巡回しています。</p> <p>今後も、公共交通空白地対策の充実を目指して、コミュニティバス、路線バス、鉄道、タクシーなど様々な交通資源の活用を図る総合的な交通施策を検討していきます。そのなかで利用促進策、運行経費の抑制、住民ニーズの把握、利用者負担や運行形態の見直しなどを進め、コミュニティバスの効率的な運行に努めます。</p>					
実施スケジュール	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	結果
	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	実施中
効果額(千円)						合計
目標(値)	公共交通の充実によって、交通弱者等の生活の利便の向上を図り、活気ある暮らしやすい地域社会を目指します。					
進捗状況効果	<p>平成25年度に策定した西尾市公共交通計画について、国庫補助金の活用を視野に一部改訂を実施しました。</p> <p>公共交通空白地解消のため中学校区単位で地区公共交通協議会を設置し、効率的な運行方法を協議しています。</p> <p>また、運行形態(路線の重複区間)や利用料金等の調整について、担当者レベルでバス事業者と協議し、重複区間の解消と利用者にわかりやすい運営体系の改善に取り組んでいます。</p>					
効果額の積算・説明						
行政評価委員会からの質問	<p>交通弱者の救済について、地元の要望を取り入れることも必要ですが、全体最適の視点で長期的な計画を西尾市として策定する予定はありますか？</p> <p>担当者レベルでバス事業者と協議することによるご苦労があれば教えてください。</p>					
上記質問に対する回答	<p>公共交通に関する5ヶ年のマスタープランとして「西尾市地域公共交通計画」(平成26年3月策定、平成28年6月改訂)を策定し、路線個別ではなく、鉄道、バス、タクシーなど各公共交通機関が連携し、ネットワーク全体として利便性の高い公共交通体系となるよう見直しを進めております。</p>					
評価	自己評価			行政評価委員会評価		
	B やや成果があった			B やや成果があったと評価する		
具体的な評価理由	<p>合併により広大となった市域に対して、一律六万石くるりんバスで対応するのではなく、デマンド型の運行形態を採用することにより、経費の抑制につながった。</p> <p>今後は、西尾市地域公共交通計画に基づき、民間路線との重複区間解消や運賃体系統一など、より効率的な運行となるよう検討を進める。</p>			<p>路線個別ではなく、鉄道、バス、タクシーなど各公共交通機関が連携し、ネットワーク全体として利便性の高い公共交通体系となるよう、今後とも利用者と共に見直しを進めて下さい。また、その際必要となる住民ニーズの把握方法についても工夫と改善をお願いします。</p>		



## 第4次実行計画 評価表

合理的・効率的な事業実施 エ 13-12

		担当課		建築課		
※効果額(千円)は、平成23年度と比較した額。						
取組事項	市営住宅の計画的な用途廃止と家賃補助制度の検討					
取組内容	<p>市営住宅の長寿命化計画※1の見直しを行うとともに、木造住宅、老朽住宅の用途廃止や改築を含め、市営住宅の管理戸数の適正化を図ります。また、家賃補助制度※2についても検討を行います。</p> <p>※1 市営住宅の長寿命化計画とは、建替えるのか、修繕等を行うのかなど今後の活用手法を計画するものです。</p> <p>※2 家賃補助制度とは、低額所得者の住宅不足を緩和する目的で市営住宅を供給する代わりに民間住宅を活用し、家賃補助を行う制度です。</p>					
実施スケジュール	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	結果
	計画策定	実施	⇒	⇒	⇒	実施中
効果額(千円)						合計
目標(値)	市営住宅の管理戸数の適正化を図ります。					
進捗状況 効果	<p>耐用年数を経過し、耐力のない用途廃止決定した木造住宅について、退去を促し、返還が完了した住宅から順次取り壊しを実施しています。</p> <p>24年度…11戸、25年度…11戸、26年度…4戸、27年度…3戸、28年度…0戸、29年度…1棟2戸予定</p> <p>長寿命化計画に基づき建て替え計画のない住宅については、長寿命化を図るため、順次整備を進めています。</p> <p>公共施設再配置実施計画において、対米・巨海住宅の統合建替計画が採択され、民間活用の検討に入っており、建替時の適正な戸数や今後の管理戸数については、削減が見込まれます。また、この建替計画により、家賃補助制度の検討は見合わせとなっています。</p> <p>なお、長寿命化計画(～2022年)における西尾市の市営住宅の適正な管理戸数は、1,038戸を目標としており、平成28年度末現在、1,226戸です。</p>					
効果額の積算・説明						
行政評価委員会からの質問	<p>現在西尾市が管理している市営住宅の戸数はどれだけありますか？</p> <p>入居者の年齢構成に変化はありますか？</p> <p>入居者の平均居住年数はどれくらいですか？</p> <p>最頻値としては何年ですか？</p> <p>現在の家賃はどのように決められていますか？</p> <p>家賃補助については、どのような検討がなされましたか？</p>					
上記質問に対する回答	<p>西尾市が管理している住宅の戸数は平成28年度末で、1,226戸です。</p> <p>入居者の年齢構成について、契約者の年齢を平均すると、平成24年度で平均59.7歳、平成28年度で平均62.8歳で、契約者の異動はあるものの、市営住宅の平均年齢が上昇し、高齢化がみられます。</p> <p>平均居住年数は、平成28年度末時点で平均20.2年になり、最頻値は2年となっています。</p> <p>市営住宅の家賃は、公営住宅法に定められており、法律に基づき住宅家賃を算定するとともに、市営住宅入居者の収入申告に基づき、家賃を決定します。</p> <p>家賃補助については、公共施設再配置実施計画により、家賃補助制度の検討は見合わせています。</p>					
評価	自己評価			行政評価委員会評価		
	B やや成果があった			B やや成果があったと評価する		
具体的な評価理由	<p>長寿命化計画に基づき建て替え計画のない住宅については、長寿命化を図るために、電気幹線工事やバリアフリー化工事を進めています。</p> <p>また、木造住宅においては、退去が済み、条件が整った住宅から順次取り壊しをしています。平成29年度は1棟2戸の取り壊しを予定しています。</p>			<p>入居者が高齢化し高齢単身者が増加するなどにより、居住者の理解を得ることが困難な事例もあるようですが、市営住宅の受付や入居者管理は他部署との連携で担うとも含め、きめ細かな対応により計画的に老朽住宅の用途廃止や改築を計画的に進めてください。</p>		

第4次実行計画 評価表

※効果額(千円)は、平成23年度と比較した額。

		担当課		建築課		
取組事項	民間住宅地震対策補助事業の見直し					
取組内容	民間住宅の耐震改修が進まない原因を究明し、高齢者・リフォーム補助との連携を図った取り組みを検討します。 また現行の建築物耐震改修促進計画の見直しを行い、耐震化率の向上を図ります。					
実施スケジュール	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	結果
	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	実施中
効果額(千円)						合計
目標(値)	民間住宅の耐震化率95%以上(県の目標と同値)					
進捗状況 効果	東日本大震災後、熊本地震後でも耐震化率は、急上昇しませんでした。想定より耐震改修が進んでいないのは、景気の不安や高齢者世帯等では、費用負担が大きいと感じていることなどが背景にあると思われる。また西尾市は、ほぼ全域が液状化現象の可能性がある地盤であるため、耐震改修費用が割高となることも耐震改修が進まない大きな要因と考えられます。今後の対策としては、引き続き住宅の耐震化、減災化の啓発や各種補助事業の推進に努めてまいります。 (平成28年度末の耐震化率75.4%)					
効果額の 積算・説明						
行政評価委員会 からの質問	民間住宅の耐震化が進まない原因はどのようなものでしたか？その調査方法は？ 民間住宅耐震化率95%の達成見込み年度はいつですか？ 実現可能な目標値についてはどのように考えておられますか？					
上記質問に 対する回答	民間住宅の耐震化が進まない原因は、平成26年7月に西尾市の液状化危険地域が拡大され、平野部の3分の2が液状化危険地域に含まれることになったため、必要な強度を確保するための耐震改修するには、より高額な費用負担が必要になった事が大きな要因になったと考えられます。調査方法は、ローラー作戦や耐震改修相談会時において、市民の方の意見をお聞きしています。 民間住宅耐震化率95%の達成見込み年度は、平成32年度です。 実現可能な目標値については、更なる周知徹底及び改修費用を軽減できるシステムの普及、促進に努め、耐震改修補助の制度拡充を図り、耐震改修等相談会を開催するなどの直接的な働きかけを行い、耐震化・減災化を促進していくことで、1ポイントでも多く目標値に近づけたいと考えております。					
評価	自己評価			行政評価委員会評価		
	A 大いに成果があった			B やや成果があったと評価する		
具体的な 評価理由	木造住宅耐震診断について、地域の自主防災会、建築士会との協働で地域ぐるみ耐震化支援で行う耐震診断ローラー作戦について、地域を広げ重点的に行ったこと、危機管理課と消防の予防課との連携を図り行ったこと、キャッチ等の報道機関によるPRの効果もあり、昨年度と比べ64件増だった。 また、取壊しの相談及び補助申請があった際に、窓口にてブロック塀の有無について聞き取りを行い、補助制度のご案内を併せて行ったことにより件数増につながった。			実際に居住していない住宅も多く抱える本市において、県の設定する耐震化率の目標を達成することは耐震改修の補助や啓発活動だけでは困難なようです。 取り壊しの指導やシェルターの設置など、総合的に費用対効果の高い施策を、計画的に他部署とも連携して推進し市民の安全と安心の確保に努めてください。		

## 第4次実行計画 評価表

合理的・効率的な事業実施 エ 13-14

		担当課		教育庶務課		
※効果額(千円)は、平成23年度と比較した額。						
取組事項	小中学校コンピュータ管理事業の見直し					
取組内容	事業仕分けの結果に基づき、事業の見直しを行います。 教育現場におけるこれまでのコンピュータ機器の活用方法を見直し、効率的な利用方法を検討したうえで、適切な機器の整備方針を計画します。					
実施スケジュール	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	結果
	検討	実施	完了			完了
効果額(千円)						合計
目標(値)	教育現場におけるこれまでのコンピュータ機器の活用方法を見直すとともに、効率的な利用促進を図ります。					
進捗状況 効果	<p>平成25・26年度にパソコン等の更新を実施しました。その際、各学校で管理していたファイルサーバを市役所に設置しました。さらに、管理ツールも併せて導入し、教育庶務課で一元管理を行うことにより、セキュリティ対策の向上させました。</p> <p>また、教職員パソコンについて使用頻度の低いものを削減しリース期間(コンピュータ教室を原則5年から6年に変更)の見直しを行うことにより経費を削減しました。更にパソコンの計画的な更新により、古くて動作が遅い点や修理部品がなく修理不能な状態を解消し、使用効率を向上させました。このほか使用頻度を鑑みてカラーレーザープリンタを安価なビジネスインクジェットに変更したり、複合機の入札による出力単価の削減や純正からリサイクルトナーに変更するなど、コスト削減も行なっています。</p> <p>しかし、一方で合併に伴い、旧西尾市の基準に統一を行ったため、パソコンの増台、ソフトウェアの変更及び管理ツールの導入に費用を要したため、全体的な経費削減には、至りませんでした。</p>					
効果額の 積算・説明	<p>合併による環境統一やセキュリティ対策に費用を要しているため、全体を見た際のコスト削減には、至っておりません。</p> <p>また、平成27年度以降は、パソコン等の更新がないため、複合機の単価低減やリサイクルトナーの使用によりランニングコストの削減を引続き実施していきませんが、使用枚数が不明確なため、効果額としては記載していません。</p>					
行政評価委員会 からの質問	合併時の配慮を評価します。更新の中期計画がありますか。ランニングコスト減の取り組みは、学校との意見交換が必要ですが、話し合う場がありますか。					
上記質問に 対する回答	<p>更新計画は、対外的に策定しているものではありませんが、教職員用パソコン5年、コンピュータ教室用パソコン6年のサイクルで更新を実施しております。ただし、コンピュータ教室は、デスクトップパソコンからタブレットパソコンに変更するため、機器の高額化の影響により、財政事情から一部の学校において更新サイクルが遅れが生じています。</p> <p>コスト削減は、コンピュータ関係機器の選定・調達を実施する際、コンピュータ委員会と調整をしていますので、その中で必要な協議は実施しています。</p>					
評価	自己評価			行政評価委員会評価		
	C 成果があがらなかった			C 成果があがらなかったと思われる		
具体的な 評価理由	<p>目標である機器の利用促進については、支援員の導入を実施したこともあり、関心を持つ教諭が増えている。また、普通教室での授業において、デジタル教科書とテレビを使用した、コンピュータの活用も一部で始まっており、平成23年度と比較すると、少しずつではあるが変化の兆しがある。</p> <p>ただし、コンピュータに詳しい教諭だけでなく、他の教諭にも活用は、徐々に広がりつつあるが、全体からみると、十分な成果があったとは言えない。</p>			<p>経費面では、成果が確認できないようですが、合併にともない学校現場のパソコンの環境統一やセキュリティ対策など、パソコンにかかる環境が整備されたことは、教職員にとって働きやすくなったと評価します。今後も地道にコンピュータ管理事業を進められたい。</p>		

第4次実行計画 評価表

合理的・効率的な事業実施 エ 13-15

※効果額(千円)は、平成23年度と比較した額。		担当課		スポーツ課		
取組事項	スポーツ教室開催事業の見直し					
取組内容	事業仕分けの結果に基づき、スポーツ教室の民間移行及び民間委託を進めます。また、受託可能団体(体育協会、スポーツクラブ等)の育成・強化を図ります。					
実施スケジュール	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	結果
	順次実施	⇒	⇒	⇒	⇒	実施中
効果額(千円)						合計
目標(値)	民間への移行・委託可能な教室より実施して、最終的には全教室の委託化を目指し、教室の充実化と経費の削減を図ります。					
進捗状況効果	平成24年度から、西尾市体育協会へアーチェリー、弓道、スキー、早朝テニス、平成26年度からこれらに加えて、一般硬式テニス、女性硬式テニス、女性ソフトテニス教室を委託しており、順次、委託可能な教室より実施しています。 平成27年度の全教室数は75教室で、うち、委託している教室数は24で、委託率は32.0%となっています。 経費の削減については、受講者ニーズに合わせて教室の種目を変更していく上で、委託料の上昇につながるため、委託化だけでは目立った削減に至らないのが実情で、受託者が行う自主事業の導入や、完全民間移行により経費の削減が図られるよう努めています。 受託団体の育成・強化については、講師の養成に係る費用の助成などを行い、教室の充実や民間移行できるように努めています。					
効果額の積算・説明	効果額とは言えないが、H23年度決算額と各年度決算額との比較は次のとおりで、経費の削減にはなっている。 H23年度 8,458,831円 H24年度 7,910,533円 比較▲548,298円 H25年度 8,043,495円 比較▲415,336円 H26年度 8,059,097円 比較▲399,734円 H27年度 8,567,183円 比較+108,352円 H28年度 7,664,870円 比較▲793,961円					
行政評価委員会からの質問	最終目標を全教室委託化という方向性のもとに、展開されましたが、担当課として委託と直営の使い分ける考え方ははっきりしていますか。					
上記質問に対する回答	担当課として委託と直営を使い分けることは考えておりませんが、例えばニュースポーツのような体育協会に所属していない競技であるスケートボード教室やファミリーバドミントン教室などについては、スポーツ課主導で開催しなければなりません。 また、体育協会や総合型地域スポーツクラブの育成強化の面からもスポーツ教室の委託を進めてまいります。					
評価	自己評価			行政評価委員会評価		
	B やや成果があった			B やや成果があったと評価する		
具体的な評価理由	決算額を比較してみると経費削減につながっています。スポーツ課の人件費については、直接経費削減には現れてきませんが、スポーツ課が行う教室が少なくなればその業務の人件費の削減につながります。			事業の見直し・整理統合をテーマに改善をめざし5年間で経過しました。スポーツ課の役割を果たすとともに、多岐にわたっている市民の要望を考慮して、関係団体と積極的に調整しながら事業の見直しを進められたい。		

第4次実行計画 評価表

※効果額(千円)は、平成23年度と比較した額。		担当課		文化振興課		
取組事項	文化公演等開催事業の見直し					
取組内容	事業仕分けの結果に基づき、市民ニーズの把握に努め、文化公演等開催事業の見直しを図ります。					
実施スケジュール	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	結果
	検討	実施	⇒	⇒	⇒	実施中
効果額(千円)						合計
目標(値)	事業の見直しを行い、文化向上の推進を図ります。					
進捗状況 効果	<p>事業仕分けに伴い、検討した結果、地元アーティスト等、参加者と密着した公演を重点的に開催。また、事業参加者からのアンケート回答を元に開催事業の検討を行う等、より多くの方々に参加してもらえるよう努めています。</p> <p>H24年度は8事業(販売枚数約4,600人)、H25年度は11事業(販売枚数約3,700人)、H26年度は9事業(販売枚数約3,300人)、H27年度は8事業(販売枚数約3,800人)、H28年度は9事業(販売枚数約2,200人)を開催し、多くの方々に文化に触れていただきました。H28年度の販売枚数減少は、開催事業と市民のニーズに相違があったためと考えられたため、今後、開催事業について方針の見直しを検討しています。</p>					
効果額の 積算・説明						
行政評価委員会 からの質問	市民のニーズを把握することに努めたことを評価します。今後、事業への参加者募集方法の主な手だては、何ですか。					
上記質問に 対する回答	<p>これまでは、市の広報誌や市内各公共施設（公民館など）へのポスター掲示・チラシ配布を中心に参加者を募っていました。平成29年度からは、Twitterの利用も開始しており、今後は今までの方法に加えて、他のSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の活用も検討し、幅広い世代へのアプローチを行っていきたいと考えています。</p>					
評価	自己評価			行政評価委員会評価		
	B やや成果があった			B やや成果があったと評価する		
具体的な 評価理由	<p>事業仕分けに伴っての検討から、地元アーティストの活用などで参加者数の増加など一定の効果を得ることができた。しかし、年数を経ることで市民のニーズにも変化が表れ、開催事業の内容と市民のニーズに相違がみられるようになってきている。今後はアンケート回答に加え、事業参加者以外の市民の求める内容の把握にも努め、開催事業の方針を検討していく必要があると考えられる。</p>			<p>文化公演等開催事業毎に参加者数の把握、自己評価が行われたことを評価します。若い世代からシニアまで幅広くニーズを把握するようにして、開催事業毎のねらいを達成できるようにされたい。</p>		

第4次実行計画 評価表

※効果額(千円)は、平成23年度と比較した額。

		担当課		文化振興課		
取組事項	地域文化育成講座事業の見直し					
取組内容	事業仕分けの結果に基づき、事業内容の更なる充実に努め、市民ニーズに沿った文化育成の推進を図ります。					
実施スケジュール	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	結果
	検討	実施	⇒	⇒	⇒	実施中
効果額(千円)						合計
目標(値)	事業の見直しを行い、文化育成の推進を図ります。					
進捗状況効果	<p>毎年開催事業の見直しを行い、市民に親しんでもらえそうな事業の選定、旧西尾市だけでなく旧吉良町でも事業を開催、また、様々なジャンルの事業を開催することで、多様なお客様にご参加いただいています。</p> <p>H24年度は6つの事業を開催(参加者約1,500人)、H25年度は8つの事業を開催(参加者約2,200人)、H26年度は8つの事業を開催(参加者約2,000人)、H27年度は11の事業を開催(参加者約1,300人)、H28年度は9事業を開催しました(参加者約1,100人)。人材育成に焦点をあて、鑑賞のみならず少人数での体験事業や連続講座を行うことで、より芸術文化への関心を深めていただくことができました。</p>					
効果額の積算・説明						
行政評価委員会からの質問	参加者からのアンケート結果をいかした計画、実行という地道な取り組みを進めてほしい。経費面での実情を教えてください。(例平成27年度)					
上記質問に対する回答	<p>地域文化育成講座事業では市民の有志が集まり事業の企画や運営を行っています。委員の意見や委員が集めてきた情報の他にも、事業当初よりアンケートを参考に企画の検討を行っています。経費面に関しては、コンサートや演劇などの出演料及び会場使用料はチケット料でまかない、美術系などのワークショップは材料代を参加費でまかなっています。広報には事業費の約20～30%の費用をあて、その他に経費が掛からないSNSやイベントバンクなど、ウェブ上の広報媒体を活用しています。平成27年度は費用が2,964,951円、収入が1,269,900円でした。</p>					
評価	自己評価			行政評価委員会評価		
	B やや成果があった			A 大いに成果があったと評価する		
具体的な評価理由	<p>お客様の要望にこたえ、体験ができる様々な内容の事業を計画することができ、お客様が参加する機会を増やすことができた。未就園児や園児、児童対象のものは充実してきたが、中学生や高校生、大学生へのアプローチがまだ弱い。今後は、学校へのアウトリーチや大学との連携を含め、文化振興プランの具現化を目指し、市民のニーズを探りながら事業の企画を行いたい。</p>			<p>人材育成に焦点をあてた事業をH24年度は6、H25年度は8などと展開し成果が出ていると評価します。また、費用効果が高まるように留意していることがわかります。</p>		

## 第4次実行計画 評価表

合理的・効率的な事業実施 エ 13-18

※効果額(千円)は、平成23年度と比較した額。		担当課		図書館		
取組事項	図書館利用促進事業の見直し					
取組内容	<p>本館・分館共通で行う西尾っ子読書フェスティバル、図書館まつり、図書館講演会、ボランティア養成講座のほか、本館では第2次子ども読書活動推進計画策定に伴い推進講座や調べ学習講座等を企画します。読書推進の場として、子ども・大人・親子向け行事のバランスや効果的な開催場所・方法を検討し、市民の読書意欲の高揚を図り、サービスの向上に努めます。</p> <p>定例的なおはなし会や映画会はボランティアと協働で開催し、図書館講演会は、図書館講演会実行委員会等と連携しながら、行催事のより一層の充実を図ります。</p> <p>※ 本館…西尾市立図書館 分館…一色学びの館、吉良図書館、幡豆図書館</p>					
実施スケジュール	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	結果
	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	実施中
効果額(千円)	1,100	1,515	1,426	1,651	1,044	合計 6,736
目標(値)	市民の読書意欲の高揚を図り、サービスの向上に努めます。					
進捗状況効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>西尾っ子読書フェスティバル及び図書館ボランティア養成講座を本館・分館連携行事として開催し、また、他の行事について、分館の行事を図書館業務委託料の範囲内で実施することにより、各館の特徴を活かしつつ経費の削減を行っています。</li> <li>平成24年度から調べ学習応援講座を実施し、さらに平成26年度からは子どもが参加しやすい夏休み期間に実施し、自由研究に役立っています。</li> <li>読書意欲の向上の例として、読書感想画展を開催しています。</li> <li>市民サービスの向上として、平成25年度、平成26年度は、試行的に本館の閉館時間を午後6時から午後7時に延長し、平成27年度から実施。また、平成25年度には、本分館にセルフ貸出機を導入し、図書の貸出業務の円滑化を図りました。</li> </ul>					
効果額の積算・説明	各年度の事業全体の削減額を計上					
行政評価委員会からの質問	本館、分館で連携し経費節減の試みが行われたことを評価します。今後の本館分館連携活動に関する中期計画がありますか。					
上記質問に対する回答	中長期計画は策定しておりません。今後、図書館サービス計画の策定を考えてまいります。					
評価	自己評価			行政評価委員会評価		
	B やや成果があった			B やや成果があったと評価する		
具体的な評価理由	読書離れが警鐘される中、市民の図書館利用が増えました。			子どもを対象にした事業を展開し、将来にわたり図書館が身近なものになるようにしたことを評価します。また貸出業務を円滑に行うための工夫をすることができた。		

第4次実行計画 評価表

※効果額(千円)は、平成23年度と比較した額。		担当課		図書館		
取組事項	ブックスタート事業の見直し					
取組内容	<p>ブックスタート事業は、全国的に見ても10年程度の実施年数です。西尾市においては、平成16年度から、図書館の利用案内と絵本を介して親子のふれあいの大切さの話をするプレブックスタートを実施してきました。</p> <p>平成23年度の合併を機に、話だけでなく絵本1冊とコットンバックを手渡すブックスタートを開始しましたが、話、絵本、コットンバックを手渡す意義と効果を見直し、平成24年度は選択式で絵本1冊と話をすることにします。</p> <p>今後、話と絵本を手渡す効果をアンケート等を基に平成25年度末までに検討し、事業の見直し(廃止を含む)を行います。</p>					
実施スケジュール	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	結果
	検討・実施	⇒	完了			完了
効果額(千円)	507	670	623	610	973	合計 3,383
目標(値)	ブックスタート事業の見直しと経費の節減を図ります。					
進捗状況効果	<p>平成24年度から絵本の手渡し方や選択制などを試行した結果に基づき、手渡す絵本の種類について関係課やボランティアに対してアンケートを行うとともに今後の実施方法等について協議し、再度事業の見直しを行いました。その結果、平成26年度から絵本の選択冊数の削減及び手渡し方法を直接手渡しすることで、子ども読書活動を高めつつ、経費削減を図りました。</p> <p>また、絵本の購入について、必要な年間冊数を業者を選定して一括購入することにより、経費削減を行っています。</p>					
効果額の積算・説明	各年度の事業全体の削減額を計上					
行政評価委員会からの質問	事業のねらい、特性を踏まえ、関係者にアンケートし、実態把握に努めたことを評価します。今後はどのような形で引き継がれるのですか。					
上記質問に対する回答	絵本を直接手渡し、ブックスタートをお伝えしているが、今後は必要に応じ対象者にアンケートを実施し事業の評価をします。					
評価	自己評価		行政評価委員会評価			
	A 大いに成果があった		A 大いに成果があったと評価する			
具体的な評価理由	アンケートの実施・見直しにより、ブックスタート会場内での煩雑さが解消した。		西尾市合併の機会を捉えて、取り組みの趣旨を踏まえて事業を継続しつつ、見直しをしたことを評価します。本を渡すとき、家庭にすでにある本と重複しないよう配慮されたい。			



第4次実行計画 評価表

※効果額(千円)は、平成23年度と比較した額。

		担当課		人事課		
取組事項	スーパークールビズの継続					
取組内容	平成23年度に実施したスーパークールビズの結果を踏まえ、節電対策として、今後も引き続き実施します。					
実施スケジュール	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	結果
	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	実施中
効果額(千円)						合計
目標(値)	夏季における節電と、業務効率の向上を図ります。					
進捗状況効果	温室効果ガス排出抑制及び節電のために、夏の公共施設の室温を28℃としているが、スーパークールビズを実施することで、暑さによる業務効率の低下を防ぐことができています。					
効果額の積算・説明	(節電については、整理番号11-2「庁舎維持管理コストの削減：総務課」を参照)					
行政評価委員会からの質問	引き続き実施するだけであり、そもそも推進計画に挙げるべき事柄か。スーパークールビズに対する職員及び市民の受け止め・評価に関する資料があれば、ご教示願いたい。 <u>単にある取組・制度を続けますというだけでは、実行計画に上げる価値がないのではないか。</u>					
上記質問に対する回答	東日本大震災に伴う節電の必要性及び原子力発電所の運転停止などを踏まえ、節電による財政負担の軽減に寄与することから行財政改革の実行計画に取り入れました。また、職員及び市民からの意見等については、スーパークールビズが広く一般に認識されており、具体的な意見等は聞いておりません。					
評価	自己評価		行政評価委員会評価			
	B やや成果があった		B やや成果があったと評価する			
具体的な評価理由	スーパークールビズの軽装により業務効率の低下を防ぐばかりでなく、市のイベントや地域認定ブランド等のポロシャツを着用することによりメディアでも取り上げられることもあり、節電効果以外の効果を果たしている。		一定の成果はあったと思われるが、継続実施して当然の施策であり、遂行にさしたる困難も予想されなかったことから、そもそも計画に取り上げるべきであったのかどうかについて疑問が残る。			

第4次実行計画 評価表

※効果額(千円)は、平成23年度と比較した額。

		担当課		人事課		
取組事項	臨時職員給与システムの導入					
取組内容	臨時職員給与システムを導入し、これまで各部署で行われていた臨時職員給与支払い業務を一本化し、業務の効率化と経費の削減を図ります。 平成24年度にシステムの調査研究を行い、平成25年度から人事課にて臨時職員の一括賃金計算を実施します。					
実施スケジュール	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	結果
	調査研究	完了				完了
効果額(千円)		4,320	4,320	4,320	4,320	合計 17,280
目標(値)	業務の効率化と経費の削減を図ります。					
進捗状況効果	臨時職員雇用担当課で賃金計算を各々計算していたものを平成25年度から職員給与計算システムに機能追加をしたことにより、人事課で一括して賃金計算を行えるよう改善しました。これにより、各課の事務量軽減に伴う人件費の削減及び業務の非効率性の改善効果が得られました。					
効果額の積算・説明	臨時職員給与システムの導入による初期費用は一時的に増額したが、それを上回る各課の事務量軽減に伴う人件費の削減額の差引により算定。					
行政評価委員会からの質問	単価まで統一したのか。システム導入による業務の一元化が、人件費減に結びついていることを立証できるか。					
上記質問に対する回答	賃金単価については、システム導入前から「西尾市臨時職員賃金表」により統一的に定められており、システム導入後も、システムに同賃金表の賃金単価を登録し、賃金計算をしております。 システム導入による人件費の減については、導入の前年度と導入年度において、各課の職員配置や業務内容が異なるため、人件費決算額での単純な比較はできませんが、つぎのとおり削減が達成されたものと推計します。 人件費削減額：522万円/年 削減額算出根拠：別紙のとおり					
評価	自己評価			行政評価委員会評価		
	A 大いに成果があった			A 大いに成果があったと評価する		
具体的な評価理由	経費の削減の面では、臨時職員雇用各課の業務量の削減が可能になったことで、人件費が減となり、システム導入にかかる費用の増を差し引いても年間432万円の経費削減を達成しました。 また、給与計算をシステムで一元的に行うことで、社会保険料率や税制の改正などへの統一的な対応も可能となり、より正確かつ効率的な事務処理へと改善されました。			同左。着実に計画が実施され、経費削減に直結していることが認められる。		

第4次実行計画 評価表

合理的・効率的な事業実施 エ 15-2

		担当課		土木課		
※効果額(千円)は、平成23年度と比較した額。						
取組事項	設計積算システムの一本化(土木・都市計画・下水・農道等)					
取組内容	建設関係(土木・都市計画・農地・水道など)の積算システムを統合し、積算システムの方式とクライアント(端末機)数の見直しを行い、業務の効率化と経費の削減を図ります。 なお、下水道事業については、建設が概ね終わる頃に統合を図ります。					
実施スケジュール	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	結果
	検討	一部実施	完了			完了
効果額(千円)						合計
目標(値)	積算システムの統合による業務の効率化と経費節減を図ります。					
進捗状況効果	平成25年度に建設部及び上下水道部の積算システムの導入を実施。移行に伴いクライアントの数を増やしたが予算の増加をせず移行することができました。 (当初、下水道課については、移行を見合わせていましたが今回システムの改良により積算が可能となったため、同時に移行を行いました。)					
効果額の積算・説明	建設部・上下水道部の積算システムを統合することによって、速やかな積算業務ができるようになったため、時間外での対応が減り、業務を効率化できた。しかし、同時にシステムのクライアント数も増加したため、システム統合による効果額は削減できなかった。					
行政評価委員会からの質問	システム統合により、時間外対応が減り業務の効率化が出来たとことですが、どの程度時間数が削減できましたか？ クライアント数の増加とはどのようなものですか？					
上記質問に対する回答	積算システム統合前後では時間外勤務時間として、平成26年度 4,097時間、平成27年度 3,658時間となっていますが、全体業務に関わる総時間数であり、積算システム導入による削減効果によるものではないかと推察されます。積算システム統合化による効果は、部署の異動により新たなシステムの習得をする必要がなくなったことによる業務の効率化が図られた。 また、クライアント数とは、同時にシステムを起動できる数であり、積算システムの統合により使用する職員数が増加するため、クライアント数を増加しました。					
評価	自己評価			行政評価委員会評価		
	A 大いに成果があった			A 大いに成果があったと評価する		
具体的な評価理由	積算システムの統一により、異動により異なる積算システムの習得の必要がなく、人的ミスによる違算も減り、業務の効率化が図られた。			建設関係(土木・都市計画・農地・水道など)の積算システムを統合することによって、速やかな積算業務ができるようになったため、時間外での対応が減り、業務を効率化でき大いに成果があったことは評価します。しかし、時間外での対応が削減された事実を公表できるデータが存在しないのは残念なことです。今後も業務の効率化を図る際に数字で物語るができるよう現状把握に努め、合理的な業務改善を計画的に進めてください。		

第4次実行計画 評価表

		担当課		資産経営戦略課		
※効果額(千円)は、平成23年度と比較した額。						
取組事項	(仮称)西尾市公共施設再配置実施計画の策定					
取組内容	<p>公共施設が今後、更新時期を迎える中、次世代への財政負担をできる限り軽減し、かつ地域の行政サービスの低下を極力招かないことを目的とした公共施設の新たなマネジメント計画である(仮称)西尾市公共施設再配置実施計画を策定します。実施計画は平成26年度から30年度までの5年間で第1次実施期間と定め、その基本方針となる西尾市公共施設再配置基本計画を平成23年度中に策定します。また、短期的に実現可能な施策についてはモデルとして24年度当初予算から反映させていきます。</p> <p>なお、公共施設のより効率的・効果的な管理運営方法及び長寿命化についても計画の中で分析・検証を行っていく予定です。</p>					
実施スケジュール	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	結果
	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	実施中
効果額(千円)	732	1,472	4,734	1,762	1,762	合計 10,462
目標(値)	より効率的・効果的な施設の維持・管理・運営方法及び施設配置(=公共施設再配置)を実現します。					
進捗状況効果	<p>平成24年度から公共施設再配置モデル事業を順次実施し、第4次実行計画期間中は、継続実施する予定です。平成26年3月に平成26年度から30年度までの5年間で第1次実施期間とする「西尾市公共施設再配置実施計画2014→2018」を策定。「新たなまちづくりの出発点」「建物の安全性の確保」「官民連携の活用」をテーマに5年間に着手予定の再配置施設数は41施設131棟。そのうち解体予定が16施設(改修予定と重複有)、譲渡予定が10施設、貸付予定が2施設、改修予定が14施設(解体予定と重複有)。5年間に着手する具体的な再配置プランは8つの再配置プロジェクトとして整理しました。</p> <p>平成26年4月から実施計画各プロジェクトに基づき、順次事業に着手しています。プロジェクト01～04、08については、新たな官民連携手法として西尾市独自のPFI事業として特定事業を選定し、募集要項・業務要求水準書等を公表しました。</p> <p>平成27年12月に応募グループから企画提案書が提出され、審査・公開プレゼンテーションを経て、優先交渉権者を決定しました。平成28年5月にPFI事業の仮契約、6月に本契約を締結しました。</p> <p>本事業を担う特別目的会社が平成28年度中に行った業務は以下のとおりです。(※平成28年度の新規削減効果なし)                      (1)きら市民交流センター(仮称)支所棟の開発に係る設計業務 (2)いっしき市民交流広場(仮称)の改修に係る設計業務 (3)旧海の歴史館の改修に係る設計業務 (4)160施設の維持管理・法定点検を行う「包括マネジメント業務」の準備業務</p>					
効果額の積算・説明	<p>【歳出削減分】○旧幡豆支所借地の削減…H24:604千円、H25以降:各1,208千円○幡豆支所東側解体に伴う建物共済金及び電気料金の削減…H24:9千円、H25以降:各18千円○消防署幡豆分署駐車場借地料の削減…H26以降:各113千円○吉良支所駐車場借地料削減…H24:109千円、H25以降:各218千円○旧吉見邸取り壊しに伴う建物共済金の削減…H25以降:各18千円○旧一色郷土資料館取り壊しに伴う建物共済金及び除草作業費の削減…H24:10千円、H25:10千円、H26以降:各150千円○一色町公民館倉庫解体に伴う建物共済金の削減…H26以降:各3千円○P06地区集会施設の譲渡に伴う建物共済金の削減…H27:34千円</p> <p>【歳入確保分】○幡豆シルバーワークプラザ(ポータウンミュー2階)売却…H26:3,006千円</p>					
行政評価委員会からの質問	<p>現状と今後の見通しを簡略にご説明願いたい。現在の状況となってしまったことにつき、計画の進め方に何らかの問題があったと考えるか。あったとすれば、どのような問題か。</p> <p>市民の理解を得られず、現在の状況を招いてしまったことは、前市長だけの責任ではないと思われ、現状を踏まえれば、「A」という評価はあり得ないのではないか。</p>					
上記質問に対する回答	<p>市は、公共施設再配置実施計画で定めるプロジェクト1～4および8について、新たな官民連携手法である西尾市独自のPFI事業として特定事業を選定し、平成28年6月に特別目的会社と特定事業契約を締結し、事業に着手しました。</p> <p>本事業の内容については、現在、西尾市方式PFI事業検証プロジェクトチームにより見直しを行っています。事業の今後の見直しについては、今後のプロジェクトチームの検討結果次第になります。</p> <p>本事業の推進における問題点としては、市民への本事業に関する説明の不足があげられます。PFIの性質上、官と民が対等な立場で事業を推進するため、市がお示しできる情報が限られます。その中で、市はできる限りの説明に努めてまいりましたが、市民の理解を得ることができず、事業内容の見直しという方向になりました。</p>					
評価	自己評価			行政評価委員会評価		
	A 大いに成果があった			B やや成果があったと評価する		
具体的な評価理由	<p>平成24年度から再配置モデル事業を実施したことで土地の有効活用、施設の多機能化による利用率の向上、未利用財産の再利用、低利用財産の処分等が図られ、コストを削減することができた。</p> <p>再配置基本計画に基づき、一貫した理念・方針により、基本計画策定から公共施設再配置第1次プロジェクトに至るまで、計画的な事業推進を図ることができた。</p>			<p>計画的な事業推進等が図られ、一定の成果を挙げたことは理解できるが、現在の市政の状況に思いを致すとき、結果論ではあるが、実施計画の内容や策定手順・公表の在り方等に問題があったのではないかと云わざるを得ない。</p>		

第4次実行計画 評価表

合理的・効率的な事業実施 エ 17-1

※効果額(千円)は、平成23年度と比較した額。		担当課		一色支所		
取組事項	本庁と支所との業務区分の明確化と連携強化					
取組内容	本庁と支所の業務を明確にするとともに、支所の各担当と本庁担当課との連携の強化を図ります。 正しい情報を収集し、窓口マニュアルを作成し、窓口業務の円滑化を図ります。 また、行政ニーズの多様化に伴い、機構改革・法改正等で窓口業務も変更・複雑化することも考えられるため、その都度情報交換や打合せ会等を実施します。					
実施スケジュール	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	結果
	検討・準備	実施	⇒	⇒	⇒	実施中
効果額(千円)						合計
目標(値)	支所における窓口業務の円滑化を図ります。					
進捗状況効果	本庁と支所で市民サービスに差が無いようにするため、研修会・担当者会議・説明会を随時開催し、職員のレベルアップに努めました。また、問題・疑問等が生じた場合、その都度、連絡・協議し、本庁との連携を図りました。					
効果額の積算・説明						
行政評価委員会からの質問	区分を明確化、連携強化のもと実施されたが、それでも利用者から寄せられた意見のうち対応すべきことがありますか。					
上記質問に対する回答	マニュアル等に記載されていない事例が発生した場合は、本庁の担当者に直接電話確認し指示を受けています。					
評価	自己評価		行政評価委員会評価			
	A 大いに成果があった		B やや成果があったと評価する			
具体的な評価理由	本庁と支所の業務を明確にすることにより、正しい情報を収集し、窓口業務を円滑に図ることができた。また、研修会等を随時開催したことで、職員のレベルアップを図った。		利用者の利便性向上のための対応に努めたことが認められる。			

第4次実行計画 評価表

合理的・効率的な事業実施 エ 17-1

※効果額(千円)は、平成23年度と比較した額。

		担当課		吉良支所		
取組事項	本庁と支所との業務区分の明確化と連携強化					
取組内容	<p>本庁と支所の業務を明確にするとともに、支所の各担当と本庁担当課との連携の強化を図ります。 正しい情報を収集し、窓口マニュアルを作成し、窓口業務の円滑化を図ります。 また、行政ニーズの多様化に伴い、機構改革・法改正等で窓口業務も変更・複雑化することも考えられるため、その都度情報交換や打合せ会等を実施します。</p>					
実施スケジュール	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	結果
	検討・準備	実施	⇒	⇒	⇒	実施中
効果額(千円)						合計
目標(値)	支所における窓口業務の円滑化を図ります。					
進捗状況効果	<p>本庁と支所で市民サービスに差が無いようにするため、研修会・担当者会議・説明会を随時開催し、職員のレベルアップに努めました。また、問題・疑問等が生じた場合、その都度、連絡・協議し、本庁との連携を図りました。</p>					
効果額の積算・説明						
行政評価委員会からの質問	区分を明確化、連携強化のもと実施されたが、それでも利用者から寄せられた意見のうち対応すべきことがありますか。					
上記質問に対する回答	<p>本庁と支所で業務区分の明確化はされていますが、利用者の利便性向上のため、本庁と調整・連携を図り、支所で手続きができるように対応することで、利用者に喜んでいただいております。より一層、連携を図り市民サービスに努めてまいります。</p>					
評価	自己評価			行政評価委員会評価		
	B やや成果があった			B やや成果があったと評価する		
具体的な評価理由	<p>業務が明確化されている中でも、臨機応変に対応し、多くの手続きが支所ででき市民サービスの向上につながったため。</p>			<p>利用者の利便性向上のための対応に努めたことが認められる。</p>		

第4次実行計画 評価表

合理的・効率的な事業実施 エ 17-1

※効果額(千円)は、平成23年度と比較した額。

		担当課		幡豆支所		
取組事項	本庁と支所との業務区分の明確化と連携強化					
取組内容	本庁と支所の業務を明確にするとともに、支所の各担当と本庁担当課との連携の強化を図ります。正しい情報を収集し、窓口マニュアルを作成し、窓口業務の円滑化を図ります。また、行政ニーズの多様化に伴い、機構改革・法改正等で窓口業務も変更・複雑化することも考えられるため、その都度情報交換や打合せ会等を実施します。					
実施スケジュール	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	結果
	検討・準備	実施	⇒	⇒	⇒	実施中
効果額(千円)						合計
目標(値)	支所における窓口業務の円滑化を図ります。					
進捗状況効果	本庁と支所で市民サービスに差が無いようにするため、研修会・担当者会議・説明会を随時開催し、職員のレベルアップに努めました。また、問題・疑問等が生じた場合、その都度、連絡・協議し、本庁との連携を図りました。					
効果額の積算・説明						
行政評価委員会からの質問	区分を明確化、連携強化のもと実施されたが、それでも利用者から寄せられた意見のうち対応すべきことがありますか。					
上記質問に対する回答	本庁と支所で業務区分の明確化はされていますが、利用者の利便性向上のため、本庁と調整・連携を図り、支所で手続きができるように対応することで、利用者に喜んでいただいております。より一層、連携を図り市民サービスに努めてまいります。					
評価	自己評価			行政評価委員会評価		
	B やや成果があった			B やや成果があったと評価する		
具体的な評価理由	業務が明確化されている中でも、臨機応変に対応し、多くの手続きが支所ででき市民サービスの向上につながったため。			利用者の利便性向上のための対応に努めたことが認められる。		

第4次実行計画 評価表

※効果額(千円)は、平成23年度と比較した額。		担当課		一色支所		
取組事項	事務室や駐車場の有効活用					
取組内容	各支所の空き事務室及び駐車場については、施設の現状把握と分析を行い、市民ニーズ及び地域性を把握した上で、有効活用を図ります。					
実施スケジュール	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	結果
	順次実施	実施	⇒	⇒	⇒	実施中
効果額(千円)		7	64	75	74	合計 220
目標(値)	各支所の空き事務室及び駐車場の有効活用を図ります。					
進捗状況効果	一色支所 一色支所駐車場については、子ども会の資源回収の集積所や公民館・一色地域交流センター使用時の臨時の駐車場として有効活用を図っています。 会議棟については、一色高校和太鼓部及び西尾市民吹奏楽団・Wind Breath Nishioの楽器保管場所として貸し付け、空き事務室の有効活用を図っています。					
効果額の積算・説明	一色支所 平成26年度より空き事務室を貸し付けし、部屋の使用料を徴収している。 使用料の徴収 (単位：千円) 一色支所            H24    H25    H26    H27    H28 0       7       64    75    74					
行政評価委員会からの質問	評価します。今後さらに実行可能なものがありますか。					
上記質問に対する回答	一色支所は、平成29年7月18日に一色町公民館内に移転しました。今後の旧一色支所駐車場及び会議棟について、公共施設再配置により利用が変更すると考えられます。					
評価	自己評価		行政評価委員会評価			
	A 大いに成果があった		B やや成果があったと評価する			
具体的な評価理由	一色支所駐車場については、子ども会の資源回収集積所、公民館・一色地域交流センター使用時の臨時駐車場等で利用し大いに有効活用できた。会議棟については、空き事務室を3団体が利用し有効活用を図ることができた。		支所として使用されたときは価値ある施設でした。これまでの取り組みをもとにして、市民が使いやすい施設として効率的運営をされたい。			



第4次実行計画 評価表

合理的・効率的な事業実施 エ 17-2

※効果額(千円)は、平成23年度と比較した額。		担当課		吉良支所														
取組事項	事務室や駐車場の有効活用																	
取組内容	各支所の空き事務室及び駐車場については、施設の現状把握と分析を行い、市民ニーズ及び地域性を把握した上で、有効活用を図ります。																	
実施スケジュール	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	結果												
	順次実施	実施	⇒	⇒	⇒	実施中												
効果額(千円)	108	216	216	216	216	合計 972												
目標(値)	各支所の空き事務室及び駐車場の有効活用を図ります。																	
進捗状況 効果	吉良支所 吉良支所の借地駐車場については、西尾市公共施設再配置モデル事業として、平成24年9月をもって所有者に返還しました。また、平成25年2月に2階で事務を執っていた総務管理課を1階に移動し、市民の窓口サービス向上を図りました。平成26年3月に支所の窓ガラスに飛散防止フィルムを貼り、市民及び職員に対して減災対策を講じました。																	
効果額の 積算・説明	吉良支所 平成24年度は6か月分の駐車場借地料の削減額、平成25年度からは1年分の削減額となっている。 経費削減 (単位：千円) <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td></td> <td>H24</td> <td>H25</td> <td>H26</td> <td>H27</td> <td>H28</td> </tr> <tr> <td>吉良支所</td> <td>108</td> <td>216</td> <td>216</td> <td>216</td> <td>216</td> </tr> </table>							H24	H25	H26	H27	H28	吉良支所	108	216	216	216	216
	H24	H25	H26	H27	H28													
吉良支所	108	216	216	216	216													
行政評価委員会 からの質問	評価します。今後さらに実行可能なものがありますか。																	
上記質問に 対する回答	支所2階の旧事務室は、災害発生時等には方面本部となるスペースです。広くオープンなスペースのため職員間の打合せ等で年数回は使用することはありますが、使用頻度の少ないスペースとなっています。しかし、修繕等をせずに現在のままでは、貸し部屋、貸しスペースとしても使用できないため実行可能なものはないと考えております。																	
評価	自己評価			行政評価委員会評価														
	B やや成果があった			B やや成果があったと評価する														
具体的な 評価理由	旧事務室は、方面本部が設置されなければ使用されない。広くオープンなスペースなため使用しにくい点はあるが、有効活用できるとよいと思う。			駐車場の借地料を減らすことができたことを評価します。支所2階旧事務室は修繕等をせずに現在のままでは、貸し部屋、貸しスペースとしても使用できない現状を関係者は認識すべきです。														

第4次実行計画 評価表

合理的・効率的な事業実施 エ 17-2

		担当課		幡豆支所																				
※効果額(千円)は、平成23年度と比較した額。																								
取組事項	事務室や駐車場の有効活用																							
取組内容	各支所の空き事務室及び駐車場については、施設の現状把握と分析を行い、市民ニーズ及び地域性を把握した上で、有効活用を図ります。																							
実施スケジュール	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	結果																		
	順次実施	実施	⇒	⇒	⇒	実施中																		
効果額(千円)	712	1,264	1,681	1,692	1,773	合計 7,122																		
目標(値)	各支所の空き事務室及び駐車場の有効活用を図ります。																							
進捗状況効果	<p>幡豆支所                      空き事務室については、支所1階に幡豆土地改良区が支所2階に消防署幡豆分署が移設・3階大会議室に、シルバー人材センター幡豆連絡所、旧議会議場を総務課の管理により改修して、総合倉庫として利用しています。更に、3階旧議会事務局室を危機管理課の防災備品倉庫及び教育庶務課公文書を保管し、地下1階倉庫は、商工観光課イベント用品、税務課、財政課、土木課、危機管理課の公文書等を保管して、ほぼ満杯の状況として利用されています。</p> <p>駐車場については、支所東側駐車場を返却。支所東側駐輪場跡地は消防署幡豆分署の車庫として利用しています。</p>																							
効果額の積算・説明	<p>幡豆支所                      支所東側駐車場は、平成24年10月に返却、土地の賃貸借料604千円削減、平成25年度は、前年度の返却した土地の4月から9月までの賃貸借料437千円削減。平成26年度は、支所北側駐車場の土地を返却し、1,401千円削減した。</p> <p>平成26年度は支所3階大会議室をシルバー人材センター幡豆連絡所とワークプラザを移設し、部屋の光熱水費の応分負担を徴収している。</p> <p>平成26年3月の幡豆分署移転に伴い光熱水費等の実費料金を消防予算により支出している。</p> <p>平成27年度の支所西側駐車場の一部(456㎡)返却により、82,000円を減額。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>幡豆支所</td> <td>H24</td> <td>H25</td> <td>H26</td> <td>H27</td> <td>H28</td> </tr> <tr> <td>経費削減(単位;千円)</td> <td>604</td> <td>1,041</td> <td>1,401</td> <td>1,401</td> <td>1,483</td> </tr> <tr> <td>使用料・電気料の徴収(単位;千円)</td> <td></td> <td></td> <td>128</td> <td>65</td> <td>53</td> </tr> </table>						幡豆支所	H24	H25	H26	H27	H28	経費削減(単位;千円)	604	1,041	1,401	1,401	1,483	使用料・電気料の徴収(単位;千円)			128	65	53
幡豆支所	H24	H25	H26	H27	H28																			
経費削減(単位;千円)	604	1,041	1,401	1,401	1,483																			
使用料・電気料の徴収(単位;千円)			128	65	53																			
行政評価委員会からの質問	評価します。今後さらに実行可能なものがありますか。																							
上記質問に対する回答	<p>総務課が管理している、1.2.3階の書庫及び旧議会議場の倉庫には、まだまだ収納スペースに余裕があり、今後も各種保存文書を保管することができます。</p> <p>また、支所が管理する、地下室倉庫も保存年限の切れた書類を廃棄しているの、まだまだ収納スペースがあります。引き続き、庁内各部署の要請に応じていきたいと思います。</p>																							
評価	自己評価			行政評価委員会評価																				
	A 大いに成果があった			B やや成果があったと評価する																				
具体的な評価理由	かつて使用していた、旧会議室や倉庫を一旦整理することにより、新たに有効利用できている。			合併後の旧支所の施設の使い方をはっきりさせて、有効に活用していることを評価します。																				

第4次実行計画 評価表

※効果額(千円)は、平成23年度と比較した額。

		担当課		子育て支援課		
取組事項	こどもひろばの見直し					
取組内容	寺津ふれあいセンターの「こどもひろば」は、未就園児から中学生までが利用の対象となっているものの、現状では未就園児の利用がほとんどとなっていますので、利用層のニーズを検証し、各年代の子どもが学び遊べる屋内施設として活用するよう、見直しを図ります。					
実施スケジュール	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	結果
	検討・準備	完了				完了
効果額(千円)						合計
目標(値)	利用層のニーズを検証し、行事等の実施により各年代の子どもが学び遊べる屋内施設とすることで、施設の有効利用とサービスの向上を図ります。					
進捗状況 効果	<p>未就園児の親子を対象とする子育て支援センターの機能を新たに盛り込み、対象者や時間帯を検証し、その結果に基づき区分することで、事業内容と利用者の整合性を図り、運営の効率化とサービスの向上に努めました。親子、児童ともに安心して遊ぶことができるようになりました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●子育て支援事業 対象 未就園児親子対象 利用時間 平日 9時～15時</li> <li>●ミニ児童館 対象: 幼児(就園児)、小中学生 利用時間 平日 15時以降、土・日・祝日 9時以降</li> </ul> <p>※長期休暇中も同様。 ※平日の午後は15時前であっても支障の無い範囲で児童を受け入れます。</p>					
効果額の積算・説明						
行政評価委員会からの質問	ミニ児童館を利用する中学生は、どれくらいいますか。					
上記質問に対する回答	平成28年度は、年間を通じて28人でした。 ※ H27…8人 H26…28人					
評価	自己評価			行政評価委員会評価		
	B やや成果があった			B やや成果があったと評価する		
具体的な評価理由	<p>運営の効率化とサービスの向上に努め、親子、児童ともに安心して遊ぶことができるようになりました。しかしながら、ここ3年間の利用者数は減少しています。 H26…6,253人 H27…5,777人 H28…4,919人</p>			<p>「こどもひろば」の利用者の現状にあわせて、未就学児親子対象事業や幼児、小中学生の利用を図る取り組みができた。</p>		

第4次実行計画 評価表

合理的・効率的な事業実施 エ 17-4

※効果額(千円)は、平成23年度と比較した額。		担当課		家庭児童支援課		
取組事項	子育て支援センターいっしきの有効利用					
取組内容	子育て支援センターいっしきの空室について、子育てサークル等の活用を促進する等、施設の有効利用を図っていきます。					
実施スケジュール	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	結果
	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	実施中
効果額(千円)						合計
目標(値)	空室を解消することで、施設の有効利用と子育て支援を一層推進します。					
進捗状況効果	子育てサークル、療育等で有効利用を行い、子育ての親子の要望に対応しています。当該施設は、公共施設再配置計画の対象になっており、今後、同計画の方針によって、機能移転や有効活用を図っていきます。					
効果額の積算・説明	施設の効率的な活用によって、地域における療育支援の実施など、子育て支援事業の充実を図っています。					
行政評価委員会からの質問	利用している子育てサークル数はいくつですか。					
上記質問に対する回答	3つのサークルが利用している。 内訳：子育てサークル 2つ、療育サークル 1つ					
評価	自己評価			行政評価委員会評価		
	B やや成果があった			B やや成果があったと評価する		
具体的な評価理由	子育てサークルなどに活動場所を提供することができ、施設の有効利用が図られた。当該施設は、平成30年度から公共施設再配置計画により療育センターに用途変更し、運営を開始する予定。			子育てサークルなどに活動場所を提供したのはよかった。平成30年度からは改修、解体などの方針が決定するようです。		

第4次実行計画 評価表

※効果額(千円)は、平成23年度と比較した額。		担当課		市民課		
取組事項	寺津出張所の運営方法の見直し					
取組内容	合併前後の寺津出張所の利用状況及び費用対効果を検証し、休日における住民票等の発行業務の可否を含めた運営方法等、最適な運営方法を検討し、市民サービスの向上を図ります。					
実施スケジュール	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	結果
	検討	完了				完了
効果額(千円)						合計
目標(値)	出張所の運営方法の見直しにより、市民サービスの向上を図ります。					
進捗状況効果	<p>寺津出張所の事務が、住民票の写し及び住民票の記載事項証明書の交付に関すること及び印鑑登録証明書の交付に限られており、戸籍謄抄本の交付が受けられないことや土日に開所日を増やしたとしても、不具合が発生した場合に寺津出張所の職員では対応できない事案が生じる恐れがあるため、検討の結果、開所日を増やすことは難しいと判断しました。</p> <p>また、土曜開庁窓口は、平成24年4月1日から本格実施され年々取扱い件数も増えてきており、市民に浸透してきているため、本庁のみとし、寺津出張所については、市民サービスの向上に努めるものの、運営方法は現状のままとしたい。</p>					
効果額の積算・説明	<p>市民サービスの向上を図るために、休日における寺津出張所での住民票発行業務は有効であるが、利用者の範囲が寺津、平坂地区に限定されるため、再度支所も含め検証することが必要と考えられる。</p> <p>1日当たりの平均利用者数                  24年度…9.6人、25年度…12.2人、26年度…9.6人、27年度…9.1人、28年度…9.0人                  上記のように寺津出張所における証明書発行業務利用者は毎年一定数存在するため、継続実施する。</p>					
行政評価委員会からの質問	住民の利便性と費用対効果の視点の両方を持ち検討した結果、証明書発行業務を継続されているのでしょうか？					
上記質問に対する回答	<p>寺津出張所及び本庁での土曜開庁での証明書発行業務については、継続しております。</p> <p>しかし、平成29年2月6日からマイナンバーによる住民票及び印鑑登録証明書のコンビニ交付が開始されたことに伴い、寺津出張所で行っている証明書発行業務と同じことが、近くのコンビニでできるようになり、状況が変わってきており、寺津出張所の廃止も含め、再検討をしております。</p>					
評価	自己評価		行政評価委員会評価			
	B やや成果があった		C 成果があがらなかったと思われる			
具体的な評価理由	寺津出張所については、上記に記載されているように、1日平均利用者数は、26年度…9.6人、27年度…9.1人、28年度…9.0人と毎年一定数存在しており、住民の利便性については、成果があると考えます。		<p>運営方法の見直しに取り組んだ結果として、土曜日等開所日は増やさないと、利用者が一定数居るので継続することのみを決めただけで成果があったとしている点は疑問が残ります。</p> <p>利用者が平成25年度をピークに減少を続けており、住民票のコンビニ交付も始まるなど環境変化を見越した、見直しのための計画(利用者減が3年継続したら再度検討するなどの見直し計画の策定等)を併せて実施するべきではありませんか。</p>			

第4次実行計画 評価表

※効果額(千円)は、平成23年度と比較した額。		担当課		都市計画課		
取組事項	西尾駅西再開発B地区内の西尾市所有の土地及び施設の有効活用					
取組内容	西尾駅西再開発B地区内における市所有の再開発事業用地及び事務所の活用方法を検討し、公有財産の有効活用を図ります。 平成26年度中に活用の方針と計画の策定を目指します。					
実施スケジュール	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	結果
	検討	⇒	⇒	⇒	実施	実施中
効果額(千円)						合計
目標(値)	公有財産の有効活用を図ります。					
進捗状況効果	平成28年度に西尾駅西再開発事業連絡所を取り壊しました。土地の活用については、西尾駅再開発A地区の再開発事業用地の活用状況を見据えた上で方針を決定していきます。					
効果額の積算・説明	効果額は方針策定後に積算したい。					
行政評価委員会からの質問	事業内容が進捗状況票から読み取ることが困難です。ご教授下さい。					
上記質問に対する回答	管理用地に西尾駅西地区再開発連絡所があり、耐用年数が近づく中、下水道接続となった場合の工事費や今後の電気及び水道料や施設の維持管理費を考慮しますと、市街地再開発の予定もない状況で施設を維持するより、解体する方がコスト面で有利と判断し昨年度取り壊しました。 現在は更地となり、土地として利活用しやすい状態となったため平成28年度を実施として記入しております。 B地区の現状として再開発事業区域にはマンション2棟をはじめ、県道沿いには新しく店もでき、再開発として具体化できない状況ではありますが、隔月に「西尾駅西B地区まちづくり研究会」の役員会を行いその利活用について議論を重ねていることと、今年度秋から西尾駅西広場において、コンベンションホールなどの施設整備が始まり、平成30年秋から供用開始予定であるため、施設供用後の動向も視野に入れ、土地の有効活用を考えていくため実施中としております。					
評価				行政評価委員会評価		
	C 成果があがらなかった			C 成果があがらなかったと思われる		
具体的な評価理由	土地としての利用は更地となり計画が立てやすくなったが、施設は取り壊したことによりその活用ができなくなった。更地としたが、B地区再開発事業の中にあるため具体的な利活用ができない状態となり、現状維持の状態である。			公有財産の有効活用については時代にマッチした柔軟な視点を持ち、今後も積極的に取り組んで下さい。		

第4次実行計画 評価表

		担当課		企業誘致課		
取組事項	西尾駅西再開発A地区の施設建築敷地の活用方針の策定					
取組内容	西尾駅西再開発A地区区内における再開発事業により生み出された再開発事業用地(施設建築敷地)の活用方針を決定し、公有財産の有効活用を図ります。 平成26年度までに活用方針の策定を目指します。					
実施スケジュール	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	結果
	準備	⇒	⇒	⇒	完了	完了
効果額(千円)						合計 〃
目標(値)	公有財産の有効活用を図ります。					
進捗状況効果	平成26年4月:都市計画課から企業誘致課 産業創造推室に事務移管 平成27年9月:「西尾駅西広場 利活用方針」を策定 平成27年10月:「西尾駅西広場整備事業募集要項」を公表、事業者を募集(応募なし) 平成28年10月:「西尾駅西広場 利活用方針」を一部改定 平成28年11月:新たな「募集要項」を作成・公表し、事業者を再募集 平成29年3月:優先交渉権者を決定し、代表企業と「基本協定書」を締結 今後、「事業用定期借地権設定契約」を締結し、平成30年秋の供用開始予定					
効果額の積算・説明						
行政評価委員会からの質問	事業内容が進捗状況票から読み取ることが困難です。ご教授下さい。					
上記質問に対する回答	西尾駅西再開発A地区区内における再開発事業により生み出された再開発事業用地(施設建築敷地)である「西尾駅西広場」の活用方針を平成27年9月に策定し、その後の事業者の募集(再募集)及び選定を経て、平成29年3月に代表企業と「基本協定書」を締結しました。 「西尾駅西広場整備事業」は「西尾駅西広場」の高度利用を図る事業で、西尾駅周辺から中心市街地全体の「賑わい創出」に寄与できる宿泊施設、コンベンションホール等を誘致奨励施設として、公募型プロポーザル方式による事業者選定を行ったものです。					
評価	自己評価			行政評価委員会評価		
	A 大いに成果があった			B やや成果があったと評価する		
具体的な評価理由	事業者を選定し、基本協定書を締結できた。			公有財産である土地活用として市内事業者の熱意を受け、西尾駅西広場にコンベンションホールとホテルが建設されることとなり、大いに成果があったと評価されていますが、これらの施設が当初の予定通り西尾駅周辺から中心市街地全体の「賑わい創出」に寄与できるよう、開業後においても必要となる規制の緩和や事業運営への助力を行うことにより、事業者の業績が安定し予定通りの税収が確保できるよう努められたい。		

第4次実行計画 評価表

※効果額(千円)は、平成24年度と比較した額。		担当課		生涯学習課		
取組事項	青年の家、働く婦人の家の用途の見直し					
取組内容	青年の家、働く婦人の家の用途を変更し、使用料を有料化します。					
実施スケジュール	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	結果
	準備	完了				完了
効果額(千円)		7,127	6,465	9,258	7,657	合計 30,507
目標(値)	時代に即した施設とすることで、市民サービスの向上を図ります。					
進捗状況 効果	平成25年4月1日から実際の利用形態に則した公民館(中央ふれあいセンター)に用途変更し、他の公民館と同様に受益者負担の原則に基づき有料化し、直営により管理運営を行っています。 人件費の削減と併せて、有料化に伴う使用料の収入により、25年度は年間約7,127千円の効果が生まれました。					
効果額の 積算・説明	H25年度(対H24年度)7,127千円(5,148千円+1,979千円) 事業費の削減(24年度)27,486千円-(H25年度)22,338千円=5,148千円 有料化に伴う収入…H25年度公民館使用料等1,979千円 26年度(対24年度)6,465千円(4,676千円+1,789千円) 事業費の削減(24年度)27,486千円-(26年度)22,810千円=4,676千円 有料化に伴う収入…26年度公民館使用料等1,789千円 27年度(対H24年度)9,258千円(7,488千円+1,770千円) 事業費の削減(24年度)27,486千円-(27年度)19,998千円=7,488千円 有料化に伴う収入…27年度公民館使用料等1,770千円 28年度(対24年度) 決算見込 7,657千円(5,837千円+1,820千円) 事業費の削減(24年度)27,486千円-(28年度)21,649千円=5,837千円 有料化に伴う収入…H28年度公民館使用料等1,820千円					
行政評価委員会 からの質問	用途変更有料化を評価します。このことにより長年の利用者層に変化がありましたか。中央ふれあいセンターの今の運用面の課題ははっきりしていますか。					
上記質問に 対する回答	中央ふれあいセンターが公民館・ふれあいセンター(現在15館)の1館となったことにより、他館と利用方法等が統一され、中央ふれあいセンター(旧青年の家、旧働く婦人の家)の長年の利用者層(多くの方は引き続き使用)に加え、他館の利用者も使いやすくなっているように感じます。 課題として、施設は古く(昭和46年建築)3階建てのため、バリアフリー化への対応が難しい面があります。(エレベーターがないなど)					
評価	自己評価			行政評価委員会評価		
	A 大いに成果があった			A 大いに成果があったと評価する		
具体的な 評価理由	受益者負担の原則に基づいた有料化が定着し、毎年一定の使用料収入が得られるようになり、成果があったと考えます。			受益者負担の原則により、中央ふれあいセンターとして有料化が定着したことを評価します。施設の維持管理については、現状の問題点を整理し、改善の手がかりをもつようにされたい。		



第4次実行計画 評価表

※効果額(千円)の内容は、積算・説明のとおり。		担当課		生涯学習課		
取組事項	ふれあいセンターの一部管理委託の見直し					
取組内容	現在、一部のふれあいセンターで実施している一部管理委託の見直しを行い、直営化することで、全体の管理運営体制の統一を図ります。					
実施スケジュール	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	結果
	調整	⇒	準備	実施	⇒	実施中
効果額(千円)				3,900	9,300	合計 13,200
目標(値)	地元と調整を行い、協議が整い次第、米津・八ツ面・福地の3ふれあいセンターを直営化して、ふれあいセンター全体の管理運営体制の統一を図ります。					
進捗状況 効果	上記の一部管理委託を行っていた施設の管理運営について、当初、直営化を目指していたものの、平成25年度に地元管理団体との協議・調整を行った結果及び公開事業診断の民間(地元)委託の推奨結果を踏まえ、平成27年度から指定管理者制度を導入し、地元の任意団体に管理運営を移行しました。効果として、地元の任意団体による指定管理により、地域に密着した管理運営が可能となり、サービスの向上につながります。また、一部管理委託よりは増額となりますが、直営にした場合よりも安価な人件費での管理運営が可能になり、27年度は1施設当たり年間約 1,300千円の経費が削減されました。					
効果額の積算・説明	効果額は現在の一部管理委託と指定管理移行後の比較ではなく、直営にした場合と指定管理に移行した場合の人件費のみの比較(見込)です。 H27年度 3,900千円 = (7,800千円 - 6,500千円) × 3館 H28年度 決算見込 9,300千円 = (9,600千円 - 6,500千円) × 3館 市直営の場合の人件費 施設職員が嘱託職員1人と臨時職員2人の場合(H27年度) 嘱託3,800千円 × 1人 + 臨時2,000千円 × 2人 = 7,800千円 嘱託職員2人と臨時職員1人の場合(H28年度決算見込) 嘱託3,800千円 × 2人 + 臨時2,000千円 × 1人 = 9,600千円 指定管理の場合の人件費(直営と同レベルの人員配置をした場合の地元任意団体からの提案額) = 6,500千円 ※29年度から指定管理者には消費税(総事業費の4%(8%×50%))が加算される。50%…簡易課税制度第5種事業みなし仕入率 消費税額は29年度予算見込で試算した場合、1館(1者当たり) 総事業費10,550千円 × 8% × 50% = 422千円					
行政評価委員会からの質問	人件費削減をめざした取り組みを評価します。現在の講座内容、利用率の面から改善点はありますか。また、館長らが情報を共有する機会がありますか。					
上記質問に対する回答	講座内容は地域の特色を生かしたものも多く開催されています。(例えば、福地では植木の剪定講座、八ツ面では陶芸講座) 指定管理の3ふれあいセンターの利用率(稼働率)は、各館約5割(28年度実績)と高く、向上に努めてもらっています。 館長らが情報を共有する機会として、館長会議(市直営館と指定管理館が出席し、年7回開催(偶数月と3月))や、指定管理のふれあいセンター(米津・八ツ面・福地)との連絡調整会議(年6回開催(奇数月))を定期的に行っています。					
評価	自己評価			行政評価委員会評価		
	A 大いに成果があった			A 大いに成果があったと評価する		
具体的な評価理由	人件費の削減や、地域の人が管理・運営をしていることにより、親しみを感じやすい施設となっている点で成果があったと考えます。			管理運営費の人件費削減をめざした取り組みを評価します。今後も、ふれあいセンターが地域の人たちにとって親しみやすく、利用しやすいものにするために、各施設のよい取組の情報が共有できるように努められたい。		

第4次実行計画 評価表

合理的・効率的な事業実施 エ 17-10

※効果額(千円)は、平成23年度と比較した額。		担当課		文化振興課		
取組事項	資料館の運営方法の検討					
取組内容	現在の指定管理による運営方法等を検証し、直営化も含めて検討を行います。					
実施スケジュール	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	結果
	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	実施中
効果額(千円)						合計
目標(値)	資料館の効率的な運営を目指します。					
進捗状況効果	具体的な内容について、資産経営課を交えて検討した結果、公共施設再配置実施計画の中で、一色学びの館等とともにPFIを含め、効率的な運営を目指すこととなりました。平成28年度から直営による運営となり、効率的な運営を進めています。					
効果額の積算・説明	平成24年度から27年度までは指定管理料 平成28年度については施設管理業務委託料・光熱水費・警備等施設管理業務の経費の実績					
行政評価委員会からの質問	平成28年度からの運営方針骨子は何ですか。資料館の内容企画からみて運営方法の変更による効果と思われることを教えてください。					
上記質問に対する回答	西尾の歴史と文化を学ぶ施設であるとともに、西尾城のガイダンス施設としての役割を果たすことのできる施設としていきます。 平成27年度までと平成28年度とは企画内容はほぼ同じですが、平成31年度からはPFI事業として民間企業の企画力により魅力ある展示を目指します。					
評価	自己評価			行政評価委員会評価		
	C 成果があがらなかった			C 成果があがらなかったと思われる		
具体的な評価理由	展示については運営方法が指定管理から直営に変わっても同様の対応を行っており、大きな変化はありませんでした。 このところ入館者数が伸び悩んでおり魅力ある施設づくりが課題になると考えられます。			平成27年まで指定管理、平成28年から直営による運営主体が変わりました。当分の間、西尾市資料館が果たすべき役割は変わらないので、地道な取り組みを期待します。		

第4次実行計画 評価表

合理的・効率的な事業実施 エ 17-11

		担当課		図書館		
※効果額(千円)は、平成23年度と比較した額。						
取組事項	図書館の運営方法の検証と見直し					
取組内容	<p>現在の運営方法を検証し、諮問機関である図書館協議会とともに見直しを進めます。                  図書館システムの統合にあわせて、適切な人員配置を行います。                  郷土レファレンス※など経験を要求される業務については、平成24年度にレファレンスツールを作成し、経験の浅い職員でも対応できるようにします。                  本館と分館の事務分担を再構築します。                  ※ レファレンスとは、図書館利用者が学習・研究・調査を目的として必要な情報・資料などを求めた際に、図書館職員がその情報や必要とされる資料を検索・提供・回答することによって、利用者に対応する業務です。</p>					
実施スケジュール	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	結果
	検討	実施	⇒	⇒	⇒	実施中
効果額(千円)		10,574	9,204	16,294	26,729	合計 62,801
目標(値)	図書館の運営方法を見直し、利用者の増加を図ります。					
進捗状況効果	<p>分館の図書業務及び日常管理業務を委託し、分館職員を段階的に削減し、平成28年度からは配置ゼロとしました。なお、分館の施設管理、学校支援業務、資料選定業務は本館職員が対応します。                  また、システムのレファレンス機能を有効活用することで、職員のレファレンス対応能力を底上げし、各館の連携のとれた図書館サービスを行っています。</p>					
効果額の積算・説明	分館業務委託料と分館職員削減数により算出					
行政評価委員会からの質問	合併の機会に、本館職員に分館対応の役目をもたせ、サービスを下げずに経費節減に努めたことを評価します。今後の事業展開に関して中長期計画がありますか。					
上記質問に対する回答	中長期計画は策定しておりません。今後、図書館サービス計画の策定を考えてまいります。					
評価	自己評価			行政評価委員会評価		
	A 大いに成果があった			A 大いに成果があったと評価する		
具体的な評価理由	業務委託により職員を本館に引き上げ、経費の削減を行った。また、本館を拠点にし資料配送や学校支援業務を進めるなどの効率化を図った。			本館と分館との事務分担をつくとともに、サービスを下げずに経費節減に努めたことを評価します。諮問機関である図書館協議会での話し合いをいかして、運営方法の改善に努められたい。		

第4次実行計画 評価表

合理的・効率的な事業実施 エ 17-12

※効果額(千円)は、平成23年度と比較した額。		担当課		消防本部総務課		
取組事項	分署・出張所の見直し					
取組内容	各分署・出張所の配置及び出動体制の見直しを検討します。 幡豆分署の幡豆支所内への移転(平成25年度)を目指します。					
実施スケジュール	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	結果
	検討・準備	実施	⇒	⇒	完了	完了
効果額(千円)			113	113	113	合計 339
目標(値)	各分署・出張所の配置及び出動体制を見直すことにより、消防力の効率向上を図ります。					
進捗状況効果	<p>平成26年3月幡豆分署機能を幡豆支所内へ移転しました。                      幡豆支所庁舎2階へ事務室、仮眠室等を設けるとともに、消防車庫を新築しました。                      駐車場として借用していた土地を返却し、借地料の削減を図りました。                      平成27、28年度に実施した消防力適正配置等調査により、消防署所の適正な位置等の調査結果がまとまりました。現在の配置については、概ね適正な位置にあることや、公共施設長寿命化計画を考慮し、当面、移転の必要は無いと判断しました。                      今後、移転、立替え等を行う場合は、調査結果を基に最適な位置となるよう計画します。                      なお、消防車両の配置や出動体制については、ワーキングチームを立ち上げ、調査結果を参考に、適正な車両配置、出動体制を検討していきます。</p>					
効果額の積算・説明	平成26年度以降の借地料(年額112,514円)を削減する。					
行政評価委員会からの質問	平成27・28年度「消防力適正配置等調査」を実施しましたか。その結果から次の計画に反映できることは何ですか。					
上記質問に対する回答	平成27・28年度に「消防力適正配置等調査」を実施し、その調査から現状の消防力配置は比較的消防需要に沿ったものであるという結果でありましたが、区域ごとに見ると消防車両の到着時間にややばらつきがあるため、今後の消防施設建て替えの際には、今回の調査を参考にして施設の位置をはじめ、車両及び人員の配置も併せて考慮し、消防需要に沿った配置を行うことにより、運用効果の向上を目指します。また、巨大地震による津波や洪水により、浸水の恐れのある署所への整備・対応も必要であり、これらも考慮し検討してまいります。					
評価	自己評価			行政評価委員会評価		
	B やや成果があった			B やや成果があったと評価する		
具体的な評価理由	<p>幡豆分署を幡豆支所内へ移転し、借地返却により経費を削減でき、また「消防力適正配置等調査」で示された場所にも近くなりました。今後は、その他の各分署・出張所の配置についても、今回の調査結果と併せて道路計画などの様々な事情を踏まえて検討し、消防施設の再配置を検討及び計画していきます。</p>			<p>幡豆分署を幡豆支所内へ移転したこと、また、駐車場として借用していた土地を返還し、借地料を削減したことを評価します。引き続き、災害時に、本署、分署、出張所が機能するように、検討されたい。</p>		

第4次実行計画 評価表

※効果額(千円)は、平成23年度と比較した額。

		担当課		消防本部総務課		
取組事項	消防車両等の適正配置及び計画的更新					
取組内容	消防力の整備指針に基づき消防車両の選定、配置を見直すことにより、現状の消防力を減退させることなく保有する消防車両の削減を図ります。また、財源に国、県の補助金を最大限活用するため消防車両等の更新計画を策定し、計画的な更新を進めます。					
実施スケジュール	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	結果
	実施	⇒	⇒	完了		完了
効果額(千円)	81,050	0	16,227	11,841	42,034	
目標(値)	平成27年度までに、現在配置している車両68台を63台に削減し、車両経費の削減を図ります。					
進捗状況効果	<p>消防車両整備計画(平成24年度策定)に基づき、次のとおり車両及び経費を削減しました。(平成23年度末保有車両68台)</p> <p>平成24年度…水槽車を始め、5台の消防車両を廃車。</p> <p>平成25年度…更新予定だった消防車両を民間企業から寄贈されたため、車両の更新予定がなくなる。</p> <p>平成26年度…更新車両の入札により、経費を削減。平成26年度タンク車更新時に水槽車の機能を併せ持つ車両としたため、平成28年度に更新予定である水槽車を削減。</p> <p>平成27年度…更新予定の化学車をタンク車に計画変更することにより、経費を削減。</p> <p>平成28年度より消防車両等更新基準を見直し、救急車を除くすべての車両の更新基準年数を延長し以降の経費削減を図る。</p>					
効果額の積算・説明	<p>平成24年度は5台を削減することによる更新予定経費との差額、平成25年度は0、平成26、27年度は、3台の車両を消防活動の目的に適した車種変更による更新予定経費との差額、平成28年度は更新予定車両1台を削減することによる更新予定経費との差額を積算する。</p> <p>平成26年度は車両購入金額と予算との差額分により修正する。</p> <p>平成27年度は予算決定により修正する。</p> <p>(従前消費税が5%であり8%に計算しなおしたため、効果額が減少する)</p> <p>平成27年度は車両購入金額と予算との差額分により修正する。</p> <p>平成28年度から消防車両更新基準を見直し車両整備計画を変更したことにより、予定していたポンプ車から救急車に変更及び消防団車両のポンプ車を多機能型消防ポンプ車に計画変更したことによる差額を積算する。</p>					
行政評価委員会からの質問	平成28年度に「消防車両更新基準」を見直し、早速、多機能型消防ポンプ車に変更したようですが、平成29年以降見直し計画が具体的にありますか。					
上記質問に対する回答	<p>消防車両については、平成28年度に見直した消防車両等更新基準(別添1)に基づき、消防車両整備計画(別添2)を作成し、車両更新を計画しています。</p> <p>消防車両整備計画は、使用頻度や走行距離、3か年計画の査定結果を勘案して毎年、見直を実施しております。また、可能な限り年度ごとの金額を平準化させるため、一部更新基準より延長させた車両もあります。</p> <p>平成29年以降の見直しとしては、市町村合併により2台になった、はしご車(約1億8千万)の1台が平成32年度に車両更新時期となりますが、従来のはしご車では狭くて進入や設定ができない場所においても高所作業が可能となる13mブーム付多目的消防ポンプ自動車を、はしご車の後継車両として要望しております。従来のはしご車の予算を比較しますと、約8千万円の予算削減効果が期待できます。</p>					
評価	自己評価			行政評価委員会評価		
	B やや成果があった			A 大いに成果があったと評価する		
具体的な評価理由	平成23年4月に市町村合併したことにより、消防車両算定数が100%を超えている車両(車種)を算段し、その車両の更新時期に合わせ5台の消防車両を廃車することができ一定の成果がありました。しかし、現状から消防車両の減車は消防力が減退するため限界であるとともに、更新基準年数もメーカーの交換部品の供給対応年数まで延長させたため、大幅な経費削減は厳しい状況です。今後は、車両の選定や装備品の見直しなどで経費削減を図ります。			消防力を落とすことなく、配置している消防車両を削減し、配置計画の方向性を出したことを評価します。また、国、県の補助金を活用できるように消防車両等の更新計画を立案されたい。		

第4次実行計画 評価表

※効果額(千円)は、平成23年度と比較した額。

		担当課		土木課		
取組事項	橋梁長寿命化修繕計画の策定					
取組内容	<p>市が管理する橋長15m以上の道路橋について、橋梁長寿命化修繕計画を策定し計画的な投資と施設の延命化を図ります。</p> <p>平成23年度までに75橋の点検を終了し、その後、平成24年度に橋梁長寿命化修繕計画の策定及び公表資料の作成を予定しています。平成25年度以降は、修繕計画に基づき順次橋梁改修工事を実施し、計画的な投資と施設の延命化を図ります。</p>					
実施スケジュール	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	結果
	準備・策定	実施	⇒	⇒	⇒	実施中
効果額(千円)						合計
目標(値)	橋長15m以上の75橋梁の延命化を図ります。					
進捗状況効果	<p>平成24年度に橋長15m以上の75橋の橋梁長寿命化修繕計画を策定し、25年度に緊急対応が必要な修繕を行うと共に、5橋の修繕工事実施設計を行いました。</p> <p>平成26年度は25年度に修繕工事実施設計を行った5橋の修繕及び、27年度修繕を実施する橋梁の実施設計を行いました。</p> <p>平成27年度は11橋分の修繕工事実施設計、12橋の点検業務及び4橋の補修工事を行いました。</p> <p>平成28年度は5橋分の修繕工事実施設計、33橋の点検業務及び2橋の補修工事を行いました。</p>					
効果額の積算・説明	<p>計画策定対象橋梁75橋を対象とした場合、今後100年間の補修費は事後保全タイプの約3,508百万円から、予防保全タイプの約2,003百万円となり、約1,505百万円(約43%)のコスト削減が見込まれます。</p>					
行政評価委員会からの質問	<p>長期的な視点にたった事業への取組みは非常に重要なものです。更なる検討・調査をお願いします。他に必要な延命施策・投資などはありませんか？</p> <p>今後100年間のコストの削減額が一括記載されていますが、市民目線を考慮してもう一工夫いただけますでしょうか？</p>					
上記質問に対する回答	<p>長期的な視点にたった事業への取り組みでは、橋梁の他にもトンネル、歩道橋等の道路施設について、同様な定期点検、修繕計画を策定し、施設の延命及びコスト削減に取り組んでおります。</p> <p>今後100年間のコスト削減額の推移について、事後保全タイプ(大規模補修)と予防保全タイプ(軽微な補修)の累計補修費を経過年数別に記載しますと、補修費が20年後では約450百万円と約400百万円で約11%減、30年後では約750百万円と約650百万円で約13%減、40年後では約1,400百万円と約900百万円で約35%減、さらに60年後では約1,900百万円と約1,200百万円で約37%減、80年後では約2,450百万円と約1,550百万円で約39%減となります。架設後の年数が経過するごとに大規模補修の費用が増加することから、定期的な点検を基に損傷程度が軽微なうちに補修を進めることで、コスト削減を図ることができます。</p>					
評価	自己評価			行政評価委員会評価		
	A 大いに成果があった			A 大いに成果があったと評価する		
具体的な評価理由	<p>本来であれば補修に多額の費用が必要であるところを、軽微な補修で長寿命化を図ることができ、毎年の補修費用を抑えるとともに、全体の補修費用も大きく削減することができました。</p>			<p>今後の技術革新情報も常時チェックしつつ計画的な保守点検を継続するために定期的な検討機会を設けるなどしてはいかがでしょうか。</p>		

# 第4次実行計画 評価表

※効果額(千円)は、平成23年度と比較した額。

		担当課		地域支援協働課		
取組事項	多文化共生推進協議会と外国籍住民会議の一本化					
取組内容	多文化共生推進協議会と外国籍住民会議の一本化を図ります。 一本化には、各団体の意見を調整しながら進めます。 外国籍住民の声や問題をスムーズに協議することが可能となり、問題等の早期解決に結びつけます。					
実施スケジュール	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	結果
	検討	⇒	⇒	完了		完了
効果額(千円)						合計
目標(値)	外国籍住民との早期問題解決を図ります。					
進捗状況 効果	<p>多文化共生推進協議会と外国籍住民会議については、設置目的、役割、委員構成に違いがあります。外国籍住民会議では外国籍住民の出席のもと話し合いを行い、外国籍住民が抱える問題への対処と共有化を図ります。多文化共生推進協議会では、外国籍住民会議での取り組み内容を踏まえた多文化共生に関する推進策を話し合います。以上のことから、検討した結果、一本化を図らず、現行方式が合理的であると判断しました。</p> <p>両会議から導き出された成果としては、外国籍住民が安心して生活するためには、多言語による生活情報の提供が必要であるとの見解から、英語を始め、5つの言語(ポルトガル語、中国語、ベトナム語、インドネシア語)による「外国人のための生活ガイドブック」を26年度、27年度で作成しました。28年度には、近年増加している東南アジア出身の外国籍住民に対応するため、タガログ語版を作成しました。また、日本語に不慣れな外国人にも理解できるよう配慮した簡単な日本語である「やさしい日本語」を使用した生活情報誌を7月より発行しました。</p> <p>平成26年度に試行的に外国人相談を休日に3回実施したところ3名の実績があったことから、平成27年度からは、外国籍住民が安心して生活できるよう従来の相談日に加え、休日相談日を3回設けサービス向上を図っています。</p> <p>今後も、多文化共生推進協議会と外国籍住民会議の連携を密にし、安心して快適に暮らすことのできる共生社会の推進に努めていきます。</p>					
効果額の積算・説明						
行政評価委員会からの質問	この5年間の外国籍住民の言語別人数の推移について教えてください。また居住地区に特徴があれば併せて教えてください。 今後予定されている共生社会推進への取組みについてお聞かせ下さい。					
上記質問に対する回答	<p>H29：①ポルトガル語&lt;ブラジル&gt;2,991人、②タガログ語&lt;フィリピン&gt;1,175人、③ベトナム語&lt;ベトナム&gt;1,155人、④中国語&lt;中国&gt;721人、⑤インドネシア語&lt;インドネシア&gt;624人 H28：①ポルトガル語&lt;ブラジル&gt;2,584人、②タガログ語&lt;フィリピン&gt;1,004人、③ベトナム語&lt;ベトナム&gt;862人、④中国語&lt;中国&gt;716人、⑤インドネシア語&lt;インドネシア&gt;531人 H27：①ポルトガル語&lt;ブラジル&gt;2,295人、②タガログ語&lt;フィリピン&gt;951人、③中国語&lt;中国&gt;757人、④ベトナム語&lt;ベトナム&gt;667人、⑤インドネシア語&lt;インドネシア&gt;431人 H26：①ポルトガル語&lt;ブラジル&gt;2,275人、②タガログ語&lt;フィリピン&gt;868人、③中国語&lt;中国&gt;776人、④ベトナム語&lt;ベトナム&gt;469人、⑤スペイン語&lt;ペルー&gt;385人 H25：①ポルトガル語&lt;ブラジル&gt;2,364人、②タガログ語&lt;フィリピン&gt;786人、③中国語&lt;中国&gt;756人、④スペイン語&lt;ペルー&gt;376人、⑤インドネシア語&lt;インドネシア&gt;372人</p> <p>居住地区は、県営住宅などの公営住宅に多く居住されています。 今後は、外国人災害情報センターの設置や外国にルーツを持つ子どもに対する教育支援などに取り組んでまいります。</p>					
評価	自己評価			行政評価委員会評価		
	B やや成果があった			B やや成果があったと評価する		
具体的な評価理由	本市に在住する外国人の内、人数の多い言語(英語、ブラジル語、中国語、ベトナム語、インドネシア語、タガログ語)に対応した「外国人のための生活ガイドブック」を発行することにより、日常生活に必要な情報を周知が図れました。また、「やさしい日本語」を活用した生活情報誌を発行することで、各種行事や健診などの情報提供をすることができた。			外国籍住民が安心して暮らせるために必要な多文化共生推進協議会と外国籍住民会議の在り方や役割、外国籍住民に対する生活支援方法や内容の見直し及び改善は、今後とも前向きに積極的に取り組んでいって下さい。		

第4次実行計画 評価表

※効果額(千円)は、平成23年度と比較した額。

		担当課		消防本部総務課		
取組事項	水防団の見直し					
取組内容	現在、旧西尾市地区にある水防団・警防団について、消防団(機能別)への編成替を検討します。					
実施スケジュール	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	結果
	検討	⇒	⇒	取りまとめ方針決定	完了	完了
効果額(千円)						合計
目標(値)	異なる非常備消防組織を一元化して、災害時における迅速・円滑な対応を図ります。					
進捗状況 効果	<p>地域特性を考慮し、入団辞退者及び無活動団員の増加に配慮しつつ、非常備消防の一元化に向けて検討しています。一元化することにより、市域全体の地域消防力の整合性を図る効果が得られます。</p> <p>平成27年度…水防団及び警防団を解団して、旧西尾市地区に南海トラフ巨大地震における消火活動を主な任務とし、通常発生する火災には出動せず、常備消防のみでは対応できない災害時の活動と、地域防災の要となる活動のみに参加する機能別消防団を設置する方針を決定し、関係条例の改正案が28年3月議会にて承認されました。</p> <p>平成28年度…平成28年10月1日に機能別消防団が発足し、平成29年6月1日現在、16分団 270名で構成され、研修・訓練を重ね、地域の防災力強化に努めています。</p>					
効果額の 積算・説明	<p>経費の増額は否めないが、最小の経費で最大の効果が得られるように検討していく。</p> <p>旧幡豆郡地区のように詰所を設置し、消防車両を配備する基本的な消防団とするのではなく、可搬消防ポンプと簡易救助器具のみを配備し、しかも水警防団と市民消火隊の資機材を引き継ぎ、不足分のみ購入することで、経費削減を図ります。</p>					
行政評価委員会 からの質問	旧西尾市に機能別消防団がスタートしました。課題などを把握する機会がありましたか。今後の重点方針など検討されますか。					
上記質問に 対する回答	<p>平成28年10月1日に発足して以来、管轄する消防署の指導により、可搬消防ポンプによる放水要領や規律訓練などを月1～2回程度実施しており、少しずつではありますがスキルアップが図られている。</p> <p>今後は、発足後1年間の活動を振り返り、訓練内容の検証及び活動の精査を団員と共に実施し、災害時における迅速・円滑な対応ができる消防団となるように努めていきたい。</p> <p>また、重点方針として、次の3点を実践したい。1点目は、不足する団員を確保するため、町内会等に対しての消防団活動への理解促進を強化する。2点目は、地域住民の防災・減災に対する意識を向上させるため、自主防災会との連携強化を図る。3点目は、発災時の活動方針と安全管理の周知徹底のため、「大規模災害マニュアル」に沿った訓練を実施する。</p>					
評価	自己評価			行政評価委員会評価		
	B やや成果があった			B やや成果があったと評価する		
具体的な 評価理由	<p>大規模災害の発生が危惧される中、発災時に消火・救出救助・応急救護等の活動ができる機能別消防団が発足したことにより、地域防災力の向上が図られた。しかし、発足間もないため、団員の更なるスキルアップが必要である。また、団員数が条例定数に満たないため、加入促進を強化しなければならない。</p>			<p>旧西尾市にある異なる非常備消防組織を一元化し、機能別消防団を発足させたことを評価します。引き続き団員確保に努力されたい。</p>		



第4次実行計画 評価表

※効果額(千円)は、平成23年度と比較した額。		担当課		文化振興課		
取組事項	文化会館敷地の借地関係の見直し					
取組内容	文化会館敷地について、買取りをするなどして借地関係の見直しを行い、借地料の削減を図ります。					
実施スケジュール	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	結果
	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	実施中
効果額(千円)		1,790	1,790	2,204	5,894	合計 11,678
目標(値)	文化会館敷地の借地料の削減を図ります。					
進捗状況 効果	平成24年度に文化会館駐車場の借地の一部1,317㎡を6,519万円で買取りを行い、借地料の179万円の削減を行いました。平成27年度に1,360㎡を6,638万円で買取りを行い、借地料の410万円の削減を行いました。なお、平成27年度に文化会館敷地の借地の約39%を所有する所有者の方から「計画的な買い取り」の要望がありましたので、計画的な買い取りが進められるよう、関係各課と検討等を進めていきます。					
効果額の 積算・説明	平成24年度 借地料を179万円削減 平成27年度 借地料を410万円削減					
行政評価委員会 からの質問	機会を生かして借地を買い取るのは望ましいことと思います。今後も借地部分で借地であるが故に後に支障が出る部分が残りますか。					
上記質問に 対する回答	土地所有者から借地の買上げ要望をもらっても、予算がつかず要望を受けられない。借地がまだまだ広大にあり金額も大きいため、計画が立てられない。					
評価	自己評価			行政評価委員会評価		
	B やや成果があった			B やや成果があったと評価する		
具体的な 評価理由	小さな面積であっても買取ったことにより、賃料を減らすことができた。			借地を買い取るには、大きな金額が必要となります。そのなかで平成24年と平成27年に一部を買い取ったことを評価します。土地所有者の要望に少しでも応じられるように、関係各課と検討されたい。		

第4次実行計画 評価表

※効果額(千円)は、平成23年度と比較した額。

		担当課		子ども課		
取組事項	保育園の民営化等実行計画に基づく民営化の検討					
取組内容	保育園の民営化については、国・県の財政支援等の状況を見極めながら、地域のバランスも考慮し、次のとおり検討を行います。 1 施設の老朽化が進んでいる園については、改築時には民営化の検討を行います。 2 小規模園の統廃合を行う際に移転改築を行う場合は、民営化の検討を行います。 3 西尾市における立地条件や児童数等において、保育園運営が可能な法人を見出します。					
実施スケジュール	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	結果
	検討・実施	⇒	⇒	⇒	⇒	実施中
効果額(千円)						合計
目標(値)	施設の改築時や統廃合時の移転新築の際には、「西尾市立保育所民営化等実行計画」に基づき民営化を検討します。					
進捗状況効果	1平成24～28年度に改築はありませんでした。改築を行う場合は、公共施設の長寿命化と合わせて、民営化の検討を行います。 2現時点で具体的に小規模園の統廃合の予定はありませんが、移転改築を行う場合は、民営化の検討を行います。 3平成24～28年度においては、改築等に伴う具体的な民営化を検討する事案はありませんでしたが、今後、地域のニーズ等を検討しつつ、法人の情報収集を行っていきます。					
効果額の積算・説明	効果額は実施後に積算したい。					
行政評価委員会からの質問	改築工事があるかもしれない、という予測が外れたということですか。課内で改築予定リスト作成をしていますか。民営化により効果額が出るのが予想されますか。					
上記質問に対する回答	老朽化した保育園の建替えを計画的に行うため、平成18年度には、保育所の施設整備に関して長期計画を作成し、予算要求をしておりましたが、財政状況が厳しいこともあり改築工事については予算化できませんでした。民営化については、一定の効果額が見込めますが、補助金等で工事費を補助したとしても市の資産とならない事や、地域柄地元の理解がえられにくい事、事業者の撤退リスク及び園児数が減少した場合の統廃合ができないというデメリットもあるため、慎重に検討する必要があります。					
評価	自己評価			行政評価委員会評価		
	C 成果があがらなかった			C 成果があがらなかったと思われる		
具体的な評価理由	計画策定後に、公共施設再配置実施計画において長寿命化の方針が示された事や、平成27年度の子ども・子育て支援新制度において、すべての子ども・子育て家庭を対象に幼児教育、保育、地域の子ども・子育て支援の質・量の拡充が図られ、3歳未満児の受入れが増えることが想定されることから、当分の間統廃合ができないため、取り組みなかった。			平成18年度に立てた保育所の整備、長期計画による予算要望が財政状況が厳しいために具体化しなかったことは、残念でした。今後は、西尾市の方針に基づき、保育所の運営方針、施設整備計画をたてられたい。		

第4次実行計画 評価表

※効果額(千円)は、平成23年度と比較した額。

		担当課		地域支援協働課		
取組事項	市民活動センターの利用率の向上と指定管理の検討					
取組内容	市民活動の拠点としての機能を充実させ、市民活動センターの利用率の向上を図るとともに、利用状況を検証し、会議室等の利用形態の見直しを行います。 市民活動団体の育成と合わせて、市民団体の活動状況を発信するため、インターネットを利用した「市民活動情報サイト」の充実を図ります。 また、指定管理の検討を行います。					
実施スケジュール	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	結果
	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	実施中
効果額(千円)						合計
目標(値)	市民活動センターの利用率の向上を図り、市民活動を推進します。					
進捗状況 効果	市広報紙や「にしお市民活動情報サイト」を活用し、「にしお市民活動センター」を広くPRし、利用促進を図っています。さらに「にしお市民活動情報サイト」では、活動紹介や登録団体の情報を随時更新するとともに新たに助成金情報コーナーを設けてサイトを充実させることで登録団体の運営に寄与しています。 また、平成24年度に、利用率の悪い料理室を研修室に改修するなどして施設の有効利用を図りました。 なお、平成30年度には施設の法定耐用年数50年が経過することになりますが、長寿命化を図らない施設に位置づけられていることから指定管理者制度は導入しませんが、活気ある地域社会をつくるためには、継続的に市民活動を支援する必要があるため、「にしお市民活動センター」機能について、公共施設再配置第2次実行計画の中で検討していきます。					
効果額の 積算・説明						
行政評価委員会 からの質問	市民活動センターの利用率向上を目標とされていますが、どのような推移でしたか？					
上記質問に 対する回答	市民活動センターの利用者数と利用率は、以下のとおりです。 平成25年度…30,277人/50.7% 平成26年度…28,955人/52.6% 平成27年度…24,494人/52.2% 平成28年度…22,861人/48.8%					
評価	自己評価			行政評価委員会評価		
	B やや成果があった			B やや成果があったと評価する		
具体的な 評価理由	平成24年度に利用率の悪い料理室を研修室に改修し、施設の有効利用を図ったところ、微増ではあるが利用率は高くなった。また、市民活動情報サイトでは、リアルタイムな情報発信を心がけ、広く市民活動情報を提供することができた。しかし、当該施設は、平成30年度に施設の法定耐用年数50年が経過し、長寿命化を図らない施設に位置づけられているため、老朽化が進んでいる。公共施設第2次実施計画において、今後のセンターのあり方を検討していく予定。			現状では、貸会場としての市民活動センター施設の利用率の向上を望むことは難しいようです。学生の勉強コーナーや地域のサロンとしての無料開放など、抜本的な対策に市民からのアイデアを募集するなど、新しい視点で検討してみたいかでしょうか。		

第4次実行計画 評価表

		担当課		環境業務課		
※効果額(千円)は、平成23年度と比較した額。						
取組事項	浄化センターの委託方法の検討					
取組内容	経費節減と業務の効率化を図るため、包括委託を含めた適切な管理運営方法を検討します。					
実施スケジュール	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	結果
	検討	⇒	完了			完了
効果額(千円)						合計
目標(値)	検討の結果、効果があると判断した場合は、平成25年度実施を目指します。					
進捗状況 効果	<p>包括委託を含めた管理運営方法と現行の一部委託方式と比較検討した結果、包括委託を含めた管理運営方法の方が、委託業者が増員するため委託料が増額となります。また、包括委託を導入しても管理、監督及び評価を行う職員は必要であるため、人件費の削減も見込めない。そのほか、処理量が減少傾向であるため、包括委託のメリットである消耗品の大量調達等による経費節減も見込めない。したがって、施設の延命化を図りつつ、現プラントの更新時まで現行の一部委託方式で運転管理を行う方法が適切と判断し、検討を終了します。</p>					
効果額の積算・説明						
行政評価委員会からの質問	浄化センターの現プラントの更新時期はいつですか？					
上記質問に対する回答	<p>浄化センターは、平成6年度に完成いたしました。                  建物自体は、鉄筋コンクリート造りでありますので、耐用年数は50年間と考えられます。                  施設内の機械・設備につきましても修理・更新をして、建物と同じ50年間使っていきたいと考えております。                  従いまして、現プラントの更新時期は、平成56年頃の予定です。</p>					
評価	自己評価			行政評価委員会評価		
	B やや成果があった			B やや成果があったと評価する		
具体的な評価理由	<p>平成24年度に包括委託を含めた管理運営方法について検討しましたが、経費の削減が見込めないため、現行の一部委託方式で運転を行う方法が適切と判断し、検討を終了したため。                  委託内容を見直し、平成29年度から薬品の発注業務を委託にしました。                  平成29年度から事務所をクリーンセンター内に移動しました。</p>			<p>第4次実行計画上の検討は終了したとのことですが、今後も経費節減と業務の効率化、施設の維持管理などに関し、関連情報収取も含め必要な見直しは継続して、より適切な管理運営を行ってください。</p>		

第4次実行計画 評価表

合理的・効率的な事業実施 エ 21-4

※効果額(千円)は、平成23年度と比較した額。		担当課		水道整備課		
取組事項	水道事業の部分委託化の検討					
取組内容	水道事業における配水業務の一部について、民間への委託化を検討し、経費の削減を図ります。					
実施スケジュール	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	結果
	検討	準備	完了			完了
効果額(千円)			4,800	5,100	5,200	合計 15,100
目標(値)	委託化により経費の削減を図ります。					
進捗状況 効果	平成26年6月から、水道施設における日常巡視点検などの維持管理業務を3年の長期継続契約による委託化を実施し、3年間で約15,000千円の経費削減を見込む。					
効果額の 積算・説明	維持管理業務の委託化による人件費の削減。					
行政評価委員会 からの質問	民間委託により500万円程度の人件費の削減ができたようですが、その積算内容を教えてください。また委託により業務が削減された職員は減数ですか？それとも他の役割を担ったのでしょうか？					
上記質問に 対する回答	日常巡視点検は一日につき3人必要ですので、人数を土日祝日及び年末年始を除く日数で乗じて積算しております。機器の点検業務は愛知県企業庁の歩掛を使用し積算しております。また、職員は減員にしております。					
評価	自己評価		行政評価委員会評価			
	A 大いに成果があった		A 大いに成果があったと評価する			
具体的な 評価理由	民間企業の方式による技術や知識で点検等を行っており、機器等の劣化等が早期に把握できております。職員の減員にもなり、成果があったと考えます。		水道事業及び水道用水供給事業における官民連携には個別の業務を委託する形のほか、包括業務委託や、技術上の業務を委ねる場合に水道法上の責任が受託者に移行する第三者委託など様々あります。官民連携は、水道施設等の維持・管理、運営等の向上はもとより、水道事業を支える人材の確保や官民双方の技術水準の向上に資するものとして、単に経費節減の手段としてではなく、水道事業の持続性、公共サービスの質の向上に資するものとしても捉え、長期的視点に立った事業計画を策定・実施されたい。			

第4次実行計画 評価表

		担当課		スポーツ課		
※効果額(千円)は、平成23年度と比較した額。						
取組事項	体育施設の管理運営形態の見直し					
取組内容	体育施設の指定管理化を推進し、利用者サービスの向上と経費の削減を図ります。 また、既指定管理化施設については、管理状況の検証・見直しを行い、更なる経費削減と利用者サービスの向上を図ります。					
実施スケジュール	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	結果
	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	実施中
効果額(千円)	7,554	7,554	7,554	7,554	7,554	合計 37,770
目標(値)	指定管理の検証・見直しによる経費の削減と利用者サービスの向上を図ります。					
進捗状況 効果	<p>西尾市ふれあい広場について、平成24年度から指定管理制度を導入しました。指定管理期間は平成24年度～28年度の5年間で、指定管理料は毎年119,700千円の定額となっています。この指定管理は利用料金制をとっています。平成23年度のふれあい広場使用料は83,051,640円で市の収入としていました。指定管理者制度を導入して、利用料金制としたため、平成24年度以降の使用料は市に歳入せず、指定管理者の収入となります。</p> <p>指定管理者制度を導入した結果、経費については、市が管理運営を行っていた平成23年度までと比較すると、削減が図られています。また、利用者サービスの向上については、指定管理者が自主事業としてスポーツ教室を開催したり、着衣泳講習、水泳大会の場の提供、などを行い、利用者数の増加につながっています。</p> <p>&lt;利用者数の推移と比較&gt;                  対象: プール、浴室、トレーニング室、コミュニティ施設                  H23年度 322,851人                  H24年度 323,177人 H23比較+326人                  H25年度 338,079人 H23比較+15,228人                  H26年度 298,918人 H23比較▲23,933人                  ※H26の減少は約6か月間プール工事で休場したため                  H27年度 354,915人 H23比較+32,064人                  H28年度 357,109人 H23比較+34,258人</p>					
効果額の積算・説明	1 5年間(H18～H22)の平均支出額 210,305,778円、2 H23使用料収入 83,051,640円 1-2=実質支出額=127,254,138円・・・3 4 指定管理料 119,700,000円、4-3=▲7,554,138円 ※本来ならば、使用料収入も5年間平均とすべきだが、西尾幡豆広域連合時の金額が算出できないため、H23年度で積算した。					
行政評価委員会からの質問	一定の指定管理委託料のもと利用者数は増加し、ねらいが達せられたことを評価します。					
上記質問に対する回答						
評価	自己評価			行政評価委員会評価		
	A 大いに成果があった			A 大いに成果があったと評価する		
具体的な評価理由	利用者数は年々増加しており、利用者からの意見及び要望も減少しています。また、指定管理に移行したことにより経費節減もできたために十分に効果があったと評価しました。			体育施設の指定管理化を推進し、利用者サービスの向上と経費の削減を図ることをテーマにした取組は、「西尾市ふれあい広場」の指定管理者制度については、利用者サービスの向上、経費の削減の面で、成果があったと報告されていて評価します。		

第4次実行計画 評価表

※効果額(千円)は、平成23年度と比較した額。

		担当課		文化振興課		
取組事項	文化会館の指定管理者の検証					
取組内容	西尾市文化会館について、イベント開催等に精通した業者を指定管理者として、自主事業の開催等による施設の利用率の向上と市民の文化意識の向上を図ります。					
実施スケジュール	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	結果
	検討	⇒	実施	⇒	⇒	実施中
効果額(千円)						合計
目標(値)	施設の利用率及び市民の文化意識の向上を図ります。					
進捗状況効果	近隣の状況を調査し、自主事業開催を促した結果、平成26年度は1つの自主事業を開催(販売枚数約200人)、平成27年度は1つの自主事業を開催(販売枚数約430人)しました。平成28年度は、和楽器奏者との共同開催により、大ホールのチケットが完売し文化会館利用者数の増加につながりました。和楽器の魅力をも市民へ伝えるとともに、舞台芸術に触れる機会を提供し、さらなる文化意識の向上を図ることができました。					
効果額の積算・説明	平成26年度：販売枚数約200人、平成27年度：販売枚数約430人、平成28年度：販売枚数約1,200人					
行政評価委員会からの質問	指定管理者を評価する基準があれば、教えてください。					
上記質問に対する回答	指定管理者から提出される事業報告をもとに、利用率などを評価しています。利用者が安全に安心して利用できるような施設管理や、利用者が増えるような事業展開の有無など。					
評価	自己評価			行政評価委員会評価		
	B やや成果があった			B やや成果があったと評価する		
具体的な評価理由	イベント開催等に精通した業者が指定管理者となっていないが、年々販売枚数が増えている。			文化会館が市民の文化芸術活動のための施設となるような運営が指定管理者に求められます。市民や行政の意見が指定管理者に届くようにしたい。		

第4次実行計画 評価表

		担当課		下水道管理課			
※効果額(千円)は、平成23年度と比較した額。							
取組事項	下水道接続率(水洗化率)の向上						
取組内容	1 水洗便所改造資金融資あっせん及び利子補給と雨水貯留浸透施設設置奨励補助の各制度について、引き続き実施するとともに、各制度の周知を図るため、年間を通じて広報に掲載し、制度の活用を促して水洗化率の向上を図ります。 2 合併後において、著しく接続率の低い地域があるため、向こう5年間でこの水洗化率を他の地域と同程度まで引き上げることを目標とし、地域を分け、年間計画を立てて戸別訪問等を行い、未接続の原因究明をするとともに接続の向上を図ります。						
実施スケジュール	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	結果	
	1実施 2順次実施	⇒	⇒	⇒	⇒	実施中	
効果額(千円)						合計	
目標(値)	平成28年度末までに市内全域の水洗化率を同一水準(85%以上)にすることを目指します。						
進捗状況効果	1 水洗便所改造資金融資あっせん及び雨水貯留浸透施設設置奨励補助金の制度について、広報では同一項目について年1回と決められていることから、供用開始のお知らせと同時に掲載を行っています。また、ホームページへの掲載は通年であり、住民を対象とした地元説明会の際にも紹介を行い制度の活用をお願いしています。 その結果、融資あっせんについては、平成24年度8件、平成25年度16件、平成26年度10件、平成27年度8件、平成28年度5件の利用がありました。雨水貯留浸透施設補助金については、平成24年度55件(内浄化槽転用18件)、平成25年度81件(内浄化槽転用31件)、平成26年度47件(内浄化槽転用23件)、平成27年度34件(内浄化槽転用17件)、平成28年度21件(内浄化槽転用5件)の利用があり、今後も制度のPRに努めてまいります。 2 平成23年度、平成24年度及び平成26年度、平成27年度に集中戸別訪問、平成28年度には年間を通して戸別訪問を行い、未接続世帯の状況確認を行った結果、経済的な理由が最も多く、接続できること、しなければならぬことを知らなかった方も多いため、手紙、回覧、大型店舗前での啓発を行い、接続の推進に努めています。 1・2の結果、水洗化率は平成24年度当初75.6%、平成28年度末におきましては、78.4%となっています。水洗化率は、水洗化人口を供用人口で割っているため、毎年の面整備工事により供用人口が増加しており、一時的に数字が下がる事がありますが、今後PR活動を強化して目標値を目指します。						
効果額の積算・説明	(接続率) 供用開始区域内の接続戸数 / 供用開始区域の全戸数 (水洗化率) 供用開始区域内の接続人口 / 供用開始区域の人口						
行政評価委員会からの質問	下水道接続率の市内全域・地域別の推移を教えてください。これまでに示された計画と、費用対効果の視点で実現可能な目標値があれば教えてください。						
上記質問に対する回答	接続率及び水洗化率の市内全域・地域別の推移は下表のとおりです。 当計画以前に、接続率及び水洗化率について具体的に示した計画はありません。また、地域別では目標値の85%を達成している地域もあるため、目標値に達していない地域に重点を置き、引き続き啓発活動を実施することで、目標値は実現可能であると考えます。						
		平成24年度当初	平成24年度末	平成25年度末	平成26年度末	平成27年度末	平成28年度末
市 全 域	接 続 率	75.6%	80.5%	77.1%	78.5%	74.2%	76.9%
	水 洗 化 率	75.6%	80.9%	78.7%	77.6%	75.0%	78.4%
	接 続 率	78.1%	83.0%	77.5%	78.7%	74.7%	77.1%
	水 洗 化 率	80.2%	85.2%	80.3%	77.8%	74.4%	77.9%
	接 続 率	51.7%	57.9%	60.0%	64.7%	59.6%	64.2%
	水 洗 化 率	51.9%	58.1%	60.6%	65.1%	65.0%	67.5%
	接 続 率	82.8%	86.2%	86.5%	84.2%	79.2%	81.8%
	水 洗 化 率	73.6%	78.8%	82.3%	82.6%	81.3%	85.3%
	接 続 率	77.1%	84.7%	83.1%	87.1%	82.2%	85.5%
	水 洗 化 率	81.8%	87.8%	87.9%	85.9%	84.6%	87.2%
評 価	自己評価			行政評価委員会評価			
	B やや成果があった			C 成果があがらなかったと思われる			
具体的な評価理由	水洗化率は、毎年の面整備工事に伴う供用人口の増加による影響を受けて増減するため、目標値は達成できませんでしたが、戸別訪問により未接続の原因を確認し、下水道への接続・切り替えを支援する各種補助等制度を案内することで、接続・切り替えをしていただける事例もあり、丁寧に粘り強く行った啓発活動については、一定の成果があったものと考えています。			今後も、地域の実情にあった方法や目標(水洗化率等)を立て、費用対効果を考慮した接続率の向上に努めてください。			



第4次実行計画 評価表

合理的・効率的な事業実施 エ 22-2

※効果額(千円)は、平成23年度と比較した額。		担当課		市民病院管理課		
取組事項	看護師の確保					
取組内容	助産師・看護師養成施設の在學生に「修学資金貸与制度」(月額6万円。貸与期間と同期間の西尾市民病院勤務で返還免除)のPRを積極的に行い、修学資金の貸与を受ける者の増加を図り、優秀な人材の確保を図ります。					
実施スケジュール	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	結果
	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	実施中
効果額(千円)						合計
目標(値)	優秀な人材を確保し、市民に愛される病院を目指します					
進捗状況効果	市広報やホームページにて周知を行い、毎年10名程度の応募者がありました。その中で25年度は3名、26年度は3名、27年度は6名に、28年度は5名に対し新たに修学資金を貸与し、優秀な人材の確保に努めています。					
効果額の積算・説明	取組の内容が人材確保であり、優秀な人材を確保出来るという効果はあるが、確保することによる金銭的な削減効果は算出できない。					
行政評価委員会からの質問	周知に努め一定の人材が得られていること評価します。周知方法で一番効果のあるのは、何ですか。応募者は、どこから情報を得ていますか。					
上記質問に対する回答	市広報やホームページでの周知に加えて、近隣の助産師・看護師養成施設に資料を配布し、広くPRを行いました。西尾市立看護専門学校生には、当院の説明会の際にPRしました。西尾市立看護専門学校以外の応募者については、主に市広報を見て情報を得ていました。					
評価	自己評価			行政評価委員会評価		
	A 大いに成果があった			A 大いに成果があったと評価する		
具体的な評価理由	H24年度からH28年度まで計19名に修学資金を貸与し、継続的に優秀な人材を確保することができました。			「修学資金貸与制度」を市広報や助産師・看護師養成施設で周知に努めた結果、対象者が継続的にいることを評価します。		

# 第4次実行計画 評価表

※効果額(千円)は、平成23年度と比較した額。

		担当課		人事課		
取組事項	職員の定員適正化計画の策定					
取組内容	職員の定員適正化計画を新たに策定し、段階的に職員数、人件費の削減を図ります。 ※ 定員適正化の方針について <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民サービス及び組織力を維持し、常勤職員数は抑制していきます。</li> <li>・ 業務の運営手法、体制の見直しを検討し、必要最小限の人員を確保します。</li> <li>・ 退職者の能力活用を進めて、ノウハウの継承や事務事業体制の強化を図ります。</li> </ul>					
実施スケジュール	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	結果
	実施	⇒	完了			完了
効果額(千円)	269,800	485,800	716,200			合計 1,471,800
目標(値)	平成23年度に、合併後の職員の定員適正化計画を策定し、計画に沿って職員数と人件費の削減を行います。					
進捗状況効果	市民サービスに最大限配慮しつつ、合併によるスケールメリットを生かし、職員数の削減に伴う人件費の削減に取り組むため、平成23年度に新西尾市職員定員適正化計画を策定し、平成24年度から平成26年度までの3年間で80人を削減するとして計画数値を大きく上回る100人の削減を行いました					
効果額の積算・説明	退職手当を除く純粋な職員削減に係る削減効果額を算出。 H24年度の削減効果額 人員：H23から▲38人…A 金額：一人あたり人件費 7,100千円 $\triangle 38人 \times 7,100千円 = 269,800千円 \dots a$ H25年度の削減効果額 人員：H24から▲30人…B A+B=68人 金額：一人あたり人件費 7,200千円 $\triangle 30人 \times 7,200千円 = 216,000千円 \dots b$ $a+b=485,800千円$ H26年度の削減効果額 人員：H25から▲32人…C A+B+C=100人 金額：一人あたり人件費 7,200千円 $\triangle 32人 \times 7,200千円 = 230,400千円 \dots b$ $a+b+c=716,200千円$					
行政評価委員会からの質問	各課・室・係の適正人員をどのような手法で策定したのか、その前提として、各課・室・係の業務量をどのように客観的に把握したのか。課・室・係ごとの超過勤務時間についての統計資料の開示を求める。 大きな成果を上げていると思うが、27年度以降についての定員削減計画を問う。					
上記質問に対する回答	この計画につきましては、合併は究極の行財政改革の方針のもと、合併後における職員数の適正化を図るため策定しました。 策定にあたっては、各課へのヒアリングを実施し、業務量の現状把握を行っております。また、人口規模・産業構造が類似する愛知県豊川市と静岡県磐田市の職員数も参考にしました。 なお、各課ごとの超過勤務時間の資料につきましては、平成27年度と平成28年度の対比表を別紙のとおり提出します。					
評価	自己評価			行政評価委員会評価		
	A 大いに成果があった			A 大いに成果があったと評価する		
具体的な評価理由	目標を超える職員数及び人件費削減を達成できた。			同左。着実に計画を実施し、大いに成果を挙げていると評価できる。		

第4次実行計画 評価表

※効果額(千円)は、平成23年度と比較した額。		担当課		企画政策課		
取組事項	職員提案制度の推進					
取組内容	職員提案制度と市政経営品質会議との区分を明確にするとともに、連携を強化し、改善意識の高揚を図ります。 また、提案方法や評価方法などの見直しを行い、提案件数の増加を図ります。					
実施スケジュール	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	結果
	検討	⇒	実施	⇒	⇒	実施中
効果額(千円)						合計
目標(値)	職員提案制度を改善し、業務の効率化や市民サービスの向上を推進します。					
進捗状況効果	職員提案制度は、職員の着想を自由な提案によって生かし、職員の研究心及び勤労意欲を高め、行政効率の向上に資することを目的として実施しています。年間を通じて提案を受け付けているものの、件数は減少傾向にあります。 日頃の業務の改善策を提案する市政経営品質会議との連携も図り、引き続き提案が増加するよう研究していきます。なお、平成26年度に市政経営品質会議に含まれる改善板との区別を明確にし、より一層の提案を募ることとしました。					
効果額の積算・説明						
行政評価委員会からの質問	職員提案の提出数の月毎・経年推移、提出職員の属性統計、実際に提案された内容(概略)と実際の政策への反映状況等につきご教示願いたい。提出件数が伸びない(逆に減少している)原因をどのように分析しているか。 <u>職員提案制度と市政経営品質会議との区分は、具体的にどのようなように明確化されたのか。</u> <u>28年度の職員提案件数を大幅に増加させた「募集方法の変更」とは具体的にどのようなものか。</u> <u>応募のインセンティブを高めるための工夫(職員研修とのリンク、表彰・人事考課への反映等)が足りないのではないか。</u>					
上記質問に対する回答	職員提案は、年1回募集しており、提出数は次のとおりです。概略は別紙。 24年度…4件、25年度…3件、26年度…6件、27年度…3件、28年度…69件。 ※28年度は、第5次実行計画作成のためと位置付け、これまでと募集方法を変更したため、提案件数が大幅に増えた。 実際に採用したものは、5年間で85件中12件(約15%)であり、提出件数が伸びない理由は、事務局からの周知が足りないこと、また、提案してもなかなか採用されない事が理由と考えます。					
評価	自己評価			行政評価委員会評価		
	B やや成果があった			B やや成果があったと評価する		
具体的な評価理由	これまで曖昧となっていた、職員提案制度と市政経営品質会議との区分を明確にできたものの、職員提案については効果的な方法を企画できなかった。			提案件数の増加という具体的な成果は挙げているが、内容面でのさらなる充実や市民への広報の在り方等について課題を残しているものと思われる。		

# 第4次実行計画 評価表

※効果額(千円)は、平成23年度と比較した額。

		担当課		人事課		
取組事項	市政経営品質会議の見直し					
取組内容	<p>職員が市長と直接話し合うことにより、市民サービス向上と業務の効率化を図る「市政経営品質会議」は、平成23年度から若手職員の市政への参画を進めるため、職員提案の方法を変更し、平成24年度までの計画に基づき実施しています。</p> <p>今後も市政経営品質会議の制度を随時見直し、職員の積極的な参加と改善意識の高揚を図り、平成24年度を検討期間として平成25年度からの見直しを行います。</p>					
実施スケジュール	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	結果
	検討	完了				完了
効果額(千円)						合計
目標(値)	職員の積極的な参加と改善意識の高揚を図ることで、市民サービス向上と業務の効率化を推進します。					
進捗状況効果	<p>平成24年度に見直しの検討を行いました。一定の効果があることから、現行制度を維持することとしました。</p> <p>会議は年6回開催し、提案に沿って実施したおもなものは次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各課初動マニュアルを11/7市民総ぐるみ防災訓練で、実施・検証し、防災体制の確立を図りました。</li> <li>1.2階の随所に案内看板を設置し、市民サービスの向上を図りました。</li> <li>不法投棄場所を示した重点マップを作成し、パトロールを実施するとともに、監視カメラを設置し不法投棄の防止に努めました。</li> </ul>					
効果額の積算・説明						
行政評価委員会からの質問	<p>会議構成員の数と属性、選出方法について問う。他の類似制度（職員提案制度、事業仕分け、行政評価等）との棲み分けや合理化についてどのように考えるか。</p> <p><u>見直しはしたが、今までどおりという結論になったものと理解するが、職員の積極的な参加と改善意識の高揚が図られたという証拠はあるのか。本当は、馬鹿馬鹿しいと思いつながら、不承不承参加しているのではないか。</u></p> <p><u>各種施策がこの会議の成果として実現されたとしているが、本当にそうなのか。この会議まで所管課が発表を控えていただけであり、普通に所管課が提案し、通常の決裁ルートを経ても実現できたものではないか。</u></p> <p><u>各種施策がこの会議の成果として実現されたことの広報が不足しているのではないか。また、この会議の成果として実施された施策についての市民の受け止めを調査して初めて、適正な評価が可能になるのではないか。</u></p>					
上記質問に対する回答	<p>会議は年6回、部単位で開催し、2年で各部一巡となります。会議の参加者は、部長、部次長及び現場職員である職員10名程度です。開催方法としては、市長を交えて、各部が所管する未解決の懸案事項に対し提案者から示された解決策などを全員で議論します。</p> <p>他の類似制度としては、職員提案制度がありますが、こちらは個人での提案となり、提案内容は、全庁的で広範囲なテーマでも可能ですが市政経営品質会議は、自ら所属する部の業務についての改善を提案及び実行した内容について、発表する場となり、若手職員のプレゼン能力やスキルアップを含めた実践の場となっており、住み分けは出来ていると考えております。</p>					
評価	自己評価			行政評価委員会評価		
	A 大いに成果があった			B やや成果があったと評価する		
具体的な評価理由	<p>日ごろの業務の中では、個々に提案したり改善している事があっても、改めて発表する機会はありませんので、人前で話すプレゼン能力向上の場として良い機会と捉えることができました。</p> <p>その提案も「窓口の順番待ち解消」や「職員まるごとパトロール隊」など市民に対するサービス向上が図られました。</p>			<p>相応の成果を挙げていることは認められるが、効果が必ずしも実証されていない。内容面のさらなる充実、市民への広報等について一層の取組みを期待する。</p>		

第4次実行計画 評価表

※効果額(千円)は、平成23年度と比較した額。

		担当課		人事課		
取組事項	専門職の育成推進					
取組内容	専門職員の育成を推進し、市民ニーズへの対応を強化していきます。 育成については、自己申告書により職員の希望を把握し、人事異動に反映します。					
実施スケジュール	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	結果
	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	実施中
効果額(千円)						合計
目標(値)	市民ニーズへの対応を強化します。					
進捗状況 効果	<p>研修等を通じて職員のレベルアップを図るとともに、専門職の臨床心理士や精神保健福祉士等を採用し、OJTを通して専門職員による担当課職員のレベルアップを図るなど、市民ニーズへの対応、市民サービスの向上に努めております。</p> <p>また、自己申告書の項目のひとつとして専門職員を希望するかどうかを確認する項目を設けるなど、職員の希望を把握し、可能な限り人事異動に反映しております。</p>					
効果額の 積算・説明	<p>H26. 4月採用…臨床心理士1人 H27. 4月採用…臨床心理士1人、精神保健福祉士1人 H28. 4月採用…社会福祉士2人</p>					
行政評価委員会 からの質問	異動サイクルを長くすれば、専門性は高まるが、弊害もある。どのような部門で、なぜ、専門職が必要とされるのかという理論的な検討はできているのか。将来の方向性等を問う。					
上記質問に 対する回答	<p>異動サイクルを長くすれば、人事活性化や他人材育成の面でデメリットもあるとは考えますが、制度改正が繰り返される社会福祉・高齢者福祉・児童福祉部門等はより高度な知識と専門性が必要とされます。また、市民の安心安全を守る防災部門もますます専門性が高まっています。</p> <p>人事異動においても、それらの分野で専門職員を希望する職員に対しては、可能な限り反映させたいと考えています。</p> <p>また、専門職の採用については、毎年度各所属から要員計画を提出させ、人事において、定員適正化計画との関係や職務の必要性について総合的に検討し、採用計画を立てています。</p> <p>将来の方向性としましては、前述の分野等は、専門性を高める必要があると考えます。</p>					
評価	自己評価			行政評価委員会評価		
	A 大いに成果があった			B やや成果があったと評価する		
具体的な 評価理由	専門職の採用や専門職員の育成により、効率的・効果的な業務運営を達成することができている。			着実に計画が実施され、相応の成果を挙げているものと評価するが、もう少し新規採用の規模が大きいくともよいのではないかとと思われる上、既存職員の専門性活用の程度が必ずしも明らかでない。具体的に市政サービスの向上に結びついているかどうかにも注視しておく必要がある。		

第4次実行計画 評価表

※効果額(千円)は、平成23年度と比較した額。

		担当課		企画政策課		
取組事項	行政需要に即した効率的な組織再編の推進					
取組内容	行政需要に迅速に対応し、効率的行政運営を図ることができるように、長期的な視野に立った組織体制を確立します。					
実施スケジュール	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	結果
	調査・検討	検討	実施	⇒	⇒	実施中
効果額(千円)						合計
目標(値)	合併時の新市組織編制方針の趣旨に基づき、合併後の状況並びに今後の行政需要に迅速に対応し、効率的行政運営を図ることができるように長期的な視野に立った組織体制を確立します。					
進捗状況効果	効率的で速やかな施策実現を推進するため、時代に即した所要の組織再編を実施しました。主な内容は下記のとおり。 1.資産経営戦略局の創設。 2.市民病院地域医療連携部の創設。					
効果額の積算・説明						
行政評価委員会からの質問	実行されたもの以外に、どのような組織改編を検討したか。そもそも行政需要を把握し、組織改編候補をリストアップする作業をどのように行ったのか。他の自治体の組織図との比較検討を実施したか。組織改編が経費削減に繋がったことを立証可能か。整理番号6-1との関係で言えば、債権回収対策室は当初から時限での設置が予定されていたものであり、その廃止を本項目の成果として取り上げることはおかしいのではないか。率直に言って、当たり前の組織改編を行っただけではないか。Aと自己評価した根拠如何。					
上記質問に対する回答	本市の組織については、平成22年5月に策定した新市組織編制方針に基づき、事務組織の合理化を進め、「費用の最小化」を進める一方、行政組織のスリム化の結果と合併により一時的に余裕ができるマンパワーを有効活用し、新規施策を推進や諸課題に対し対策を講じ、「合併効果の最大化」を図ることを方針とし進めてまいりました。また、合併3年を経過して、限られた行政資源を最大限活用し市の政策を実現していくために各部にヒアリングを行い、平成25年10月に「西尾市行政組織機構改革基本方針」を策定し大きく組織再編を実施しました。 大きな柱として4点あり、1. 防災減災施策の充実及び機能強化(危機管理局の創設)、2. 産業振興施策の充実及び連携強化(産業部の創設、産業創造推進室の創設)、3. 地域振興施策の一元的な実施体制の充実(地域支援協働課の創設)、4. 時代に即した所要の組織再編(資産経営課の創設、契約検査課と財政課の統合)、を基に再編を行いました。計画策定の際には、県内自治体の組織機構を調査し検討を行っております。平成27年度、平成28年度については、各部からの要請により喫緊で対応が必要な組織改正をおこなっております。なお、組織再編による経費削減額は調査しておりません。					
評価	自己評価			行政評価委員会評価		
	A 大いに成果があった			A 大いに成果があったと評価する		
具体的な評価理由	平成26年度に西尾市行政組織機構改革基本方針を基に大きく組織再編を実施し、喫緊の課題である防災減災対策ため危機管理局の創設や産業振興施策を推進するため産業部の創設などを実施しております。また、各年度においても、各部局からの要望等を勘案し組織再編を行っております。			計画で策定した具体的計画に則り、着実に成果を挙げている。今後とも、組織・機構の不断の見直し、フォローアップ等に努められたい。		

第4次実行計画 評価表

※効果額(千円)は、平成23年度と比較した額。		担当課		企画政策課		
取組事項	事業仕分けの実施					
取組内容	平成23年度に初めて実施した事業仕分けについて、その手法等を検証し、意義ある事業仕分けができるように検討し、適宜実施します。 実施時期については、隔年で行うなど、効果的な実施方法を検討します。					
実施スケジュール	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	結果
	実施	⇒	完了			完了
効果額(千円)						合計
目標(値)	事業仕分けを適宜実施し、事業の効率化と経費の削減を図ります。					
進捗状況効果	平成23、24年度に実施した事業仕分けでは、市民以外の有識者による外部仕分け人と、市民判定人方式を採用しました。しかし、外部仕分け人は市の実情をよく知らないという意見が目立ち、平成25年度、平成26年度は、市民が中心となって議論する方式とし、名称も公開事業診断にあらためて実施することとしました。なお、この取り組みは平成26年度をもって終了し、平成27年度は、公開事業診断は行わず、新しい事務事業評価制度を導入して対応していきます。					
効果額の積算・説明						
行政評価委員会からの質問	事業仕分けによる経済効果はあったのか。大きな成果を挙げられなかった原因をどのように分析しているか。実施手法のみならず、実施時期や頻度にも問題があったのではないかと。					
上記質問に対する回答	事業仕分けの結果、その後の効果額(予算・決算)の増減額は調査したものの、経済効果までは調査しませんでした。 大きな成果を得られなかった原因は、進捗確認の際、診断どおりに進んでいない事業に対して、深く立ち入った議論ができなかったことと考えます。 事業仕分けは年に1回行っており、仕分けの対象とする事業の選定が困難でした。市民サービスに直結し、市に裁量のある等の条件で事業を選定すると、複数年続けるうちに、対象課が偏ってしまいました。					
評価	自己評価			行政評価委員会評価		
	B やや成果があった			C 成果があがらなかったと思われる		
具体的な評価理由	事業仕分け、公開事業診断は、有識者や市民に協力いただき、50の事業について診断していただいた。診断どおりに事業を改革できたものもあれば、そうでないものもあった。診断後の進捗確認の強化など課題も見つかった。			計画の立て方、作業の進め方等に大いに問題があったように見受けられ、市民の立場から見て、事業仕分けの成果や有効性を実感できるものが乏しかったように思われる。		

# 第4次実行計画 評価表

※効果額(千円)は、平成23年度と比較した額。

		担当課		企画政策課		
取組事項	行政評価の実施					
取組内容	行政評価の方法等の研究・検証・検討を重ね、新たな行政評価を導入し、事務事業の見直し、事務の効率化等を図ります。					
実施スケジュール	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	結果
	検討	⇒	⇒	完了		完了
効果額(千円)						合計
目標(値)	新たな行政評価の手法を構築し、事務事業の見直し、事務の効率化等を図ります。					
進捗状況 効果	<p>平成26年度までは行政評価に代わる手法として、事業仕分け、公開事業診断を実施し、一定の成果を残してきました。時代の流れとともに、この手法も見直す時期に至っていると考えられるため、新たな手法を検討することとしました。</p> <p>平成27年度には、新たな行政評価制度(事務事業評価制度)を導入し、市民生活に関わりの深い事務事業を抽出して評価を実施しました。</p>					
効果額の積算・説明						
行政評価委員会からの質問	<p>新たに採用された事務事業評価制度の仕組み及び実際の評価状況を詳しくご教示願いたい。他の類似制度(事業仕分けや市政経営品質会議等)との棲み分けや合理化をどのように考えているか。</p> <p><u>事業仕分けによる効果額(予算・決算)の増減状況を問う。</u></p> <p><u>さして成果の上がらなかった事業仕分けをやめて、新たな事務事業評価制度を導入したことだけをもって、成果があったと考えてよいのか。事務事業を評価することによって、何を実現できなかったのか。基本的なコンセプトを問う。</u>上記2項目は、所管課における検討が必ずしも十分でないまま計画に上げられてしまったという印象がある。</p>					
上記質問に対する回答	<p>新たな事務事業評価は、市の事業(約800)のうち、①市民サービスに関わりがあり、②事業費が100万円以上、③市に裁量がある事業を条件に抽出した結果、166事業を各担当課が評価シートを作成して自己評価するものです。評価シートは、一旦、庁内で公表し、全職員から事業に対する改善策等の意見を募集します。この意見を取り入れたうえで、評価シートを完成し、市民に公表。市民からの意見を言ってもらえる仕組みになっています。</p> <p>事務事業評価制度は、事業仕分けの後継として行われており、事業の透明化・見直しを目的としています。一方、市政経営品質会議は各課内の事務改善と考えています。この制度において、評価シートの作成が職員の負担になること等の課題もあります。施策評価を行うことも一つの方法だと考えます。</p>					
評価	自己評価			行政評価委員会評価		
	B やや成果があった			B やや成果があったと評価する		
具体的な評価理由	<p>過去に導入していた事務事業評価制度の反省点をふまえて、新制度を導入。職員の負担軽減を考え、評価対象事業を絞り込んだり、評価シートを簡略化したりしたもの、本来の目的であるPDCAサイクルを循環し、事業を改善できたものが少なかった。</p> <p>しかし、新制度から作成した評価シートを庁内で公表し、職員の意見を取り入れたこと、また、市民に公表し、市民からの意見を取り入れられる仕組みにしたことは成果があったと考える。</p>			<p>行政評価制度については、未だ試行錯誤の途上にあると思われるところであり、制度改革が行われたことを一応の成果と評価するが、改善だったのか、改悪だったのかを判断できる材料も、効果測定の手段もないことから、今後の運用を注意深く見守りたい。</p>		



# 第4次実行計画 評価表

※効果額(千円)は、平成23年度と比較した額。

		担当課		スポーツ課		
取組事項	委託事業や指定管理事業の評価					
取組内容	委託事業や指定管理事業について、事業実績、コストなどを総合的・定期的に評価する体制を整備し、検証を強化します。					
実施スケジュール	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	結果
	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	実施中
効果額(千円)						合計
目標(値)	西尾市ふれあい広場の管理運営状況や、指定管理者制度導入の総括的な評価を行います。					
進捗状況 効果	平成24年度の西尾市ふれあい広場の指定管理者制度導入に伴い、管理運営状況やその他総括的な評価を行うため、同年度に西尾市ふれあい広場指定管理者評価委員会を設置しました。評価委員会は、公募による市民の他、学識経験者などで構成し、管理運営状況や市が指定管理者に対して行う評価を検証するなど、総括的な評価を行っています。					
効果額の 積算・説明						
行政評価委員会 からの質問	指定管理事業の評価の手順を「課内事業の評価や次年度計画立案」に応用できますか。つまり、担当者が自己評価し、関係者の意見を聞き、次年度につなげる作業をすることが一部でも、していますか。できますか。					
上記質問に 対する回答	評価は、西尾市ふれあい広場指定管理者評価委員会評価基準に基づき行っており、評価項目としては、施設管理、法令等の遵守等、サービス水準の維持・向上となっています。主な評価内容は、施設の安全性の確保であるとか利用者の増加や利便性を高めるための取組及び苦情等への対応など応用できる内容はあります。しかし、担当者が事業の内容について自己評価はしておらず、十分に活用できているとは言えません。次年度につなげる作業としては、例えば利用人数の少ないスポーツ教室などの事業見直しや利用頻度の高い施設の修繕を優先して行い、利用者の方の利便性を高める取り組みを行っています。					
評価	自己評価			行政評価委員会評価		
	B やや成果があった			B やや成果があったと評価する		
具体的な 評価理由	年2回、指定管理者の出席のもと指定管理者評価委員会を行っています。この委員会を行うことで、評価はもちろんのこと指定管理者に対してもこちらの意向を伝える良い機会になっています。			西尾市ふれあい広場の管理運営状況の評価については、指定管理者の自己評価、スポーツ課の評価を経て指定管理評価委員会により検討されており、一定の成果があります。スポーツ課においては、当初の目標にあるように委託事業についても1、2を取り上げて自己評価、関係者評価をされることを望みます。		

第4次実行計画 評価表

※効果額(千円)は、平成23年度と比較した額。

		担当課		子育て支援課		
取組事項	学童保育(児童クラブ)実施施設の確保					
取組内容	学童保育(児童クラブ)実施施設が不足している地域には、早期に活動場所を確保し、市内におけるサービスの平準化を図ります。					
実施スケジュール	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	結果
	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	実施中
効果額(千円)						合計
目標(値)	全学童保育(児童クラブ)で待機児童の解消を図ります。					
進捗状況効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模化したクラブについては、学校と協議のうえ余裕教室や施設を借用し、保育環境を改善しました(八ツ面、くすの木、中畑、あすなろ、福地南部等)。</li> <li>クラブ室の移転等に伴い、学校敷地内に専用室を設置し、保育スペースの拡大や設備の充実を図りました(H24年度…西小、H25年度…おぎわら、H26年度…よこすか、H27年度…花ノ木・鶴城、H28年度…米津・平坂)。</li> <li>平成29年3月31日現在、待機児童なし。</li> </ul>					
効果額の積算・説明						
行政評価委員会からの質問	学童保育を希望する家庭の要望がかなうように、今後も尽力されたい。定員拡大要望のある地区、利用する学童数減少傾向地区は、それぞれどこですか。					
上記質問に対する回答	<p>現在の待機児童は、ありません。</p> <p>利用者増の傾向の地域は、花ノ木、八ツ面、鶴城、平坂、矢田、福地南部、一色西部です (H26-H29で20人以上の増)。</p> <p>利用者減の傾向の地域は、室場です (H26-H29で△3人)。</p>					
評価	自己評価			行政評価委員会評価		
	A 大いに成果があった			A 大いに成果があったと評価する		
具体的な評価理由	クラブ室の新增設、余裕教室等の学校からの借用により、待機児童は発生しませんでした。			児童クラブの施設を確保することに努力し、学童保育の待機児童がないことを評価します。引き続き関係する課との連携に努められたい。		

第4次実行計画 評価表

市民サービスの向上 カ 27-2

※効果額(千円)は、平成23年度と比較した額。

		担当課		家庭児童支援課		
取組事項	家庭児童相談拠点の集約化					
取組内容	総合福祉センター内で実施している児童相談及び母子家庭相談については、市役所の家庭児童支援課窓口の事業及び相談と関連する内容が多く、市役所内に集約し、事務の効率化と市民の利便性の向上を図る。					
実施スケジュール	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	結果
	完了					完了
効果額(千円)						合計
目標(値)	家庭児童相談の拠点を集約し、事務の効率化と市民の利便性の向上を図る。					
進捗状況効果	市民に家庭児童相談が1か所に集約されていることが浸透しつつありますが、今後も広報等で周知を行っていきます。					
効果額の積算・説明	相談場所を集約したため、同時に2つ以上の相談に対応できるようになっている。					
行政評価委員会からの質問	各年度の相談件数は何件ですか。					
上記質問に対する回答	新規の相談件数 24年度 119件 25年度 111件 26年度 135件 27年度 155件 28年度 126件					
評価	自己評価			行政評価委員会評価		
	A 大いに成果があった			A 大いに成果があったと評価する		
具体的な評価理由	児童相談の中には虐待が疑われる内容であることもあり、また、DV相談は母子家庭相談に繋がることもあるため、相談者にとって相談場所が集約されたことは利便性が高まるとともに迅速・適切な対応が可能になった。			総合福祉センターで行われていた児童相談及び母子家庭相談を市役所で行い家庭児童相談場所が集約され、相談件数は各年度100件を超えている。市民が相談してよかったと思える対応を市役所内のできるならば、今後も成果が期待できる。		

第4次実行計画 評価表

市民サービスの向上 カ 27-3

※効果額(千円)は、平成23年度と比較した額。

		担当課		市民課		
取組事項	土曜開庁の本格実施					
取組内容	平成21年4月から試行的に行っている土曜開庁を、平成24年度から本格実施し、引き続き、市民の利便性を図ります。					
実施スケジュール	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	結果
	完了					完了
効果額(千円)						合計
目標(値)	土曜開庁を本格実施し、引き続き、市民の利便性を図ります。					
進捗状況効果	平成24年度に本格実施しました。土曜開庁を利用される方は年々増えてきており、土曜開庁が市民に浸透してきていると思われます。 平成26年度より、市民の要望が多く土曜開庁で発行可能な証明について新たに追加しました。(合併による住所・本籍の変更証明など)					
効果額の積算・説明	1回開庁当たりの平均来庁者数 23年度…31.4人、24年度…41.6人、25年度…49.9人、 26年度…44.1人、27年度…53.0人、28年度…55.2人					
行政評価委員会からの質問	土曜開庁による利便性向上だけでなく、付加できる市民サービスなどは考えたことはありますか？土曜開庁の周知はどの程度進んでいきますか？					
上記質問に対する回答	平成27年度より開始されましたマイナンバー制度に対応するため、土曜開庁に併せてマイナンバーカード交付やマイナンバーに関する業務も同様土曜開庁にて、増員して対応しています。土曜開庁の周知については、西尾市HPや市民課封筒に掲載し進めています。					
評価	土曜開庁の本格実施			行政評価委員会評価		
	A 大いに成果があった			B やや成果があったと評価する		
具体的な評価理由	土曜開庁については、開始当初と比べても大幅に増加しており、成果が上がったと考えます。 平成29年2月6日からマイナンバーによる住民票及び印鑑登録証明書のコンビニ交付が開始されたことに伴い、土曜開庁で行っている証明書発行業務の一部が、コンビニ取得できるようになり、今後についてはコンビニ交付取得可能証明の種類が増加するなど、変更があった場合には存続について、慎重に検討をしていきたいと考えております。			土曜開庁の実施に大いに成果があったと満足することなく、平日の窓口業務の延長ほか、市民の利便性向上のために実施可能な施策を常に検討しトライしてください。そのためには市民課や税務課など窓口を訊ねる市民の数や待ち時間、用向きなどの基本的なデータ取得や市民の要望に積極的に耳を傾け、試行的な実施から始めてみてはいかがでしょうか。		

第4次実行計画 評価表

市民サービスの向上 カ 27-4

※効果額(千円)は、平成23年度と比較した額。

		担当課		スポーツ課		
取組事項	体育施設予約システムの整備					
取組内容	体育施設予約システムの早期整備を図ります。 整備にあたっては、施設ごとに順次行い、最終的には全施設のシステム整備を行い、市民の利便性の向上を図ります。					
実施スケジュール	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	結果
	順次整備	⇒	完了			完了
効果額(千円)						合計
目標(値)	予約システムの整備により、市民の利便性の向上を図ります。					
進捗状況効果	平成26年4月1日から市内の全体育施設で「あいち共同型体育施設予約システム」を利用し、自宅からでもインターネットで施設の予約状況の閲覧や施設予約ができるようになりました。予約システムの導入により、利便性が向上しました。					
効果額の積算・説明						
行政評価委員会からの質問	施設予約に関して、窓口寄せられる利用者の声で、今後検討すべきことがありますか。					
上記質問に対する回答	市内の全体育施設は「あいち共同型体育施設予約システム」を利用し、自宅からでもインターネットで施設の予約状況の閲覧や施設予約ができるようになったが、文化会館、勤労会館や公民館などの市内の公共施設も「あいち共同型体育施設予約システム」を利用して予約ができるようになるとうい。					
評価	自己評価			行政評価委員会評価		
	A 大いに成果があった			A 大いに成果があったと評価する		
具体的な評価理由	市民の利便性の向上が図れた。			平成26年4月より、あいち共同型体育施設予約システムが整備され、利用できるようになり、市民サービスの提供・向上を図った取組として評価します。		

第4次実行計画 評価表

市民サービスの向上 カ 27-5

※効果額(千円)は、平成23年度と比較した額。

		担当課		図書館		
取組事項	図書館のネットワーク化					
取組内容	本館と分館のシステムを統合し、業務の効率化と利用者サービスの向上を図ります。					
実施スケジュール	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	結果
	統合準備	実施(統合)	⇒	⇒	⇒	実施中
効果額(千円)		13,892	13,668	13,419	13,689	合計 54,668
目標(値)	ネットワーク化により、業務の効率化や経費の削減、利用者サービスの向上を図ります。					
進捗状況効果	本館のシステム更新にあわせ、H25年4月、本館と分館のシステムを統合。ネットワーク化により、貸出返却や蔵書検索などの利用者サービスが向上しました。 システム統合、機器購入に係る経費は買上げのため全体経費削減。					
効果額の積算・説明	システム運用に係る経常経費の削減額を計上					
行政評価委員会からの質問	システム更新の機会に本館、分館のシステムを統合し、利用者サービスが向上したことを評価します。今後利用者サービス向上のため実施したいことは何ですか。					
上記質問に対する回答	図書館は、本館、分館3館、配本所6館、予約本受取館3館の計13館で図書館業務を行っています。しかし、予約本受取館には図書館システムが設置されていません。資料の貸出、返却をスムーズに行うための対策をし、利用者サービスの向上を図ってまいります。					
評価	自己評価			行政評価委員会評価		
	B やや成果があった			B やや成果があったと評価する		
具体的な評価理由	本館と分館とで異なるシステムを統合しましたが、一部の情報について整理できていないものがあります。			平成25年度には、図書館の本館、分館のシステムを統合し貸出返却や蔵書検索などの利用者にとってのサービスが向上したことを評価します。引き続き図書館業務を行う13館の連絡、調整に努められたい。		

第4次実行計画 評価表

市民サービスの向上 カ 28-1

※効果額(千円)は、平成23年度と比較した額。		担当課		危機管理課		
取組事項	同報無線の統一と難聴地域の解消					
取組内容	<p>現在、同報無線は旧西尾市と旧幡豆郡3町でそれぞれ運用していますので、緊急時の放送等に時間差が生じる可能性があります。</p> <p>この問題を解決するため、市役所本庁舎に旧幡豆郡3町地域の同報無線を操作することのできる端末を整備し、本庁舎から市全域に緊急時の放送ができるようにします。</p> <p>また、コミュニティFMの導入を検討し、同報無線の難聴地域の解消を目指します。</p>					
実施スケジュール	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	結果
	完了					完了
効果額(千円)						合計
目標(値)	市全域への緊急時放送の効果的な運用を図ります。					
進捗状況 効果	<p>平成24年度の防災行政無線(同報系)システム支所操作卓統合工事によって、市役所本庁舎の操作卓から3支所の既設操作卓を通じて、旧幡豆郡3町への放送が可能となりました。</p> <p>これにより、市内全域への一斉放送や、支所単位での放送が可能となったため、時間差が生じることなく、緊急情報を伝達できるようになりました。</p> <p>なお、コミュニティFMの導入は、法律上の放送エリアでない等の課題があるため、今後検討したうえで判断していきます。</p>					
効果額の積算・説明						
行政評価委員会からの質問	難聴地域の定義はありますか。また、もし難聴地域が残る、あるとすれば、その補助手だては何か。また、周知されていますか。					
上記質問に対する回答	<p>難聴地域は、同報無線の放送内容が聞こえない地域のことを差します。放送を確認する方法としましては、屋外拡声子局(屋外)と戸別受信機または防災ラジオ(屋内)の2点がございしますが、各地区の現状については下記の通りです。</p> <p>○西尾地区 屋外拡声子局：概ね居住エリアをカバー 戸別受信機または防災ラジオ：未整備</p> <p>○一色・吉良・幡豆地区 屋外拡声子局：難聴地域あり 戸別受信機または防災ラジオ：全戸配布</p> <p>以上のように、西尾地区では屋内、他地区では屋外の情報伝達において難聴地域が存在しております。補助手立てとしましては、同報無線の内容を通話料無料で確認することができる、テレホンサービス(0120-96-8111)があり、広報誌や市ホームページを通じて周知しております。</p> <p>また今後は、屋内の情報伝達手段として、携帯電話から放送内容を確認するための防災アプリ及びメール配信の導入、屋外の情報伝達手段として、一色・吉良・幡豆地区の屋外拡声子局の難聴地域を解消するための更新工事(屋外拡声子局の増設及び音達エリアの広いスピーカの導入)を実施し、難聴地域の解消を図る予定です(平成31年度事業完了予定)。</p>					
評価	自己評価		行政評価委員会評価			
	B やや成果があった		B やや成果があったと評価する			
具体的な評価理由	同報無線の統一については、平成24年度に整備を完了した。また、難聴地域の解消については、西尾市防災行政無線更新事業(H28～31)により、難聴地域の解消が期待できる。		平成24年度に同報無線の整備がなされたことを評価します。今後は難聴地域の解消のための方策が具体化することを期待します。災害時の気象条件などの考慮すると、情報が伝達されにくいことが予想されます。地域の防災訓練や日ごろの広報活動により、住民の情報収集に対する意識を高める活動を進められたい。			

## 4 苦情申立ての処理事例

- 1 苦情申立人に結果通知したもの…………… 12件
  - (1) 評価を行ったもの 9件
    - ① 町内会委託料の振り込みについて
    - ② 駐車場の騒音について
    - ③ 滞納整理機構に移管する場合の市の判断等について
    - ④ 滞納情報の漏えいについて
    - ⑤ 市民の声の対応について
    - ⑥ 監査委員からの意見について
    - ⑦ 税務課職員の対応について
    - ⑧ 監査委員事務局職員の説明について
    - ⑨ 監査委員意見について
  - (2) 評価を行わなかったもの 3件
    - ① 地域支援協働課の対応について
    - ② 市民の声について
    - ③ 行政評価委員会について
  - (3) 調査中止・打ち切ったもの 0件
- 2 調査継続中のもの…………… 0件
- 3 取下げ及び相談のみのも…………… 6件
  - (1) 取り下げ（苦情申し立て後に取り下げたもの） 3件
    - ① 苦情に対する回答について
    - ② 市民病院の退院について
    - ③ 家屋評価に関する税務課職員の対応について
  - (2) 相談のみ（行政評価委員と相談したが、苦情申し立てしなかったもの） 3件
    - ① 西尾市教育委員会の対応について
    - ② 管理職の職務権限の法令、条例の認識について
    - ③ 危機管理課職員の対応について等
- 4 その他のもの…………… 9件
  - ① サルの被害の対応について
  - ② 商工観光課と観光協会との仕事の線引きについて
  - ③ 死亡届の対応について
  - ④ ホワイトウェイブ21の障害者駐車場について
  - ⑤ 固定資産税評価について
  - ⑥ ごみの不法投棄について
  - ⑦ ぽっぽ教室について
  - ⑧ 駐車場の騒音が改善されない
  - ⑨ 土木課の対応について



○ 苦情申立人に結果通知したもの（評価を行ったもの）

① 町内会委託料の振り込みについて

担 当 課	地域支援協働課
申立の趣旨	平成29年5月8日付、地域支援協働課への苦情申立に対し、同課が苦情の内容を正面から捉えることなく現状維持に固執している。 苦情を正確に捉え、町内活動を育成、発展させる方針の基で回答するよう勧告されたい。
調査の結果	<p>当委員会は、申立人及び地域支援協働課から事情を聞き、次の諸点を確認しました。</p> <p>1 経緯</p> <p>H29. 4. 17 申立人から町内会長事務委託料の振込先について確認があり、「町内会長へ依頼する事務説明書」通り町内会が指定する口座であると回答するも、納得いただけない。</p> <p>H29. 4. 21 地域支援協働課窓口で苦情申立書を提出。内容は、「町内会長へ依頼する事務説明書」の改訂についてであり、主な項目は次の2点。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 「広報にしお」等の配布などの周知及び依頼事務は町内会長への依頼事務とせず、町内会への依頼事務と改めること</li> <li>2. 委託料の振込先は町内会の指定する口座ではなく、町内会の口座と改め、町内会長の個人口座を指定できなくすること。</li> </ol> <p>H29. 5. 8 上記苦情申立に関し、各町内会の個別の事情や自主性を尊重し現状通りとしたい旨の回答を郵送で受け、申立人は納得できないと再度苦情申立書を地域支援協働課に提出。</p> <p>H29. 5. 18 再度の苦情申立に対する回答書を手渡すも、市が町内会長宛に周知及び依頼事務を行っていること自体を否認している申立人は、町内会長が委託料を受取ることは認められないと主張。</p> <p>2 申立人の主張</p> <p>申立人が所属する町内会では、広報の配布等を町内会組織で分担して行っているにも関わらず、市からの受託料は町内会長が全額受け取っている。町内会経理を透明化して、町内会活動を活発化させたいが、その為には委託料の振込先は町内会長の個人口座とせず、町内会口座とすべきである</p> <p>3 地域支援協働課の主張</p> <p>西尾市町内会事務委託規則(平成23年改訂)において、町内会長に事務を委託すると定められており、委託料は事務委託期間中に支払うことのみが定められているため、「町内会長へ依頼する事務説明書」の改訂要望については、直ちに応じることはできない。また、現在約7割が町内会長口座を指定してきており、町内会の個別の事情や自主性を尊重し現状通りとしたい。</p>

評価決定	<p>当委員会は次の通り評価します。</p> <p>申立人が所属する町内会において広報の配布業務が町内会長から各班長へ、班長が各戸へと配布しているにも関わらず、町内会長だけが西尾市からお金を貰っていることを班長や住民が知らないことは大きな問題であるが、委託料の振込先を町内会口座のみとして欲しいとの苦情申立における地域支援協働課の対応について特に不適切な点は認められず、また、申立人が変更を求める「町内会長へ依頼する事務説明書」についても西尾市町内会事務委託規則に沿ったもので、同課の対応について特段の問題は無いと評価します。</p> <p>しかしながら、申立人が主張するように地域コミュニティの核となる町内会組織の育成、発展は重要な政策課題です。現状維持に甘んじることなく、地域課題の解決など行政補完機能の充実の他、福祉・防災等生活に関する相互扶助機能、地域の伝統文化の維持機能等、町内会組織の果たす役割について、他自治体の好事例なども参考に「西尾市はどのような地域コミュニティ機能を目指すのか」「行政はコミュニティとどのような関係を結ぶのか」「どのような手順で施策を進めるのか」などのビジョンと工程を明確にした『市民協働のまちづくり改革』を、積極的に進めていただくよう要望します。</p>
------	--

② 駐車場の騒音について

担当課	健康課
申立の趣旨	<p>申立人の自宅に隣接する市の施設駐車場を利用する人が、駐車場で車両のエンジンを切らないでとめるとき、アイドリング音や排気ガス、振動音が自宅にきて生活上苦痛なので、施設管理人は利用する人がエンジンを切って駐車することを守るように指導してほしい。またごみを捨てる人もいたのでやめてほしい。</p>
調査の結果	<p>当委員会は、申立人（代理人）及び保健センターから事情を聞き、次の諸点を確認しました。</p> <p>1 経緯</p> <p>平成27年4月 申立人から施設側に、駐車場の車両エンジン音について、随時苦情あり、その都度施設職員が駐車車両の運転手にエンジン停止を依頼する。</p> <p>平成27年7月 施設側はアイドリング禁止の看板3枚設置する。</p> <p>平成28年6月 申立人が総務課へ相談したことを受けて、施設の職員間で解決策を検討する。</p> <p>平成28年7月 施設側は駐車場利用者に対して「近所迷惑となる」趣旨の看板を設置、アイドリング禁止の看板を2枚追加設置する。</p> <p>平成29年8月14日 1日に申立人は施設に5回電話をした。施設側は8月14～16日まで、利用者も少ないことからトラ柵とトラロープにて、駐車できないようにした。</p> <p>2 申立人の主張</p> <p>自宅にいて施設の駐車場に駐車中の車両のエンジン音が気になり我慢できないとき、施設に連絡すると係の方が駐車中の運転手を指導しアイドリングはなくなる。施設に管理者がいない時間帯つまり早朝や夜間は、やめさせることができないのでエンジン音などが苦痛である。申立人が施設に苦情を伝えると、「考えます」と返事があり期待しているが、対策はまだ講じられていない。</p> <p>現状が改善されることが予想される手段の一つとして、利用者の車両</p>

	<p>の駐車向きを、前向き駐車にした場合は、排気ガスの影響が減る可能性があるので検討してほしい。またごみを捨てないようにしてほしい。</p> <p>3 市の主張</p> <p>問題となっている駐車ゾーンは、施設利用者にとっては、施設の出入り口に近いことから最も利用されるスペースである。</p> <p>申立人から連絡を受けて、その都度対応したり看板を設置したりして利用者に注意を促した。利用者の何人かは駐車場に車両をとめたのちエンジンを切ることができないのが現状である。問題となっている駐車ゾーンは、施設としては、車両出入り時、特に出車時の人身事故を心配しバック駐車が望ましいと考え、前向き駐車をすすめていない。</p>
評価決定	<p>当委員会は、申立人の苦情には理由があると評価します。</p> <p>申立人は自宅隣りの駐車場にとめた車両がアイドリングするのをやめほしいと施設に連絡し、施設側もその都度対応し利用者に注意を促す看板を設置してきた。施設側のこれまでの措置は一定の効果があったと思われる。しかしながら、早朝や夜間に駐車場を利用する市民もあり、申立人の自宅に隣接する駐車スペースの騒音などの問題は継続すると予想されます。</p> <p>施設側は当該スペースにおいて申立人が提案した前向き駐車が難しいようであれば、施設管理者不在の時間帯は使用禁止とする、駐車場の施錠を実施するなど、申立人の生活環境に配慮した一層の工夫をされたい。</p>

③ 滞納整理機構に移管する場合の市の判断等について

④ 滞納情報の漏えいについて

担当課	収納課
申立の趣旨	<p>① 滞納整理機構に移管する場合の市の判断基準に納得できないので、明確にしてほしい。</p> <p>② 滞納情報を第三者（取引先）に漏らしたのは個人情報の漏えいになるのではないか。</p>
調査の結果	<p>当委員会は、申立人（代理人）及び収納課から事情を聞き、次の諸点を確認しました。</p> <p>1 経緯</p> <p>平成29年4月17日 市から申立人に西三河滞納整理機構引継予告通知書を送付</p> <p>平成29年5月11日 滞納整理機構から申立人に西三河滞納整理機構引受通知書兼催告書</p> <p>平成29年7月4日 滞納整理機構から●●●●株式会社へ「取引状況について」の照会文書を送付</p> <p>平成29年7月13日 申立人が市に来庁。滞納整理機構に移管する基準を尋ね、回答は後日となる。</p> <p>平成29年8月18日 申立人が市に来庁。滞納整理機構に移管する基準と個人情報の漏えいについて尋ね、市が回答。</p> <p>同日 企画政策課窓口で苦情申立書を提出</p> <p>2 申立人の主張</p> <p>① 滞納整理機構に移管する場合の市の判断について</p>

	<p>2年間、住民票をのこして海外に行っていた。その間、国民健康保険税が滞納になってしまった。滞納が一定金額を超えてしまったため、自分の滞納の徴収事務を西尾市は滞納整理機構に移管した。</p> <p>収納課職員に滞納整理機構に移管する条件を確認したところ、「滞納金額か50万円以上」に加えて、「その他の条件」とのことだった。</p> <p>自分の件について尋ねたところ、職員は納税する意思がないと判断したと言われた。また、別の職員には適切に判断していると言われた。</p> <p>「その他の条件」によって、滞納整理機構に移管されるか否かが決まるらしいが、その条件を明確に示してもらえない。50万円以上の滞納金額があるにも関わらず、滞納整理機構に移管される人と移管されない人がいるのは不公平である。</p> <p>② 個人情報について</p> <p>滞納整理機構は県の職員と西三河の市町村の職員が出向して組織する任意団体と聞いている。滞納整理機構では、各市町村から滞納案件を持ち寄り、徴収事務を行っている。</p> <p>滞納整理機構の職員が、家族でもない第三者の●●さんに、自分に滞納があることを話した。個人情報を他者にもらしてはいけないのではないか。</p> <p>3 市の主張</p> <p>① 滞納整理機構に移管する場合の市の判断について</p> <p>滞納整理機構に移管する基準は、50万円以上滞納している者であり、その他の条件として“納税の約束ができていないか。実際に納付があるか。”など、市で適正に判断し決定しており、申立人にも伝えている。</p> <p>② 個人情報について</p> <p>滞納整理機構から●●●●株式会社へ「取引状況について」の照会文書を送付。この照会文書について、滞納整理機構職員と●●●●の社長が電話で話したものの、滞納額や申立人の個人情報を洩らした事実は確認できなかった。</p> <p>滞納整理機構の職員は徴税吏員証を有しており、国税徴収法第141条の質問検査権に基づき調査している。</p>
<p>評価決定</p>	<p>当委員会は申立人の苦情について次のとおり評価します。</p> <p>① 滞納整理機構に移管する場合の市の判断について</p> <p>滞納整理機構に移管するかどうかの判断は、基本的に市の裁量の範囲に属するものであり、本件における判断は、その範囲を逸脱するものではなく、市の定める移管の基準の内容及び運用にも特段不合理な点はないものと認められることから、市の対応について問題はないと評価します。申立人におかれては、滞納整理機構への移管について不公平を申し立てる以前に、担当者とはよく話し合って一刻も早く納税の義務を果たされるべきと考えます。</p> <p>② 個人情報について</p> <p>滞納整理機構から●●●●株式会社へ個人情報を洩らしたとの件については、具体的な内容が確認できませんでした。</p> <p>しかしながら、徴税吏員証を有した職員が、国税徴収法をはじめとする関係法令に基づき調査権限を行使するに当たり、調査に必要な限度で違反事実に関連する個人情報を調査の相手方に開示し、あるいは推知されるに至ったとしても、それ自体は、法令の予定するところであり、特に問題はないと評価します。</p>

⑤ 市民の声の対応について

担当課	秘書課、地域支援協働課
申立の趣旨	<p>① 「市民の声」担当の●●氏の申立人に対する対応には、発言に虚偽の内容が含まれていた上、申立人を軽んじ、申立人の言い分を聴かず、自らの主張を押し付けるなど、態度にも問題がある。</p> <p>② 地域支援協働課の●●課長補佐は、申立人に対し、広報にしおの配布方法に関し、不適切な発言を行うとともに、申立人による苦情に対し、故意に的を外し、現状維持に固執する回答に終始し、申立人を愚弄している。</p>
調査の結果	<p>当委員会は、申立人、秘書課及び地域支援協働課から事情を聴き、事実関係を確認しました。</p> <p>その結果、下記の諸点を確認できました。</p> <p>1 上記①について</p> <p>●●氏は、「市民の声」として受け付けられた苦情申立てに対する回答が遅い旨の申立人からのメールを受け、調査の結果、西尾市行政評価委員会に同趣旨の苦情申立てがなされていることが判明したことから、西尾市市民の声取扱要領に基づき、「市民の声」については回答を作成しない旨を申立人に電話で説明するに当たり、「7月26日付け苦情申立書の回答は、行政評価委員会による平成29年8月1日付け評価決定通知書（西行評第3号）に含まれているのではないか。」という趣旨の発言をしたが、実際には、評価決定通知書に当該苦情に対する回答は含まれていなかったこと、また、申立人の不満を解消するべく、時間をかけて丁寧に説明を加えたものの、申立人の理解を得るには至らなかったこと等が認められました。</p> <p>2 上記②について</p> <p>●●課長補佐が、申立人による苦情に対する回答を説明する過程において、「●●●町が、町内会長への委託事務を返上するなら、広報にしおは近くの公民館に留め置くことになるかもしれない。」という趣旨の発言をしたこと、さらに、申立人の不満を解消するべく、現行の「町内会長へ依頼する事務説明書」の内容及び解釈等につき時間をかけて丁寧に説明を加えたものの、申立人の理解を得るには至らなかったこと等が認められました。</p>
評価決定	<p>当委員会は申立人の苦情について次のとおり評価します。</p> <p>① 「市民の声」担当●●氏の対応について</p> <p>電話による会話の中で、申立人が虚偽であったとして問題にしている●●氏の発言があったことは認められますが、これは、行政評価委員会に対し同趣旨の苦情申立てをしているのであれば、これに対する回答の中に本件苦情申立てに対する回答も含まれているのではないかという予測を口にしたものにすぎず、意図的に虚偽の発言をしたものではなく、また、それ以外の●●氏の発言や態度についても、結果として申立人の理解を得ることはできなかったものの、時間をかけて丁寧に説明を加えようとしたものであり、特段の問題はないものと評価します。</p> <p>② ●●課長補佐に、申立人が問題としている趣旨の発言があったことは認められるものの、当該発言は、過去に町内会組織によって受託事務が返上された例はないことから、町内会組織が存在しない地域や町内会未加入世帯の現在の状況を一例として、受託事務が返上された場合の可能性を述べたものに過ぎず、その発言自体特に不適切として問題にすべきものではなく、それ以外の同課長補佐の対応に</p>

	<p>についても、現行の事務説明書を前提とするため、申立人の問題意識とは合致しないものの、懇切丁寧に説明を加えようとしたものであって、決して申立人を愚弄するものではなく、特段の問題はないものと評価します。</p> <p>ただし、上記①、②の苦情申立てに共通する申立人の問題意識は、上記事務説明書において、一方では、「<u>町内会長</u>への事務委託」とされながら、委託料の支払方法については「<u>町内会</u>の指定する口座」と記載されるなど、文言の不統一が見られ、それが解釈・運用上の疑義を生じさせているという事情が背景にあるものと認められることから、所管部署においては、文言の統一を検討されたい。</p>
--	--

⑥ 監査委員からの意見について

担当課	危機管理課、資産経営戦略課
申立の趣旨	<p>南海トラフ等の大地震時に、申立者並びに市民全員の確実な安全確保の担保を目指す為に、西監第26号の西尾市監査委員の意見を遵守し、公共施設耐震性能基準について、統一的な基準を作成し、市民に分かり易く説明することを危機管理局に要望したい。</p> <p>市民から提出された南海トラフ地震時の公共施設の耐震性能の不備に対する監査請求に対する回答（西監第26号平成29年7月24日付）に付された監査委員意見に対する対応の進捗を確認するために9月12日付で公文書開示請求をしたところ、9月26日付「公文書不開示決定通知書」により、文書不存在と回答された。つまり何もしていないということである。</p> <p>また、なぜ資産経営戦略課から回答があったのか、事務分掌から危機管理課から回答するべきである。なお、危機管理課は窓口で質問に行った際にも、耐震基準の存在に対する認識も不十分であり、職務分担にある危機管理の総合調整機能を果たしているとは思われない。</p>
調査の結果	<p>当委員会は、危機管理課及び資産経営戦略課から事情を聴き下記の通り確認しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成29年3月16日 「吉良支所棟の耐震構造設計の用途係数とその計算過程と図面」とした公文書開示請求が提出される。</li> <li>・平成29年3月27日 基本計画を開示。（「耐震に関する性能」として「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準による耐震安全性の分類をⅡ類に準じるものとし、重要度係数 <math>I = 1.25</math> を乗じて得た数値を・・とします。」としている。）</li> <li>・平成29年6月5日（平成29年5月25日請求） 請求事案「公共施設再配置第1次プロジェクト事業における防災対策関係」にて住民監査請求がなされる。</li> <li>・平成29年7月24日 監査結果が通知される。結論は却下であり、当該通知の最後に監査委員意見として、申立人が示した意見が付されたため、監査委員事務局に確認したところ、あくまで監査委員の意見であり、特にこの意見に沿わないといけない類のものではないとの回答があった。</li> </ul> <p>その後、資産経営戦略課内部でも基準の作成について協議を行い、「今後は、西尾市公共施設再配置基本計画に則して建設され、その新施設は複合施設が大半を占めることが予想されることから、一概に基準を定めず、その施設ごとに検討をすることが現実的である」との</p>

	<p>結論に至った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成29年9月12日 「去る7月24日西尾市監査委員の意見に従って耐震用途係数の市の基準を明確にした文書。なければ作成スケジュール表。上記何れかの文書を開示すること」とした公文書開示請求が危機管理課宛に提出される。</li> <li>平成29年9月26日 該当文書はないため「文書不存在のため」として資産経営戦略課から「公文書不開示決定通知書」を通知。 また、当該決定通知書については、次の理由により危機管理課ではなく、資産経営戦略課から回答したとのことである。 西尾市行政組織規則において「市有建築物の設計、施工及び修繕に関すること」は資産経営戦略課の職務分掌とされており、公共施設の躯体の強度に関わる耐震性能基準の統一的な基準の作成についても、技術者が配置されていない危機管理課ではなく、資産経営戦略課が担うべき業務と判断したため。 なお、資産経営戦略課は、監査委員意見は「国の基準を参考に施設を機能確保の度合いにより分類した統一的基準を作成するなど、市民に対しわかりやすい説明ができるよう検討されたい」とされ、必ずしも国の基準に準拠するよう求めるものではなく、国の施設と市の施設では、その規模・役割等も異なるため費用対効果も勘案の上、今後基準を作成するのであれば、近隣市町村や国の動向を確認し検討していきたい。また、申立人には「方面本部」と「災害対策本部」の機能が異なることに対しても理解を求めていきたいとしている。</li> </ul>
評価決定	<p>当委員会は申立人の苦情について次のとおり評価します。</p> <p>申立人が指摘するように、所管課は何もしていないわけではなく、監査結果が通知された際に、監査委員事務局に監査委員の意見の位置づけについて確認するとともに、資産経営戦略課内部で基準の作成について協議を行うなどの対応をしていることが確認されました。また、監査委員事務局によれば、監査委員意見については「仮に請求を認めた監査結果であっても監査委員意見に法的拘束力はない」とのことであり、所管部署には申立人の主張する監査委員意見の遵守義務はないと評価します。</p> <p>しかし市民は監査結果の意見が所管課により具体化されるものと期待するのは当然である上、所管課は所掌事務全般について専門的知見を有し、質問をすれば適切な回答をなすものと期待するのも当然であって、所掌事務について十分な知見を備えず、市民の不安を煽るような対応しかできなかった危機管理課の責任は否定できないものと考えます。</p> <p>南海トラフ等大地震時の市民の安全確保を重要な課題とし市民の安全・安心の確保に資する地域防災、減災対策の企画調整の中心たる危機管理課はその重責を真摯に受け止め、更に見識を高め積極的にその機能を果たして頂くよう要望します。</p>

⑦ 税務課職員の対応について

担当課	税務課
申立の趣旨	固定資産税の課税誤りによる固定資産税過払い及び、課税誤りに基づく国民健康保険料の返金事務における担当課職員の対応において多くの問題があり、徹底した改善を求めたい。

調査の結果	<p>当委員会は、申立人（代理人）及び税務課から事情を聴き、次の諸点を確認しました。</p> <p>申立人が昭和57年4月以降所有している無道路地における固定資産税の課税にあたり、本来なすべき無道路地補正及び通路開設補正が適用されていないことが判明し、過誤納金返還金支払要綱に沿って処理をすることとなった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成29年8月末 課税誤りが判明し、課内で協議した結果、要綱により最大である20年分を返還することとなり準備を開始した。</li> <li>・平成29年9月11日 担当主査・主事の2名で申立人宅を事前連絡なく訪問。申立人（代理人の父）が就寝中であったため、その妻（代理人の母）に課税誤りと返還手続き等について説明。</li> <li>・平成29年9月13日 代理人たる申立人の長男とその妻（同一住所・別世帯）が税務課窓口にて、高齢であり要介護状態である申立人の代理人として下記について責任者に謝罪・説明等を求める。 <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 過去にも課税額が高額であることを不審に思い窓口にて調査を依頼したが、その時は対応してもらえなかった。何故、今まで課税誤りを見過ごしてきたのか。</li> <li>2. 現年分も含め、5年分は地方税法により、それ以前については要綱により過去20年分まで返還されるものであるところ、過去10年以前については証拠書類が必要とのことだが、金融機関発行の口座記録の発行手数料を負担しなければならないことには納得がいかない。また、課税誤りについて申立人に落ち度は無いのであるから、20年以前の過払いも返還すべきではないか。</li> <li>3. 多額の金銭の話であり、証拠書類の用意も求められる案件であるから、事前に電話・文書等で所有者の都合を確認の上、話のしっかり分かる者に説明すべきではないのか。</li> </ol> <p>同日午後責任者として担当課長が電話で説明。再度訪問した旨申出たところ、文書による謝罪・説明等を求められた。</p> </li> <li>・平成29年9月15日 市長名で申立人宛にお詫びの文書を郵送 当該文書では、返還金の概算額及び現状説明と原因としては推測であるが、平成6年及び9年度に、土地の評価を入れ直す際に適用誤りをした可能性があること、改善策として評価をした職員の知識不足から起きた可能性があるため、「職員研修の実施」と「入力職員による相互チェック」を示し謝罪。</li> <li>・平成29年9月20日 代理人の妻が、郵送されたお詫び文書に関する代理人名での質問・意見書を税務課に持参。文書での回答を求めた。</li> <li>・平成29年9月25日 代理人の妻から督促を受け、同日回答を市長名で郵送。 同日午後、代理人の妻に課長補佐から電話で、国保税の還付についての説明が漏れていた旨を連絡し、謝罪。</li> <li>・平成29年10月3日 代理人の妻が口座支払記録を窓口を持参。課長が対応するも、これまでの窓口対応の酷さを伝えても「そうですか～？昔と比べたら随分変わりましたよ」などと対応。その際、国保税の還付に関する説明は一切無し。</li> </ul>
-------	--



	<p>帰宅後、代理人の妻が電話で課長に国保税も還付されるのではないかと質問すると、還付の詳細については担当課から連絡されるが別途口座支払記録が必要と回答。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成29年10月6日</li> </ul> <p>課長補佐から代理人の妻に電話で固定資産税還付書類の送付、ならびに国保税還付についての必要書類等の案内。同人からは、口座支払記録の発行手数料1,080円の支払いを市に求める要望が伝えられたが対応されず。</p>
<p>評価決定</p>	<p>当委員会は申立人の苦情について次のとおり評価します。</p> <p>課税誤りが長期間放置された後の対応としては明らかに不適切であり、今後の高齢世帯の増加を見据え、社会生活能力が十分でない市民への配慮を求める代理人の指摘は尤もであると考えます。経緯調査にあたっての税務課の対応も、一般市民感情への配慮や適正に課税することに対する責任感の欠如を伺わせるものも散見されました。そこで、当委員会として特に改善策を求めたい点を以下に挙げます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事前連絡を検討せず、突然の訪問が誠意であるとするのは独善的な思い込みすぎないこと</li> <li>過誤を犯した職員の担当した案件についての調査、過去の同時期の案件についての調査を徹底して行おうとしておらず、過誤の原因を究明し、類似の過誤が見逃されていないかどうかを確実にチェックしようとする姿勢が見られないこと</li> <li>過去に来庁し調査を依頼された時の記録を保管すらしておらず、当時現地調査に赴いた様子もないこと</li> <li>課税誤りによる返還が発生したことにより証拠書類の入手等の対応に代理人等が割く時間や手間を当然のことと捉え、誠意の無い口先だけの謝罪と受け取られる態度で代理人等に対応したこと</li> <li>当然に案内すべき国保税の還付案内が遅延するなど、課内や関係部署との連携が不足していたこと</li> <li>上記総ての再発防止について真摯に検討している様子が窺えないこと。</li> </ul> <p>また、20年より前は返還できない事について納得はするが、還付のための証拠書類の入手に必要な手数料等の支払いを当然に求められることについては納得ができないとする代理人の主張は尤もであり、税務課の過失割合の高い案件について証拠書類入手にかかる手数料を公費で負担できる制度の導入も検討されたい。</p> <p>今回の事例の関係者は課税ミスの被害者として扱われるべき存在であり、被害者感情に沿った対応が求められたことを理解し、今後このような苦情を受けることのないよう課を挙げて反省し、関係部署とも連携しつつ、襟を正して職務に当たり、市民の信頼回復に努められることを切望します。</p>

⑧ 監査委員事務局職員の説明について

⑨ 監査委員意見について

<p>担当課</p>	<p>監査委員事務局</p>
<p>申立の趣旨</p>	<p>平成29年11月8日付けで、申立人より質問書を提出したが、同14日付けの回答書では質問に全く答えていない。殆ど意味の無い言葉の羅列をしている、質問に真正面から、真面目に答えること。申立人及び市民が、今後とも戸惑う事が続くことになる不利益。</p> <p>答えるべき事柄。</p> <p>①法的に何ら問題は無いため、質問には、市民が希望すれば代表監査委</p>

	<p>員が答える事に異存はないか。</p> <p>②監査委員が監査結果以外に書く「意見」は、同事務局も所掌課も一切フォローしていない事が明白になった。であれば、市民は改善を期待してしまう様な、紛らわしい「意見」を一切記述しないか。又は、どうしても書きたいのであれば、双方で、真面目に確実にフォローアップするのかを答えること。</p>
調査の結果	<p>当委員会は、申立人（代理人）及び監査委員事務局から事情を聞き、次の諸点を確認しました。</p> <p>1 経緯</p> <p>平成29年1月13日  住民監査請求結果の通知  建設業法、西尾市契約規則及びPFI法などに違反しているとし、当該契約は無効であると主張したもの  本件請求を棄却（一部却下）。</p> <p>※結果通知後、平成29年2月10日付けで住民訴訟が提起され、現在係争中。</p> <p>平成29年7月24日  住民監査請求結果の通知  PFI事業により建設される吉良支所棟は、西尾市の被害想定及び地理的条件等を考慮し、公共建築物と必然的に最良の耐震性能を想定した建築物でなければならない。国土交通省告示を準拠しなければならないが、市はそれを行ってない。</p> <p>PFI事業により新設される吉良支所棟は各種防災関連法令を遵守しながら事業が行われていることから、違法性及び不当性は認められず、本件請求を棄却（一部却下）。</p> <p>※結果通知後すぐに申立人より、電話にて代表監査委員から住民監査請求の結果（結果に至った考え及び重要度係数1.25を是とした理由）を説明してほしいという要請がある。</p> <p>平成29年7月25日  市顧問弁護士に相談  監査結果の説明を求められた際の対応について相談。</p> <p>平成29年7月26日  申立人へ電話</p> <p>平成29年10月11日  質問及び文書開示請求</p> <p>①平成29年1月13日監査結果に対し、監査結果の中で用いた語句の説明について</p> <p>②平成29年7月24日監査結果に対し、吉良支所棟の防災対策について違法性及び不当性は認められない「不当性」とは何か</p> <p>公文書公開請求</p> <p>①代表監査委員に説明を受けたいと事務局に要望したところ拒否された。出来ないと言う法的根拠を示した公文書</p> <p>②語句の説明はするが内容についての質問は受け付けない法的根拠を示した公文書 他3件</p> <p>平成29年10月25日  質問及び文書開示請求に対する回答  住民訴訟の前置手続として位置づけられている住民監査請求結果へ質問で、回答については、監査結果通知後に監査結果以外の追加要素が加わらぬよう回答を作成し、監査委員決裁を経て、監査委員事務局長名で回答している。</p>

	<p>該当文書が存在しないものは、不開示決定通知書に理由を付記。 平成29年11月8日 10月25日付け回答に対する再質問 平成29年11月14日 11月8日付け回答に対する再質問 監査委員事務局の職務遂行にあたっての姿勢について回答。 平成29年12月4日 11月14日付け回答に対する苦情申立</p> <p>2 申立人の主張</p> <p>①住民監査請求の監査結果に対する質問について、法的に問題はないため、質問に対する回答は代表監査委員が答えることに異存はないか。</p> <p>②監査委員が監査結果以外に書く「意見」について、今後、一切記述しないか、どうしても書きたいのであれば、真面目に確実にフォローアップするのかを答えること。(監査結果の「意見」について)</p> <p>3 監査委員事務局の主張</p> <p>①「質問に対する回答を代表監査委員が答えることについて」 住民監査請求は住民訴訟の前置手続として位置づけられている制度であるから、住民監査請求は結果通知がすべてであり、監査結果通知後に監査結果以外の追加要素を加えるべきではないと考える。 また、住民訴訟が提起され係争中のものもある。対応できるものについては、監査委員の考えを聞きながら、監査委員事務局で対応した。これは西尾市監査委員に関する条例 第2条により、監査委員事務局が設置されており、同条例第4条により、監査委員事務局長は、監査委員の命を受け、事務を処理することとなっているので、質問に対する回答などは、監査委員事務局で対応が可能なものとの考えによる。</p> <p>②「監査結果の「意見」について」 住民監査請求は違法・不当な財務会計上の行為又は怠る事実を対象とし監査を実施する。監査結果に付した意見については、違法・不当性などとは関係なく監査の過程において監査委員が感じたことを率直な感想として表記しており、監査の結果ではなく、フォローアップの対象としていない。なお、請求を容認し勧告した際には、その措置状況のフォローアップを必ず実施する。</p>
評価決定	<p>当委員会は申立人の苦情について次のとおり評価します。</p> <p>地方自治法に定める住民監査請求は、住民訴訟の前置手続として位置づけられている制度であることから、結果通知の記載内容こそがすべてであって、結果通知後に監査結果以外の追加要素を加えるべきではないことから、案件ごとに代表監査委員が補足説明を加えることは想定されていないと考えます。したがって、事務局の対応について、問題なしと評価します。</p> <p>次に、付帯意見は、行政(西尾市)の側が監査委員に記載を求めているものではなく、独立して職権を行使する監査委員が、監査した中で感じた率直な意見を、監査の結果とは別に、自主的な判断により付しているものであるから、行政の側が、「書く、書かない」を論じるべき問題ではないと考えます。また、意見を通して、所管部署は監査委員の率直な意見を知ることができ、行政に反映できるものについては、この意見が生かされると考えるため事務局の対応について、問題なしと評価します。</p>

○ 年次別受付状況表（平成7年度～平成29年度）

受付年次	件数	受付年次	件数	受付年次	件数
1	7年度	21	9	15年度	16
2	8年度	7	10	16年度	7
3	9年度	13	11	17年度	6
4	10年度	17	12	18年度	7
5	11年度	6	13	19年度	6
6	12年度	4	14	20年度	3
7	13年度	5	15	21年度	13
8	14年度	11	16	22年度	9
				計	297

○ 処理区分別状況（累計）

処理区分	件数
1 結果通知をしたもの	170
2 調査継続中のもの	0
3 取り下げ及び相談のみのもの	88
4 その他のもの	39
合 計	297

- 苦情申立書、行政評価委員会報告書は、市役所内の事務局及び市民課ロビーのほか、次の公共施設39か所に配置しています。

一色支所、吉良支所、幡豆支所、佐久島出張所、中央ふれあいセンター、寺津ふれあいセンター、矢田ふれあいセンター、米津ふれあいセンター、福地ふれあいセンター、西野町ふれあいセンター、八ツ面ふれあいセンター、鶴城ふれあいセンター、室場ふれあいセンター、三和ふれあいセンター、横須賀ふれあいセンター、幡豆ふれあいセンター、吉良町公民館、幡豆公民館、市立図書館、一色学びの館、吉良図書館、幡豆図書館、総合体育館、鶴城体育館、中央体育館、吉良野外趣味活動施設、コミュニティ公園、市民病院、保健センター、子育て・多世代交流プラザ、吉良保健センター、岩瀬文庫、文化会館、市民活動センター、西尾勤労会館、総合福祉センター、クリーンセンター、ホワイトウェイブ21（ふれあい広場）、一色B&G海洋センター



## 5 西尾市教育委員会事業の評価所見

	課かい名	事業名	所見
1	教育庶務課	学校給食調理業務委託	<p>業務を民間委託することについて、総務省では、地方行政サービス改革の推進に関する主要事項として掲げており、また、西尾市では行財政改革推進計画に基づき推進しています。担当課はこの事業を「業者委託金額」「西尾市学校給食の直営経費」「直営の学校給食調理員の年齢構成」等、多方面から分析し、「直営」「委託」に関する今後の方向性を総合的に探っている点を評価します。</p> <p>学校給食は、児童・生徒が安心して安定的に、かつ、おいしく食べられることで健全な成長につながるものです。よって、業務委託による経費や事務量の削減を図る一方で、調理場の衛生環境の維持向上や受託業者の安定確保も図り、より効果的な業務運営に努められるよう要望します。</p>
2	文化振興課	塩田体験館管理事業	<p>旧吉良文化広場で整備を行ってきた西尾市塩田体験館が整備され、塩田による製塩技術を民俗文化財としての保存する体験館の存在は、今後益々重要なものになると思われます。</p> <p>平成24年から吉良入浜式塩田保存会会員によって体験の運営が行われており、近年、体験参加者が増加し施設が手狭となり、参加者の不便を解消するため、施設のリニューアルを図ったことは評価できます。</p> <p>この事業は、直營業務とする体験館の管理運営と、委託業務とする塩田体験業務に区分できます。それぞれの予算を有効に配分するとともに、今後、収入を増加するために塩の販売など検討されること、及び賃金、施設管理費もかかるため、運営方法の見直しや民間委託も考え、リニューアルに相応しい整備を行っていただくよう要望します。</p>
3	図書館	雑誌スポンサー制度事業	<p>図書館の閲覧用雑誌のうち、特定の雑誌の購入費用を、スポンサーとして個人や企業、店舗等に負担していただき、その対価として、雑誌架やその雑誌の最新号の雑誌カバーに、その企業名や広</p>

			<p>告を表示することにより雑誌購入費分を削減できていることは評価できます。</p> <p>今後は、可能な範囲で募集雑誌を拡大したり、雑誌代金に事務負担費を上乗せして募集したり、広告募集スペースとして蔵書棚ロッカーや閲覧スペース等検討するなどさらなる歳入増加の取組を要望します。</p>
4	生涯学習課	平成29年成人式	<p>西尾市の成人式は、新成人の代表者で組織する実行委員会で企画・運営することで時代に合った成人式となっています。</p> <p>また、企業広告の募集による収入の確保やアンケート調査による自己評価、このほか新成人の人数によって、会場を変更することで経費削減を考えるなど、事業に対する前向きな姿勢を評価します。</p> <p>課題となっている成人式当日の駐車場の問題を解決するとともに、会場費などの委託費を減らす工夫をすることを要望します。</p>
5	学校教育課	少人数教育推進事業	<p>この事業費で任用された教師が余裕教室を利用した少人数指導をしていること、あるいは担任とのティームティーチングを実施し、きめ細かい指導が行われていることを評価します。校長・教頭は、少人数指導の成果・学習効果を説明できる資料を常に準備されたい。また少人数指導にあたる教師の授業力向上のために教師間の相談体制づくり、学校経営アドバイザーなど外部の指導者による研修に努められることを要望します。</p>
6	スポーツ課	西尾市市民体育大会	<p>市民に幅広く体育大会に参加する機会をつくること、また、スポーツの普及や市民の健康増進は大切なことと考えます。また、多くの市民が大会に参加したことは評価します。</p> <p>しかし一方で、費用（委託費）を抑制することも必要だと考えます。ゼッケンに企業名を入れたり、パンフレットに広告を入れたりするなど、収入を確保するとともに、体育協会を法人化して費用を抑制することを要望します。</p>

## 6 参考資料

### 第1部 西尾市行政評価委員会要綱

#### 第1章 総則

(目的及び設置)

第1条 本市の行政改革の進捗状況、市政への苦情に対する市の処理について、公正かつ中立的立場から評価を行い、市長に対し報告し、又は意見を述べるとともに、市長の求めに応じ、市の施策や市民の提言等について意見を述べることにより、市政の公正性及び信頼性を高め、もって開かれた市政の一層の進展を図ることを目的として、本市に西尾市行政評価委員会（以下「評価委員会」という。）を置く。

(所管事項)

第2条 評価委員会の所管する事項は、市長の所管する業務の執行に関する事項、当該業務に関する職員の行為及び社会福祉法（昭和26年法律第45号）第82条による市の機関が行う福祉サービスに係る苦情に関する事項とする。ただし、次に掲げる事項は所管しないこととする。

- (1) 判決、裁決等により確定した権利関係に関する事項
- (2) 裁判所において係争中の事故及び行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定による不服申立てを行っている事項
- (3) 監査委員が監査等の結果報告をし、公表した事項及び監査等を行っている事項
- (4) 職員の自己の勤務条件及び身分に関する事項
- (5) 評価委員会の行為に関する事項
- (6) 議会に関する事項

(評価委員会の職務)

第3条 評価委員会は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 行政改革の監視・調査・公表についての評価を市長に報告すること。
- (2) 市政への苦情の申立てがあった場合に、公正かつ中立的立場から、苦情に対する市の処理について調査・検討し評価を行い、必要があると認めるときは、市長に意見を述べること。
- (3) 市政全般について、自己の発意に基づく意見を市長に述べること。
- (4) 市長の求めに応じ、市への市民からの提言や要望等及び苦情にかかわる各種施策の問題点と改善の方策等について調査・検討し、市長に意見を述べること。
- (5) 社会福祉法第82条による市の機関が行う福祉サービスに係る苦情の相談を受け、及び必要に応じこれに関し市長に意見を述べること。

#### 第2章 責務

(評価委員会及び委員の責務)

第4条 評価委員会は、中立的第三者機関として、公正かつ適切にその職務を遂行しなければならない。

- 2 評価委員会の委員（以下「評価委員」という。）は、その地位を政党又は政治的目的のために利用してはならない。
- 3 評価委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、又、同様と

する。

(市長の責務)

第5条 市長は、評価委員会の職務の遂行に関し、その独立性を尊重しなければならない。

2 市長は、評価委員会の職務の遂行に関し、積極的な協力援助に努めなければならない。

(市民の責務)

第6条 市民は、この要綱の目的を達成するため、この制度の適正かつ円滑な運営に協力しなければならない。

### 第3章 評価委員の委嘱等

(評価委員の委嘱等)

第7条 評価委員は、人格が高潔で地方行政に関し優れた識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

2 評価委員は任期を2年とし、再選を妨げない。

3 評価委員は、衆議院議員、参議院議員、地方公共団体の議会議員若しくは長、政党その他の政治団体の役員と兼ねることができない。

4 市長は、評価委員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認める場合又は職務上の義務違反その他評価委員にふさわしくない行為があると認めるときは、評価委員を解嘱することができる。

(評価委員会の組織等)

第8条 評価委員の定数は3人とし、そのうち1人を代表行政評価委員「以下「代表評価委員」という。）とする。

2 代表評価委員は、評価委員の互選により定める。

3 評価委員会の会議は、代表評価委員が招集し、その議長となる。

4 その他、評価委員会の会議については必要な事項は、代表評価委員が評価委員会に諮って定める。

### 第4章 苦情の評価等

(苦情の申立て)

第9条 何人も、評価委員会に対し、市長の所管する業務の執行に関する事項及び当該業務に関する職員の行為について苦情を申し立てることができる。

2 評価委員会は、苦情の申立ての内容について、評価委員会の活動報告書取扱事例として原則公表するものとする。

3 評価委員会は、前項の規定により公表するときは、個人情報等の保護について十分な配慮をしなければならない。

(苦情の申立手続)

第10条 苦情を申し立てようとする者は、評価委員会に対し、次に掲げる事項を記載した申立書を提出しなければならない。ただし、評価委員会がやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。

(1) 苦情を申し立てようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称、事務



所又は事業所の所在地及び代表者の氏名)

(2) 苦情の申立ての趣旨及び理由並びに苦情申立ての原因になった事実のあった年月日

(3) 他の制度での手続の有無

2 苦情を申立てた者（以下「苦情申立人」という。）は、面談日を予約して、直接評価委員会に苦情を申し述べることができる。

3 苦情の申立ては、代理人により行うことができる。

4 苦情申立人は、すでに提出した申立書について、第14条第1項に規定する通知が発せられる前までに、取下書を提出することによって取り下げることができる。

（苦情の評価等）

第11条 評価委員会は、苦情の申立てが次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該苦情に係る評価は行わない。

(1) 第2条ただし書の規定に該当するとき。

(2) 苦情申立人が苦情の申立ての原因になった事実について苦情申立人自身の利害を有しないとき。

(3) 苦情の内容が、苦情申立ての原因となった事実のあった日から1年を経過しているとき。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

(4) 虚偽、その他正当な理由がないと認められるとき。

(5) 評価委員会が既に評価をした事項と同一の事項について申立てがなされたとき。

(6) この要綱により既に処理が終了している事項。

(7) その他、評価することが適切でないとして認められるとき。

2 評価委員会は、前項の規定により評価を行わない場合は、その旨の理由を付して苦情申立人に速やかに通知しなければならない。

（調査・検討の通知等）

第12条 評価委員会は、申立てに係る苦情に対する市の処理についての調査・検討（以下「苦情の調査・検討」という。）を行おうとするときは、市長に対し、その旨を通知しなければならない。

2 評価委員会は、苦情の調査・検討を開始した後においても、その必要がないと認めるときは、当該苦情の調査・検討を中止することができる。

3 評価委員会は、苦情の調査・検討を中止したときは、その旨の理由を付して苦情申立人及び市長に速やかに通知しなければならない。

（調査・検討の方法）

第13条 評価委員会は、調査・検討のため必要があると認めるときは、市長に説明を求め、その保有する書類、帳簿その他の記録の提出を求めることができる。

2 評価委員会は、調査・検討のため必要があると認めるときは、関係人又は関係機関から事情を聴取し、又は実地調査をすることができる。

（評価の通知等）

第14条 評価委員会は、申立てに係る苦情に対する市の処理の評価を決定したときは、速やかに苦情申立人及び市長に通知しなければならない。

2 評価委員会は、申立てのあった苦情に対する市の処理の評価を決定した結果、必要があると

認めるときは、市長に意見を述べることができる。

- 3 評価委員会は、市長が求めた事項の調査・検討が終了したときは、その結果について速やかに市長に通知しなければならない。

(評価の通知等)

第14条 評価委員会は、申立てに係る苦情に対する市の処理の評価を決定したときは、速やかに苦情申立人及び市長に通知しなければならない。

- 2 評価委員会は、申立てのあった苦情に対する市の処理の評価を決定した結果、必要があると認めるときは、市長に意見を述べることができる。
- 3 評価委員会は、市長が求めた事項の調査・検討が終了したときは、その結果について速やかに市長に通知しなければならない。

(意見の尊重)

第15条 評価委員会が意見を述べたときは、市長はその意見を尊重しなければならない。

(報告等)

第16条 評価委員会は、第14条第2項の規定により意見を述べたときは、市長に対し、是正等の処理方針について報告を求めるものとする。

- 2 市長は、前項の規定により報告を求められた日から起算して60日以内に、評価委員会に対し、是正等の処理方針について報告しなければならない。
- 3 評価委員会は、前項の規定による報告があったときは、その旨を苦情申立人に速やかに通知しなければならない。

## 第5章 雑 則

(評価等の受任)

第17条 評価委員会は、市長が市長以外の執行機関等から委任を受けた場合は当該執行機関等の所管する業務の執行に関する事項及び当該業務に関する職員の行為についての評価等を行うことができる。

(事務局)

第18条 評価委員会の事務を処理するため、企画部企画政策課内に事務局を置く。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、評価委員の運営に関し必要な事項は別に定める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成7年4月10日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱は、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）の1年前の日から施行日までの間にあった事実にかかる苦情についても適用する。

附 則

この要綱は、平成8年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

## 第2部 西尾市行政評価委員会運営要領

(目的)

第1条 この要領は、西尾市行政評価委員会要綱（以下「要綱」という。）第19条の規定により西尾市行政評価委員会の運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この要領において使用する用語は、要綱において使用する用語の例による。

(代理)

第3条 代表評価委員に事故があるとき、又は欠けたときは、年長の評価委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 要綱第8条第3項に規定する会議は、定例会及び臨時会とする。

2 定例会は、原則として、毎月1回開催するものとし、臨時会は代表評価委員が必要と認めるときに開催するものとする。

3 会議に付する事項は、次のとおりとする。

- (1) 評価委員会の職務執行の一般方針に関すること。
- (2) 苦情を評価する適否に関すること。
- (3) 苦情申立てに係る評価の中止・決定又は意見表明に関すること。
- (4) その他評価委員会に関する事項

(様式)

第5条 要綱に規定する通知等の書類の様式は別表に掲げるとおりとする。

(口頭による申立て)

第6条 要綱第10条第1項に規定する苦情の申立てが文書によることができない場合は、口頭による申立てにより事務局職員が必要事項を聴取し苦情申立書を作成するものとする。

(受付場所)

第7条 苦情申立書の受付場所は、西尾市行政評価委員会事務局とする。

(苦情の申立ての聴取)

第8条 要綱第10条第2項に規定する面談日は、原則として、毎月第1、第3月曜日（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）とし、当該日が祝日の場合は次週とする。

2 評価委員の面談時間は、原則として、午後1時30分から午後3時00分までとする。

(事務局)

第9条 要綱第18条に規定する事務局の事務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 苦情申立ての受付に関すること。
- (2) 苦情申立てに係る通知、調査、意見表明等の事務手続きに関すること。
- (3) 苦情申立て等に係る市の機関との連絡に関すること。
- (4) 評価委員会の庶務に関すること。

附 則

この要領は、平成7年4月10日から施行する。

この要領は、平成10年4月1日から施行する。

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

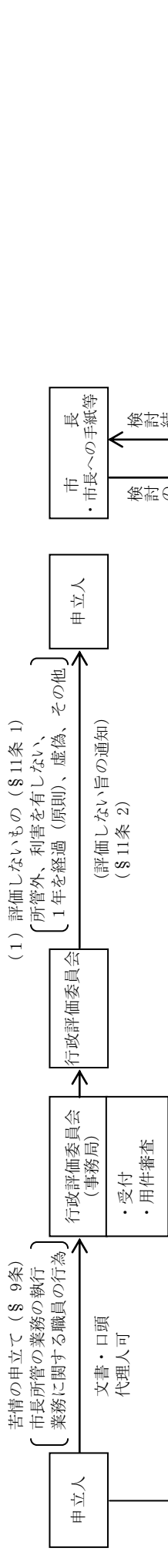
この要領は、平成21年4月1日から施行する。

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

この要領は、平成27年8月1日から施行する。

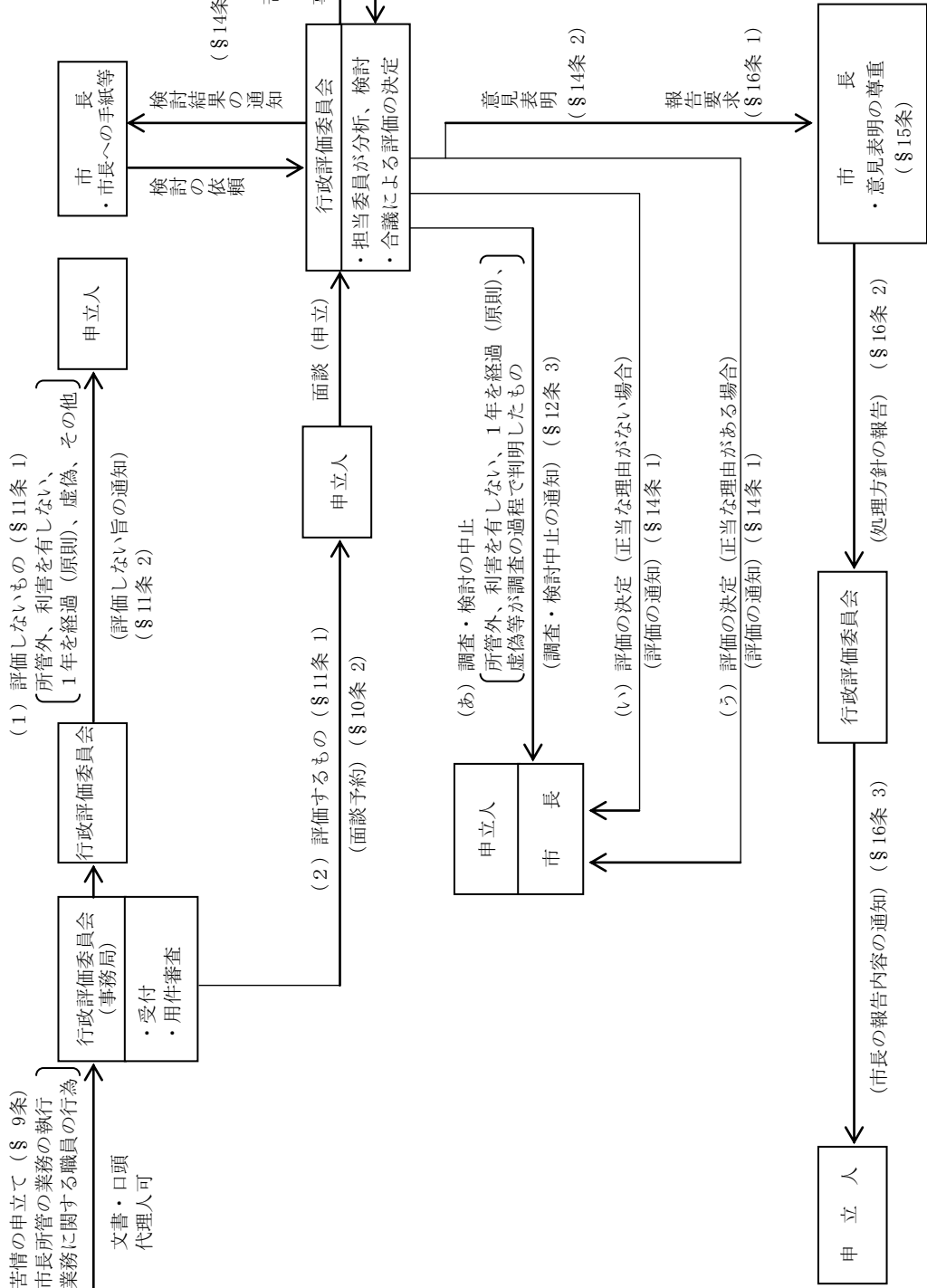
# 第3部 西尾市行政評価委員会苦情申立て処理フロー

## 1 市民からの苦情



苦情に対する  
市の処理 (§ 1条)  
\*最初の苦情も含む

## 2 市長が意見を求めるもの



## 第4部 西尾市行政評価委員会の概要

### 1 制度導入の経緯

平成6年6月に市民10人からなる「西尾市行政改革懇談会」が設置された。この懇談会の提言により、行政運営は「開かれた市政と市民参加の視点」を重視して行われることが必要との基本理念が打ち出された。これにより、西尾市行政改革大綱に基づく行政改革の進捗状況はできる限り分かりやすい表現で住民に情報提供すること、住民が意見・提案を申立てることのできる民間の有識者数名によるオンブズマン的な組織を設立し、監視・調査・公表の機能を強化する必要があることなどが協議された。

監視・調査・公表の機能を持った中立的第三者機関を設置し、市政の公正性及び信頼性を高め、もって開かれた市政の一層の進展を図るため、愛知県内では先がけて公的オンブズマンである「西尾市行政評価委員会」が平成7年4月に発足した。

### 2 制度の特色

一般的に「行政オンブズマン制度」は、市政への苦情にかかる市の処理について第三者的な立場から評価することを第一主義としている。

しかしながら、本委員会は、苦情処理についての評価以外に本市の行財政改革の進捗状況について、公正かつ中立的な立場から評価を行い、市長に対し報告し又は意見を述べるとともに、市長の求めに応じ市の施策や市民の提言等について意見を述べることにより、開かれた市政の一層の進展を図っていることが特色となっている。

### 3 概要

#### (1) 名称

行財政改革や苦情に対して、第三者から評価をすることを重点とする制度で、評価委員による合議制を基に委員の総意で評価をすることから、名称を「西尾市行政評価委員会」とした。

#### (2) 実施

平成7年4月10日「西尾市行政評価委員会要綱」施行により設置している。

#### (3) 目的・趣旨

本市の行財政改革の進捗状況、市政への苦情に対する市の処理について、公正かつ中立的立場から評価を行い、市長に対し報告し又は意見を述べるとともに、市長の求めに応じ市の施策や市民の提言等について意見を述べることにより、市政の公正性及び信頼性を高め、もって開かれた市政の一層の進展を図ることを目的とする。

#### (4) 委員の任期等

委員は、男性2名、女性1名で構成されており、その内1名を評価委員の互選により代表評価委員としている。

評価委員は、衆議院議員、参議院議員、地方公共団体の議会議員若しくは長、政党その他の政治団体の役員と兼ねることができず、人格が高潔で地方行政に関し優れた識見を有する者のうちから市長が委嘱し、任期は2年とし再選を妨げない。

#### (5) 職務

① 行財政改革の監視・調査・公表についての評価を市長に報告すること。

- ② 市政への苦情の申立てがあった場合に、公正かつ中立的立場から、苦情に対する市の処理について調査・検討・評価を行い、必要があると認めるときは、市長に意見を述べること。
- ③ 市政全般について、自己の発意に基づく意見を市長に述べること。
- ④ 市長の求めに応じ、市への市民からの提言や要望等及び苦情にかかわる各種施策の問題点と改善の方策等について調査・検討し、市長に意見を述べること。
- ⑤ 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第82条による市の機関が行う福祉サービスに係る苦情の相談を受け、及び必要に応じこれに関し市長に意見を述べること。

以上の5点となっている。

これらの運営状況については、次のとおりである。

#### ① 行財政改革の監視等

行政を取り巻く環境は常に変わっており、同時に業務の効率化、変革への対応、透明化等が求められている。

特に、行政運営については、「開かれた市政と市民参加の視点」を重視し、行われる必要がある。中立的第三者機関として、公正・中立な立場での監視・調査及び公表機能を持つ本会は、こうした視点に立ち行財政改革の監視等に努めている。

#### ② 苦情申立ての受付処理

市民からの苦情申立てが容易にできるようリーフレット・苦情申立書を市役所のほか市内39か所の公共施設に設置するとともに、年次ごとの西尾市行政評価委員会報告書も同時に配置し、プライバシーに配慮しながら申立て内容等の公表に努めている。

また、苦情申立てについては、便宜を図るため面談だけでなく、電話・FAX、郵送、代理人、Eメールでも受け付け、調査、検討し、評価を行っている。

#### ③ 自己の発意

評価委員の自己の発意に基づく意見表明が今までに4件提出されている。

- ・ 「第5次総合計画」の策定に伴い、行政と市民の信頼に基づくパートナーシップにより、まちづくりが推進されるよう要望（平成8年3月）
- ・ 行政マネジメントシステム「ISO9000s」の導入についての研究・検討を要望（平成11年3月）
- ・ 「法教育」の研究を行い、市内小中学校において、子どもたちの問題解決能力をより高めるため、導入あるいは強化を要望（平成16年3月）
- ・ 「市民満足度アンケート」「職員アンケート」を行い、その結果を踏まえ、市職員の意識の涵養や諸制度の新設・見直しを要望（平成21年3月）

#### ④ 市長の求めに応じて行う職務

市長から、各種施策の問題点と改善の方策等についての求めが過去2件あり、本会として調査、検討して評価を行い、各年次報告書で評価内容について公表している。

- ・ 西尾市障害者福祉計画の実施状況について(平成11・12年度)

#### (6) 対象範囲

苦情を申立てることができる人は、西尾市に住んでいる人に限らず、西尾市が行っている仕事とその仕事に携わっている職員の行為で、行政に対し、市の処理に納得できな

い、不満があるなど、自らの利害に係る苦情を持つ人である。従って、未成年者、西尾市以外の居住者、外国人、法人、その他の団体でも申立てができる。

ただし、下記の事項は除外している。

- ① 判決、裁決等により確定した権利関係に関する事項
- ② 裁判所において係争中の事項及び行政不服審査法(平成 26 年法律第 68 号)の規定による不服申立てを行っている事項
- ③ 監査委員が監査等の結果報告をし、公表した事項及び監査等を行っている事項
- ④ 職員の自己の勤務条件及び身分に関する事項
- ⑤ 評価委員会に関する事項
- ⑥ 議会に関する事項

また、申立て期限は当該苦情に係る市の処理を知り得た日から 1 年以内としているが、不利益が継続しているものなど申立人に正当な理由がある場合は申立てができる。

#### (7) 申立ての手続き

行政評価委員会事務局(市役所企画政策課内)で「苦情申立書」により申立てを受付けている。代理人、ファクス、Eメール、郵送でも受付けている。

なお、電話の場合は、事務局職員が申立て人に代わって「苦情申立書」を作成する。

ただし、匿名による申立ては、本人の利害関係が確認できないので受付けはしない。

#### (8) 申立て処理方法

- ① 調査・検討の方法については、該当主管課の管理職等より説明を求め、その保有する書類、帳簿その他の記録の提出を求めることができる。それ以上に調査・検討の必要がある場合は、関係機関から評価会席上において事情を聴取し、又は実地調査をする。
- ② 申立て案件の調査検討は評価委員全員の合議により評価を決定し、その結果を申立人及び市長に書面をもって通知する。
- ③ 申立てのあった苦情に対する市の処理の評価を決定した結果、必要があると認めるときは、市長に意見を述べることができる。
- ④ 評価委員会が意見を述べたときは、市長はその意見を尊重しなければならない。
- ⑤ 意見を述べたときは、市長に対し、是正等の処理方針について報告を求めることができる。
- ⑥ 市長は、報告を求められた日から起算して 60 日以内に評価委員会に対し、是正等の処理方針について報告しなければならない。
- ⑦ 市長より報告があったときは、その旨を苦情申立人に、速やかに通知する。
- ⑧ 市長が求めた事項の調査・検討が終了したときは、その結果について速やかに市長に通知する。
- ⑨ 申立て案件が評価委員会の所管する業務以外の案件についても、その理由を付して書面で申立て人に通知することがある。

#### (9) 年次報告

評価委員会の活動状況をまとめ、市長に報告している。

また、市議会、市の部課長、報道機関、関係機関に配布するとともに、苦情申立書の



常備場所である公共施設に配置し、一般市民に対しても公表している。

(10) 事務局

事務局は、西尾市企画部企画政策課内に西尾市行政評価委員会事務局を設置しており、専門職員は配置しておらず、兼務職員が2人である。ただし、事務局職員としては、部長、課長を含めた4人体制である。

(11) 運営状況

平成7年度から平成29年度までの23年間の苦情申立書の受付け状況については、146頁のとおりである。

行財政改革の監視等について、西尾市の近年の状況では、平成6年度に西尾市行政改革大綱及び実行計画を策定。平成7年度から業務の効率化等を図るため、9つの検討委員会を設置し、実施に努め、一定の成果を上げてきた。

また、平成7年度の実行計画（以下「第1次実行計画」という。）の実施状況を踏まえ、さらに行政改革を推進するため、平成11年5月に新たな西尾市行政改革推進計画を策定し、平成11年度以降に重点的に実行すべき項目と数値目標、目標年度を定め、項目ごとに6つの検討委員会を設置して第2次実行計画を策定した。さらに、第1次実行計画の実行項目でさらに推進すべき事項の検討・実施に努めてきた。その後、第2次実行計画を押し進めるうちに、目標を達成できないもの、当初の目標を変更しなければならないものが明らかになった。さらに、今後の財政見通しの危機的状況を見据え、歳入の確保と一層の歳出改革により、限られた財源、人的資源を効率的、効果的な行政運営を行う新行政システムの構築が急務となり、職員が自らの事業を評価する「行政評価制度」を平成15年度に導入。同時に、第3次実行計画にあたる「行財政改革推進計画」を平成16年度に策定した

この他、評価については、平成17年度は、提出された行政評価制度評価表について総括評価と抽出評価を行い、市当局へ要請を行った。

平成18年度は、市の事業のうち「市の裁量に委ねられた任意的事業（一般）」の265事業（老人ホームを除く）すべてを対象に評価を行い、平成19年度にはその評価結果に対して、各課がどのような対応を取ったかについて進捗調査を行った。

平成20年度より、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正に伴い、西尾市教育委員会から依頼を受け、同教育委員会が所管する事務から抽出した事業について評価を行っている。

そして、平成23年4月には、西尾市と幡豆郡3町が合併して新西尾市が誕生したことに伴い、平成24年3月に新たな行財政改革大綱と第4次実行計画を策定した。合併によるスケールメリットを生かし、「市民と行政が協働・共有するまちづくり」「財政基盤の確立と効果的・効率的な行政運営」「持続可能な市民サービスの提供」の3つの基本方針を掲げ、行財政改革を推進している。これらの進捗状況について、本委員会で監視・調査・公表を行っている。

平成27年度は、本委員会の職務の一つである行財政改革の監視として、平成23年度に実施した事業仕分け及び平成24年度以降の西尾市公開事業診断の追跡調査において、主に判定どおりに進んでいない事業について、市に対して講評を行なった。

平成28年度は、教育委員会所管事業の評価を行った。なお、西尾市行財政改革推進計画（第4次実行計画）については、調査の結果、計画期間が平成28年度までのため、継続して取り組んでいる事例もあり、現時点での評価は控え、今後の進捗を見守っていくこととした。

平成29年度は、前年度評価を控えた西尾市行財政改革推進計画（第4次実行計画）が計画期間である5年を迎えたことから、全107件の取組事項において、調査及び評価を行った。



---

西尾市行政評価委員会  
平成29年度（第23次）報告書  
（平成29年4月1日～平成30年3月31日）  
平成30年8月発行

西尾市行政評価委員会  
〒445-8501 愛知県西尾市寄住町下田22番地  
電話 0563-65-2155（直通）  
F A X 0563-56-0212  
e-mail kikaku@city.nishio.lg.jp  
HP <http://www.city.nishio.aichi.jp>

---